

平成 4 年 12 月 15 日 開会
平成 4 年 12 月 17 日 閉会

和泉市議会第 4 回定例会会議録

第 5 号

和 泉 市



和泉市議会第4回定例会会議録目次

平成4年12月15日（火曜日）第1日目

○ 出席議員・欠席議員		1頁
○ 議事説明員、その他		1"
○ 議事日程		3"
○ 開会宣告（午前10時00分）		3"
○ 市長開会挨拶		4"
○ 日程第1	会議録署名議員の指名について（上田育子・田代一男・松尾孝明）	4"
○ 日程第2	会期の決定について（12月15日～12月21日 7日間）	4"
○ 日程第3	一般質問について	4"
	1番に 6番 田代一男君	9"
	2番に 28番 猪尾伸子君	16"
	3番に 5番 上田育子君	31"
	4番に 12番 大谷昌幸君	39"
	5番に 26番 原重樹君	53"
○ 散会宣告（午後4時23分）		71"

平成4年12月16日（水曜日）第2日目

○ 出席議員・欠席議員		73"
○ 議事説明員、その他		73"
○ 議事日程		75"
○ 開会宣告（午前10時00分）		75"
○ 日程第1	一般質問について	75"

1 番に 27番 早乙女 実 君 75頁

2 番に 21番 辻 正 治 君 97 "

3 番に 20番 並 河 道 雄 君 111 "

○ 散会宣告 (午後 3 時05分) 132 "

平成 4 年12月17日 (木曜日) 最終日

○ 出席議員・欠席議員 133 "

○ 議事説明員、その他 133 "

○ 議事日程 135 "

○ 開会宣告 (午前10時00分) 137 "

○ 日程第 1 (監査報告第33号)
例月出納検査結果報告 (収 入 役 扱 平成4年7月分)

○ 日程第 2 (監査報告第34号)
例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 平成4年7月分)

○ 日程第 3 (監査報告第35号)
例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 平成4年7月分)

○ 日程第 4 (監査報告第36号)
例月出納検査結果報告 (収 入 役 扱 平成4年8月分)

○ 日程第 5 (監査報告第37号)
例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 平成4年8月分) 137頁

○ 日程第 6 (監査報告第38号)
例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 平成4年8月分)

○ 日程第 7 (認定第 1号)
平成 3 年度和泉市一般会計及び特別会計決算認定について
(決算審査特別委員長報告)

○ 日程第 8 (認定第 2号)
平成 3 年度和泉市水道事業会計決算認定について
(決算審議特別委員長報告) 138頁

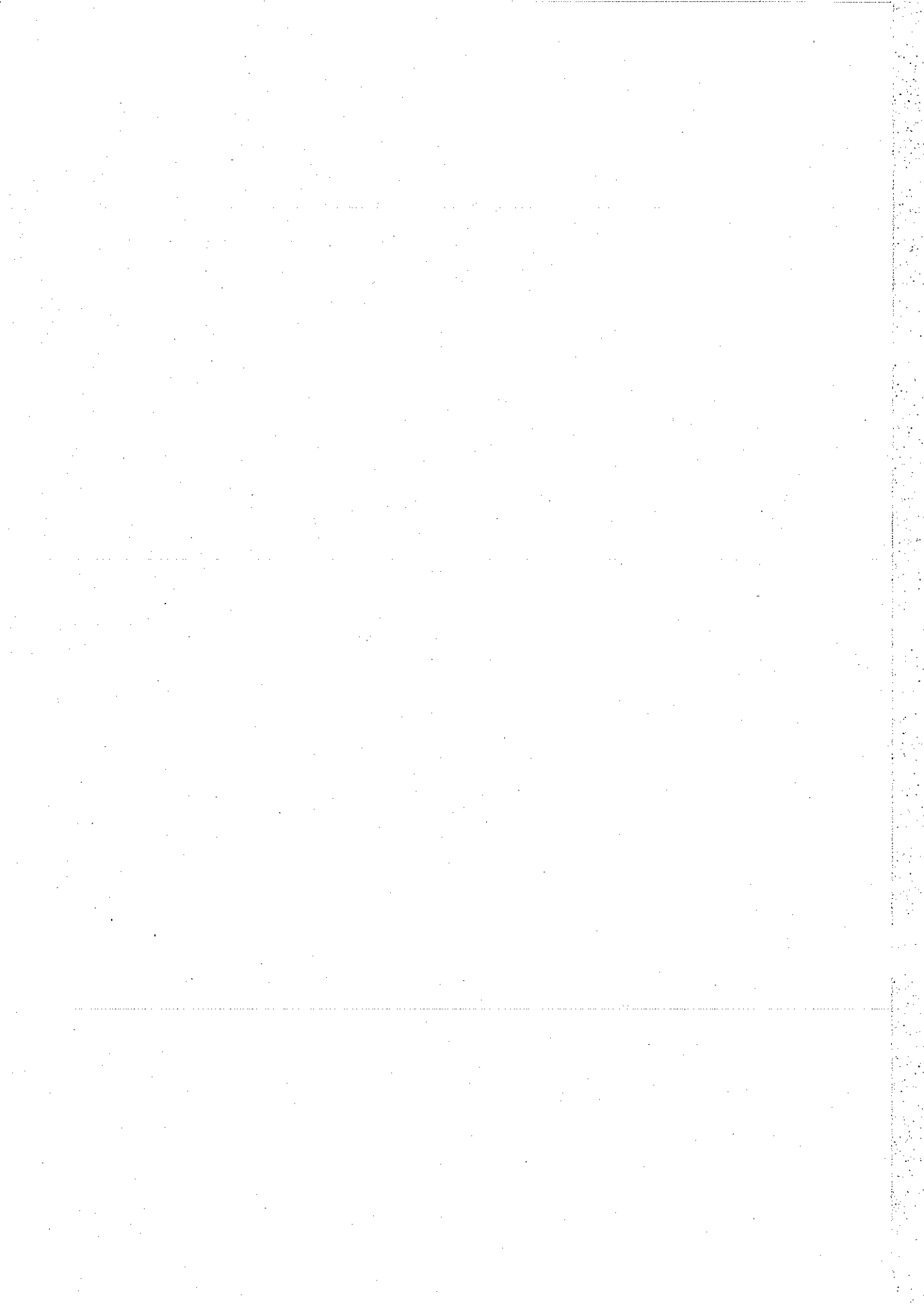
一
括
上
程

一
括
上
程

○ 日程第9	(認定第3号) 平成3年度和泉市病院事業会計決算認定について (決算審議特別委員長報告)	138頁
○ 日程第10	(報告第20号) 専決処分の報告について(交通事故に係る損害賠償の額の決定と和解)	143頁
○ 日程第11	(議案第58号) 工事請負契約締結について(公共下水道一条院10-0-④号管布設工事)	145頁
○ 日程第12	(議案第59号) 工事請負契約締結について(公共下水道肥子2-9-①号管布設工事)	146頁
○ 日程第13	(議案第60号) 財産処分について(土地の売却)	150頁
○ 日程第14	(議案第61号) 財産取得について(教育用パーソナルコンピューター)	154頁
○ 日程第15	(議案第67号) 財産取得について(いしたちはら公園用地)	158頁
○ 日程第16	(議案第62号) 市道路線の認定について(いぶき野1号線ほか17路線)	160頁
○ 日程第17	(議案第63号) 市道路線の認定について(寺田町3号線)	168頁
○ 日程第18	(議案第64号) 和泉市職員定数条例の一部を改正する条例制定について	172頁
○ 日程第19	(議案第65号) 和泉市の休日を守る条例の一部を改正する条例制定について	一 括 上 程 175頁
○ 日程第20	(議案第66号) 和泉市職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例制定 について	
○ 日程第21	(議案第68号) 和泉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について	184頁
○ 日程第22	(議案第69号) 平成4年12月支給分の期末手当の額の特例に関する条例制定について	193頁
○ 日程第23	(議案第70号) 平成4年度和泉市一般会計補正予算(第3号)	194頁

○ 日程第24	(議案第71号) 平成4年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)	204頁
○ 日程第25	(議案第72号) 平成4年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)	205 "
○ 日程第26	(議案第73号) 平成4年度和泉市水道事業会計補正予算(第2号)	210 "
○ 日程第27	(議案第74号) 平成4年度和泉市病院事業会計補正予算(第2号)	212 "
○ 日程第28	(議員提出議案第17号) 生産緑地地区の保全及び育成に関する要望決議	219 "
○ 日程第29	(議員提出議案第18号) 国民の祝日「海の日」制定を求める意見書	220 "
○ 日程第30	(議員提出議案第19号) 義歯(入れ歯)の健康保険適用範囲拡大と診療報酬引き上げを求める意見書	222 "
○ 日程第31	(議員提出議案第20号) 「国連・障害者の十年」最終年にあたっての意見書	223 "
○ 日程第32	(議員提出議案第21号) 2兆円規模の所得減税を求める意見書	225 "
○ 日程第33	(議員提出議案第22号) 乳幼児医療の充実に関する意見書	227 "
○ 日程第34	(議員提出議案第23号) 保育所「最低基準」職員配置の改善と保育所職員の労働条件の改善を求める意見書	228 "
○ 日程第35	(請願第2号) 乳幼児医療費、無料化を求める請願	230 "
○ 市長閉会あいさつ		232 "
○ 議長閉会あいさつ		232 "
○ 閉会宣告(午後2時43分)		232 "

第 1 日



平成4年12月15日午前10時和泉市議会第4回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(26名)

1番	友田博文君	16番	竹下義章君
2番	森悦造君	17番	須藤洋之進君
3番	若浜記久男君	18番	赤阪和見君
5番	上田育子君	19番	穴瀬克己君
6番	田代一男君	20番	並河道雄君
7番	松尾孝明君	21番	辻正治君
8番	中塚新治君	22番	西口秀光君
9番	讃岐一太郎君	23番	柳瀬美樹君
10番	池田秀夫君	25番	天堀博君
11番	井坂善行君	26番	原重樹君
12番	大谷昌幸君	27番	早乙女実君
13番	柏富久蔵君	28番	猪尾伸子君
15番	木村静雄君	29番	勝部津喜枝君



本日の会議に出席報告のあった者の職、氏名は次のとおりである。

記

市	長	池田忠雄	同次長兼総務課長	池辺功
助	役	坂口禮之助	同次長兼財政課長	阪豊光
助	役	田中昭一	同次長兼資産税課長	加久本良一
収	入	中塚白	同 和 对 策 部 長	森利治
市	長	堀宏行	同次長兼総合調整課長	門林良治
同	理	鹿島賢昌	解放総合センター所長 兼 総 務 課 長	戸口泰明
同	理	亀山学	福 祉 事 務 所 長	中川鉄也
同	次	池辺一三	同理事兼児童福祉課長	坂田平之
同	次	石本博信	同次長兼総合福祉館長	松尾守
同	秘	木寺正次	市 民 生 活 部 長	麻生和義
企	画	逢野博之	同 理 事 (環 境 整 備 ・ こみ減量対策担当)	岸田秀仁
同	理	三井義秋	同次長兼健康課長	池辺修次
同	副	吉祇利朗	同次長兼保険年金課長	長岡敏晃
同	企	今村堅太郎	産 業 部 長	大塚孝之
同	施	井阪和充	同 理 事	白樫通有
同	企	油谷巧	同次長兼農林課長	松林保
総	務	神藤恒治	参 与 兼 建 設 部 長	浅井隆介

同理事兼用地室長	奥村 富彦	病院事務局長	橋本 昭夫
同次長兼道路課長	谷 俊雄	同 理 事	谷上 徹
同次長兼建築課長	藤本 仁	同次長兼総務課長	梅山 世紀
同次長兼住宅課長	西岡 政徳	消防長兼消防署長	高宮 武男
都市整備部長	萩本 啓介	同次長兼総務課長	一ノ瀬 喜広
同 理 事	中野 義裕	同次長兼消防署副署長	池野 透
同理事(コスモポリス担当)	中辻 寿夫	土地開発公社事務局長	中西 淳富
同理事(コスモポリス担当)	尾崎 秀忠	同次長兼総務課長	大宅 清臣
同次長兼都市計画課長	中屋 正彦	教 育 委 員 長	藤井 謹市
同次長兼公園課長	田中 武郎	教 育 長	杉本 弘文
同 次 長	山下 喬三	教育次長兼管理部長	稲田 順三
下水道部長	藤原 清司	指 導 部 長	木村 吉男
同 理 事	緒方 和夫	同次長兼指導課長	西川 義徳
同 次 長	山崎 精二	社会教育部長	生田 稔
同次長兼下水道工務課長	中野 英二	同 次 長	明坂 文嘉
同副理事(ふるさと 急傾斜対策事業担当)	岸本 孝二	同次長兼図書館長	北野 喜平
改良事業部長	富田 宏之	同次長兼社会体育課長	山本 襄
同 次 長	梶田 嗣夫	収 入 役 室 長	藤木 意継
同次長兼用地課長	藤本 英夫	選挙管理委員会委員長	高橋 正道
水道事業管理者	田中 稔	同 事 務 局 長	着本 善夫
水道部理事	仲田 博文	監 査 委 員	庄司 清
同次長兼総務課長	城前 伊佐雄	同 事 務 局 長	吉田 陽三
同次長兼工務課長	西尾 浩	農 業 委 員 会 会 長	森口 義忠
病 院 長	竹林 淳	同 事 務 局 長	農 端 小一

※備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

○
本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市囑託速記士 中野 満 男

○
本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長	北野 敦雄
次 長	河原 茂隆
議事係長	田中 康弘
調査係長	井之上 光一
議事係員	田村 隆宏

本日の議事日程は次のとおりである。

平成4年和泉市議会第4回定例会議事日程

(12月15日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1		会議録署名議員の指名について	
2		会期の決定について	
3		一般質問について	

(午前10時00分開議)

- 議長（竹下義章君） おはようございます。議員の皆さんには、年の瀬も押し迫り何かと御繁忙の折にもかかわらず多数御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市議会事務局長報告)

- 市議会事務局長（北野敦雄君） 御報告申し上げます。
ただいま御出席の議員さんは25名でございます。欠席並びに遅刻の届け出の議員さんはございません。現在、25名でございます。
- 議長（竹下義章君） ただいまの報告とおりであります。よって、議会は成立しておりますので、これより平成4年第4回定例会を開会いたします。
- 議長（竹下義章君） 本日の会議に出席を求めた者の氏名並びに議事日程は、お手元に印刷・配付してあるとおりでありますので、よろしく御了解を願います。

-
- 議長（竹下義章君） この際、市長のあいさつをお願いいたします。
(市長登壇、開会あいさつ)

○ 市長（池田忠雄君） おはようございます。一言、ごあいさつを申し上げます。

本日、ここに平成4年第和泉市議会4回定例会をお願いを申し上げましたところ、議員皆様方には、年末殊のほか御多忙の折にもかかわらず御出席を賜り、ただいま議会が成立いたしましたことを衷心より厚く御礼を申し上げる次第であります。

本定例会に御提案を申し上げます議案は、和泉市職員定数条例の一部を改正する条例制定について外8件と報告1件、監査報告6件でございます。議案の内容につきましては、別途、御説明をさせていただきますが、何とぞよろしく御審議を相賜りまして、御議決、御承認をくださいますようお願いを申し上げます。

はなはだ簡単ではございますが、開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。どうかよろしくをお願い申し上げます。

○

○ 議長（竹下義章君） 市長のあいさつが終わりました。

それでは、これより日程審議に入ります。

日程第1「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。

本件は、会議規則第103条の規定に基づき、5番・上田育子君、6番・田代一男君、7番・松尾孝明君、以上、3名の方を指名いたします。

○

○ 議長（竹下義章君） 次に、日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、さきの議会運営委員会の決定に基づき、本日から12月21日までの7日間と決定いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ない者と認めます。よって、本定例会の会期は、本日より12月21日までの7日間と決定いたします。

一般質問発言者及び発言の要旨

(平成4年12月第4回定例会)

発言順	1	発言者	田代一男議員
発言の要旨	1.	基地周辺整備（防衛施設庁補助金）について市民にPRすべきではないか	
	①	方法、標識（看板等）または、竣工の時点で広報紙に	
発言の要旨	2.	自衛官の募集協力について	
	①	パンフレットの配置について	
	②	年1回広報紙に「募集要綱」の掲載について	

発言順	2	発言者	猪尾伸子議員
発言の要旨	1.	遺跡調査と保存、收藏について	
	2.	不況対策について	

発言順	3	発言者	上田育子議員
発言の要旨	1. コスモポリス計画について		
	2. ゴールドプランについて		

発言順	4	発言者	大谷昌幸議員
発言の要旨	1. JR阪和線以西地域の様々について		
	2. 教育施設について		
	① プラネタリウムについて ② 博物館について		

発言順	5	発言者	原 重 樹 議員
発 言 の 要 旨	1. 同和問題、個人給付事業と窓口一本化について		
	2. 和泉診療所について		
	3. コスモポリス計画について		

発言順	6	発言者	早 乙 女 実 議員
発 言 の 要 旨	1. 「老人福祉計画」の策定について		
	2. 幸青少年センターの移転問題について		
	① ひまわり保育園廃園について ② 幸青少年センターの事業内容について		

発言順	7	発言者	辻 正 治 議員
発 言 の 要 旨	1.	福祉バス運行について	
	2.	福祉農園（市民農園）について	
	3.	シルバー人材（名人百撰）体験談について － チャリティー基金について －	
	4.	市営墓地の計画について	
	5.	まちづくり（公園）について	

発言順	8	発言者	並 河 道 雄 議員
発 言 の 要 旨	1.	道路行政について	
	2.	救急医療体制の充実について	
	3.	住民本位の行政サービスについて	
		① 北信太府営住宅建替について ② 駐車場問題について ③ 土曜完全閉庁による窓口業務について	

- 議長（竹下義章君） 日程第3「一般質問について」を行います。

なおこの際、議長として理事者並びに議員の方をお願いをしておきます。

特に理事者におかれては、質問の趣旨を的確にとらえて答弁されるようお願いいたします。

また、議員におかれても、質問に当たっては一問一答にならないよう、順序よく、要領よくお願いをいたしておきます。

それでは、最初に6番・田代一男君。

（6番・田代一男君登壇）

- 6番（田代一男君） 基地周辺整備のPR及び自衛官の募集協力の2点についてよろしくお願いをいたします。新米議員ということで先輩議員あるいは理事者の方々にいろいろ御迷惑をおかけしようかと思いますが、そこは不慣れということで御容赦願いたいと思います。

私は、議員になる以前から光明台の連合自治会長として、たくさんの住民の方々の要望を携えて市役所各課に出入りをさせていただきました。私の当役所の印象は、他市とは一味違うな、ということでもあります。すなわち各職員が諸問題に前向きに取り組み、処理していただいたことに敬意を表します。

最近では、人推協の行事、開発説明会、これまた夜遅くまでごみ処理の件、僕らの下水道が詰まって流れない、あるいはバイクの進入禁止の標識をつくってくれ、あるいは税務相談の件、寝たきり老人の件等々は、これすべて自治会長の仕事であります、迅速に処理していただき、ただただ感謝の念で一杯であります。

行政とは上を見れば切りがない、下を見ればこれまた切りがない。確かに自主財源が乏しいこともあって、下水道や道路等おこなっている面はあるものの、1人ひとりの職員が、自分の仕事に前向きに取り組んでいる姿に対し、改めて衷心より感謝申し上げます。さらに、驚いたことに、市長がみずから私有車で通勤しているのを見て、市長の市政に対する姿勢を垣間見た気がいたしました。これは決して“ほめ殺し”ではありません。

さて、本論であります、先般、伯太町に参った際、前奈池公園にふと立ち寄りしました。最近、公園の前を通っても黙って通り過ぎない。必ず中に入ります、まず、最初に目に付くのが手洗い用の水道があるか、あるいは砂場は清潔か、あるいはぶらんこの安全管理はいいか、これはひとえに先輩議員穴瀬さんや赤阪さんの御指導のたまものであります。

正面入って左手に看板があり、そこにこう書いてありました。「当施設建設資金の一部は、郵便局の簡易保険積立金から還元融資を受けて行ったものです。和泉市 和泉郵便局」とありました。私は、お子さん連れのお母さんに「この公園はだれがつくったんですか」と聞きました。お母さんは答えました。「これは市と郵便局がつくったんや。あそこに書いてありまっし

ゃろうが」と指さしました。

「ちょっと待てよ」と私は、防衛庁がかなりおカネを出したという古い記憶がありましたので、少しばかり調べさせていただきました。この公園は0.31ha、昭和62年から平成元年にわたって建設をされたものですが、総工費1億8,000万円。うち防衛庁が1億円を負担、残り8,000円を市と郵便局が5,000万円と3,000万円をそれぞれ負担をしているという状況であります。

自衛隊が1億も出しているなんて市民の多くはだれも知らない。知らされていない。多くの市民の方々は、郵便局がつくってくれたと思っている。郵便局の看板を出すのであれば、なぜ両方併設をして設置をできないのか。これこそ、最近で言う不平等、差別以外の何物でもないかと感じます。これは前奈池公園に限らず、コミュニティセンター、伏屋の公民館、山ノ谷コミセン、道路では上代伏屋線、伯太桑原線等々、一切、過去現在、表示を見た記憶がない。

例えばそこにありますコミュニティセンターは、総工費7億2,000万円の費用がかかっています。うち防衛庁が2億2,000万円を支出をしています。玄関入り口の左手に大理石の表示がありますが、「簡易保険積立金融施設 和泉市 和泉郵便局」と下の方に遠慮して掲げてあります。これまた市民の多くは、「コミセンまで郵便局がつくってくれたんだな。郵便局は何とお金持ちなんだな」と思っているかどうか知りませんが、そのように書いてます。

本日の問題は基地周辺整備であります。参考までに基地交付金の支出状況について申し上げますと、大阪府でこの対象になっているのは3市であります。平成3年度分で和泉市が2億6,000万円、堺市が340万円、八尾市が1,900万円。周辺整備では、対象は2市のみであります。交付金とは別に八尾市が3,000万円、和泉市が6,200万円、和泉市は平成4年度で7,000万円という数字であります。基地交付金を合わせますと、実に3億円以上のおカネが毎年、和泉市に支払われている勘定になります。これまた多くの市民は知らない。

なぜこのようなことを申し上げるかと言いますと、実は、基地周辺整備の補助金の目的は、換言すれば、所在することによって生じるいわゆる迷惑料なんですね。これを住民の方々が知らなければ、出している意味が全くないわけです。だから、大阪府でもこの恩恵を受けているのは、先ほど言いましたように和泉市と八尾市だけなんです。これを同じ税金ではないかと、国や府の他の交付金や補助金と同一視して処理をして、施設庁が最近は何も言わないからやらないというのであれば、余りにもものを言えぬ隊員が可哀想でならない。

自衛隊は、国策に沿ってヘリの騒音あるいは演習等で地域の方々に大変御迷惑をおかけをしております。その代わりいろんな面で協力をさせてもらっています。これを形を変えて住民の方々に知らしめるのが当然の返礼であり、礼儀ではないでしょうか。私は、今さら完成された

物件に大理石をはめろとは申しません。やはり竣工の時点で、あるいは新たに設置される施設に表示するか、または、広報誌に載せるぐらいの配慮は当然必要ではないか、このように考えます。

以上、周辺整備のPRについてお考えをお聞かせ願いたいと思います。

次に、隊員の募集協力について。前述しましたように当市では、大阪府いや近畿一円で一番防衛庁からおカネをもらっているにもかかわらず、隊員募集に対する協力が非常に低調なのは残念でなりません。私は、おカネをもらっているから協力せよ、とは申しません。市の分掌規則を履行してほしいわけです。自衛官募集の関係規則、法規のルーツをたどれば、地方自治法第148条の長の権限に属する事務、自衛隊法第97条の募集事務の一部委任の中で「都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官の募集に関する事務の一部を行う」と明記をされています。

さらに、自衛隊法施行令第119条、これは広報宣伝であります、「都道府県知事及び市町村長は、自衛官の募集に関する広報宣伝を行うものとする」、でき得ればお願いできませんか、というものでなく、「行うものとする」と明記をされています。

さらに、和泉市の行政一般の事務分掌規則、これは昼寝の枕にはもってこいぐらいの例規集がございしますが、広報広聴係の仕事として、「自衛官募集の事務に関すること」と明記をされております。そのために募集協力金として、非常に金額は少ないですから、年間4万7,000円というおカネが下りています。だからといって、広報に1人増やして大々的に協力してほしいとは申しません。現在、あるパンフレット置き場の一部にパンフレットをそっと置かせてほしいということでもあります。

募集協力の2つ目として、年1回、広報「いずみ」に募集要項を載せていただけないかということでもあります。この募集要項というのは、例えば看護学生の試験がいつあるか、とかいうように、一般隊員の募集がいつあるか、という募集要項を年1回ぐらいは載せていただけないか、ということでもあります。

参考までに他市の協力状況を申し上げますと、広報誌の掲載は、貝塚、田尻、阪南、岬、千早赤坂、太子、河南、美原、大阪狭山等、庁舎内のポスター掲示は藤井寺を初め4市、庁舎内の看板設置は藤井寺、岬町等、これらは大和川以南の資料であります。このように他市町村においても実際に協力していただいているわけです。これらが具体的に基地交付金あるいは周辺整備で恩恵を受けているか、実はないわけです。いろいろとイデオロギーの違いあるいは組合の関連で理事者側のつらい立場はよくわかりますが、その辺はよく説明をされ、国策である以上、主義主張の違いで角を突き合わせるよりも、共存共栄によってさらに補助金の大幅アッ

プが図られればいいな、これが私の切なる願いであります。

以上、周辺整備補助金のPRと隊員の募集協力についてお願いをいたしました。私は、これに対して防衛庁や自衛隊からは何ら依頼は受けておりません。私は、国家権力には決して迎合はいたしません。ただ、隊員の赤裸々な声、声にならない叫びを代弁したにすぎません。

以上、2点について格別の御答弁をよろしくお願いをいたします。

○ 議長（竹下義章君） 理事者答弁。

○ 企画調整課長（油谷 巧君） ただいまの田代議員さんの御質問のうち、1問目につきまして、企画調整課油谷の方から御答弁申し上げます。

ただいま防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律に基づく補助金の件につきまして、施設等の整備あるいは設置した場合、その旨を表示する必要性について御指摘をいただきました。御案内のように国の方では、各省庁ごとにそれぞれの事業の目的別に補助制度が設けられているところでございまして、それらはすべて税金を主要財源として充てられているものであります。一方、市町村では、これらの補助制度を有効に活用しながら、それぞれの制度が目的とする事業の実現を図っているところでございます。

また、府下におきましては先生の御指摘のとおりでありまして、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の適用を受けているのは、本市と八尾市の2市でございまして。ちなみに本市では、昭和46年以来、この法律に基づいた事業を実施しておりまして、道路、公園、コミュニティ施設、消防施設及び農業用水路等の基盤整備を行ってまいりました。例えば上代伏屋線やコミュニティセンターの整備等が、この制度に該当する事業でございまして、その結果、地域住民の交通の利便性の確保やコミュニティづくりに大きな成果を上げてございます。

なお、制度面の実務的な話になりますが、国の方で種々の補助制度がある中でも補助率が比較的高く、事業費の財源構成の面におきまして、市にとってメリットも大きいわけでございます。しかしながら、この補助事業につきましても、申すまでもなく国が行う補助事業の1つでございまして、ただいま御指摘のございました表示の件につきましては、他の省庁の補助事業と同様の考え方に立ちまして対処しているのが実情でございまして、その点、御理解を賜りたいと存じます。

次に、簡易保険積立金融資産制度につきまして、若干、御説明申し上げます。

この簡易保険積立金融資産制度は、加入者の保険金等の支払いに備えて積み立てられた積立金から貸し付けをする制度でございまして、加入者はもとより、地域住民の文化と福祉の向上を図るために運用されているものであります。そこで、この制度の効用を広く住民に理解していただくため、この制度を活用した施設等にプレートの設置が、貸し付けを受ける際の前提条件

として付けられているものでございます。

以上のことから、補助金と簡易保険積立金融資とはその性質が根本的に異なっているものでございまして、その点、よろしく御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○ 議長（竹下義章君） 次。

市長公室次長（池辺一三君） 2点目の自衛官の募集協力につきまして、広報広聴課池辺よりお答えを申し上げます。

自衛隊募集事務に係る法律的根拠につきましては、先生が御指摘のとおり、地方自治法第148条第3項及び自衛隊法第97条によって行われております。地方自治法第148条では、普通地方公共団体の長の事務管理及び執行権が定められ、その第3項で「市町村長が管理し及び執行しなければならないものは、別表第4の通りである」。さらに、その別表第4の2「1の4」で「自衛隊法及びこれに基づく政令の定めるところにより、自衛官の募集に関する事務の一部を行うこと」とされ、国の機関委任事務であることが位置付けられております。

一方、自衛隊法第97条第1項では、「市町村長は、自衛官の募集に関する事務の一部を行うこと」と定められており、同条第3項では、「市町村長が行う事務に要する経費は国庫の負担とする」となっております。また、自衛隊法施行令第119条では、「都道府県知事及び市町村長は、自衛官の募集に関する広報宣伝を行うものとする」となっておりまして、募集業務についての規定が設けられてございます。

これらのことから本年6月2日、和泉市長あてに自衛隊大阪地方連絡部長より「自衛官の募集業務の推進について」ということで①市役所と庁舎における募集広報資料の常時公開設置②市広報板への募集ポスターの貼付③入隊希望者等に関する情報の募集事務所への通報④市広報誌への募集広報記事の掲載⑤市長と地連部長との連名による募集相談員の委嘱——という5点の推進について格段の御配慮を賜りたい、という依頼もございました。

なお、本市からの入隊状況を見ますと、平成3年度では18名が自衛隊に入隊していると聞いていますが、いずれも直接信太山自衛官募集事務所に応募しているのが実態でございます。

御要望の広報PRの件につきましては他市の取り組み状況、さらに、今日までの本市の取り組み経過等の調査を含め十分検討したいと思っておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○ 6番（田代一男君） 先ほどの私の第1点目の質問に対しては「新たな施設については表示できない」という答弁であったように思います。先ほど申し上げました八尾市に志紀町というのがあります。これは八尾駐屯地の近傍、府営住宅がたくさんあるところですが、そこに八尾市のコミュニティセンター、文化センターあるいは出張所が入った建物がございまして、その

玄関口左手に「この施設は八尾駐屯地の航空機音響を防止するため、防衛施設周辺の整備等に関する法律に基づいて防衛施設庁より補助金の交付を受けて完成したものである 八尾市長」と1m四方の大理石に書いて埋め込んであります。また、これから約100mぐらい離れたところに八尾市立の志紀中学校がございいますが、その壁面にも同様の文句が埋め込んでありますし、また、それとは別に郵便局の看板で「この中学校は資金の一部を郵便局の簡易保険積立金から融資を行ったものです。八尾市八尾郵便局」と2つの看板表示がかかっているわけです。

志紀町の場合、約200m離れた自衛隊の基地では、朝から4～5機のヘリコプターがエンジンを掛けるためにもものすごい騒音公害ですが、意外と苦情は少ないわけです。「自衛隊は朝からうるさいが、迷惑料を払っているから仕方がない」といった住民の意識が浸透しているわけです。非常に目に付くコミセンあるいは学校などにそういう表示がしてあるため、自衛隊がかなりおカネを出しているんだな、仕方がない、というようなPR効果が上がっているわけです。同じ周辺整備の対象の和泉市としてこれをどのように受けとめるか、引き続きお考えをお聞きをしたいと思います。

○ 企画調整課長（油谷 巧君） お答え申し上げます。

御指摘のございました八尾市の事例でございますが、私どもが調査したところでは、八尾市におきましては、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律に基づき、主には学校施設ということでございまして、他に消防施設等の整備も行っているところでございます。近年の学校及び消防施設の整備に関しましては、プレートの設置は行っていない旨聞き及んでおります。したがって、先ほど申し上げましたように、各省庁との補助金の兼ね合い、簡易保険積立金融資の性質の違いあるいは八尾市の経過等を勘案いたしますと、プレートによる市民へのPRにつきましても難しい問題であろうと存じますので、よろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

○ 6番（田代一男君） 確かに八尾市においては、確かに最近は付けていないかもしれませんが、しかし、過去付けたものが、今でも立派にPR効果を発揮をしているわけです。将来にわたっても、その建物がある限り効果があるわけです。翻って和泉市の場合、昔、付けたものがあるかどうか。20年前に表示をすれば、そのままずっと生きてPR効果を発揮をするわけですが、そういうものが一切ないわけです。八尾市は、最近付けてないというものの、そういうようなPR効果をいまだに発揮をしているわけなんです。

そうはいうものの、実は和泉市においても消防車を8台いただいているわけなんです、それらにはちゃんと「防衛施設庁補助消防施設」と書いてあります。消防長高宮さんもいらっしゃいますが、間違いございませんですね。これに関しては答弁は求めませんが、それ以外にも

「幸農業協同組合寄贈というのもございます。あるいは救急車につきましては、「大阪府モーターボート競争会寄贈」というように表示をしてありますが、これらについてはどう考えるかということです。

いずれにしろ、表示方法の問題につきましては、先ほど来、御答弁をいただいている市のお考えもあろうかと思いますが、自衛隊も地域と共存共栄の立場から補助事業という財源確保で頑張っているし、それによって和泉市や周辺の市民も一定の恩恵を受けているものと理解しております。その意味からも、他の補助事業と同一視されたくないという考え方を私自身は持っております。したがって、私が先ほどから申し上げている市民へのPRにつきましては、いろいろと問題があるようでございますので、「プレートを張れ」とは申しませんが、せめて竣工時点で広報誌ぐらいに載せ、市民の方々にPRするぐらいの配慮はしてほしいということで、これにつきましては、私の要望として質問を終わりたいと思います。

次に、隊員の募集の関連については、次長の方から「関係法規にのっとり前向きに検討したい」との答えを期待したのでありますが、やや残念だという感じがいたしました。現在、ここに都市計画課長、来ていらっしゃいますか。「都市計画に関する決定及び変更に関する件をお願いしますか」と聞いたら何とお答えするでしょうか。そうしますと、その上司であります都市整備部長が「あほか、そんなことをいちいち言わなくてもやるようになっている」と言われると思いますが、実は、この隊員の募集協力につきましては、市の一般の分掌規則に載っているわけです。

それにつきまして、例えば都市計画課長に「都市計画の決定、変更に関することをお願いしますか」と尋ねましたところ、「それに関しては、過去の事例あるいは他市の状況を考えながら検討させていただきます」というのは、ちょっと答えがおかしいということと同じなんです。明記をされている以上はしなければならぬわけです。したがって、これについては「検討します」「考えます」という答えはおかしいのではないかと私は「前向きに実施に関しては検討したい」というお答えを期待したんです。いずれにしろ、これについてはいろいろ事情もたくさんあろうかと思いますが、急なる改革は難しい面もあろうかと思いますが、ひとつ分掌規則にのっとって何とかお願いできないか、ということでもあります。

以上、基地周辺整備のPR及び隊員の募集に関しての申し上げましたが、よく市長が言われますように「高いところからではありますが、平に神かけて」よろしくこれらについてお願いをしたいと思います。

以上をもって質問のすべてを終わりたいと思います。ありがとうございました。

○

○ 議長（竹下義章君） 終わりました。

次に、28番・猪尾伸子君。

（28番・猪尾伸子君登壇）

○ 28番（猪尾伸子君） 28番・猪尾伸子です。通告に従いまして、質問をいたします。

去る11月28日からコミュニティセンターで行われました和泉丘陵の遺跡発掘調査成果展を見させていただきました。その発掘されたものの種類の豊富さ、時代の長さ、また、遺跡の規模の大きさに驚かされました。私は、考古学の専門的な知識は何も持ち合わせておりませんが、自分が暮らしているその地面の下に2年以上前に既に人間の暮らしが存在したこと、そして、長期にわたる歴史が明らかにされたことに強い関心と、その貴重な文化遺産を後世に伝える責任を非常に強く感じました。

こうした点から、まず、これら発掘調査に関し、また、発掘された遺物の今後の取り扱い、後世に伝えるための方策についてお伺いをいたします。

まず、第1点目は、先日行われました発掘調査成果展の総入場者数と、市内、市外からの入場者の内訳をお伺いをしたいと思います。

2点目は、発掘調査のこれまでの経緯と、発掘されたものの収蔵及び保管状況をお聞かせください。

3点目は、これら貴重な文化遺産の存在を広く市民に知らせ、後世に伝えていくことは、長い間土に埋れていたものを掘り出し、その元の場所の形を全く変えてしまおうとしている私たちの責任ではないでしょうか。和泉市には他にも多くの遺跡があり、今後の開発に当たっても新たな埋蔵文化財の発掘も考えられます。こういった点からも今後に向けて常設展示ができ、収蔵施設も合わせ持つ資料館あるいは博物館がぜひ必要だと考えますが、市としてどのように考えておられるのか、お聞かせください。同時に、調査会の業務終了後の現地調査事務所はどうなる予定かをお伺いをいたします。

2つ目は、不況対策の問題です。バブルの崩壊が言われ始めて既にかかりの日は過ぎています。当初、その影響は不動産業会などからあらわれ、次第にその裾野を広げながら、今日、国民生活全体にさまざまな影響を及ぼしています。その影響は中小零細企業により深刻にあらわれ、仕事量の減少、下請け単価の切り下げなどによって、売り上げ、収益の大幅なダウンとなっています。

今日のそのような状況から市民の営業と暮らしを守るためには、実情を正確にとらえ、有効な手立てを講じることが緊急に求められています。業者は、仕事がなければ収入はない。しかし、今までの設備投資や運転資金の返済などは依然継続しているところから資金繰りが非常に

苦しい。その繰り合せる資金がない。倒産に追い込まれるのも時間の問題になっているような深刻な声も聞きます。

こういう現状に立って第1点目は、この深刻な不況が中小零細企業の多い和泉市においてどのような影響を与えているのか、実情はどのようなものであるのか、市は実態を把握しておられるのでしょうか。

第2点目は、この不況を乗り切るため、行政としてどういう手立てを講じるのか、という点についてお聞きをいたします。現在、当市の融資制度はその限度額が低く、実情に合わない状況です。この貸付限度額の引き上げが早急に求められていると考えますが、いかがお考えでしょうか。

第3点目は、市が率先して仕事をつくり、市内業者の活性化を促すというところから、官公需の地元中小業者への発注割合を大きく高めることが求められています。この点についての現状と今後の予定をお聞かせください。

以上、自席からの再質問の権利を留保して終わります。

○ 議長（竹下義章君） 理事者答弁。

○ 社会教育課長（田丸勝之君） それでは、文化財関係の遺跡調査と保存、収蔵について、社会教育課田丸よりお答え申し上げます。

最初に、去る11月28日より12月6日まで開催いたしました発掘調査成果展の入場者でございますが、入場者総数が1,200人ございました。その内訳につきましては、和泉市民の方が848人、府下他市町より318人、他府県より34人が来られました。この成果展によりまして広く市民の方々に郷土和泉市の歴史について認識を新たにさせていただいたものでございます。

続きまして、和泉丘陵内遺跡調査会の経緯について御説明申し上げます。トリヴェール和泉造成工事に先立ち発掘調査を実施するため、住宅・都市整備公団より委託を受けまして、昭和56年9月、市教育委員会内に和泉丘陵内遺跡調査会を設け、池田下町に現地事務所を設置し、主に発掘作業を行ってまいりました。発掘調査の進捗に伴いまして、昭和61年9月、現在の室堂町に移転し、土器等の洗浄、復元等を実施するとともに、発掘調査資料の整理作業を実施してまいりました。現在、調査の結果、池田下町遺跡1万6,100㎡、万町北遺跡約1万㎡、万町遺跡4,400㎡を初め、古墳18基、須恵器窯跡13基等を調査し、多くの成果を得ました。

住宅・都市整備公団からの委託業務は平成4年度で終了するわけでございますが、調査会の業務だけでなく、市教委の調査事務所としても使用しておりましたので、今後、民間開発、公共開発等に伴う埋蔵文化財発掘調査は増加が予想されます。そのため今後とも発掘調査事務所

は必要であると考えております。

次に、発掘調査に基づく出土品の収蔵及び保存についてであります。現在の調査会事務所内に倉庫として2棟、約180㎡を設置しております、その場所に保管をしてございます。しかし、広範囲に及ぶ調査となり、出土遺物、写真や図面等の調査資料等は膨大な量となっております、倉庫自体が満杯状態となっているのが現状でございます。したがって、住宅・都市整備公団に対しまして、増設の要望も行っているところでございます。

また、今後の保存につきましては、発掘調査成果展で認識を新たにさせていただいたこともございますが、貴重な文化遺産についてさらに認識を深めていただくとともに、新しくトリヴェール和泉の市民となられた方々にも、2万年前の旧石器時代から既にその地を生活の場としていたことをしのんでいただくことも含めまして、常設展示ができる資料館の建設を中央丘陵内で考えているところでございます。

以上でございます。御理解賜りますようお願いを申し上げます。

○ 議長（竹下義章君） 次。

○ 商工課参事（吉田 稔君） 不況対策につきまして、商工課吉田よりお答え申し上げます。

先生の御指摘のとおり、今や日本の景気は、バブルの崩壊によりまして厳しい状況となっております。国におきましては、平成4年8月28日の経済対策会議で10兆7,000億円の総合経済対策を決定し、その中で中小企業対策は、政府関係金融機関を通じた経営安定と構造改革に資する設備投資促進を2本柱とする低利融資で、貸し付け枠拡大の追加規模は1兆2,000億円に上っております。

その中身でございますが、中小企業の経営安定対策といたしまして、①国民金融公庫及び中小企業金融公庫の貸付限度額の別枠設定及び貸付規模の拡大②緊急経営支援貸付制度の創設等であります。

また、政府関係金融機関、信用保証協会に対しまして、貸出手段の迅速配慮の通達、下請け中小企業対策として、下請け代金支払遅延等防止法関係厳守通達、発注量確保等に係る通達がなされております。

府においても平成4年10月1日、緊急経営対策特別融資を創設し、また、12月には、融資枠300億円を2,000億円に増額される予定でございます。また、既存の融資枠の増額200億円、制度融資の金利引き下げおおむね0.4%等、不況対策を実施いたしております。

本市の中小企業融資対策は、大阪府と連携を取りながら進めているところであります。不況にあえぐ中小企業対策として、大阪府は緊急経営対策特別融資を創設いたしました。これを受けて和泉市でも相談窓口を設置し、受け付けを行っておりますが、12月8日現在、申し込み83

件、そのうち決定いたしましたのが66件、実に12億4,190万円に上っております。この緊急経営対策特別融資を中小企業の方に一層の御理解をいただくため、PR等御説明をしていきたいと考えているところでございます。また、融資の申し込みをされた方について早期に決定できるよう、保証協会に対して働きかけてまいりたいと存じます。

実情の把握につきましては、前回の円高不況の際、昭和63年1月に市内工業の動向調査を実施しております。今回も和泉市の企業について経営状況の実態を把握するため関係機関とも調整を行い、調査を実施してまいりたいと考えるものであります。

本市の融資制度につきましては、和泉市中小企業融資あっせん制度がございます。貸出限度枠は、無担保有保証人400万円、無担保無保証人50万円の限度額でございます。この限度額につきましては、従来より引き上げを要望しておりますが、昭和58年以降、各市とも市融資制度の改正が認められない現状であります。しかしながら、このたび、大阪府市長会商工主担者会議で各市が無担保有保証人600万円、無担保無保証人300万円の限度額まで引き上げできるよう、検討委員会を設置して改善に向け検討しているところでございます。

また、中小企業への不況対策等の要望につきましては、大阪府市長会産業企業部会を通じ、国、府に強く要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

- 議長（竹下義章君） 次。
- 契約課長（北橋輝博君） 官公需の発注割合を高めよ、との御質問につきまして、契約課北橋よりお答え申し上げます。

本市におきましては、建設工事の発注、物品の購入につきましては、市内業者育成を基本姿勢としております。今日まで地元中小企業者を中心に発注しているのが実態であります。また、今後も同様の方向で対応すべく考えているところでございます。

以上、御理解賜りますようお願い申し上げます。

- 28番（猪尾伸子君） それでは最初に、埋蔵文化財の問題からまとめて再質問をさせていただきます。

この埋蔵文化財を後世に伝え、今後、トリヴェール和泉に新しく市民になられる方にも、旧石器時代からの遺跡についてよく知っていただくためにも、常設展示ができる資料館の建設を中央丘陵内に考えておられる、という御答弁でしたが、これは大変結構なことだと思います。

ただ、今の現地調査事務所の状況について、私も先日、室堂の調査事務所の2つのプレハブの収蔵庫をシャッターを開けて中を見せていただきましたが、コンテナがびっしりと天井まで積み上がっています。すべて発掘されたいろんな土器の破片や資料が入っているわけですが、

その中の通路も本当に人1人がようやく通れるぐらいにまで詰め込んで収蔵されております。

他市の状況につきまして、資料をいただいて見せていただきましたが、堺市とか高石市あるいは岸和田市などには、独自の埋蔵文化財センターがあったり、少ないところでも、図書館とか小学校の空き教室を利用して収蔵あるいは展示をしているという状況が出ています。これに比べて和泉市では、収蔵庫の中がコンテナですき間もなく埋められているという状況で、とても奥のものを取り出して再度調査しようと、調査員の人が取り出そうにも困難な状況になっています。

この問題については、貴重な文化財をきちんと今後も引き続き研究調査を進め、市民に明らかにしていくためには、この状況というのは、ぜひ改善していただかなければいけないと思います。そして、この中央丘陵内に収蔵庫を含めお考えのようですが、つくろうということは、いつごろからそのようなになってきたのか。公団との間でつくるといふ点で話し合われてきているのか。公団は、どの程度必要性和責任を感じてきているのか、この問題についてお聞きをしたいと思います。

○ 社会教育課長（田丸勝之君） 現在の室堂町の発掘調査の倉庫の件ですが、この件につきましては、近々、公団に要望をしております、公団側も必要性は認めていただいている状況でございます。

それと、資料館の建設について公団との話し合いはどのような形になっているか、ということですが、これについては、12年間という長きにわたって発掘調査を実施してきた経緯がございます。池田下町の現地事務所から現在の室堂町の現地事務所に移転をした時点から埋蔵物が非常にたくさん出ているという中、貴重な文化遺産であるということも含めまして、その当時から公団に対して中央丘陵内に保存、展示できる場所の設置を要望してまいったものでございます。公団側もそれに対しては、若干、市に対して協力的であろうかと考えております。

以上でございます。

○ 28番（猪尾伸子君） 室堂町に移転をしたのが61年9月、その時点からその必要性を公団が認め、市としても要望をしてきているということですが、今日まで既に数年経過しております。その中で公団も一定、協力の姿勢を示している、ということですが、この資料館あるいは収蔵館については、中央丘陵の中に今後、いろんな施設をつくっていかうという問題の中では、それらの施設と種類なり性格は違うんでしょうか。

○ 社会教育課長（田丸勝之君） お答え申し上げます。

若干、私どもの要望としては、シビックセンター内とかいろいろ場所的なものもございまして、まだその辺の煮詰めが公団と終わっていない中では、現在、公団なり市の窓口になるとこ

るに対して要望をしているところでございます。ただ、複合施設になるのか、それとも、収蔵庫も含めて展示できる場所になるのかは、まだはっきり決まてはいないということでございます。御理解賜りたいと存じます。

- 28番（猪尾伸子君） 公団にどれだけ負担をさせてつくるのか、どういう場所にどれだけの規模のものをつくっていくのか、公団に重い腰を上げさせるためには、この問題について、市がどれだけ強く公団に要望していくか。和泉市として、この貴重な埋蔵文化を後世にどのようにして伝えていくか。そのためには絶対こういうものが必要なんだ、ということで、公団がこの場所に開発を進めるために遺跡を発掘して今後には残せない状況になっているのだから、公団が責任を持ってつくれ、ということをして市が主体的に強く要望していくことが大事なことだと思います。

これまで開発問題あるいは中央丘陵内の公益施設の問題について、市がどういうものを要望しているのか、ということをして議会や委員会の場でたびたびお聞きをしてきました。その中では、教育委員会としても図書館や文化施設的なものを要望したい、原課ではそういうものを出したいという希望を持っています、というお返事をいただいていたのですが、こういう埋蔵文化の資料館や収蔵庫について、具体的な名称は聞いたことがありません。また、市の検討委員会についても、こういうものを検討しているということは一度も聞きませんでした。

それで、今、お聞きをしましたら、中央丘陵内に常設展示ができる資料館の建設を考えている、というお返事をいただいたんです。調査事務所が移転した時点で、既にその必要性を公団とお互いに認識し合っている。もう数年間、こういうものが必要なんだ、ということが市の中で認識をされてきたんではないですか。それを中央丘陵内の公益施設の中にどういうものが検討の日程に上っているならば明らかにせよ、ということをしてしばしば議会の中でも取り上げてきたんですが、検討を重ねている、というお返事に終始し、一度もこの資料館の問題が出ているということは明らかにされなかったんです。どうして出なかったんですか。

市長にお伺いをしますが、この検討委員会の長として検討を進め、公団にどれだけ負担をせよというお返事も含め「責任を持って頑張ります」というお返事をいただきました。本当にこの資料館をつくるということが、市としてどれだけの重みを持って検討をされてきたのか。あるいはこれを実現させていくという点で今後、公団との交渉をどのように当たっていかれるのか。はっきりこれはつくっていくんだ、という具体的な内容については、これからいろんな専門家の御意見などもあろうかと思いますが、これをつくるということについて、市長のお考えをお聞きをしたいと思っております。

- 市長（池田忠雄君） 猪尾議員さんの御質問に市長からお答えをさせていただきたいと存じ

ます。

中央丘陵の開発が進んでいく中で、そこにどういふ施設をつくっていくか、ということにつきましては、以前からいろいろ御質問をいただいていたところでもあります。その都度、お答えをいたしておりますのは、原課からいろいろ要望がございますし、また、それをつくっていく上では、施主の公団との交渉も必要であるわけでもあります。また、その中で財源的にどう求めていくかということも含めまして、公益的なものあるいは公共的なものについて、公団と煮詰めをしているのは事実でございます。

まだその形が出てきておりませんので明らかにできませんが、前々から御質問をいただき、私からも御答弁をさせていただいておりますように、やはり個々のいろんな施設についての考え方あるいはその必要性はあるが、1つずつつくっていくのが困難なものについては、複合的な施設として中央丘陵内に何とかつくっていくかなければならないということは、私たちも考えているところでございます。それは現在、煮詰め中であるわけでもあります。

それらの一環として、今、原課が答えましたように、他の公共、公益的な施設とは一色違うわけでもあります。この370haのトリヴェール和泉をつくっていく中で出てきたいろんな先人の遺跡というものについては、それを残すべきは大事にさせていただかなければならない。したがって、まだどのような形にするかは明らかでないので、原課も今まで答えていなかったと思います。やはり何らかの展示をする施設は、他の公共公益施設とは一色違って優先的に考えていかなければならないということは、私たちはわかっているわけでございます。今までの御答弁では出ておりませんでした。行政の内部では前々からの課題であります。

いろんな出てくる遺跡をどのように保存し、あるいは先人が住んでいた歴史について住民に知っていただくことは、歴史を学び、私どもが生きていく上で大変大事なことだと思っております。そういうものについて考えていかなければならないということは、公共公益施設と合わせまして、あるいはそれよりも優先をし、当然ながら、それらの保存をどのようにしていくかについては、私たちも十分考えているところでございますので、そうした点についてはぜひ実現を図ってまいりたい、このように考えております。

- 28番（猪尾伸子君） この貴重な遺跡を残していくことは優先的に、と言われましたが、私も優先的につくっていくかなければならないと考えております。まだ十分に煮詰らない段階でも、この遺跡と引き換えに、と言ってもいいぐらいの形でこのトリヴェール和泉の開発がされているわけです。ここの遺跡は手を付けて壊したらあかん、と言われたらできなかった事業ですので、それを残すための取蔵庫なり資料館をまずつくれ、ということは主張できたと思います。一部にはそういうことはしてこれられたと思いますが、トリヴェール和泉全体にどういふ公共公

益施設をつくっていくかというところで具体的にまだ市民に明らかにできなかったというのは、それだけ市が絶対にこれはつくるんや、という決意と熱意を持っておられたかどうかについて疑問を感じます。

他の公共公益施設なり文化的な施設がどうなろうとこれだけはつくらせるんや、という決意を持っていただきたいと思います。このトリヴェール和泉の開発の土台になるものをすべて引き剥した跡を後々どうしていくか。まず、これをつくれと主張して収蔵庫も含めどのような規模か、複合施設にするのかしないのか、それは次の論議としても、どうしてもつくらせるという決意で公団に当たっている、ということはどうしてこれまでの答弁の中で出してこれなかったのか。私はその点に非常に不信感を持ちます。

市が本当に公団に対して文化的なものに熱意を持って当たっておられるのか、ということについては不満を感じます。今日、公団もその内容について必要性を認めているのですから、市として本当に貴重な資料を後々に伝えていくためには、その意味では、その地形を変えていくという原因をつくり出した責任を果たさせるという点では、市が主体性を持って強く公団との交渉に当たっていただきたいことを要望しておきます。

もう1つは、和泉市では、このほかにも今まで出てきた文化財や遺跡がありますし、これからの大きなラーバンやコスモポリスの中でもまだまだ出てくる可能性もあるわけですので、そういう文化財も含めたもの、和泉市の文化の状況については、この間の成果展を見せていただきましたが、古代の和泉市は文化都市だったという感じを強く持ちましたが、それをより発展させていくという点で、こういう資料館が十分にしないの多くのものを収蔵展示できるキャパシティを持つということと、もう1つは、それを継承、発展させていくには文化財保護条例がぜひ必要だと思いますが、その必要性あるいは条例をつくる予定についてどのようにお考えか、お聞かせください。

○ 社会教育課長（田丸勝之君） お答え申し上げます。

御指摘の保護条例制定につきましては、貴重な文化遺産を保全保護していくためには、市独自の条例が必要であることは十分認識してございます。したがって、今後、実態調査等にも取り組む必要があり、関係課と協議をする中で具体的に考えてまいりたいと思っておりますので、よろしく御理解を賜りたいと存じます。

○ 28番（猪尾伸子君） ぜひそれはお願いをしておきたいと思います。

次に、不況対策の問題に移らせていただきます。不況対策の問題では、御答弁の中に、市内の実態調査を行う、ということがありましたが、何社ぐらいを対象にいつごろ調査を行う予定をされているのか。

また、今の市の融資制度について、限度額の引き上げを要望している、ということですが、この検討委員会を設置して検討しているということです。今、どのような状況の段階にあるのか、その枠の拡大がいつごろ実現ができるというめどをお持ちなのかということをお聞かせください。

○ 商工課参事（吉田 稔君） 実態調査につきましては、来年1月、150社を対象にリストアップして実施する予定でございます。

また、市の融資枠の拡充につきましては、市長会の融資検討委員会は11月に発足したところでございます。本年度内に会議を開催いたしまして改正案づくりをし、本格的な取り組みは新年度になろうかと存じます。今後、他市にも積極的に働きかけ、協調をしながら制度の拡充に向けて精一杯努力してまいりたいと思います。早期に限度額の改正が図れますよう、大阪府、信用保証協会に対しても強く要望してまいりたいと考えております。

○ 28番（猪尾伸子君） ようやく11月に発足したということで、新年度から本格的になっていくということですが、今日、明日にも資金に困っているという人にとっては、本当に悠長な話だと思います。早急に他市との調整とかいろんな難しい問題もあるかと思いますが、和泉市も率先して早急に実現ができるよう進めていただきたいと思います。

ただ、融資の枠を広げていただいても、借りたいのはやまやまやけど返済するめどがなかなか立たないとか、返済の据え置き期間はあっても利子は払っていかねばならないなど、融資制度を利用することに二の足を踏んでおられる方もあろうかと思えます。その点では、返済期間の延長とか利子補給あるいは保証料の助成なども含め、現実に業者が利用できる制度、緊急性にこたえられる制度にしていくため、市として何らかの方策を講じておられるのか、考え方をお聞きをしたいと思えます。

○ 商工課参事（吉田 稔君） 保証料の負担につきましては、市融資制度の利用者で約定期間内に完済したものに対しては、保証料相当額を奨励金として交付し、保証料の負担措置を行っています。

貸付期間の延長につきましては、先ほども申し上げましたように市長会を通じて以前より要望しておりますが、今回、発足した市長会の融資検討委員会で期間延長を検討してまいりたいと考えております。この件についても、大阪府、保証協会に対して要望してまいりたいと思っております。

利子補給につきましては、財政的な面もございまして大変困難であると考えておりますので、どうか御理解賜りますようお願い申し上げます。

○ 28番（猪尾伸子君） いずれにしても、非常に緊急性が求められている状況だと思います。

有効な手立てを迅速に講じるためにも状況を正しく把握することが大切だと思います。実態調査を1月にされる予定だとお聞きをしましたが、その調査で明らかになった実態を踏まえ、緊急性にこたえられるような措置を講じていただきたいと思います。この融資制度の拡充を図ることも大事ですが、国や府の制度についても広くPRをし、市民の暮らしと営業を守ることに市が本当に骨を負っていただき、和泉市の産業を守るため、今日の円高不況を上回ると思われる不況克服のためぜひ力を尽くしていただきたいと思います。

以上の要望を申し述べまして、私の質問を終わります。

○ 議長（竹下義章君） 終わりました。

次に、5番・上田育子君。

（5番・上田育子君登壇）

○ 5番（上田育子君） 5番・上田育子です。通告順に従いまして、発言をさせていただきます。

まず、コスモポリス計画ですが、先般の交通公害対策委員会におきましてコスモポリス計画の環境アセスメントを初めとする和泉市環境影響評価専門委員会の報告書が初めて提示をされ、見せていただきました。このことに関しまして、地元の全然知らない青年の方から、地元の中でコスモポリス計画がかなり進んでいるようですが、どこからどこまで、どのような計画が行われ、幾つの山が壊されていくのか、そのようなことが地元の人たちには十分説明されていない。相当の土地が買い占めということで買収されていると聞いているけれども、自分たちが慣れ親しんだ山や川が、かなり広範囲にわたって破壊をされ尽くしていくのではないかと。自分はこちらにずっと住みたかったが、こういうことになれば、将来は、もっと自然環境が豊かなところに移り変わりたいというようなことも含めどうなっているのか、というお電話をいただきました。

その点に関しまして、以下、何点か質問をさせていただきますと思います。

まず、コスモポリス計画の全体の責任の主体は一体どこにあるのか、ということです。コスモポリス計画を進めるのは株式会社であり、その株式会社の中に大阪府の知事とか和泉市長さんも理事として入っておられるということになって、そこにおいても市が大きく関与していると思います。アセスメントの調査費用800万円ですか、それは市が出している。さらに、団地組合とかコスモポリス株式会社とか地権者など、そういう方が一緒になって土木工事を進める組合をつくるというように言われております。

そのような中、ここで利潤を受けた場合、どのようなプロセスで市民に還元されるのか。あ

るいは今、問題になっておりますやはり府が進めてまいりましたりんくうタウン計画でも、たくさんの業者が進出を見合わせている。そのままの状態なら歯抜けというか、差別用語ですが、新聞ではそう書かれていますが、いろんなところで穴が開いてそのままの形では進められないので、根本的に見直しをしていきたいとなっています。コスモポリス計画でも、このようにもし誘致が進まなかったり、そして、たくさんの山を削って大きな地滑りとかが起り、周辺地域に公害が巻き起こされた場合、この負債というものに対して責任の主体はどこにあるのか、というのが第1点目の質問であります。

それから2点目は、先ほど申し上げました「和泉コスモポリス土地区画整理事業に関する環境影響評価準備書案検討結果報告書」という長い名前の冊子の中には、学者の先生が繰り返しこの事業に関する必要性と特殊性ということで質問をされています。また、地元住民は事業実施に賛成ですか反対ですか、という質問もされています。

それに対してここで答えられているのは、まず、必要性と特殊性ということに関しては、「和泉木綿」の名で知られる繊維工業や人造真珠等の地場産業があるが、発展途上国の追い上げ等により厳しい状況であるとともに、他に顕著な産業はない。そうした中、このコスモポリス計画で世界をリードする最先端の技術産業、産業ロボットとか航空関連の電子産業等で①雇用の創出②地域所得の増加③市財政収入の増加による社会資本の整備促進④市経済の活性化につなげていく一と答えられています。

また、地元住民が賛成かどうかというところでは、春木町と久井町に対するアンケート調査では「賛成」が33.1%、「条件次第で賛成」が33.8%、あとは反対とか白紙という状況になっています。この中では、「賛成」が過半数に達していないし、「条件次第で賛成」の人が一番多いということが明らかにされております。「条件次第で賛成」の条件では、やはり環境の問題、自然が壊されない、旧住民と調和ができること、そこで仕事の保証が行われること一などが条件として示されています。

ところが、昭和61年（1986年）に調査をされ、その後、この地元住民の条件が本当に満たされているのかどうかを判断できる情報、そして、地場産業の人たちが今まで余り展望がないと言われ、航空関連などのところで先端産業を指向するというとき、地元との共存の面では、地場産業の人たちの御意見とか、そこで働いている人たちの意見をどのように反映をされてきたのか、その情報をどのように伝えてきたのか、という情報伝達、地元説明に関して詳しく教えていただきたいというのが2点目の問題であります。

具体的には、これをもらったとき部厚い2冊のアセスメントの資料もあり、当日、私たちが見せてもらいましたが、これは今まで縦覧ということで「環境アセスメントフローズ」という

のを見せてもらいました。これは市民に縦覧をしなければいけないので、そこに出していたが、それを回収してあなたたちに配った、とされています。短い時間で説明を受けるだけでも大変なのに、市民に縦覧をするというのは、一体、どこでその資料を置いて、だれがその縦覧の場所で繰り返し丁寧に説明をされ、その説明を受けた人が何人おられるのか。その地元説明の日時、規模、場所なり、そのことを伝達した範囲、方法等について答弁をお願いしたいと思います。

その次は、3点目の問題であります。先ほど、不況対策に関して今から調査をなさるといいますが、本当に残念なことだと思います。地場産業として伝統的に100年も続いてきた和泉市の繊維産業が倒産をしたり、関連産業が倒産をしたり、具体的な手立てもないまま随分失業者が出ていますし、経営者も転職か廃業をせざるを得ないという状態に置かれてきたことを大変残念に思います。その繊維産業なり人造真珠の地場産業が細々と残されていますが、この産業団地の中に地場産業を復興させていく方向性の考え方を持っておられるのかどうか。

もう1つは、7,000人の雇用を確保するというお話でした。昨日、大阪府に行き、計画関係の担当者にもお話を聞いてきましたが、誘致企業の具体的な数も、あるいはそこでどのぐらいの従業員を新たに雇用するかどうかは大阪府ではわからない。和泉市で聞いても、何社が何人雇用するということについては全く答えがないわけです。大阪府に行ったときにびっくりしたんですが、例えば企業の引っ越しということもあるので、例えば大きな会社がそこに引っ越しをするとき、もちろん正職員も引っ越しをしてくるだろうが、地元雇用でパートなどの雇用はあると違うか、というようなお話をいただきました。

こうなると、雇用の確保と言いつつも地場産業はそっちのけで、正職員にきちんと採用するための研修制度を確立したりすることも十分に検討されていない。そして、地元でパート雇用をしたらいいという発想では、和泉市は、関西新空港もでき、内陸部の豊かな環境にありながら、倒産していく企業が多く、失業者も多く、そのような中で安上がりの労働力がたくさんあるから、そこにこの団地を持ってきたらいいんだという、何となく植民地計画みたいなものではないかといういやな気持ちになりました。本当はそうではないと思います。本当にこの計画を推進をされている方は、地場産業の復興なりきちんとした雇用の確保を考えておられると思いますので、その点について答弁をお願いしたいと思います。

3点目については、環境破壊です。この環境破壊に関しましても、先ほども言いましたように地元縦覧ということをしておられますが、地元と言う場合、どの辺を地元と指しておられるのか。具体的な町名とか、そして、何世帯の方にどのような通知をし、このアセスメントに関して説明をされてきたのか。そして、電話がかかってきた青年のように、やはり地図でこれ

だけの土地がなくなるんだ、これだけの山がなくなるんだ、ということで本当に実感を持って説明をされていないので、買収に応じた人たちは、自分のところは、府の計画に反対ができないから賛成をしなければいけないという、1人ひとりに関しては、価格も含めてそのような形で買収に応じていかれているのではないかと。全体でこれだけの山がなくなっていくということに対するすべての人たちの総合的な意見というものを、実感も含めて聞いてくださる場所がないようだ、というようなお話がありましたので、環境破壊を促すであろうエリアと、その人々に対する説明会の計画等を持っておられるのかどうかということが4点目の質問です。

5点目には、この計画地域の中で唯一利用できるのは、周辺地域の公園と地区センターということで記されていますが、100ha前後の中で地区センターと示されたところは、わずかその100分の1の1ha余りであります。この地区センターというのは、周辺住民が大きな環境破壊を犠牲にしていくわけですから、せめて住民のための公共施設や文化施設がこの中に盛り込まれていると思いますので、その内容について答弁をお願いしたいと思います。

6点目ですが、先ほど、言いましたように計画の見直しについて、今後、考えていかれるつもりがあるかどうか、について答弁をお願いしたいと思います。

大きな2番目ですが、ゴールドプランの策定については、今まで繰り返し質問をしてまいりましたが、今のところ審議会をつくり、住民参加でこれを策定するという明確な答弁はいただけていません。具体的な方法については国の方で策定をされ、指示をされ、やり方もすべて決まっていますので、あえて審議会の必要はないのではないか、という答弁もこの間、あったと思います。これに関して策定の時期、住民参加の方法について答弁をお願いしたいと思います。

それから、このゴールドプランの中では、1999年までにデイサービスとショートステイ、介護支援センター、ヘルパーも含め具体的な目標値を示し、それを実現するための予算を付けていると思います。和泉市の場合、デイサービス、ショートステイ、介護支援センター等のゴールドプランにおける1999年までの目標値をどのように考えておられるのか。さらに、ヘルパーに関しては、正職員、非常勤、パート、登録ヘルパーも含め、その内訳について、もしわかれば示していただきたいと思います。

以上です。答弁によりましては自席から再質問をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○ 議長（竹下義章君） 理事者答弁。

○ 都市整備部次長（山下喬三君） 都市整備部山下の方からコスモポリス計画についてお答え申し上げます。今、上田議員さんの方からたくさんの御質問をいただきましたので、ちょっと確認をさせていただきます。その1つ目は、コスモポリス計画の内容、利潤はどうかとか地滑

りしたらどこが責任があるのか、事業主体の責任はどこか、ということだと思います。2つ目は、この環境アセスメントの地元説明の内容をどのような方法でしたのか。3つ目は、地場産業の振興。4番目は、地元説明の方法と、今後はどのようにしていくか。5番目は、計画区域内にある地区センターの内容はどうか。6番目は、今後、計画の見直しはしていくのか――という6点だと思います。

お答え申し上げます。まず、このコスモポリス計画の事業の手法でございますが、組合方式の土地区画整理方式で行ってまいります。ですから、この事業の総責任は組合になろうかと思いますが、この計画の元は、大阪府の総合計画とか和泉市の総合計画に基づいて進めていますので、この責任の範囲については組合がすべてでなく、やはりこの事業者であります和泉市、大阪府、コスモポリス会社、もう1つの団地開発協会が、もしもの場合責任を負うことになろうかと思います。

次に、このアセスメントの地元への説明の方法です。環境アセスメント準備書案の閲覧でございますので、平成4年11月の4日から12月3日まで庁内で行っております。都市計画課、コスモポリス推進課、それから、現地の春木事務所で行いました。この内容でございますが、閲覧者は5名。周辺地域整備に関するものが1件、計画の情報収集に関する件で4件ございました。

3番目の地場産業の振興でございますが、中小企業の振興、育成につきましては、本事業のメンバーである団地開発協会が、開発面積の3分の1のエリアを初めとして買収を進めております。団地開発協会が中小企業の誘致をし、集団化や共同化によって中小企業の高度化を図るとともに新しい分野に積極的に進出するなど、産業構造の転換と新たな産業の開拓が見込まれるものと思います。地域周辺に対する効果ですが、先端技術の工場や研究所など約60社、約7,000人の就労人口が見込まれています。これによりまして地元での雇用の創出、下請け可能な業種の創出、さらに、物販等のサービスなどが地元へのインパクトと考えられます。

次に、地区センターの内容でございますが、計画区域内で1haの用地を確保しております。その中に地区センターとして地元はもとより、このコスモポリスに立地する企業の支援センターとして計画していますが、内容につきましては、今後、検討してまいる予定でございます。今のところ、どのような形になるかということは、まだ具体的なものを示すことはできません。

次に、今後、この計画の内容の見直しはあるのか、ということですが、現在、都市計画関係で手続を進めております。また、環境アセスメントでも一定の計画をもとにした内容で進めておりますので、現在のところ、この計画内容の見直しは考えておりません。

以上でございます。

○ 議長（竹下義章君） 次。

老人障害福祉課長（金谷宗守君） 大きな2点目のゴールドプランにつきまして、老人障害福祉課金谷からお答え申し上げます。

まず第1点目、老人保健福祉計画策定の時期ですが、本計画は、平成5年度中に策定を完了したいと考えております。

次に、住民参加の方法でございますが、まだ確たる方法は決定いたしておりませんが、考え方としては、市の福祉計画と同様の方法で策定をしてみたいと思います。具体的には、ただいま申し上げましたような方法でございますが、高齢者団体からの意見聴取を行った上で計画案を作成し、一定の案ができましたならば審議会に諮問して御意見を伺い、その上で最終決定をしたいと考えてございます。審議会の委員構成といたしましては、福祉計画審議会と同様、一般公募による委員さんにも御参画いただく方向で考えております。

なお、それ以前の住民参加の1つとして、既に住民の実態調査を行っております。

次に、デイサービス等の平成11年度（1999年度）の目標年次における目標値でございますが、これにつきましては、市民のニーズが目標量を設定する目安となりますので、市民実態調査の集計、分析結果がまだ出ていない現段階では申し上げかねます。既に厚生省からゴールドプランあるいは老人保健福祉計画の策定の指針等が出ております。また、大阪府からも老人保健福祉計画策定に関する基本的な考え方等がそれぞれ出されていますので、これらが計画策定の重要なファクターになることも事実でございます。したがって、ゴールドプランに掲げられた数値を本市の人口で按分して得られる数値、具体的に申し上げますと、ホームヘルパーですと120～130名、デイサービスセンターについては中学校区に1カ所程度というのが1つの指標になるかと思っております。

次に、ヘルパの目標年次における内訳でございますが、今、申し上げましたような状況ですので、まだ具体的には決定しておりませんので、現時点では、申し上げかねるところでございます。

○ 議長（竹下義章君） 次。

○ 5番（上田育子君） 答弁が抜けているところがあります。

○ 都市整備部次長（山下喬三君） 申しわけございません。地元への説明の状況でございますが、過去、コスモポリスといたしまして、60年1月から春木町及び久井町の地元、周辺住民にコスモポリスの計画について説明申し上げております。それから、広報「いずみ」の中でも、コスモポリス計画の内容について掲載させていただいております。

次に、環境アセスメントについての地元説明の様子でございますが、南松尾小学校におきま

して、平成4年11月12日午後7時30分から参加者27名で説明を行いました。意見が3件ございました。その内容につきましては、周辺地域整備に関する件が1件、造成工事に関する件1件、環境影響に関する件1件がございました。この環境の問題につきましては、この計画区域内にあるすいれんの保存について要望がございました。

また、コミュニティセンターにおきましては、平成4年11月17日午後7時30分から参加者18名を得、説明会を行いました。これは広く市民全体を対象として説明会を行いました。このコミュニティセンターにおける説明会では、意見陳述者は1人もございませんでした。

以上でございます。

- 5番（上田育子君） ショートステイと介護支援センターの目標値も抜けています。
- 老人障害福祉課長（金谷宗守君） 先ほども申し上げましたように、現段階では、数値は確定していないので申し上げかねるところでございます。先ほど申し上げましたように、ゴールドプランに掲げられている数値について人口按分を行いますならば、在宅介護支援センターについては1万カ所というところからデイサービスセンターはおよそ中学校区に1カ所、ショートステイ施設はその5倍程度の50ヶ所ほどになろうかと存じます。これをゴールドプランの数値の人口按分による1つの指標ととらえております。
- 議長（竹下義章君） 上田議員の一般質問の途中でありますが、再質問は午後に行うことにし、ここで、午後1時まで休憩をいたします。

（午前11時45分休憩）

○

（午後1時00分再開）

- 議長（竹下義章君） 午前に引き続き、会議を開きます。
一般質問を続けます。上田議員の再質問からお願いいたします。
- 5番（上田育子君） コスモポリス計画に関する再質問をさせていただきます。

この事業主体の責任と内容について答弁がありましたが、これは質問の全体にもかかわることなんですが、この計画の工事中あるいは工事が終わってからも、100haというかなり膨大な土地を開発をし、そこに情報とか先端産業も含めた工業団地をつくる計画であるのですが、この土地の破壊そのものからくる地滑りとか水害などの環境破壊の心配とか、大気汚染、騒音からくる周辺地域住民に対する農業とか住居環境に及ぼす影響などの恐れがあるということが1点。

もう1つは、計画がうまくいけばいいわけですが、誘致企業がなかなか思うように来ない。買収の費用はかかっているが、その見返りが全然ない。負債額が雪だるま式に増えていくとか、

そういうことがない方がいいのはもちろんですが、万一、そういうことがあったとき、その責任はどのような形で取られていくのかということが1点目の再質問です。

それから、環境アセスメントに関する答弁の中で、3カ所でこれが縦覧され閲覧者が5名、周辺の人が1名だけでして、あとは多分情報収集ということですから、企業とか行政の関係者ではないかと思います。ごく少数の人しか環境アセスメントを見る機会を持っていないというように受けとめています。膨大なおカネをかけてつくられたこの膨大な資料が、ごく少数の人しか見ていない。それで、あと説明会も若干行われたようですが、非常に残念なことであるわけです。その意味では、もし、地元からより多くの人たちから、この膨大な資料の簡潔な説明と、予想される環境に関するいろんな面からの疑問点について答えてほしい、等の要望があれば、きちんとした説明会も1軒、1軒に知らせた上で地元で持っていただけるのかどうかということなのです。

3点目は、地場産業の振興との関係ですが、団地開発が3分の1のところを買収することになっているので、そこで中小企業の集団化とか協業化で産業構造の転換を図っていただく方向を考えているというお話と、工場は約60社ぐらいで7,000人ぐらいの雇用というお話でした。

まず、地場産業の関係について質問をさせていただきたいと思います。泉州の織物産地の組合のビジョンの中に、もし、地場産業として生きていけるという方向性の中では、新製品の開発をしていかなければいけないということと、新用途開発に対する製品の多様化をしていかなければならない。高い付加価値を付けていかなければならないと述べられています。これほどでも生き延びるために最低の条件だと思えます。

そのため具体的に次の5点について指摘がされています。①情報機能の強化と研究開発機能の向上②それを支える人材の育成・集積③技術装備の高度化とか品質向上を行っていくこと④消費者とかユーザーのニーズに機敏に対応できるシステムづくり⑤ソフトに重点を置いた水平的グループ等によって商品開発センターとか試験研究機関などの充実一を織物組合が指摘をしています。

こういうことに関して、先ほどの3分の1の買収の場所に織物とか人造真珠などの共同化を行った場合誘致が保証されるのかどうか。そして、地場産業の復興という立場でその団地の一部が活用されるとするならば、その人たちに対して税制面、人材面あるいは研究開発面で、市としてどのような援助を考えてくださっているかどうかが、この地場産業の問題に関する再質問です。

それから、地区センターと公園の関係ですが、地元の人たちがここで働く以外、あるいは地権者となる以外に、この膨大な自分たちの環境を破壊され、何らかの形で公共性を持ったささ

やかな見返りとしてあるのは、公園と地区センターではないかと考えます。この公園とか地区センターづくりに関して、地元の人たちの町づくりの一環として、ここに参加をし、どのような公共施設をつくっていけばいいのか、どんな周辺環境を残していけばいいのか、という意見を収集していく町づくり委員会的なものあるいは懇話会的なものをつくる計画があるのかどうかというのが再質問です。

とりあえず、以上の再質問に対して答弁をお願いします。

○ 都市整備部次長（山下喬三君） お答え申し上げます。

環境悪化に関する御質問ですが、工事中における地滑りとかの事故、要するに公害関係が発生すればどうするのか、という問題ですが、当然、造成工事を請け負っている業者、企業が責任を負うべきだと考えております。

次に、もし完成後に地元への公害等を撒き散らした場合どうするのか、ということですが、このような内容のときには、当然、原因があると思います。その原因者に責任を取っていただくのが基本ではなかろうかと思えます。しかし、工業誘致に際しては、和泉市と立地する企業が公害防止協定を結ぶなり、公害防止策を講じてまいりたい。もし、その中で公害を出せば、当然、和泉市として指導していくということになろうかと思えます。

次に、2点目のアセス閲覧に関することですが、先ほど、御説明申し上げましたように、説明会とか閲覧は非常に少人数であったということでございますけれども、私どもは、広報「いずみ」を通じまして、広く市民にもこの閲覧の場所並びに説明会についての掲載もいたしました。地元についても、各町内の掲示板にアセスメントの閲覧とか説明会の掲示もいたしました。また、過去にもこのコスモポリス計画について、地元町会の役員さんを通じて回覧板などで説明会開催の案内とかもしました。地元とは、春木町、久井町、近隣の若樫町、春木川町ですが、そういうところに地元町会の役員さんを通じて御説明を申し上げてまいりました。

次に、地場産業の優遇策でございますが、現在、企業誘致に関する具体的な要綱とかは作成しておりません。平成5年度に入れば、そのようないろいろな形の組織体制をつくり、具体案をつくってまいりたいと考えております。今のところ、まだどのような形で優遇していくかという具体的な内容はお示しできませんので、御了承願いたいと思えます。

次に、地区センター、公園をつくる中で、地元の意見を聞くことをしてきたのか、今後、聞くことがあるのか、ということですが、今まで計画の公園の内容についても、地元にも御説明をしてまいりました。地区センターについても、午前中の御答弁で具体的な内容はございませんが、地元の方々と共存共栄できるような公園とか地区センターをつくっていくことが基本でございますので、私どもが聞き入れられる地元の御要望につきましては、聞いていきたいと考

えております。

以上、御理解願いたいと思います。

○ 5番(上田育子君) 今の点につきまして、再々質問をさせていただきます。

まず、公害防止協定の協定者は、市と事業主になると思いますが、その場合、このような内容にしてほしいとか、例えばアセスメントの専門委員会の報告の中でも、水の問題に関して専門委員の方が「監視地点は要らないのか」という質問に対して、「それは要らない」という答弁をされています。地元から公害が起きないように協定を結んでほしいという意見が出た場合、この公害防止協定の作成過程で地元意見が反映されるかどうかというのが、再々質問の1点目です。

それから、アセスメントに関しては、過去のことについては十分できているというお話でしたが、なおかつ、私としては、まだまだ十分な説明がされていないという地元の意見も聞いています。もう一度地元から要望があったとき、現場まで出向いてそのような説明会を持っていただくことができるのか、という質問をさせていただきましたが、この点についてお答えをいただきたいと思います。

それから、地場産業の優遇の問題ですが、地場産業というのが、最初はないのかと思いましたが、優遇していくための要綱を作成する方向性という点に少し触れられたと思います。地場産業の優遇という政策的にそのような方向を、この産業団地に考えていらっしゃるということを明言していただきたい。

また、要綱を作成する組織体制を考えているということですが、今は示せない、ということです。この要綱を作成するとき、地場産業の経営者あるいはそこで働いていた地場産業の労働組合の代表者あるいは労働行政の代表者、学識文化人も含め、この地場産業の復興計画をこの中で一緒に考えていく最初の出発点として、そこら辺の地場産業の復興懇話会というような形を基本的な姿勢として持っていらっしゃるのか、という点の答弁をお願いしたいと思います。

それから、地区センターと公園に関しましては、地元と共存共栄ということなんですが、今までのお話の中では、どんな問題に関しても、大抵決まったことを説明をするということが地元との調和という方向で話されているような気もいたします。地元と共同でこの地区センターなり公園づくりをどのようにやっていこうとしているのか。その具体的な組織のあり方も含めて答弁をお願いしたいと思います。

○ 都市整備部次長(山下喬三君) 公害防止協定の作成時に地元の人も入れていくのか、ということですが、これにつきましては、専門家の先生方なりいろんな意見を聞きながらつくっていかねばいけないと思いますが、今、地元の人を入れるとかは、明確には言えない状況で

ございます。

次に、この事業計画についての説明について地元から要望があれば行くのか、ということでございますが、当初にも一応、南松尾小学校で町民全体を対象にした説明会を開催しております。1人ひとりの御要望に対しては、私どもの人数の関係もあってすべてにお答えするのは不可能かと思えます。しかし、個々に内容については、私どもの事務所あるいは現地にも事務所がございますので、訪ねて行かれたらどうかと思えます。

次に、地場産業の振興、復興について、今後、優遇していくのか、という再々の御質問でございますが、われわれとしては、地場産業の振興は当然しなければいけません、具体的にどのような形であるかということは、今のところ、お答え申し上げられません。御了解願いたいと思えます。

地区センターの内容につきましても、地元の方々も交えながら意見を聞いていくのか、という御質問でございますが、今後の組織体制の中に入れるかどうか、今のところ、具体的な案はございません。内容については、もちろん地元町会の代表である町会の役員さんともお話ししていくつもりではございますが、組織としてどうか、という点の具体的な内容はございません。御理解願いたいと思えます。

○ 5番(上田育子君) この件に関しまして、最後に、幾つかの要望をさせていただきます。

まず、公害防止協定に関しましては、専門家の意見ということもありましたが、ぜひとも公害防止協定を作成する時点では、広く環境問題に関する地元の意見を聞き入れてく場をぜひもう一度持っていただき、協定作成でこんなことが心配だという地元の要望、そして、そのことを規制するためにこういう条例が必要なんだという技術指導に関して、現地と専門家と行政が連動しての協定作成が必要だと存じますので、強く要望させていただきます。

それから、地場産業の問題ですが、産業団地の100haに60社か50社というお話ですが、あくまでもその中で地場産業との共存と言う限りは地場産業を優遇し、行政の力で、そのときこそ大阪府のコンサルの力とか専門家の力も借り、幾つかの共同化を図っていくためのプランづくりとか組織化の援助というものをぜひしていただきたいと思えます。先ほども言いましたように、開発とか研究などの設備投資とそれに対する固定資産税などに対する優遇措置、行政が地場産業を優遇するための援助がどれだけできるのか、ということをも十分検討をしていただきたいと思えます。

その組織づくりでは、和泉市においては、経営者と労働者側が行政と一堂に会して自分たちの産業のこと、あるいは地場産業の発展する町づくり、雇用保証あるいはそこで発生するであ

ろう職場環境の改善の問題については、大きな団地でありますので、一企業ではどうしても解決ができない問題等いろいろあると思います。

それから、航空産業とか精密機器の産業という慣れない産業がたくさん来たとき、アジア諸国の人たちもそうですが、頸肩腕障害とかVDT障害とか多くの職業病の発生も十分考えられます。それを共同で防止をし改善をしていくため、議員や経営者団体、労働者団体、関係行政機関の職員も含めまして、貝塚、高槻、枚方、豊中市などではいろんな名前がありますが、雇用問題のための懇話会が市の中にきちり位置付けられ、諮問機関としてつくられています。そのような組織体制をぜひつくっていただき、この7,000人規模という大きな工業団地を地元と共存でき、雇用も確保でき、そして、ゆとりも保証できるよう、ぜひともそういう措置を講じていただくことを要望いたします。

地区センターと公園に関しましても、それが地元にとっては、大阪府や和泉市の一部の人たちの計画でほんとに地元にとまたま下りてきてしまった。自分たちが今のいい環境から出ていくということのないよう、地元の人たちがこの計画にできる限り参加をし、間違った部分を改善をし、豊かなものに変えていける町づくりの一環として計画を進めていただくためには、地区センターと公園や地域の環境の中でどこを保全してほしいか、そのことを組織的に聞いていく、意見を吸い上げていくような場所として、ぜひとも地元の中に公園と地区センターを含めた公共施設づくりという、住民合意の場をぜひともつくっていただきたいということを最後に要望しておきます。

それから、ゴールドプランに関する再質問ですが、具体的な目標値をお示しになりました。中学校区に1つのデイサービスセンター、介護支援センター、5つのショートステイなど、相当大規模なゴールドプランになっていくと思います。そこで、再質問の1つは、このプランの実施主体というものは、前回、和泉診療所の横につくられるデイサービスセンターは福祉公社と言われていましたが、他の施設に関しては、どのような事業主体を考えておられるのか。福祉公社というものは、有償の福祉サービスというお話でしたが、具体的なイメージがもうひとつつかめません。その責任者とか構成とか、そこにおける職員のあり方とかについて、わかる範囲で答弁をお願いしたいと思います。

さらに、ゴールドプランで国が決めた目標値を示されましたが、あくまでも、今後の福祉事業計画に関しては、市町村が主体となって策定していくということであり、課長の答弁の中でも、地元のニーズをまだ十分つかんでいないが、それを反映して最終的に数とか内容について検討していく、という答弁だったと思います。

ところで、このゴールドプランの規格品以外に先日、和泉市で「男と女のフォーラム」があ

りました。その前段で市民参加の「皆で語ろう」という場が女性政策課を中心につくられた中で、すべての方が福祉に関して強い関心があり、その中でいろんな提案がされていました。その1つとして、例えばそのとき配られたチラシですが、「助け合いの輪を広げよう」ということで、これは、グループ糸でんわというところがあるようなサービスを提供します。1人暮らしのお年寄りや病気の人の簡単な介護、買い物、食事の支度、掃除、洗濯、季節物の入れ替え、入浴の介助、病院への付き添い、病院へ薬を取りに行く、役所などへ代わりに行くこと—などのサービスのネットワークをつくっています。これは時間600円とかで有償なんですけど、こういう老人向けのサービスを既にやっておられる方々と行政がタイアップしながら考えていける方向があるのかどうか。

さらに、その場で出た多くの人たちが夢物語の一部としてでも、それが現実になればいいなという話もあったんですが、「シニヤハウス」というような形で、数人の独居老人が1つの世帯をつくりながら、そこは福祉の住宅として、お風呂とか家の構造そのものが車椅子でも生活できる段差のない構造の中で、独居老人が共同で生活するハウスを行政が援助して安く提供していく。その代わりにヘルパーなどの仕事が大幅に削減をされていくという形がこの町の中で実現すればいいな、という意見も何人かから出ていました。そういうゴールドプランの規格品以外のことも含め、この老人福祉計画の中に盛り込まれる予定があるのかどうかという再質問です。

- 老人障害福祉課長（金谷宗守君） まず、福祉サービスの供給主体でございますが、これにつきましては、ホームヘルプサービス、ショートステイ、デイサービスの3つの在宅福祉の3本柱のいずれについても、行政が直接行うだけでなく、民間福祉法人あるいは場合によっては次の御質問でございます福祉公社その他民間企業も含め実施してまいるという予定でございます。まだ、それぞれ何をどれだけやらせるか、ということにつきましては、その実施の中で検討してまいりたいと考えております。

次に、2点目にお尋ねの福祉公社でございますが、前のデイサービスセンターの工事請負契約に関して一部申し上げましたが、福祉公社というのは財団法人の一種でございます、主たる業務は、行政が行うシビルミニマムのサービスと言いますか、それを越える高度かつ多様なニーズに対しまして、おカネをいただく有償のサービスを提供していく。また、その他行政が行うサービスの委託を受け、行政に代わってサービス事業を実施をする受託業務などが主たる業務でございます。いずれにしても、その行う業務の内容が福祉にかかわるということで、国のゴールドプランの一部にも書いてますが、各市町村に1カ所程度つくっていこうという姿勢が出されております。本市においても、ただいまこの施設について検討をしているところで

ございます。

次に、ゴールドプランあるいは老人保健福祉計画策定の指針等に記載された以外のサービス等について、老人保健福祉計画で規定することがあるか、という御質問でございます。実態調査等の結果が出ていない段階では、何とも申し上げかねるわけでございますが、原則的なことを申し上げますと、住民のニーズが極めて高く、行政としてもその必要があると判断いたしました場合には、やはり計画の内容として検討の対象になると考えております。

以上でございます。

○ 5番（上田育子君） 1時間を過ぎましたので、要望だけに終わらせていただきます。

ゴールドプラン実施主体であります、福祉公社が行うものであれ、市が直接行うものであれ、多様な市民のニーズに対応するためには、やはり人材と無限の市民の創造力を吸い上げていくシステムづくりが一番大切ではないかと思えます。その意味では、今まで直営の場合は、往々にして福祉関係で働く人たちも、一定の公務員としての資質を持たなくてはならないということで、難しい試験の難関をパスしないと職員になれないという構造がありますけれども、民間で頑張っておられた人、例えば大阪府などでは市民生活部長に登用したりということで、いろんな形で民間活力を生かしていくような職員の登用ももっともっと考えていかなければいけません。

前回、和泉市から大阪府の財団法人のヘルパーの研修に行った人も、既に60人を超えているとお話がありました。99年までには、まだまだこの研修に行く人も出てくるだろうし、和泉市内でも研修をしてほしいという声も出てきています。しかしこういう人は、悲しいかな、障害者やお年寄りの介護とか日常の主婦業務に追われ、十分公務員試験にパスする能力を持っていない人も多いけれども、福祉の心とか経験も十分持っておられ、そして、現実に携わっているので創造力とかむだのない仕事ぶりなど、十分に福祉の仕事に携わる能力をむしろ持っていると思います。そういう人たちをゴールドプランの実施に当たっては、貴重な人材として登用していくシステムをぜひつくっていただきたいと要望をしておきます。

それと、ゴールドプラン以外のサービスについては今後の問題ということですが、この老人福祉計画の審議会の中でも、あるいは老人団体などの意見を聞く場においてもこういうものが出てくるかと思いますが、その場合には、せっきくの機会でもありますので、市民のニーズとしてゴールドプラン以外のことについても、ぜひとも計画の中に取り入れていただくよう要望して終わりたいと思います。

○ 議長（竹下義章君） 終わりました。

次に、12番・大谷昌幸君。

(12番・大谷昌幸君登壇)

- 12番(大谷昌幸君) 12番・大谷でございます。通告に基づきまして、要旨の説明を申し上げます。

まず第1番目に、JR阪和線以西地域のさまざまなことについて、お教えいただきたいと思うわけでございます。

御承知のようにJR阪和線は、もともと私鉄の阪和線は、昭和4年に開通いたしました。和泉府中は、天王寺から12番目のステーションでございまして、次にまだ岸和田、貝塚まで2つか3つある駅の中で、美章園は高架ですから別にして、あとの駅については、全部東側向きの改札口でございました。駅前あるいは駅裏というか、駅の周辺はよろしいが、線路そのものは土堤によって築かれる関係で、地域が二分されるのが常識でございます。したがって、どういうわけか、この阪和線の以西地域は、駅裏のとおりようになってしまったと感ずるわけです。それが現在も続いております。これは和泉市だけのことではないと思うんですが、たまたま皆さん方の各セクションに用意されています住宅地図を御覧になられたらおわかりになると思いますが、泉大津市、高石市に比べ、西側は非常に道路の状況がよくなっているわけでございます。

その地域の中でまず第1番として、現在、道路整備をどのようにお考えになっておられるのか。例を挙げますと、和気町から繁和町に抜ける府中南三番踏切では、その東側はたまたまマンションが建った関係で道路が拡幅されましたが、線路を越えた以西は、旧繁和町の住区のままです。常に車が錯綜している。特に御婦人が運転されている車と行き違った場合、非常に気を遣うわけでございます。その他例を挙げれば切りがございません。自衛隊から下がる池上町の道にしてもしかり、その他にもたくさん例があると思います。

次に、橋ですが、今、繁和町の府営住宅が全部改築しまして、近々、完成するようでして、既に入居者の募集も終わったように承っていますが、この繁和橋は、現在、車のすれ違いはできません。住宅内の道路は拡幅されておりますが、今後、この橋をどのように付け替えをされるのかということもお教えいただきたい。

これと同じようなことが肥子町に行ってもあるわけですが。例えば府中南二番踏切から繁和に通じるスーパーの前を通って行く道ですが、スーパーの付近は、スーパーによって拡幅はされましたが、それから南については昔のまま、と言えはちょっと語弊がありますがね。と申しますのは、歩道がまだ整備されていません。その地区の住民の方にお聞きをしますと、実は、まだ土地の売買契約がなされていない、と極端に言われる方もあります。この真実は別にしまし

て、これをどのようにされていくのか。

次に、先ほど申し上げました池上町の方ですが、泉大津市側の阪和線沿いの道は、まず、和泉中学のところから泉大津中央線に沿って渡線橋の下ですが、そこに泉大津の清掃作業現場事務所があります。そこから北に線路に沿って4mぐらいの多分市道だと思いますが、その道が続いています。たまたま泉大津市との市境を越えた地点の住宅地域に入るや否や、その行く手に1軒の住宅が建っています。これはその住宅を建てた業者が販売をしたわけです。だから、線路の西側を泉大津市側から北進をしていっても、和泉市の領域に入るや否や道がなくなってしまふ。そして、今度は、池上の養護学校の方へ曲がり大きく迂回をしなければ、旧の池上町へ行けないという状況もあります。それもお伺いをしたいと思います。

次に、住居表示の問題です。これは繁和町の西側は忠岡町、それから、肥子町も含めて阪和線に沿って葛の葉町に至るまで泉大津市、高石市となるわけですが、いずれもすべて住居表示がされており、和泉市で最初に住居表示がされたのが昭和39年、府中地区です。そして、43年であったように記憶するんですが、池上町の一丁目だけがされました。そのほかにされたところは別にして、和泉市の阪和線の西側は、それ以外に住居表示がされていない。私たちが泉大津中央線のところを歩いて行きまして、各家の表札を見るまでもなくその横に、泉大津市でしたら「北豊中町一丁目」という正方形のプレートと、その下に「3~5」というようなプレートが張られています。それが張られているところは泉大津市であり、張られていないところが和泉市であるという確認ができるわけです。表札の住所を見る必要はありません。これが向かい合わせあるいは隣り合わせになっているわけです。

御承知のように住居表示というのは、住む人の権利をそれによってはっきりするためのものです。そして、10m置きに枝番が付けられ、よそから来られた方もすぐに家が探せるという便宜を与えるがためにやられる事業なんです。それが和泉市の方では、旧態依然として「池上町〇〇番地」となってます。その番地たるや、これもどなたも御存じですが、「83」の隣に「84」があるとは限ってません。その隣が「130」になったりするわけです。だから、番地を追って家を探すなんてことは絶対にできない。

この住居表示については、私の記憶によると、泉大津市では、先ほど申しました43年の時点ではどこもやってなかった。忠岡町も高石もしかりなんです。それなのに今、隣接の市町が全部完成しているのに、和泉市は何ら手を付けられていない。これはいかなるお考えによるものか、承りたいと思います。

次に、市営住宅です。先ほども申し上げましたように繁和の府営住宅が改築します。その横にある和泉市営住宅はどんな姿をしていますか、申し上げるまでもございません。今後、どの

ように建て替えを計画されているのか。池上の第2阪和国道の沿線にも何軒かあるわけですが、それも含めて御答弁をいただきたい。

次に、飛び地の問題です。恥ずかしながら、過去の正式な名称は記憶していませんが、和泉市と泉大津市の境界を策定をするという委員会がございました。私は1回も関係したことがないので、中身についてはわかりませんが、それが10年余前に姿が消えてしまいました。どうなったんでしょうか。当時は、通称「豊中28番地」という、和泉中学へ行くまでの市道の付近ですが、これも含めていろいろありました。住民の意識調査をしたところでは、泉大津市の方は和泉市へ来るのはいやや、和泉市の方は泉大津へ行くのはかまわない、というような調査結果が出たので怖じ気づいたのか、それが消えてしまいました。

「豊中28番地」のように相当広い区画によってまとまっている、これは飛び地というよりは接続地になっておりますが、そういうところはまだいいとしても、完全な飛び地が泉大津市千原町に点々とあるわけです。大きな塊として公団の助松団地がありますが、そこへ行くまでに第2阪和との間に約1,000㎡ぐらいの飛び地が、私の調査では、少なくとも4カ所ぐらいあります。小さいものも含めればもっとあるかもしれませんが、先ほど申し上げましたように住宅地図には表記されていない。現場へ行って住居表示のプレートを見て、初めて「ここは和泉市の飛び地やな」とわかるわけです。その飛び地の中に2、3人の私の親しい方がおりますのでいろいろお聞きをしますと、非常に不便をかかって生活をしてはります。それも、自分から好んでその土地を買ったものではありません。先祖から持っていた土地もありますし、親からもらって分家をしたという方もあります。自分の好むと好まざるとに関係なく、その土地に住み着いた方ばかりですが、その方々の不便がいかなるものであるかは、私が申し上げるまでもなく、行政に携わっている皆さんが方はつとに御承知されていることと思しますので、これも含めまして今後、どのようにされるのかをお伺いしたい。

次に第2点、教育施設についてですが、1番目のプラネタリウムについては、機械がもう古くなったので、ということで現在は余り使っておられないようですが、高石の清高小学校に高石市内の学校用としてあります。堺市には、三国ヶ丘の前の科学教育研究所には、当然、機械を入れ替えていると思いますが、終戦後からあるわけです。過去にも少し要求したような記憶もありますが、和泉市にはないがため、その堺のプラネタリウムを見学させてもらいに行きました。ところが、堺の方もいろんな事情があるのでしょうか、「うちの方ですいているときはどうぞお出てください」ということです。その言葉の裏は、もう来ていらん、ということですから、堺に近い信太方面の地域でも、三国ヶ丘の駅から歩いて1分か2分のところで便利はいいんですが、行きたくても行けない。

5～6年前、岸和田の競馬場の跡地の北端に岸和田の文化会館ができて、その中にプラネタリウムが設置されました。これは土曜、日曜、祝日だけ一般に公開をしているわけですが、その他の開いた日は「どうぞお越しください」と気持ちよく言っていることでもあります。今、和泉市から年間、約30校、園がお邪魔をしています。お聞きしますと、岸和田の教育研究所の先生が来ていただいて操作の説明をしていただけるので、その先生の御都合と和泉市の校、園の御希望の日をうまく調整して、それで行ける日にお出でいただいているわけです。これは和泉市だけでなく泉大津市からも、あるいは一番遠いところでは岬町の学校も行っているとお聞きをしております。何も和泉市だけではありませんが、とにかく「和泉市は最大の得意である」ということをはっきりと向こうの館の方がおっしゃっています。それは、それでいいんですが、和泉市でなぜプラネタリウムができないのか、今後、どうされるかということ承りたい。

次に、2番目の博物館の問題です。これは先ほどの猪尾議員さんの質問の中にもございました。過日、和泉丘陵内の遺跡の成果展ですが、1,200名という多数の方が鑑賞されたという、市長も見られたとお聞きをしています。見られた方は、「こんなにっぱなものが出てきたんか」と異口同音に言われています。したがって、この調査会のパンフを見ましても、驚きの言葉が2、3散見するわけです。私も「あんな丘陵のところを掘って公団の費用でやるからええわけやが、何が出てくるのか」とばかにしていましたが、あのコミセンの大会議室に一杯、なお、これで全体の10%でしたか、それぐらいとお聞きをして改めてびっくりしました。

こういうような大きな成果を持っている和泉市に博物館がないということはいかがなものでしょうか。博物館とはどういうものであるか、今さら、ここで失礼なことを申し上げるまでもなく御存じだと思いますが、その博物館がない。そして、先ほどの御質問にもありましたように、プレハブの小屋の中にコンテナに入って積み上げられている。この姿を見て、本当に古代からこの和泉市をつくられた先祖に申しわけないと思う1人なんです。今後、これをどのようにされるおつもりか。

以上、要旨を説明申し上げましたが、まず、1点目のJRの件から答弁をいただき、それから、2番目の教育施設に移っていただくというようお願いいたしまして、自席から再質問をさせていただくことをお許しいただきまして、要旨の説明を終わらせていただきます。

- 議長（竹下義章君） 理事者答弁。
- 建設部次長（谷 俊雄君） 第1点目のJR以西の地域の道路問題につきまして、道路課谷よりお答え申し上げます。

和泉市が市制発足して36年余になりますが、その間、JR阪和線西側地域の道路整備の状況

といたしましては、都市計画街路の国道26号線と府道松原泉大津線が開通しております。この阪和線以西の地域につきまして、市が施行する都市計画街路はございませんので、道路整備といたしましては、原道の整備として舗装とか側溝あるいは歩道の整備などを実施してきたのが実態でございます。

また、現在、事業を進めているものとして、大阪府におきましては、池上下宮線の国道26号線から大阪岸和田南海線までの区間、また、都計街路の和泉中央線の国道26号線から府道大阪和泉泉南線までの区間を事業化に向け、阪和線との立体交差方式などの構造について、技術的な検討に取り組んでいるところでございます。

また、本市が事業中のものとして、平成2年度より市道富秋幸線の整備として、大阪和泉泉南線から国道26号線までの接続に向けて用地取得を進めてまいりましたが、用地取得のめどがつかしましたので、平成5年度に工事を施行したいと予定をしているところでございます。

以上が概要でございます、具体的な御質問が数点ございました。1点目につきましては、和気町から繁和町に通じるサダンパークのところ、踏切までは拡幅されているが、それ以後、繁和町に入ってから未整備ということでございます。おっしゃるとおりでございます、和気側につきましては、サダンパークができたときに、開発者の協力も得まして一定の幅員に拡幅しております。本市の場合、原道の整備拡幅の問題はたくさん各地でございます、現在におきましては、急激な開発発展のため道路整備が各地で急がれているわけでございます。そういったことから今、都市計画街路を重点的に整備を進めているところでございます。御指摘の道路につきましても、一定、都市計画街路の整備ができた段階でいろいろ検討してまいりたいと考えております。

もう1つの繁和橋がどういうふうになっているか、という問題でございます。この繁和橋につきましても、昭和28年につくられたものでございまして、約39年たっております。老朽というよりは、むしろ昔架けた橋でございますので、川に直角に架かっておりまして、取り付けの道路がスムーズに架かっていないという欠点あるいは幅員が非常に狭いということも認識をいたしております。ただ、これについては相当大きな事業費を必要といたしますので、現在、大阪府の方に補助制度の要望をしているわけでございます。これにつきましても一層努力をし、できるだけ早い機会に架け替えをしてまいりたいと考えております。

もう1点、肥子町のスーパーニチイのところは歩道が付いております、それから南側は歩道ができていないということでございます。これも1点目と同じような問題でございます、これは府中和気西線という市道でございますが、ニチイができたとき、あの道路につきましては、

将来的には12m道路を予定しております。そうしたことから繁和橋から向こう側につきましては、大阪府の住宅の建て替えに伴いまして12m道路に道路に整備しておりますが、こちらの北側についても、サティの場合には、その開発に合わせまして一定の幅を確保させていただき、歩道等を付けておりますが、その橋からサティまでの間は、御指摘のとおり未整備となっております。この整備についても、順次、事業手法等も検討しながら整備を進めてまいりたいと考えております。

それからもう1点、池上町の和泉中学校の西側ぐらいになりますが、御指摘のところは、確かに泉大津市の区域になっております。この区域は、泉大津市は区画整理事業でスムーズにいったためりっぱな道路が付いておりますが、和泉市のその地域については区画整理事業等をしていなかったため、現況のような実態となっているわけでございます。こうした地域の整備につきましては、都市計画街路ではございませんので、市でつくっております市単独道路整備事業あるいは開発等を通じ、できるだけ地域に整合した道路整備を図ってまいりたいと存じております。

以上でございますので、よろしくお願い申し上げます。

○ 議長（竹下義章君） 次。

○ 都市整備部次長（中屋正彦君） 2点目の住居表示につきまして、都市計画課中屋より御答弁申し上げます

まず、和泉市における住居表示の整備につきましては、自治省の街区方式による実施基準によりまして、今日まで計画実施を図らせていただいております。また、整備予定地区の決定につきましては、市街化区域内における既に一定の市街化形成がなされました人口集中地区を初め市街化進行の著しい地区、また、新市街地開発地区を対象といたしまして、昭和40年度より和泉府中駅を住居表示の起点として、放射状に実施をしてきているところでございます。

このようなことから現在まで、府中、肥子、井ノ口、伯太、弥生町及び池上町の一部を初め、鶴山台、光明台及び和泉中央丘陵開発地区といった新市街地開発地区並びに大阪府住宅供給公社の4団地開発に関連いたしました和気、今福、寺門町といった地区について実施をしてきております。

次に、当面の整備予定でございますが、現在、既成市街地の区域につきましては、環境改善整備事業の進捗によりまして市街地形成が図られてきております幸地区を対象に現在、地元協議を進めております。また、引き続き王子地区、黒鳥地区並びに伏屋地区を予定しておりますとともに、新市街地区域につきましては、中央丘陵北部地区の未整備地区並びにその周辺地区につきまして現在、手続中でございます。

なお、引き続きまして、学園地区並びにその周辺地区を予定をしております。

御指摘の阪和線以西のうち肥子町及び府中町八丁目の区域につきましては、既に昭和41年に実施をさせていただいております。未整備地区であります繁和町につきましては、府営住宅並びに市営住宅の建て替え計画等との整合、また、池上町区域につきましては、都市計画道路池上下宮線等のいわゆる都市基盤整備の進捗状況、また、富秋あるいは葛の葉地区につきましては、空閑地等の今後の市街化進行を見詰めながら計画的な整備を図ってまいりたい、かように考えておりますので、よろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

○ 議長（竹下義章君） 次。

○ 建設部次長（西岡政徳君） それでは、繁和町の市営住宅建て替えの考え方について、住宅課西岡から答えいたします。

先生が御指摘のとおり、繁和町の府営住宅につきましては建て替えが完了いたしまして、入居者もほぼ決定しているということでございます。それに関連いたしまして、市民の方々からいろいろと市営住宅の建て替えについて、お問い合わせ等も来ていることは事実でございます。

私どもといたしましては、市営住宅の建て替えにつきましては、従前より一定の取り組みをまいりましたが、今年に入りまして、国が公共賃貸住宅建て替え10カ年戦略を策定いたしまして、現在、大阪府を中心に府下各市町村で建て替え促進計画を策定中でございます。当然、われわれといたしても、この計画の中に繁和第二住宅の早い時期での建て替えを考えていきたいと思っております。また、その隣にございます繁和住宅につきましては、この住宅は敷地が狭小で不整形であるということで、これらについても、繁和第二住宅の中へ統合して全体的な建て替えを考えていきたいというのが、現在の状況でございます。また、この促進計画の中には、市域全体の市営住宅建て替えの考え方も盛り込んでいきたいと考えているところでございます。

○ 議長（竹下義章君） 次。

○ 企画調整部次長（今村堅太郎君） 飛び地の関係につきましては、企画室今村から答えさせていただきます。

まず、泉大津和泉市行政協会適正化協議会についてでございますが、本協議会につきましては、泉大津市、和泉市の両市に散在します飛び地の整理を行い、合わせて両市の境界の適正化を図り、住民の生活、福祉向上及び利便の向上を目的といたしまして昭和47年に設立をされ、その後、行政境界の適正化に向けて総務委員会で再三審議をしていただき、また、当時の議長さん、副議長さん、さらに、市長によりまして、泉大津市に対して申し入れ等も行っていただ

いてまいったものでございます。

数々の行政境界変更の案につきまして協議調整を重ねたところではございますが、合意には至らず、平成元年2月、両市長のトップ会談を実施いたしまして、「原点に戻って検討する」ということを申し入れましたが、平成2年3月、泉大津から「やはり困難である」という回答がございました。結果としては、適正化協議会に諮るだけの要件を備えることができず、両市それぞれ協議会の委員さんによります会議の開催をいただき、本市は平成2年5月、協議会委員によります会議を開催していただきました。その結果、当方で設立後18年を経過しており、協議会については、しばらく冷却期間を置くという意味合いで凍結する。両市間で協議会に諮る要件が整えられた時点で改めて検討協議ということになったものでございます。

この凍結という意味合いは、協議会そのものは残しながら境界変更の案ができるまでは、委員の選任あるいは予算の計上はしないということでございます。引き続き、理事者段階と言いますか、われわれも含め事務段階では、さらに、鋭意検討するということに決まったものでございます。

以上が、行政境界適正化協議会の経過でございます。

次に、飛び地をどのように整理をするのか。特に御指摘の小規模な飛び地の場合でございますが、泉大津市との過去からの調整でも問題となっておりましたのは、境界変更につきましては、いわゆる領土問題というとらえ方でございまして、いわゆる“等価等積”というのがやはり基本にある。また、変更する区域の住民の方の合意というものが過去、問題として挙げられてまいりました。特に泉大津市との境界につきましては、非常に複雑輻輳しておりますので、どの区域だけ境界変更を行うということはその近くの区域との関係もあり、非常に困難な状況にあるというように考えております。

続きまして、行政サービスの問題でございますが、基本的な項目、例えば学校あるいは水道、消防、ごみ問題等については、行政協定を結んでお互いに補い合うということで、できる限りのサービスはさせていただいてまいっているのが実態でございます。よろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

○ 議長（竹下義章君） 次。

○ 社会教育課長（田丸勝之君） 大きな2点目の教育施設についての御質問に対しまして、社会教育課田丸よりお答え申し上げます。

第1点目のプラネタリウムについてでございますが、プラネタリウムは、時代とともに高まる宇宙への関心の中で、天文現象に関する知識の普及と広大な宇宙への探究心を育て、情操豊かな心を養う上において必要であると認識してございます。また、本年3月の第1回定例会

におきまして赤阪議員さんからも御提言をいただいておりますので、その提言も含めまして検討してまいりたいと考えますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

続いて、第2点目の博物館についてでございますが、トリヴェール和泉開発地域内の埋蔵文化財につきましては、昭和56年度に和泉丘陵内遺跡調査会を設置いたしまして、住宅・都市整備公団からの委託を受けまして以来、12年間の長きにわたって発掘調査を実施してまいりました。発掘調査の成果でございます出土遺物や写真、図面等の調査資料は、膨大な量となっております。これらの資料につきましては、調査会現地事務所設置内の倉庫に収蔵しておりますが、倉庫自体が満杯となっております、住宅・都市整備公団に対して増設の要望をいたしておるところでございます。

これら貴重な調査資料につきましては、地域の歴史や文化を研究するための貴重な資料として保存していく必要がございます。しかし、単に保存するだけでなく、博物館や資料館等で保存展示し、歴史及び文化財についての知識や教養の向上に資することを目的とした公開活用を図ることも大切なことだと存じております。

公開活用を図るということから去る11月28日から12月6日まで、コミュニティセンターにおきまして発掘調査成果点を開催し、生の資料を見ていただくことによって、広く市民の方々に郷土和泉の歴史についての認識を新たにさせていただいたものでございます。郷土の貴重な文化遺産についてさらに認識を深めていただくとともに、新しくトリヴェール和泉の市民となられた方々にも、2万数千年前の旧石器時代から既にこの地を生活の場としていた人々がいたことをしのんでいただくことも含め、常設展示のできる資料館等の建設を中央丘陵内で考えているところでございます。

以上でございますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

- 12番（大谷昌幸君） 先ほどの道路に関しては、繁和橋のことについて谷次長から結構な答弁をいただきました。橋は、川の堤防に対しては直角であるが、道とは直線になっていない。この橋が戦後の昭和28年か29年に架けられて間もなく、これは市長も御記憶があると思いますが、1人の方が単車で転覆して即死をしました。橋自体が少し「くの字型」に曲がっているということについては、今後の交通にいろいろ関係すると思いますので、架け替えのときには道路と直線になるようお願いをしておきます。

それから、この住宅地図のページで申し上げておきますと87ページ、繁和町の一番西の端、隣がすぐ忠岡町です。忠岡町も区画整理をしているので道がちゃんとできてますが、和泉市はやってないので、1軒の家のところで道が狭窄になっており、軽4ぐらいなら無理したら通れるかもしれませんが、普通車は通れません。市と町が違っても、そこの住民はお互いに顔を合

わせているんですが、車でその道では行き来できない。その1本手前の道から迂回をして行かなくてはいけない。こういうところは他にもたくさんありますが、例を挙げると切りがありません。そういうところも一度、住民の側に立った、血の通った対策をとっていただきたいと思います。

もう1点の府中南一番踏切、旧肥子町の中の道を突き当たって第二阪和と交差する地点、かつて、交差点を開ける、開けないですったもんだしたところですが、その第二阪和の方から泉大津市の境までわずか5mほどですが、第二阪和の工事をするときの取り付けの関係でそうなったのかもしれませんが、和泉市側の5mも含めて10mほどが広いです。しかし、それから先は昔の和泉市の市道のまま。その西側に幅1mほどの光明池の水路がありますが、一部は蓋をされていますが、一部は開いたままになっています。その地区の人はそのままがいいと思っておられるのか、そこまでお聞きをしません、過日、そこで車と擦れ違いで自転車が水路に転覆して大けがをした人があったはずなんです。何とか対策を講じていただきたいと思います。

以上、道路の問題はこれで終わっておきます。

次に、住居表示ですが、先ほど、いろいろと御説明がありました。大変失礼ながら上ばかりしているという苦しい御答弁、十分わかります。十分わかりますが、だからといって、上をやっているから下はええんか、と逆に言いたくなります。いろいろ経緯を調べていく中では、どうも住居表示に携わっている人手が少ないと感じるんです。それで作業が進まないのではないかと思うわけですが、プレートを見て和泉市か泉大津市かの確認ができるというのは非常に情けない。

また、過去、飛び地については住居表示ができないというお話がありましたが、泉大津市は、この住宅地図の45ページと46ページにわたっていますが、「東豊中三丁目25番地」と飛び地もちゃんと住居表示をしてあります。地図で見たところ1,000㎡ぐらいの土地なんです。他にもありますが、この1件だけの例にとめておきます。後の飛び地の問題に関係しますので、これも覚えておいてください。住居表示のことにつきましては、明日からやります、というわけにはいきません。事情はわかっています。先ほどもある申し上げましたようにその点をよく把握していただき、できるだけ早く不便を解消していただきたい。これも要望に終わっておきます。

市営住宅の建て替えにつきましては、10年計画の一番ラストにならないようにしてください。住民の皆さんの合意が、早く改築してほしい、というのであれば、国の補助の金額は決まっていると思います。市営住宅は、大体、市でやっていかないといかん場合が多いと思いますが、よその市が全部やっちゃって、うちが一番どん尻に何とか付いて行ったというようなお茶を濁すことがないように、これも要望しておきます。

次に、飛び地の問題です。これは先ほども申しましたところが泉大津にあるわけです。これは以前からよく言うんですが、いや、領土の問題であるとか、国連があれば提訴してもいいんですが、国連にもそんなものがあるわけではないし、大体、昔の和泉の国の歴史的な発生過程でこのようなことが起こってきたわけです。先ほど申しました泉大津から和泉市にある飛び地と、逆に和泉市から泉大津にある飛び地の数がどちらが多いか、面積がどちらが広いか、一度、試算をしてください。

この地図を見ると、この地図の会社に失礼ですが、この地図も余りあてになりません。和泉市の飛び地であるのに枠に入っていないわけですね。しかし、どうも和泉市の方が多いですよ。一反ぐらいの飛び地になっているわけですよ。それを交換できる場所は交換すべきです。先ほどの46ページの北側にありますが、多分、和泉市が都市公園の計画をこの土地に打ったのではないかと思います。そのそばの「清水の里」という、現在、児童遊園になっておりますが、それが公園に含まれる予定ということで買収したんですが、現在、田んぼのまま、あるいはモータープールのままで放置されています。もし、これを和泉市の方が所有されているんならば、その交換は難しくないと考えます。

過日、和泉市の総面積が「85.00km²になりました」という書き付けをいただきましたが、たといここで一町歩(1万㎡)を交換しても、あるいは交換できなければ、住民さんの意思に基づいて泉大津の方へお引き取りいただき、84.99になったところで大勢に何ら影響はない。なぜ面子にかかわるのかと思うわけです。

福祉は「出産から墓場まで」と言われますが、特にお葬式のことについても、泉大津市の方で全部面倒を見てくれているそうです。というのは、その地区の住民は、特に多い千原付近でしたら千原の人たちと付き合いをしているわけなんです。富秋町の何番地、尾井町の何番地という両方が錯綜しています。そういうところが何世帯あるか知りませんが、広報でお聞きをしますと、85部の広報を千原町の町会の泉大津市の広報を配っている方にお届けし、御協力をいただいているということです。少し多い目に言うているのかも知りませんが、そういうところが何世帯あるわけですし、ほとんどが飛び地の方で難儀をしているんです。

この方々は、憲法で保障された選挙権については、当然、和泉市から尾井町の投票所に行くよう通知は出しているらしいですが、この方たちの事情を考えたら、第2阪和を越えて投票に行けませんわ。「和泉市から取りに来てくれるのは税金だけです」と言うてます。学校なども恩恵を受けているらしいですが、「税金だけはちゃんとお取りいただいている。何もかも泉大津におんぶされているんで、居候的な気分や」と皆さんが言うてます。その点をよく考えていただきたい。境界を決めるというような大きな問題ではない。第2阪和で切って東は和泉市、

向こう側は泉大津というような大きなことは、百年河清を待ってもできません。だから、こういうところは、ひとつ住民の意向に従ってやってくださいとお願いしたい。すぐどうこういうことはないと思いますが、前向きに考えてやっていただきたい。その点の答弁だけでもう一度お願いしておきます。

プラネタリウムの問題も、今、すぐできるものやないと思います。岸和田市にお聞きをしますと、向こうさんは小人が100円、団体は2割引きの80円ということです。「和泉市の場合、もちろん団体で来ていただいているので80円いただいています」ということです。1回の上映に定員95人の席があるそうです。和泉市から30校、園が行っている。1校、園平均何人になるか聞いてませんが、岸和田市は全部無料です。シーズンによって年4回、番組を変えているわけです。学年によっては、4回とも見に来るところがあるらしいです。校長からの申請が出てオール無料ということです。和泉市から向こうへ行くのにどういう便で行っているのか知りませんが、交通費は別にして、この入館料としての80円は支払っているはずで。

また、その捻出は学校でしているのか、そこまでは知りませんが、80円として30校、園、3,000人として24万円ですか、こんな24万円ぐらいのカネはどうにかなるでしょう。ひとつ補助をしてやってください。交通費までしてあげるにこしたことはないが、このプラネタリウムの入館料だけは、岸和田市の方へ直接払うというような方法を考え、80円はひとつ負担をしてやってくださいよ。市でつくることを思えば、1カ月の人件費にも足りません。安いものです。その点、もう一度御答弁をください。

次に、博物館ですが、これも遺跡の分をそこへただ飾っておくというだけでしたら、「民俗」資料館かと思います。民俗資料館でしたら、失礼ですが、十津川村が人口何人か知りませんが、りっぱな民俗資料館がありますし、河内長野市の滝畑地区へ行けば、その地区だけの民俗資料館もあります。だから、和泉市でも、公団で民俗資料館的なものをつくってもらうこともよろしい。つくってくれるんやったら、つくってください。

けれども、ここは和泉の国の発祥の地です。昔、「和泉国府（こふ）」があったところですので「府中」と言うんですよ。歴史が非常に古いので、担当者も驚くような成果があったものと思います。聞くところによりますと、焼き物でつくった硯が出てきたということですが、ほかにはないらしいです。そういう立派なものが出てくるということは、この地に住んでいたわれわれの祖先が、いかに立派な人であったかということです。推して知るべき事柄なんです。

私は過日、小樽市へ行きました博物館を見学してきました。わずか歴史130年。安西6年に開港したんです。平成5年の市議会手帳によりますと人口が16万5,000人余。和泉市と大差ない。そこにりっぱな博物館があります。昔の倉庫をそのまま利用しております。木骨石づくり

という変わった建物です。木の柱で骨組みをつくり、外側に石の壁をしてあります。

これも失礼ですが、古いものを飾るだけが博物館ではないわけです。戦時中の教育を受けた方は御存じと思いますが、今の学校で言う生物、植物を含めて博物と言うたんです。博物の教科書の中に生物と植物、動物、鉱物があつたはずなんです。だから、博物と言えば、その土地に関係のあるいろんなものを保管、展示をするところなんです。中央丘陵とコスモポリスを合わせて約500haと理解します。これは大阪府の衛星都市で見ますと、四条畷市がちょうどそれぐらいの面積です。隣の高石、泉大津は11㎢ぐらいでしょう。もともと旧の陸地というのはその半分ぐらいですよ。

そのぐらい広い面積を開発するのですから、やはり植物も動物もなくなります。特に現在、いろんな動物がいるらしい。この間の調査資料では、周辺の山に飛んで行く、と書いてますが、いずれとんびもいなくなるでしょう。そのようなとんびの剝製も飾る、それが博物館なんです。その点を十分考慮されましたならば、いかにこの博物館が必要かがおわかりになると思います。それに対する取り組みというか、もう1回お考えを述べていただけませんか。

- 企画調整部次長（今村堅太郎君） 小規模な飛び地の整理ということでございますが、確かに過去、生活圈あるいは地域的に見て、大規模な部分を含めた形で検討を進めてきたところでございます。その結果として、残念ながら合意に至らず、冷却期間を置くという意味で協議会そのものは凍結すると いったところでございます。

先生が御指摘の小規模な飛び地のみを対象に整理しては、ということでございます。それも1つの方法なり考え方であるかと思えます。そのことが一番大きな矛盾の部分というか、大きな塊というか、大規模な地域の解消につながればいいんですが、その辺が少々気になるところでございます。とは申しまして、協議会そのものは凍結となっておりますけれども、理事者側におきましては引き続き努力をするということになっておりますので、御提言をいただいた案につきましても、今後、泉大津市も含め協議をしてまいりたいと考えております。

- 管理部長（稲田順三君） それでは、プラネタリウムの問題につきまして、稲田よりお答え申し上げます。

大谷議員さんが御指摘のとおり、岸和田でのプラネタリウムにつきましては、100円の2割引の80円ということでございます。3,000人が利用いたしますと、24万円になると考えております。各学校におきましては、いわゆる春秋の遠足とかその他の社会見学等いろいろ取り組みをされているわけでございます。先生が御指摘の岸和田のプラネタリウムということだけでなく、生駒の宇宙科学館とか大阪市立科学館など、いろんな施設を利用されているわけでございます。そうしますと、いろいろ難しい問題が提起をされてくるわけでございます。その幾つ

かの問題につきましても、今後、鋭意検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解賜りたいと思います。

- 社会教育部長（生田 稔君） 博物館につきまして、お答え申し上げます。

先ほど、課長からお答え申し上げましたとおり、2万数千年前の旧石器時代の貴重な郷土の文化遺産でございます。また、生の資料を見ていただくことによって、市民の方々に郷土和泉市の歴史について認識を新たにさせていただきました。こういうことから常設展示ができる施設ということで、資料館につきまして公団と折衝する中、一定の理解もいただいております。今後、公団とも具体的に話を進めてまいりたいと存じておりますので、よろしくお願い申し上げたいと存じます。

- 12番（大谷昌幸君） 飛び地の件は、それでよろしいです。できるだけ早く解消してください。

プラネタリウムですが、大阪市という話がありましたが、料金が高いし、中之島に移りましたので行くのが大変ですわ。前の四ツ橋なら地下鉄を降りてすぐそばでしたがね。交通公害と教育研究所の御協力で晩に「星を見る会」をしてくれていますね。私の孫も参加をさせていただきましたが、非常に頭の下がる思いです。しかし、これは天候に左右されますので、せっかく計画していただいても、その日が曇りやったらあかんとなります。また、最近、空を照らすのが出てきました。これからだんだん中央丘陵ができ、コスモポリスもできてくると、よけいに空が明るくなって、奈良県の大塔村でやっているようなことが、和泉市ではだんだんできにくくなってきます。

先ほど、申しそびれましたが、過日、福島県滝根町というところを見てきました。ふるさと創生の1億プラス1億の2億で65cmの天体望遠鏡を据え、また、プラネタリウムも据えて一般にも公開をしています。人口5,800人、面積50km²という町なんです、一生懸命に頑張っているんですから、その点を十分踏まえて努力していただきたい。

博物館でもそうです。公団、公団と言われますが、公団にしてもらうのもよろしいが、将来に向けて博物館は必要なんです。恐らく部長さんも市の会計を考えての御答弁だと思います。

ここで1点だけ、財政課にお尋ねいたしますが、われわれが所得があり、余ったカネでカーを買いたい、旅行しようとか、といういわゆる任意可処分所得というものができますが、市の財政ではそれを何と言うのか知りませんが、市が自由に使えるカネというのはどれぐらいあるんですか。

- 総務部長（阪 豊光君） 経常的に入ってくるおカネの数値ですが、経常一般財源としては、地方交付税の普通交付税並びに市税の中でも都市計画税を除いた税額、その上に譲与税等

を経常一般財源という分析を行っております。その額が、平成3年度では約210億円でございます。

- 12番（大谷昌幸君） 私が聞いている意味と全然違うのですが、もうよろしいですわ。要するに、例えば隣の岸和田市は、博物館を持っておりませんが、昨年、市制70周年を記念して岸和田城を大改装しましたが、その下に博物館的なものもつくっていますし、また、聞くところによると14億余でだんじり会館も建築中です。国と府の補助金が4億余、約10億が市の持ち出しということです。それを個人の任意可処分所得に例えれば、市の任意可処分的なカネについて聞きたかったんですが、和泉市は、そういうカネは余りないんやと思います。仮に10億でもあれば、部長から「博物館は明日からでも設計します」という答弁をいただけると思います。

最後に、市長にお願いします、今後、そういうカネができるように御努力いただきたいということをお願いして終わります。

-
- 議長（竹下義章君） 終わりました。

次に、26番・原 重樹君。

（26番・原 重樹君登壇）

- 26番（原 重樹君） 26番・原でございます。通告に従いまして、一般質問を行います。

まず最初に、同和問題についてですが、個人給付事業と窓口一本化について、ということでございます。前回の議会でも個人給付事業につきまして、時間の関係もありましたが、一部個別の事業ごとに質問をし、見直しをするべきだと主張もいたしました。また、窓口一本化制度につきましては、以前から指摘をしておりますように不要のものであり、廃止すべきであるという立場を明確に申し上げた上で、若干の疑問点等がございますので、質問をしたいと思っております。

まず第1点目は、最近、個人給付事業を告知するポスターとかビラに「和泉市内の対象地域に居住する」という条件を付けて対象者にしていると思いますが、いわゆる属人主義から属地主義に変えたのかどうか。地域を限定して個人給付事業等を実施しているのかどうか、御答弁をお願いしたいと思います。

2番目に、窓口一本化制度に関連をいたしまして確かめておきたい問題でございますが、もともと個人給付などを受ける対象者につきましては、だれが対象者で、だれが対象者外かということを経験すれば差別になるという理屈で、地域の精通者にその判定をしてもらうために地区協の推薦、つまり「守る会」への加入が条件とされてきましたが、それがいわゆる窓口一本化制度だと思います。前回の議会でも少し指摘をしましたが、仮に対象者とは考えられないと

という指摘や人がいたとしても、市の現在の窓口一本化制度のやり方の中では、市としてそれをチェックする体制、方法は持っていないということだと思いますが、その点、改めて確認をしておきたいと思います。

3つ目には、数年前、ビラなども示して個人給付や減免を受けた人たちから部落解放同盟が、たしか当時5%だったと思いますが、カンパを徴収しているということを質問をしたことがあります。現在もカンパを徴収しているのかどうか、お答えをお願いします。

大きい2番目、和泉診療所についてです。

この和泉診療所につきましては、長年「会計を報告せよ」と要求をしてきましたが、やっと12月3日に開かれました厚生病院委員会協議会で平成3年度分ということで示されました。その内容は、収入の部が2億9,936万2,000円、支出が2億8,702万8,000円、差し引き1,233万4,000円の黒字というものでしたが、長年待った割りには実に簡単なものでした。別にあえて複雑にする必要もありませんが、市民病院が報告している決算書や参考資料等々と比べれば、ほとんど内容がわからないものになっていますので、基本的な点を含めまして、この会計報告に基づきまして質問をさせていただきます。

まず第1点目に、基本的な問題ですが、この和泉診療所という団体につきまして説明をいただきたいと思います。今回の会計報告でも、企業会計としての様式というわけでもないし、明確な一般会計のような様式を整えているというふうにも思われません。そこで、今までも質問をいたしましたが、明確に理解ができるような答弁はなかったように思いますので、改めて、この和泉診療所という団体の性格について、公共なのか民間なのか、あるいは第三セクターなのか、明確な説明をお願いしたいと思います。

2つ目の問題は、会計報告に基づいてのことでありますが、まず、その第1点目に、平成3年度会計報告での患者数と内訳、地区内、地区外がどのぐらいになっているのか、お示しを願いたい。

その2つ目には、全職員数と医師の総数。その内訳といたしまして、今回、会計報告の給与のところにある1億573万2,000円の分ですが、その職員数。そして、これには市の職員と診療所の雇っている職員の内訳もお願いしたいと思います。また、その下に賃金の449万2,000円がありますが、これは産休等のアルバイトということですので、それは結構です。その他診療所の会計ではない、一般会計が負担している職員の人数と額をお示し願いたい。

次に、会計報告にある報酬3,071万4,000円ですが、これは医師の件数費だと思いますが、その人数、そして、市立病院との兼任は何名か。

次に、市の一般会計から出ている平成3年度決算で言えば、和泉診療所医師報酬1,272万円

というのがありますが、これの医師の人数をお答え願いたいと思います。

次に、今回の会計報告で1,233万4,000円の黒字が出ておりますが、このおカネはどうなるのか、どうするのかをお尋ねしたい。と言いますのは、収入を見ますと、前年度の黒字分にしろ赤字分にしろ一切処理されていないわけです。今回の平成3年度で出た1,233万4,000円の黒字はどういうふうに処理をされていくのか、お答え願いたいと思います。

以上が、和泉診療所問題についてです。

次に3番目、コスモポリス計画についてです。

コスモポリス計画につきましては、第三セクターということで株式会社をつくりまして始めてきたわけですが、当初の計画からすれば、土地の買収価格の変更や大阪府の資金導入のために団地開発協会が入ってきたり、あるいは全面買収方式をあきらめざるを得なかったなど、二度、三度と軌道修正をしてこまできたわけですが、いよいよ今月の議会終了後の12月22日と聞いておりますが、都市計画審議会にこれがかかってくるということでもあります。法律面で言いますと、いよいよ実際にスタートを切る段階だとも思うわけですが、実態は土地の買収が進み、しかも、銀行からおカネを借り入れてやっているという状況のもと、法律面ではスタートであっても、今さら、止めるわけにはいかないということまで来ているのが現状だと思います。また、この12月の都計審に合わせて環境問題でのアセスメントがされており、その説明も交通公害特別委員会でされました。

こうした段階になったコスモポリス計画について質問をするわけですが、上田議員からの質問等もありましたので、なるべくだぶらないように観点を交えて質問をさせていただきたいと思います。

まず第1点目は、バブルがはじけまして非常に世の中が不況ということもあります。そうなると、企業誘致が果たしてどうなってくるかというのが非常に気がかりなところであり、ます。

そこで、端的にお聞かせ願いたいのは、もともとこのコスモポリス計画というのは、公害のないクリーンな企業の誘致が振れ込みであります。こうしたバブルの崩壊による不況の状況下におきまして、そういう方針が本当に貫かれるのかどうかということが非常に心配になってくるわけであり、ます。こういう無公害ということを実行することができるのかどうか。決意を含めまして「できる」と一言述べていただければ、それ以上追求はしませんので、そういう考えをお聞かせ願いたいと思います。

2つ目には、議会の同意の問題であります。上田議員の方からいろいろ質問がありましたが、このコスモポリス計画がいよいよ都計審にもかかる段階になっているわけであり、ます。

議会の同意という点では、どの時点で取れたと考えておられるのか、明確な答えをお願いしたいと思います。

3つ目には、責任と主体の問題であります。先ほどの答弁等でもございましたけれども、土地区画整理事業ということで、この組合が最終責任を負うということになるのかどうか。というのは、土地造成の責任を負うということだけであり、公害やらその他いろんな発生する問題については別だということになるのか、一体、その辺の責任の所在がどこにあるのか、もう一度はっきりお示しを願いたいと思います。

最後になりますが、アセスメントについてです。先日の交通公害の委員会で、私も特に大気の問題を例として質問を申し上げました。その中の答弁では、近くの近道や中央丘陵も含めたバックグラウンド濃度を加算している、ということでありました。特に私の質問は一酸化炭素等を例に出し、南松尾小学校で調査した0.6ppmというのがそのまま将来予測ということになっており、現状と一緒にというのは素人が考えてもおかしいと指摘をしました。もともと環境問題というのは、現在ある緑を取るだけでマイナスになるということは明らかであります。その点をどう考えているのか。環境基準はクリアされているということだと思っておりますが、絞って大気の問題で言えば、総論で結構ですので、現状がどのように変わるのかという点をかいつまんで御説明をいただきたいと思います。

以上ですが、自席からの再質問の権利を留保して終わります。

- 議長（竹下義章君） 原議員の一般質問の途中であります。理事者の答弁は休憩後に行うことにし、ここで、3時10分まで休憩をいたします。

（午後2時50分休憩）

（午後3時13分再開）

- 議長（竹下義章君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。
一般質問を続けます。原議員の質問に対する理事者の答弁を願います。
- 同和対策部次長（門林良治君） 原議員さんからの同和行政についての3項目の御質問につきまして、同和部門林よりお答え申し上げます。

まず、第1点目の個人給付及び減免等の受給対象者の範囲についてでございます。同和対策事業は、長年にわたりまして社会的、経済的に低位な状態に置かれ、総じて生活基盤が脆弱な地域住民の生活水準の向上を図るため、同和対策審議会答申の内容に基づきまして、生活環境の改善、社会福祉の充実、産業、職業の安定、教育文化の向上、啓発等の諸施策を積極的に実施をしてまいったところであり。個人給付及び減免制度も、その一環として実施して

ところでございます。

また、超過密でありました生活環境の改善を図るための環境改善整備事業につきましては、議員各位並びに市民の御理解、御協力を得ながら積極的に推進してまいったところでございます。おかげをもちまして、ハード面につきましては、かなり進捗させることができたと考えております。事業の進捗過程におきまして、かなりの住民が市域を離れて居住する形が生じたものでございます。また、その他いろんな事情により地区外へ居住するに至った方もあります。この中には、長年にわたる低位性から生活基盤の向上を図るため同和対策施策を必要とする住民もおります。かかる状態におきまして、個人給付事業等の対象者といたしまして、原則として地域居住の住民としながらも、地域を離れた住民も含め、地区協より推薦のあった場合は認定をしているところでございます。

続きまして、2点目の地区協より推薦のあった個人給付事業の対象者を市は審査をしているのか、という御質問でございますが、個人給付事業等の支給対象者として、地域居住住民及び地域を離れた住民も対象者といたしておりますが、これが認定に当たりましては、給付事業等の趣旨、目的を理解していることを初めといたしまして、対象者として要件を欠いていないという審査が必要でございます。これらの業務を行っているのが地区協でございます。

地区協は、同和対策事業は対象地区住民の自活と自立を促進する方向での実施が不可欠であるという認識に立ち、地域住民の総意を反映する機関として、また、市の実施する同和施策の推進に協力する機関として設立されております。構成も校区町会連合会、防犯委員会、校区PTA等地区内各種19団体及び地区内精通者の27名をもって構成をされております。このように地区の総意を反映する機関としての地区協より推薦された対象者は、個人給付事業等の目的、受給要件を的確に審査されているものと考えております。したがって、実施におきまして改めて要件審査等の手続は行っておりません。

続きまして、3点目の運動団体のカンパの件でございますが、私どもいたしましては、関知いたしてございません。

以上、同和行政についての3点の御質問について、よろしく御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長（竹下義章君） 次。
- 市民生活部長（麻生和義君） 2点目の和泉診療所につきましては御質問の1番目、診療所はどのような団体であるか、というお尋ねにつきまして、お答え申し上げたいと存じます。

いわゆる和泉診療所の設置につきましては、市が国及び大阪府の財政的援助を受けまして、用地、建物等の建設を行った次第でございます。公設置という意味合いでございます。これが

同和対策の一環として地域住民の健康管理に対処するため、同和地域の実態に明るい地域の町会、民生委員、地区協及び市行政等で診療所の運営委員会を組織して管理運営を行っている医療施設でございます。お尋ねの性格は、いわゆる運営委員会方式で行っているものでございます。さらに、府下各市におきましても、ほとんどがこの方式で運営管理を行っているのが実態でございますので、御理解賜りたいと存ずる次第でございます。

2番目は、担当の次長からお答え申し上げます。

○ 議長（竹下義章君） 次。

○ 市民生活部次長（池辺修次君） それでは、2点目の患者数の内訳につきまして、健康課池辺よりお答え申し上げます。

診療科目は、整形外科、外科、内科、小児科の科目を合わせまして3万5,209人、リハビリの理学療法科でございますが2万8,885人、眼科9,243名、歯科6,698人、合計80,035人でございます。地区内と地区外の内訳でございますが、地区内の患者数が49%、地区外が51%。

1日当たり平均の外来患者数は大体302名となっております。

それから、診療所の全職員の数でございますが、一般会計からの常勤医師2名を含め35名となっております。

それと、決算で御報告いたしました給与の中の職員の数は24名でございます。そのうち市職員につきましては14名でございます。

それから、一般会計で支出しております職員の数と給与費でございますが、職員数は9名分でございます。給与額につきましては8,562万8,034円となっております。

それから、報酬の中のパート医師の内容でございますが、パート医師につきましては10名、うち市立病院からお願いしておりますパート医師については4名でございます。

次に、一般会計で支出をしております常勤医師でございますが、内科の先生と歯科の先生の2名でございます。

最後に、1,200万円の黒字の分でございますが、平成3年度における黒字の主な要因になりましたのは、平成4年度におきまして薬価基準の引き下げが行われる見込みでございましたので、一応、注射器及び薬品等を買控えたため、1,200万円という多額の黒字が出ているわけでございます。これの使途目的につきましては、給与額で支払っております職員24名の退職金の積み立てに使用するようになっておりますのでございます。

○ 議長（竹下義章君） 次。

○ コスモポリス推進課長（福原 進君） 3番目のコスモポリス計画につきまして、推進課の福原の方からお答えいたします。

1点目の企業誘致に当たって公害の少ない企業についてどう考えるか、ということですが、環境アセスメントにおきまして環境保全目標が設定をされております。企業誘致に際しましては公害防止協定等を担保いたしまして、これを重視していきたいと考えております。

2点目の議会の同意をどの時点で得たか、どう考えるか、という御質問でございます。若干、経過を申し上げますと、大阪府の総合計画ないし市の総合計画を受けまして、昭和60年11月に「いずみコスモポリス推進機構」というものが設立をされました。そして、この構想を具体化するため調査検討をしましてまいりました。そして、昭和62年12月、「株式会社いずみコスモポリス」ができました。資本金は1億円でございますが、当市も1,900万円出資しております。これにつきましては、当時の12月議会におきまして御論議願ったところであります。その後、平成元年6月、事業実施会社に移行し、買収に着手したわけですが、その後、進捗状況に応じまして、議会、委員会等でいろいろと御説明を申し上げてきたところでございます。

先生が申し上げます議会の承認ということにつきましては、そういう経過を踏まえて考えますと、62年12月に企画調査会社が設置された段階でなかろうかと僕は考えておりますので、ひとつ御了解願いたいと思います。

3点目の責任と主体ということですが、この事業の施行者は、和泉市土地区画整理組合ということになっておりまして、これは造成完了までと考えております。

それ以後、分譲につきましては、会社、団発、大阪府、和泉市の四者で来年度から企業誘致の体制づくりを進めていきたいと考えております。こういうことにつきましては、万一の場合、この四者で出資の率に応じまして考えていくということになっております。

地域への環境影響等につきましてはどこが責任を負うか、ということですが、これは府の協力を得、市と立地する会社が公害防止協定等を結んでいくということでもあります。

以上でございますので、よろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

○ 議長（竹下義章君） 次。

○ 交通公害課長（大塚俊昭君） 4点目の環境影響評価につきまして、交通公害課大塚よりお答え申し上げます。

大気汚染に関する件でございますが、先日の特別委員会で御説明を申し上げさせていただきましたが、そのときは、たしか一酸化炭素のお話でございました。準備書案によりますと、コスモポリスでの産業施設の使用燃料は、灯油ということになっておりましたので、一酸化炭素は発生しないことになるという観点から、現地調査の予測についても0.6である、と説明をさせていただいたと思っております。

大気汚染につきましては、このほかに二酸化窒素、二酸化硫黄も予測をしております。たま

たま一酸化炭素はコスモポリスで発生しないということですので、そうなったわけでございます。したがって、ここで二酸化窒素の予測について改めて御説明申し上げたいと存じます。

二酸化窒素につきましては、昭和63年、南松尾における現地調査の結果は0.014でございます。予測は、平成22年の予測ということでございまして、バックグラウンド濃度が0.0161、コスモポリス事業による発生濃度は0.0006ということで、22年の将来の環境予測濃度は0.0167という予測をいたしてございます。したがって、数値では、若干増えてくるということになってございます。

和泉市域での現在の環境監視でございますが、緑ヶ丘小学校、国府小学校、幸小学校と、本年11月より近道沿いの池田下で常時観測を行っており、別に簡易の測定も行っているのが現状でございます。現況といたしましては、二酸化窒素、二酸化硫黄、一酸化炭素ともに環境基準の数値以下でございますが、近年は、横ばいの状態で推移しているのが現状でございます。

しかし、本市におきましても将来、中央丘陵におけるトリヴェールの問題、近畿自動車道や外環状線の開通などがございまして、大気汚染物質の発生源が増加をしていくものと考えられます。これら大気汚染物質の排出を抑制するため、国、府の方では工場、事業場に対する総量規制、また、自動車の排ガス、特にディーゼル車の排出規制の強化が図られております。当然、このような発生源対策は進めてもらわなければなりません。一方、大気の浄化機能を有する樹木など、いわゆる植物の保全、広域的な緑化が大変大事なことであると思っております。

以上でございます。

- 26番（原 重樹君） 先に同和問題の方からお願いしたいと思っております。気になる大事な点の答弁もありますので、最初に確かめておきます。

まず第1点目、地域限定の話をしていただきましたが、原則的には地域の住民だが、地区協の推薦がある中には離れた人もある、と言われました。実際には、今までと変わらない、ということをお願いしたかっただと思っておりますが、気になる点は、地区協の推薦は、地域の内外は関係ないというように理解をしておりますが、その点を確認だけしておきます。

それから2点目、いわゆる人のチェックはできるのか、ということをお願いしたつもりだったんですが、地区協等が的確にしているんで手続は行っていません、という答弁だったと思っております。私も、行ってないという理解は一緒なんです、できるのかどうか、ということをお願いしたんです。行ってないかどうか、ではなく、行おうと思えばできるというように理解をしていいかどうか、その点だけ先にお願ひしたいと思っております。

- 同和対策部次長（門林良治君） まず第1点目、地区内、地区外ともに地区協の推薦という

形でございます。

2点目の市のチェックの問題でございますが、先ほども申し上げましたように、いろいろ要件として事業の趣旨、目的を理解しているという対象者としての要件、いわゆる事業趣旨からして関係のない人が受給する、適格要件を欠くような形がないかどうかということも含めまして、いわゆる市の中でのチェックは非常に難しゅうございます。その中でいわゆる地域を総意するという形の地区協の推薦ということで行ってございます。

- 26番（原 重樹君） まず、第1点目の地区協の推薦は全部ということ聞いておきたいと思います。この問題は現在、属人か属地かという対象の話でして、いろいろ資料を見ますと、対象地域の居住ということがかなり書かれていますので、私の認識以外で変わっておれば、と思って聞かせていただいた次第です。現状では、個人給付事業自体が見直すべき時期ですので、属人が属地になればいいという時期ではありません。この問題については、これ以上質問するつもりはありません。総論としては、昔と同じ状況だということ聞いておきたいと思います。それから、こういう総論だけでやってもわかりにくいと思いますので、1つの例を挙げさせていただきます。これは「和泉地区協ニュース」ということで11月14日付に出されたものがあります。これは「国民健康保険料の同和減免説明会のお知らせ」となっております。原課にもこの中身を渡しておりますので、わかっておられると思いますが、1番目の「減免対象者について」というところで、和泉市内の対象地域に居住する国民健康保険入世帯、日本国籍ということが条件の1つとされております。これは個別の問題として確認しておきたいんですか、この国保の同和減免措置は、対象地域外もあるということで理解をしておりますが、確認をしておきたいと思ます。

もう1つ、このニュースで気になる点は、減免対象者のもう1つの条件として、11月末日までの保険料を11月末日までに全額納付していなくては減免を受けられない。途中の人はどうするのか、といえは、年間保険料の3分の2以上を納付した人でないと減免を受けられない、となっております。いわゆる保険料を払った人でないと減免を受けられない、となっているのはどうしてか。その説明をお願いしたい。

市民生活部次長（長岡敏晃君） 市民生活部長岡の方からお答え申し上げます。

1点目の周辺以外でもあるか、ということでございますが、ございます。

2点目の11月末日までに全額あるいは3分の2以上を納付したものとなっているのはなぜか、ということでございますが、国民健康保険制度自体は、保険料で成り立っている制度でございます。かつ保険料を納付されて成り立つ制度でもあります。また、減免については地区協の推薦で実施し、申請は12月申請で行っている関係上、11月分まで納めていただくということでご

ざいますので、御理解をお願い申し上げたいと存じます。

○ 26番（原 重樹君） 1点目の問題は確認だけですので、聞かせていただいております。

2点目の問題ですが、この地区協のニュースでも、これをする目的らしい話として、らしいと言えば失礼ですが、「部落差別の結果、病気になる率が一般平均の5倍という実態があります」。これは正確かどうか知りませんが、そう書いてます。「安定した仕事に就けないため、多くの地域の住民が国民健康保険に加入をしています。保険は、国の法律によって加入が義務付けられていますが、国民健康保険料は社会保険料と比べて高額であり、家計に大きな負担となっておりま。こうした経済的負担を軽くし、健康的な生活を進めていくため、同和対策事業として減免制度が行われている」と書いてます。つまり「経済的負担を軽くし」と書いてあるにもかかわらず、保険料を11月末日までに納入しなければいけない。

この裏に「なお、申請受付日は、保険料の出張徴収も行っていますので、未納の方は納付ししてください」とも書いてます。これは実施日が11月24日となりますから、この説明会に行った後に減免を受けるという形になりますので、必ずここで払ってない人は、出張も来ているのですから保険料を納めないで50%減免が受けられないということになるかと思ひます。というものは、結局、経済的な負担を軽くし、と言う一方では、還付にしている、現金が返ってくるやり方をしています。

今の答弁では、地区協の推薦が12月云々ということでは言われましたが、普通に考えればおかしい。4月から50%にしていけばそのまま減免できる、本当に経済的な負担を軽くするためにはね。最初、3番目で聞きましたように、部落解放同盟が減免対象者からカンパを取るため、還付する現金が要るので、そういうふうになっているということではないんですか。その辺はいかがお考えですか。

○ 市民生活部次長（長岡敏晃君） 先ほども御答弁をさせていただきましたように保険料で成り立つ制度だということと、出張徴収は、あくまでも収納率の向上の一環として実施しているものですので、その点、御理解をいただきたいと思ひます。

○ 26番（原 重樹君） 当初、総論からいきましても、カンパの問題は関知しておりません、ということ。個別で聞いても、実際には認めにくい話でしょうから、これ以上は聞きませんが、普通、家計に経済的な負担がかかるということからすれば、このやり方は非常におかしいと思ひます。わざわざそれを条件にしないと50%減免が受けられないということからしても非常におかしいと思ひます。

これは例として出しただけの話ですが、前回の議会でも指摘をしまして、自動車免許を取る制度とか結婚祝金だとかについて質問をしましたが、今の国保の減免でも明らかなよう

に、いかようにこの目的から考えてもどうも合理性がない、おかしい。このようなやり方が国保だけでなく、全般論でも行われているのが実態だと思います。

そういう中、もう総論で結構ですが、個人給付は見直すべきだと主張をしてきたわけですが、その後、前向きな検討も含められているのかどうか、あるいはそういう気はさらさらなのかどうか、全体論で御答弁をお願いしたいと思います。

○ 同和対策部次長（門林良治君） 個人給付等につきまして見直すべき時期ではないのか、という御質問でございます。個人給付事業等につきましては、創設以来20余年経過した中で、一定、成果を上げていると考えてございます。こういう状況のもと、大阪府同和対策審議会の答申が出されたところでございます。その中で個人給付のあり方につきまして今後、いろいろと見直すべき、という提言もなされております。前回は御答弁を申し上げておりますけれども、個人給付事業のあり方について検討中、ということでございます。また、府市長会におきましても、府と協議を進めながら検討する方向であります。本市といたしましても、府市長会の動向を見極めながら検討課題といたしたいと存じます。よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○ 26番（原 重樹君） 何度もやっている課題ですから、何度質問してもそれ以上の答えは出ないと思います。いろいろ検討と言いますか、府の方を見たり市長会を通じたりするのは結構だと思いますが、例を出しましたように、だれが見てもおかしいものもあります。その辺は、市としても独自に検討を始めていくべきだし、見直しをしていくべきだ。でないと市長、市長会で「ここがおかしいではないか」ということがはっきりしていなければ意見の言いようがないわね。人の言うことばかり聞いていても、和泉市としてはこうだ、ということをおっしゃるので、その辺は、特に見直しをすべきということで独自に検討していただきたいということで、終わっておきます。

次に、和泉診療所の件ですが、これはどういう団体か、ということで伺いましたら、運営委員会方式ということはわかっているんですが、それがどういう団体ということになるのか、となると、どうもよくわからないということで質問をいたしました。何度聞いても同じでしょうから止めときますが、明確な話ではないということは言っておきたいと思えます。

私が申し上げたかった1つは、今回の会計報告は、企業会計のようですが、企業会計の報告ではない。中に減価償却費とあるので企業会計かなと思いましたが、資産の部の方が何もありません。ましてや、一般会計のようかと言えば、そうでもない。というのは、先ほども言いましたように前年度の分が1つも入っていないという状況からして、どういう会計の報告かと疑問を持って団体の性格を聞きました。それがわかるようなきちんとした答弁ではないので、個々に聞いて

おきます。

1つは、和泉診療所の分の数字をいろいろ聞かせていただきました。その中で和泉診療所で人件費を持っているのが24名、1億572万3,000円の分です。この中に市の職員が14名、差し引き10名が診療所が雇っている職員となろうかと思えます。同時に一般会計で9名というこの診療所の会計に出てこない分があるということです。この14名の市の職員と、9名のいわゆる一般会計から出ている市の職員、これは同じ市の職員ですが、どこでどう違うのか、どういうふうに決めておられるのかという点を明らかにしていただきたいのが1点目。

2点目は、給与体系の問題です。24名の診療所の会計で持っている職員のうち14名は市の職員ですから、多分、市の給与体系だと思えます。診療所が雇っている10名の職員は、どういう給与体系をされているのかどうか、市の職員と同様の給与体系をされているのか、その点をお聞きをしたい。

3点目は、黒字1,233万4,000円ですが、積み立てている、といわれましたが、その累計は幾らになるのか。この会計報告では、今後における退職金云々と言われましたが、ここに平成3年度で1,969万円の退職引当金というのがありますが、これはどのようになっているのか。多分、積み立てているのしょうから、その累計はどのぐらいになっているのか、お聞かせ願いたいと思えます。

○ 市民生活部次長（池辺修次君） それでは、原議員さんの再質問に対しまして御答弁させていただきます。

決算内容の中の14名の職員の給与支払い額の件でございますが、職員の分限に関する条例（休職の事由）第2条の「職員が、法第28条第2項各号の一に該当する場合のほか、市の事務又は事業と密接な関係を有し、かつ、市が援助又は配慮することを要する公共的団体のうち、規則で定めるものの臨時的必要に基づき、その職員の職務との関連があると認められる当該公共的団体の事務に従事する場合においては、これを休職とすることができる」。さらに、職員の分限に関する条例施行規則第3条では、「条例第2条の規則で定める公共的団体は、和泉市土地開発公社及び和泉診療所とする」となっておりますので、その14名につきましては、休職して派遣をしている職員でございます。

それと、給与関係の10名の給与体系でございますが、これは市の給与体系に準じております。

それから、退職積立金につきましては、平成3年度末で6,700万円でございます。黒字分の累計につきましては、1億3,000万円でございます。

○ 26番（原 重樹君） 最初に確かめておきますが、この会計報告の分で黒字の累積が1億3,000万円、退職積立金が6,700万円あるということですが、診療所には、このほかに積み立

てみたいなものがありますか。

- 市民生活部次長（池辺修次君） これ以外はございません。
- 26番（原 重樹君） 最初に聞きましたどういう団体か、ということですが、運営委員会方式だということで非常にややこしい話になりますが、本来、市立にすべきだと思います。利用者にしても、半数以上が地域外ですからね。その意味で、勝手にいろいろ計算などをしてみたんですが、診療所の運営というのは、医師2名を含めて35名と言われました。職員は33名。そのうち市の一般会計で持っている9名、診療所会計で持っている14名、つまり23名が市の職員となるわけです。7割が市の職員で運営していることになろうかと思えます。休職しているかどうかは別として、身分は市の職員で運営しているということが1つ。

それから、おカネの面ですが、会計上から見ても市が丸抱えですわね。この報告書を単純に見ますと、今回、1,233万4,000円の黒字が出たということになっています。その裏には、一般会計から和泉診療所運営費補助金1,500万円が歳入の方で出ています。単純に見たとき、この運営費補助金がどうかという疑問は湧くわけです。しかしながら、和泉診療所会計に出てこない分、1つは、医師の人件費1,272万円、9名の市の職員の人件費8,562万円、合計9,834万円、約1億円あります。その1億円をこの会計以外に補填をしているわけで、それで和泉診療所が運営をされているんです。

だから、1,233万円の黒字だが、実際の運営面から言えば、8,000万円か9,000万円の赤字になる。医師の分と9名の市の職員の人件費を加えればね。一般会計から補助を受けて毎年、黒字分を積み立てているのが実態ではなからうかと思えます。土地開発公社に赤字を持たせて一般会計が云々という話がありましたが、その逆みたいな話です。一般会計に人件費やらをどっと持たせ、診療所の方では黒字会計にして別途、積み立てているというのが診療所会計の1つの全貌ではないかと思えます。

今までの質問からはっきりしていることは、医療機器はもちろんのこと、消耗品以外は全部和泉市が買うわけですね。だから、運営委員会をつくって運営をしていると言いますが、ヒトもおカネも市が丸抱えで運営をしているのが実態なんですね。そういうことでこの際、これを市立にすべきだと思うんですよ。その考えに対してはいかがですか。具体的には、市立病院の分院にするかどうかは別問題としても、公的なものにするべきやと思うんですが、その点の御見解をお伺いをいたします。

- 市民生活部長（麻生和義君） お答え申し上げたいと存じます。

先ほども御答弁を申し上げましたように、公設置をいたしまして、運営委員会方式で管理運営を行っている現時点では、一定、円滑に事業が遂行されている次第でございます。府下的に

も運営委員会方式で管理運営が行われているという実態からして、本市でも円滑に運営をされているという中で、当分の間は、この方式でもって運営を行ってまいりたいと存じます。

地域の町会、民生委員、地区協等の代表者及び行政の職員で構成をいたしまして、地域住民の健康管理を基本とし、本市の北部地域での公的な医療機関として、同和地区住民のみならず、広く市民皆さんの御利用に供してまいっていきたく存ずる次第でございます。

ただ、未来永劫に、というお答えをするつもりはないわけでございまして、よりよき方法があれば、適当な時期にまた検討もやぶさかでないと思う次第でございますので、御理解願いたいと思う次第でございます。

○ 26番(原 重樹君) 公的な医療機関として頑張っておられるということにつきましては、認めますわ。確かに頑張っておられることは認めます。だから、公的なものにはっきりしなさい、と申し上げているわけです。実際、1億3,000万円のものやら積立金等があるということですが、明瞭にしようと思えば、別に積み立てをしなくても一般会計に戻して調整もできるわけです。わざわざそのような積立金を残していく必要はありません。どっちみち、市が丸抱えでやっているものですから、どうということはない。退職金が必要なら、足らなければ出さなくてはあかんでしょう。市立にしないとしたら、毎年、もう少し詳しい会計報告を出してもらわんとあかんわけです。

今、円滑に運営している、と言われましたが、私は、決して円滑に運営されているとは思ってません。市立にすればいいというのは、それだけではない。市長、ここをよく聞いてほしい。和泉診療所が雇用している10名も含め市の職員の給与体系でやっているでしょう。だから、市立にしても、診療所の財政が悪化することはあり得ませんわね。公共施設管理公社をつくったとき、運営費がどうのこうのとかいろいろ理由にされましたが、この場合は、和泉診療所で雇っている人も市の給与体系というわけですから、市立にしたところで、1つは、市の財政が多く持ち出すということはありません。

それに、今の運営自体が異常だと思います。これは関係がない市立病院と比べて申しわけないんですが、市立病院の平成3年度の決算書では、例えば患者1人当たりの医業収益とかいろいろ統計数値を出していただけてますが、1人当たりの費用がわかれば一番よかったんですが、そうもなっていませんので、関係するところで人件費の問題を見ますと、市民病院の決算の中で人件費比率というのがありますが、それが平成3年度で59.8%になってます。医業収益分の給与費というものです。和泉市立病院そのものが一番いいとは決して思いませんが、1つの指標になることは事実です。

それに合わせて、これは私が勝手に計算したのですので、もし間違いであれば言ってほしい

んですが、和泉診療所の報告された会計だけで見ると、この医業収益分の給与費が58.5%ぐらいになるんです。ところが、先ほど言いましたように、医師の人件費と市が一般会計で持っている9名の人件費の合計9,834万円を含めると、何と人件費比率が100%近くなります。ここで報告された中で診療収益が2億6,969万円、約2億7,000万円ですが、それに対して給与費が1億5,777万円、これに9,834万円、約1億円を足すと2億5,700万円、いわゆる診療収入のほとんどが人件費で消えているというのが実態なんです。薬を買う代金も光熱水費も出ないという運営状況ですわ。市長、聞いてくれますか。

私が市長、市長と言っているのは、単に言うているわけではありません。私は12年間、議員をしていますが、市長は、非常にこういう運営費等についてシビアに査定をされるというか嫌うというか、必要なものでも運営費の関係でなかなか認めてもらえないというように私は理解をしています。その意味でいけば、今の診療所のあり方というもの、収益のほとんどが人件費でなくなってしまうということで異常ではないか。それを市立にすることによってもっと効率的な運営が図れるのではないかと思います。その点で市長のお考えはいかがですか。今の運営をずっと続けていかれるんですか。私は、市立にしてこういうものも本来、改めていくべきだと思いますが、いかがですか。

- 市長（池田忠雄君） 原議員さんから診療所をめぐるしまして、いろいろ計算に基づく御指摘をいただいているところでございます。率直な話、同和事業として地域住民の健康保持、医療増進という中で診療所ができてきたわけでございます。その成立過程の中では、府下で同じように同和地区を抱えている自治体として運営委員会方式をとっているということは、裏を返しますと、そういうことを通じて、同和地区住民の地域医療の推進なり健康保持が非常に大事であったという成立の過程がございまして。そういう過程の積み重ねが現在に至っているわけでございます。

御指摘のように市が設置をした公共的な施設であり、地域の運営に委ねている中、同和地域の住民が49%、同和地区以外の住民が51%というように、同和地区のみならず、北部地区の医療の推進に寄与していただいているわけでございます。この数字が示しますように、いわゆる市民病院から遠い北部地域の医療推進には、同和地区の健康増進と合わせまして随分役に立ってきているというのが、診療所に対する考え方であるわけであります。そういう中では、運営委員会方式の積み重ねをとってきているのが実態であるという御理解を賜りたいと存じます。

ただ、いろいろな意味で御指摘をいただいておりますように、経営分析的な観点のみから言えば、これらをどのように考えていくかについては、同和地区の医療の推進をしてまいった積み重ねと、その上に立っての現状の財政分析からくる改善という御指摘につきましては、謙虚

に受けとめさせていただきたい。先ほど、担当部長が申しあげましたように、いつまでもこのままの状態を続けていくということではなく、率直な話、何らかの考え方で今後、いろいろ検討させていただかなければならないと思っております。

○ 26番(原 重樹君) 意見だけにしておきます。

経営分析的な、と言われますが、私は、それほど大層な分析をしたわけではないんです。実際にやっている担当者も含め、改めて議会に会計報告をしてもらったのでこういうものが出ているのであって、そんなことは最初からわかっている話です。今さら、それをどこのこのということは、これは許される話ではないと思います。医療の中身を変えろとは言ってません。この経営状況から見れば、別に起債というか企業債を持っているわけではない、本当に楽な会計のはずなんです、それがこういうことになっていることは、何らかのおかしな点があるからですわ。その辺をはっきりさせていくためには、市立にした方がいいのではないかと申し上げているんです。

市長も同和事業として、と言われましたが、この会計報告が出てくる経過からしても、部落解放同盟に非常に気を遣ったと思います。市立にせよ、という問題でも、そういうことが起こるだろうと思いますが、本当に診療所の財政などやっていることも含め、一般と同じようにしていくという観点がすれば当然だと思います。他のところが運営委員会方式でやっているから、ということではなく、早い時期に市立としてやっていくというようにしていただきたいと思えます。同時に、将来もこのまま続けていくということではないらしいですが、今の運営方式を続けていくということであれば、毎年、もっと詳しい会計報告を出していただくことをお願いをしておきたい。それが出なかったら、また、今後も追及をしていくということで、この問題は終わっておきたいと思えます。

続きまして、コスモポリスについてですが、企業誘致の話は、公害防止協定云々ということですが、意見だけにしておきますが、とにかく公害のないクリーンな企業団地というのがふれ込みですので、それに反しないようお願いをしておきます。

それから、議会の承認云々は、そういうふうにご考慮をされるんだな、という程度に聞いておきます。

1つだけ、最後の責任の問題なんです。多少、上田議員も聞いておられましたが、土地区画整理組合が造成の完了まで行い、後の上物の分譲とか立地する企業がどうのこうのという問題については、株式会社いずみコスモポリスと団地開発協会、大阪府、和泉市というように言われています。分譲云々については、大阪府と和泉市は行政ですからいろんな意味で言うているのだと思いますが、正確には、団地開発と株式会社と理解していいんですか。

○ 都市整備部次長（山下喬三君） その件につきまして、山下からお答え申し上げます。

かねてから申し上げておりますとおり、この事業手法は、開発等の手法としては区画整理事業で行う。そこで、会社と団地開発協会が換地として受けた土地をそれぞれが各企業へ分譲していく。それから、区画整理の中で保留地というのできるわけですが、これにつきましても組合から、もしくは会社を通じてか、企業に分譲していくことになろうかと思えます。それから、各一般の権利者が換地を受けた土地を企業に分譲していくか、それとも、工場等を建設して企業に賃貸していくか、ということになろうかと思えます。

もしもの場合、これの責任の主体云々の話ですが、都市計画決定をしようという現段階では、私どもとしては、その撤退というか失敗というものは考えておりませんが、万が一ということ、分譲宅地が売れなかった場合等の責任はどうか、というお尋ねだろうと思えますが、これにつきましては、それぞれの出資者が、それなりの責任を持って企業に対して分譲していただくとか、責任を持ってそういう企業を探してくるとか、そのようなリスクは持っていただくか、と考えております。それぞれの出資者としては、金融機関とか公益企業、デベロッパーなどがおりますので、私どもとしてはそういうところのノウハウを最大限に活用し、リスクとしてそういうものをしていただくという考えでございますので、御理解願いたいと思えます。

○ 26番（原 重樹君） これも全面買収がすんなりいっておれば、こんなややこしいことをする必要はなかったと思えます。二度、三度と紆余曲折を経ましたので、こういう形になっていると思えます。その意味では、責任の所在ということについて、「私はそう思います」と胸を張っていただきましたが、和泉市自体がそう思っている、ほかのところもそう思ってくれなかったら一緒ですから、その辺ははっきりしておいてほしいということです。何ば和泉市がそう思っている、「いや、うちは知らんぜ」と言われたらどうなるか。これは相手のあることですので、明確にさせていただくようお願いをしたい。

もう1点、不思議なことは、そういうところから始まったのかな、という気がするんですが、先ほど、アセスの問題でも答弁をいただきました。こういう大きな開発があちこちの周辺でもされるわけですから、環境が破壊をされるということでは、だれが考えても当たり前のことですので、きちんとさせたいという思いで聞いたわけです。

このアセスメントの準備書案と参考資料の方ですが、これが和泉市がやっているというようになっています。本来、私の認識としては、アセスメントというのは、事業主の責任者というか原因者がするのが普通だと思えますが、このアセスメントについては非常に疑問な点があります。その辺では、和泉市ということでもいいのかどうか。

○ 都市整備部理事（尾崎秀忠君） アセスメントにつきまして、都市整備部の尾崎の方からお答え申し上げます。

先生が御指摘の点でございますが、この手続につきましては、先ほど来、お話し申し上げておりますように、都市計画手続の一環としてやっていくことになっております。その中で国の指導要綱によりまして、都市計画決定をする場合市が主体性を持ってやる。ただ、市だけではノウハウ等情報も不足をするということでございますので、事業者からその素案というか資料を調査をし、市が客観的な都市計画手続のそういう面も含めてまとめていくという手続になっております。その点、先生も御疑問があったかと思いますが、よろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

○ 26番（原 重樹君） 都市計画の手続上、これは株式会社コスモポリスとか団地開発協会では、これはだめだということですか。

○ 都市整備部理事（尾崎秀忠君） だめということではなく、最終的に市がまとめていく。ただし、環境アセスメントをする中で、会社や団発等がそういう基礎資料というか調査等の段階で噛んでいく。その辺の情報なり状況等を踏まえて市としても判断を加えていく。そういう2つの段階を踏まえて取りまとめたのが環境準備書案ということでございます。

○ 26番（原 重樹君） なぜ、この問題を重要視するかといいますと、先ほどのどこが責任を持つか、という問題と関連しますよね。いわゆる株式会社コスモポリスや団地開発でもだめではないけれども、和泉市が取りまとめていくということですね。そういうものからすれば、今後、いろいろ問題が起こったとき、結局、和泉市が、そういう形で責任を負わされるということになりはしないかと懸念をしているわけです。できないことないが、和泉市がまとめてやっているといことなんでしょう。

この環境影響評価の準備書案と参考資料を和泉市がつくったわけでしょう。今度は、交通公害課が主体だと思いますが、この和泉市がつくったものに対して検討結果報告を出した。これは学者に依頼をしていますが、和泉市がやったわけですね。和泉市が取りまとめたつったものを、また、同じ和泉市が検討に出した、そうなると思いますが、おかしくはありませんか。

○ 都市整備部理事（中辻寿夫君） 中辻からお答えいたします。

準備書案と申しますのは、当然、事業者が調査をし、その結果で素案をつくり市に提出をしております。市といたしましては、その調査が正しいかどうかの審査をしているわけです。したがって、元の調査につきましては、すべて株式会社コスモポリス並びに団地開発協会の二者が寄って調査をして準備書案をつくり、後の審査については交通公害課の担当でございます。その審査を各学識経験者をお願いしまして、その素案が正しいかどうかの検討をいた

だいて最終結論を出していただくという格好になってございます。よろしく御理解をお願いしたいと思います。

- 26番（原 重樹君） だから、わざわざ審査をしたわけでしょう。事業者がやるべきだと先ほどから言ってますが、それが事業者の名前になってない。和泉市がやったとなっているからおかしい。後から専門委員会にかけて交通公害課が審査をしたわけでしょう。だから、これだけを見ていたら、和泉市がつくったものを和泉市が審査をしたことになるでしょう。
- 議長（竹下義章君） 質問者も理事者も、時間が来ていますので簡単にやってください。
- 都市整備部理事（尾崎秀忠君） 先ほど来、申し上げておりますように、会社と団発等が基礎資料を提供し、まとめていった。さらには、都市計画の関係から和泉市の都市計画部局がチェックをし、それを踏まえまして、今度は、市の公害担当部局である交通公害課がそういう専門委員会も入れ、より客観性の強い形での評価をされた。言うなれば、二段階、三段階のチェックを手続の中でやっているということでございますので、御理解をいただきたいと思います。
- 26番（原 重樹君） 何度聞いても同じことだと思います。そういうふういきちんとされるんだったら、普通、環境アセスメントというのは、原因者、事業者がやるべきものだと思いますので、その名前にしておけばいいんですわ。だけども、これは和泉市が取りまとめた、とおっしゃるからね。和泉市がやったものをまた和泉市が審査をした。和泉市と言えば、責任者は市長ですわね。市長が責任を持ってまとめたものを市長の責任でまた審査に出したわけですわ。そういうことになってしまうわけです。

そういう形で進んできますと、先ほど、いろいろ責任問題の話を出しましたが、何かあったときにいろいろあるが「地元市や」ということになる。あなた方は、これは株式会社コスモポリスにも責任があり、団地開発にも責任があるし、大阪府にも責任がある、出資しているところはすべて責任がある、とおっしゃるけれども、こういう形の中でずるずるとされはしないかという懸念がありますので、その点は、特にそういうことのないように申し上げて終わります。

- 議長（竹下義章君） 終わりました。

お諮りいたします。本日はこれにて散会いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

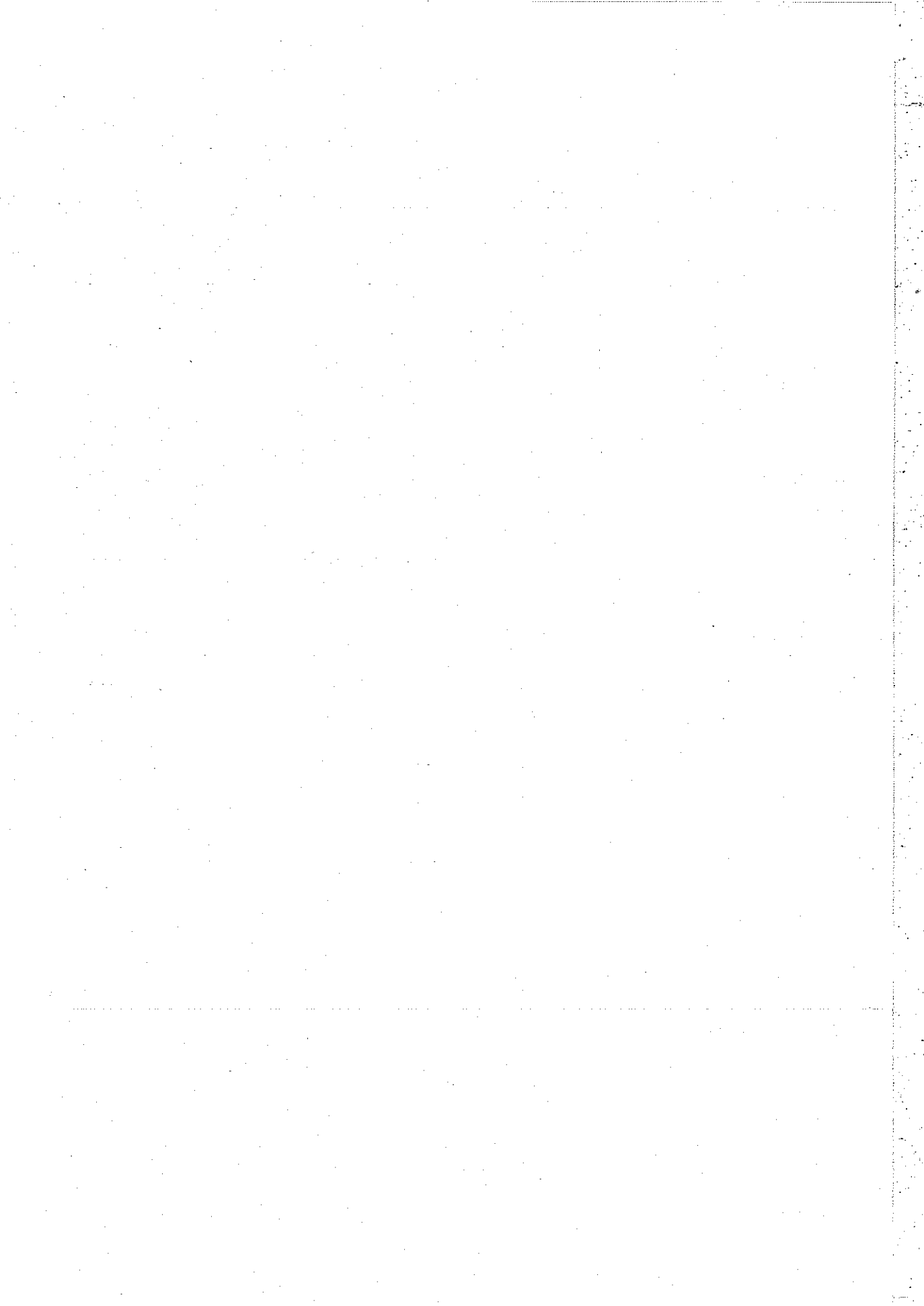
御異議ないものと認めます。

なお、明日も引き続き一般質問を行いますので、定刻御参集くださいますようお願い申し上げます。

それでは、本日はこれにて散会いたします。

(午後4時23分散会)

第 2 日



平成4年12月16日午前10時和泉市議会第4回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(26名)

1番	友田博文君	16番	竹下義章君
2番	森悦造君	17番	須藤洋之進君
3番	若浜記久男君	18番	赤阪和見君
5番	上田育子君	19番	穴瀬克己君
6番	田代一男君	20番	並河道雄君
7番	松尾孝明君	21番	辻正治君
8番	中塚新治君	22番	西口秀光君
9番	讃岐一太郎君	23番	柳瀬美樹君
10番	池田秀夫君	25番	天堀博君
11番	井坂善行君	26番	原重樹君
12番	大谷昌幸君	27番	早乙女実君
13番	柏富久蔵君	28番	猪尾伸子君
15番	木村静雄君	29番	勝部津喜枝君



本日の会議に出席報告のあった者の職、氏名は次のとおりである。

記

市	長	池田忠雄	同次長兼総務課長	池辺功
助	役	坂口禮之助	同次長兼財政課長	阪豊光
助	役	田中昭一	同次長兼資産税課長	加久本良一
収	入	中塚白	同和对策部長	森利治
市長公室長		堀宏行	同次長兼総合調整課長	門林良治
同理事(人事担当)		鹿島賢昌	解放総合センター所長 兼総務課長	戸口泰明
同理事兼人権啓発室長		亀山学	福祉事務所長	中川鉄也
同次長兼広報広聴課長		池辺一三	同理事兼児童福祉課長	坂田平之
同次長兼人事課長		石本博信	同次長兼総合福祉館長	松尾守
同秘書課長		木寺正次	市民生活部長	麻生和義
企画調整部長		逢野博之	同理事(環境整備・ ごみ減量対策担当)	岸田秀仁
同理事(施策推進室担当)		三井義秋	同次長兼健康課長	池辺修次
同副理事 (施策推進第二担当)		吉祇利朗	同次長兼保険年金課長	長岡敏晃
同企画室長		今村堅太郎	産業部長	大塚孝之
同施策推進室長		井阪和充	同理事	白樫通有
同企画室企画調整課長		油谷巧	同次長兼農林課長	松林保
総務部長		神藤恒治	参与兼建設部長	浅井隆介

同理事兼用地室長	奥村 富彦	病院事務局 長	橋本 昭夫
同次長兼道路課長	谷 俊雄	同 理 事	谷上 徹
同次長兼建築課長	藤本 仁	同次長兼総務課長	梅山 世紀
同次長兼住宅課長	西岡 政徳	消防長兼消防署長	高宮 武男
都市整備部長	萩本 啓介	同次長兼総務課長	一ノ瀬 喜広
同 理 事	中野 義裕	同次長兼消防署副署長	池野 透
同理事(コスモポリス担当)	中辻 寿夫	土地開発公社事務局長	中西 淳富
同理事(コスモポリス担当)	尾崎 秀忠	同次長兼総務課長	大宅 清臣
同次長兼都市計画課長	中屋 正彦	教 育 委 員 長	藤井 謹市
同次長兼公園課長	田中 武郎	教 育 長	杉本 弘文
同 次 長	山下 喬三	教育次長兼管理部長	稲田 順三
下 水 道 部 長	藤原 清司	指 導 部 長	木村 吉男
同 理 事	緒方 和夫	同次長兼指導課長	西川 義徳
同 次 長	山崎 精二	社 会 教 育 部 長	生田 稔
同次長兼下水道工務課長	中野 英二	同 次 長	明坂 文嘉
同副理事(ふるさと 急傾斜対策事業担当)	岸本 孝二	同次長兼図書館長	北野 喜平
改良事業部長	富田 宏之	同次長兼社会体育課長	山本 襄
同 次 長	梶田 嗣夫	収 入 役 室 長	藤木 意継
同次長兼用地課長	藤本 英夫	選挙管理委員会委員長	高橋 正道
水道事業管理者	田中 稔	同 事 務 局 長	着本 善夫
水道部理事	仲田 博文	監 査 委 員	庄司 清三
同次長兼総務課長	城前 伊佐雄	同 事 務 局 長	吉田 陽三
同次長兼工務課長	西尾 浩	農 業 委 員 会 会 長	森口 義忠
病 院 長	竹林 淳	同 事 務 局 長	農 端 小一

※備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

○
 本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市囑託速記士 中野 満 男

○
 本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事 務 局 長	北野 敦雄
次 長	河原 茂隆
議 事 係 長	田中 康弘
調 査 係 長	井之上 光一
議 事 係 員	田村 隆宏

○

本日の議事日程は次のとおりである。

平成4年和泉市議会第4回定例会議事日程

(12月16日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1		一般質問について	

○

(午前10時00分開議)

- 議長(竹下義章君) おはようございます。議員各位には、連日にわたり御出席賜り、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を報告させます。

(市議会事務局長報告)

- 市議会事務局長(北野敦雄君) 御報告申し上げます。

ただいま御出席の議員さんは23名でございます。欠席並びに遅刻の届け出の議員さんはございません。その他の議員さんにつきましては、ほどなくお見えになることと思います。現在、23名でございます。

- 議長(竹下義章君) ただいまの報告のとおりであります。よって、議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

- 議長(竹下義章君) 本日の議事日程は、お手元に印刷・配付してあるとおりでありますので、よろしく御了解願います。

- 議長(竹下義章君) それでは、日程審議に入ります。

日程第1「一般質問について」を行います。

(27番・早乙女実君登壇)

- 27番(早乙女実君) おはようございます。27番日本共産党の早乙女実です。通告に従いまして、質問をいたします。

まず、最初に、老人福祉計画の策定についてであります。

1989年、国は、高齢者保健福祉推進10カ年戦略、いわゆるゴールドプランを発表いたしました。翌1990年には、社会福祉関係8法を改正し、平成5年度中に老人保健福祉計画を策定することを市町村も含めまして義務付けています。大阪府も今年9月、老人保健福祉計画の策定に関する基本的な考え方を発表し、平成5年度秋までに各市町村の策定を促しています。和泉市では、福祉計画策定に引き続く計画策定となるわけです。

今年の第1回定例会でわが党の勝部議員も、厚生省の指針に対応しての市の取り組み等々方法を質問しておりますが、その後の取り組み状況も踏まえ、どのような策定計画を立て、どのような庁内体制を確立をしていくかということも含めまして、現在までの進捗状況についてお示しください。

また昨日、社会党の上田議員さんのゴールドプランの質問の中で、新設されるデイサービスセンターの運営が福祉公社で行われるかのような事実が出されておりましたが、議会には、そうしたことがいまだに一切報告されていなかったと思いますので、真偽について確認をしたいと思います。

2つ目には、幸青少年センターの移転問題についてであります。

幸青少年センターの移転に伴ってひまわり保育園の廃園がさきの同和対策特別委員会で明らかにされました。このことは、大変重要な問題を含んでいると考えますので、改めて次の点についてお聞きをしたいと思います。

第1に、なぜ幸青少年センターを移転しなければいけないのか、その理由と、いつの時点からそうしたことを言い出したのか、あるいはまた、検討をし始めたのか、お示しをいただきたいと思います。

第2に、以前の議会で、地区内公共施設への移転、という回答がなされておりましたが、それがひまわり保育園に決まった経過、理由を述べていただきたいと思います。

第3に、同和対策特別委員会でひまわり保育園等の総事業費や、廃園に伴っての起債や府支出金等の残額をお聞きをしました。委員会当日の回答はもらえず、後日、ひまわり保育園の総事業費は3億2,910万9,000円、現時点での残高は1億5,004万9,000円という数字を示していただきました。この数字で間違いがないかを確認するとともに、移転をする幸青少年センターの方の総事業費と、移転に伴って府支出金や起債の返還が必要になるのか、あるいは必要となるとなれば幾らになるのか、お示しを願いたいと思います。

第4に、こうした移転に伴って起債が残っていたり、あるいは目的外に転用するために施設を廃止するというような事例が府下にこれまであったのか。また、大阪府の考え方は、おカ

ネを返せばこうしたことを認めてくれるのか。当然、大阪府なりの見解を聞いていると思いますので、お示しをいただきたいと思います。

第5に、返還せよ、となった場合、いつの時点で返還をするのか。また、その財源はどのように考えているのか、お聞きをしたいと思います。

以上で第1回目の説明を終わりますが、答弁によりましては自席より再質問をさせていただきます。

○ 議長（竹下義章君） 理事者答弁。

○ 老人障害福祉課長（金谷宗守君） 第1点目の老人保健福祉計画の策定につきまして、老人障害福祉課金谷からお答えを申し上げます。

まず、策定作業の現在の進捗状況でございますが、この計画の対象となる高齢者を中心とする市民の生活実態調査をほぼ終了いたしまして、現在、その集計分析作業を行い、また、これと合わせてその他の関係資料の収集整理も行っているところでございます。

その実態調査といたしましては、高齢者生活実態調査、寝たきり老人及びその介護者生活実態調査、一般市民アンケート調査の3種類でございます。高齢者生活実態調査は、本年9月1日現在、本市の住民基本台帳に登録されている65歳以上の高齢者1万4,276人のうち約30%に当たる4,450人を無作為抽出をいたしまして9月7日に発送し、9月18日を回答期限として郵送方式で行ったものでございまして、回収は3,293名、回収率は72%でございます。

次に、2つ目の調査である寝たきり老人及び介護者生活実態調査は、市内の寝たきり老人全員283人を対象といたしまして、保健所の協力も得ながら、本市と保健所の保健婦や看護婦が各御家庭を訪問いたしまして、直接面談方式によって本年8月、9月の2カ月間で実施いたしました。

3つ目の調査でございます一般市民アンケート調査は、本年11月1日現在、本市の住民基本台帳に登録されている20歳から65歳未満の市民のうち2,000人を無作為抽出をいたしまして11月16日に発送、11月30日を回答期限として郵送方式で行ったものでございまして、回収は1,069人、回収率53%ございました。

以上、3件の市民意向調査のほか、保健所におきましては、本市からの協力要請におこたえいただきまして、長期入院患者実態調査に取り組まれました。調査対象者は、市内の病院に6カ月以上入院されている65歳以上の市民全員及びその家族で総数166件。調査方式は、病院の医師や看護婦あるいは医療ワーカーによる面談方式でございまして、調査日時は、10月1日から10月末日まででございます。その集計分析結果は、この老人保健福祉計画策定に当たっての参考資料とすべく、本市にも御提供いただくことになっております。

次に、今後の予定でございますが、まず、関係部局等から成る計画組織を発足させますとともに、現在まで行った各種実態調査の集計分析を本年度中に行いたいと存じます。さらに、来年度に入りまして、計画の対象者であります高齢者の市民団体から御意見などをお聞きをいたしました後、市としての一定の案を作成、府等との協議を開始するとともに、審議会等に諮問をいたしまして、平成5年度中には、正式に決定をいたしたいと考えておるものでございます。

以上が、老人保健福祉計画の進捗状況と今後の予定でございます。

2つ目に、昨日の上田議員さんの御質問に関する、既に福祉公社にデイサービスの運営業務を委託しているのか、その真偽はどうか、との御質問でございますが、福祉公社に関しましては、国のゴールドプランの中に在宅福祉事業の実施主体、例えば財団法人である公社を全市町村に普及させるということが規定をされておまして、その関係もございまして、市では、その設置について検討をいたしておるところでございます。

そこで、昨日の上田議員さんの御質問で福祉公社の件がございましたので、その福祉公社の制度について調査研究をしている、という単に一般論としてお答えを申し上げたつもりでございます。上田議員さんの御質問は、デイサービスセンターと関連しての御質問でございました。ところが、私の方はそれとは関係なく、一般論としてお答えをしたわけでございます。その際、何らデイサービスセンターとの関係に言及することなくお答えをいたしました。そういうことでデイサービスセンターの運営主体として決定済みであるかのような印象を与えることとなったようでございます。

デイサービスセンターにつきましては、市が直接やるか社会福祉法人でやるか、あるいは福祉公社でやるか、大体、この3つぐらいしか運営主体として認められません。福祉公社も運営主体の1つとなり得るということでございますが、今のところは単に検討の対象ということでして、決定はいたしておりません。

私の答弁が不十分でございまして、議員各位に誤解を与える結果になったことに対しまして、深くお詫びを申し上げます。

以上でございます。

○ 議長（竹下義章君） 次。

○ 社会教育部長（生田 稔君） それでは、幸青少年センター移転の理由、また、いつごろから検討を始めたのか、という点につきまして、社会教育部生田からお答えを申し上げます。

幸青少年センターは、旧市立山手中学校の廃校に伴いまして校舎等を改修、また、同和地域青少年の健全な育成を図るための施設としてその活用を図ってまいりましたが、建物の老朽化が著しく今後の運営に支障を来すことも予測され、同時に幸青少年センターを改修するため

の残事業量として相当の財政負担があったことなども含めまして、また、さらに将来における施設の立地条件からも地域の北部に位置し、岸和田南海線開通後におきましては道路による地域との分断も生じる中で、施設のあり方等につきまして、平成2年秋ごろから検討をいたしましたところでございます。

また、このことにつきましては、幸青少年センターの運営委員会の御意見もお聞きをいたしましたところでございます。その結果として、近い将来、既存の地域内の公共施設に移転をする、というような結論となったものでございます。

以上、簡単ですが、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（竹下義章君） 次。

○ 同和対策部次長（門林良治君） 第2点目の幸青少年センターの移転先がひまわり保育園になった経過、理由につきまして、同対部門林よりお答えいたします。

移転先として、地区内公共施設を対象に検討委員会で検討を重ねる中で、保育所、小学校に絞り精査検討を行ってきたところでございます。その結果、地区内の保育園に決定をしたものでございます。地区内の保育園は4園あるわけでございますが、保育園見直しの中でひまわり保育園に決定をいたしました。

保育園に決定いたしました検討経過でありますけれども、同和4園、措置定員は510名であります。現在、同和4園の措置児童数は360名であること。また、過去5年間平均でも340名でありまして、うち地区外より160名余の通園があるという状況にあること。それと、地区外通園理由の1つといたしまして、周辺保育園が老朽施設であるということ。周辺2園について、保育所大規模修繕年次計画の中で近い将来、大規模修繕が見込まれているということ。大規模修繕によりまして施設改善がされれば、当該保育所への入園希望が多くなりまして、地区外通園児童の減少が見込まれること。また、地区内措置児童数の予測につきましても、現在の地区内措置児童数190名～200名から大幅増は見込まれないということなどから、同和4園から3園にしても運営委託が可能であり、将来も保育運営に支障を来さない。

以上のことから、廃園となるひまわり保育園に幸青少年センターを移転することに決定をした次第であります。よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、移転時期につきましては周辺保育園の整備状況等を勘案し、平成9年度をめどに行いたいと思います。

以上、青少年センターの移転先並びに移転時期につきましてよろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（竹下義章君） 次。

○ 児童福祉課参事（橋本敏雄君） ひまわり保育園廃園に伴います数点の御質問に対しまして、児童福祉課橋本より御答弁申し上げます。

まず第1点目、総事業費と残額についてでございますが、先生がお説のとおり、ひまわり保育園の総事業費は3億2,910万9,000円、残額は、国、府の支出金と起債を合わせまして1億5,004万9,000円でございます。

次に、府下での保育園の廃園事例でございますが、ここ数年の間、保育園を廃園した事例はない、と府から聞いております。

次に、府の考え方はどうか、との御質問でございますが、ひまわり保育園の廃園を決定して間もないことから、府と協議をするべく日程調整を行ってまいりましたが、なかなか調整がつかなかったため、とりあえず府には、同和保育所の入所定員511名に対し、昭和63年度から平成4年度までの5年間の措置児童は340名程度で推移していること。また、出生率の低下に伴う児童の減少が予想されることから、ひまわり保育園を廃園いたしましても、今後の保育運営に支障を来さないことを説明させていただいた程度で、今後、府からお尋ねもあろうかと思っております。

ひまわり保育園の廃園について、府より「地元関係者の御理解をいただけるのか」という御指摘がありました。これらの問題について「全力で取り組んでまいりたい」と府に伝えてございます。

次に、返還時期と財源でございますが、返還時期につきましては廃園決定後、すなわち平成9年4月1日。また、財源につきましては、一般財源と考えております。しかし、基本原則としては返還することになりますが、市の財政状況等も踏まえ、国、府に対して御理解をいただけるよう努力してまいりたいと考えております。

以上、よろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

○ 27番（早乙女実君） 教育委員会から幸青少年センターの総事業費と残高についての答弁がありません。

○ 幸青少年センター所長（北橋 励君） 青少年センターの事業費について、幸青少年センターの北橋よりお答え申し上げます。

当センターの移転に伴う事業費は、ひまわり保育園の改修費に当たるかと存じます。できれば、現状維持の中で使用していきたいのですが、移転に伴う制約もございますので、一定の改修は必要かと考えております。例えば園児用につくられました午睡室、トイレなどは、改修の対象となるかと考えております。

次に、移転に伴って府支出金と起債の返還についてでございますが、このことについて当時、

府に相談をいたしましたところ、移転先施設も決まっていない状況の中では返事はできない、との見解でした。しかしながら、青少年センターが機能を失うことなく運営を継続していくということであれば、正式申請を受け、府としても相談に乗っていきたい、とありました。したがって、現時点では、返還の必要のあるかないかについては、まことに申しわけありませんがお答えできませんので、よろしくお願いいたします。

- 27番（早乙女実君） 今の答弁は、私の質問の趣旨と少し違っているんです。幸青少年センターを建てたときの総事業費が起債等を含めて幾らか、だから、ひまわり保育園と同じ質問なんです。その分についてお答えをしていただきたい。今回、つぶすに当たっての事業費を聞いているわけではありません。よろしくお願いいたします。
- 幸青少年センター所長（北橋 勳君） 大変失礼しました。建設当時の費用としましては、全体で2億2,695万円でございます。その内訳といたしましては、府の補助金が1億8,155万7,000円、起債が4,539万3,000円でございます。
- 27番（早乙女実君） それで、現状での残高は幾らですか。返す、返さないはわからないにしても、もし、返すとすれば、という仮定はできると思います。
- 社会教育部次長（明坂文嘉君） 大変失礼いたしました。現在、補助金の残高は1億4,524万6,000円、起債の残高が1,737万円、合計で1億6,379万1,000円になろうかと存じてございます。
- 27番（早乙女実君） ちょっともたもたしましたが、同和の特別委員会でも聞きましたが、本会議ですので、きっちりした数字を確認をしたいので質問をさせていただきました。御了解ください。後の幸青少年センターの質問と少し性格を異にしますので、分けさせていただきます。福祉関係の方を先にやらさせていただきます。

デイサービスセンターに係る昨日の問題について、一言だけ申し上げておきます。

誤解を招いた答弁をした、とおっしゃいますが、さきの改選後の初議会でデイサービスセンター云々の予算が議案として出されたとき、いわゆる議員各位に全然報告がされていなかった、と指摘をしました。その後、数カ月がたっています。来年度に向けて運営主体のあり方も含め当然、御議論になっていると思います。その中で昨日の上田議員さんの御質問の中でのやり取りは、見逃せないと思いました。こうしたことが起こるようでは、われわれ議員としては、一体、何に基づいて審議をしていっていいのか、全くわからなくなるわけです。

こうしたことについては、きちんとした答弁をしていただかなければ誤解を招きますし、あるいは市政の執行についてあらぬ疑いがかかると思います。ましてや、そうした福祉公社を含めてさきの答弁とは違ったいろんなあり方も検討しているのであれば、それは中間報告的にも

さきの厚生病院委員会に報告することも可能であったはずですが、こうしたことが一切なくて進んでいるのが現状だと思いますので、今後、こうしたことのないよう要望しておきます。

本題に入らせていただきます。いろんな取り組みをされているわけなんですけど、1つお聞きをしておきたいのは、議会の議決に対する考え方なんです。いわゆる国がゴールドプランを発表し、福祉8法の改正後、作成指針なるものを市町村に出してきているわけですか、これは市町村の場合ということで厚生省が示したガイドラインの方です。多分、これは都道府県知事を經由してお手元にわたっているはずなんですけど、「計画決定に当たって市町村議会の議を経ることは要しないこと」となっております。「ただし、議を経ることを妨げるものではない」ともなっています。

さきの福祉計画もそうだったんですが、一応、この間、その案は全員に配られました。しかし、その審議は、審議会に付託でそうなってしまうんですが、こうした「議会の議を経る」という意味を審議会のみとお考えなのか、それとも、こうした委員会に出して本会議での議案的な形で審議をされるという、そういうところまで考えているのか。厚生省は「要しない」が「妨げない」と言っていますので、この辺の考え方について1点、冒頭、お聞きをしておきたいと思います。

先ほどの答弁は少し抽象的だったので、立ち入って聞いておきます。庁内体制はトップがだれで、どういう構成になるのか、お聞きをしておきたいと思います。

それから、昨日の上田さんの質問とだぶる点はすべて省きまして、審議会を設置する、とおっしゃいましたが、審議会の公開についてはどのように考えておられるのか。

それから、アンケートを高齢者、寝たきり、市民ということで抽出あるいは全員対象で実施をしたわけですが、その人たちの住所について、厚生省なりが出しているモデルのアンケート用紙では、居住地、町名や校区というのは余り取っていないわけです。今回のアンケート実施の中では、もちろん無記名だろうと思いますが、寝たきりの場合は訪問、ヒアリングなのでわかると思いますが、それ以外は、校区や住所についての点までデータベース的にも取っておられるかどうか、お聞きをしたいと思います。

もう1点は、冒頭の質問で申し上げました大阪府が9月に基本的な考えというものを出したわけですが、その中で3つのことを挙げています。いわゆる住民参加の問題、福祉の町づくりの2点を言い、その3番目に、「同和問題解決の視点」ということを言っています。御存じない議員さんや管理職の皆さんもおられると思いますので、そのまま読み上げます。「同和問題解決のためには、人権意識の高揚とともに、基本的な人権の擁護を基本として、生活環境の改善、社会福祉の充実、産業の振興、職業の安定、教育文化の向上など、総合的な取り組みが必要で

ある。

このため、計画の作成並びに具体化に当たっては、同和地区においては高齢化率が高く一人暮らし老人が多いなどの実態を勘案し、地区の要援護老人の状況や家庭での介護状況等を十分に把握の上、高齢者の保健福祉の充実のための他の行政分野を含む総合対策を検討するとともに、大阪府同和対策審議会答申（平成4年3月30日）及び同和地区総合福祉計画（昭和63年5月策定）の趣旨を踏まえ、施策の優先採択としての在宅サービスの充実をはじめ、総合的・効果的な施策の推進に努めていく」という文章があります。

結論から言いますと、今の一般行政への移行の時期に当たっては不必要な文章だと思っています。このことについては、市町村独自の判断は可能だと思しますので、大阪府の示された同和問題解決のためのこの一文についての御見解をお聞きしたいと思います。

先に以上の分でお願いたします。

- 老人障害福祉課長（金谷宗守君） まず、1点目の議会への付議でございますが、現在、策定作業を進めております福祉計画と同様の方式で行ってまいりたい。具体的に申し上げますと、審議会に議会の代表の先生に御参画いただき、その中で議会の御意見を反映する方法で行ってまいりたいと考えております。

2点目の策定委員会の構成でございますが、先ほど申し上げましたように、まだ設置はいたしておりません。新年になってからその組織をつくってまいりたいと言うことで、まだ具体的にどうこういうことは考えておりません。ただ、福祉計画に当たって福祉計画策定委員会をつくっておりますので、それとほぼ同様の方法、考え方でいきたいと思っております。まだ決定はしておりません。

次に、審議会の公開の件でございますが、これにつきましては、他の多くの審議会がございしますが、それと同様の方法をとりたいと考えております。

4点目の市民実態調査の各市民の住所等でございますが、寝たきり老人と入院患者につきましては、直接お伺いをしているわけでございます。残る2つ、郵送による一般市民と一般のお年寄りに対する2つのアンケートにつきましては、中学校区を記入していただくようにしております。というのは、やはり地域性を見ていきたいという意図でございます。

それから5点目に、同和問題解決の視点でございますが、これまでに行ってきました各種の調査結果によりますと、特に同和地区関係の調査を見ますと、同和地区の高齢化率は、府下全体で極めて高くなっております。特に本市におきましては、その高い大阪府下の同和地区の平均よりもさらに高うございまして、市の高齢化率の2倍近くまで上っております。しかも、その内容を見ますと、一人暮らし老人あるいは老人のみの世帯が多うございまして、加えて高齢

者本人であるとか扶養義務者の年金、雇用その他所得水準がなお低いという状況でございます。

先ほど申し上げましたように、この計画を策定するための調査結果がまだ出ておりませんので、その調査結果を見ないと確固としたことは申し上げられませんが、ただいま申し上げた状況からすれば、府の考え方に述べられておりますような、本計画を同和問題解決の視点からもとらえなければならないであろうと考えているところでございます。

以上、御理解賜りますようお願い申し上げます。

- 27番（早乙女実君） 庁内体制等が確定すれば、公開というかメンバーも含め議員にオープンにさせていただくよう要望しておきます。いわゆる審議会のあり方等も含め住民参加ということを府の方もあえて言うておりますので、単にヒアリング等だけでなく審議過程そのものも公開されるよう、これは要望しておきます。

それと、アンケート云々でなぜ住所等のオープンにこだわったかと言いますと、福祉計画策定のアンケート分析の冊子もいただいておりますが、あれは地域分析が入っていません。今回の老人福祉計画では、そうした地域間の問題が大変重要だろうと思っておりますので、ぜひ校区分析、地域分析も含めた処理をやっていたらいいと思います。これは要望です。

それから、その結果の公表については、今回の福祉計画では、計画ができてからそのアンケートの分析結果も一緒にいただけるという状態になってはいますが、できれば、そのアンケート分析ができた時点で公開をしていただきたいと思います、これも要望しておきます。

本題は、最後の同和の問題なんですけれども、高齢化率が市平均の2倍だとかとおっしゃるわけですが、多分、どういう計画になるかということは、おおよそ今回の福祉計画の案を配っていただいたのでわかります。そうした危惧も含めて今回、御質問をさせていただいています。

この老人福祉計画の目標年度は、平成11年までとなっています。いわゆる同和の財特法が延長をされているわけですが、平成11年までという長期にわたるものではないと思います。ましてや、一般行政への移行あるいは部落差別を本当に解消していくため、今の同和行政を続けることがいいのかどうかという点については、私らは批判的な意見を持っています。しかるべく同和行政そのものを終了させていく、差別をなくしていくためにも終了に移していくことが、行政努力としても必要だと考えています。

そうした観点から言えば、今回、福祉計画の中で出されている問題が、こういうとらえ方をしています。これも短いですから、少し読みます。前段を省きまして、「平成2年に実施された大阪府の同和地区生活実態調査によれば、同和地区の高齢化が急速に進行しており、本市においては高齢化率が市全体平均の約2倍で、高齢者のみ世帯が調査対象世帯の18.8%を占めている。劣悪な生活環境は一定改善されてきたが、高齢者のみ世帯の70%が生活する集合住宅に

はエレベーターやスロープのないものがあり、福祉の町づくりの観点からは不十分さが残されている。また、就業・収入状況を見ると、技能工・労働作業者などが多く、就業形態では常雇が31.3%で、収入は243万円程度である。「本市もこうした考え方に立ち、人間尊重の理念のもと、部落差別をはじめとしたすべての差別の解消をめざす必要がある」と述べられているわけだ。

ここでおっしゃっている高齢化率が高いということは、同和地区だけですか。

もう1点、福祉の町づくりのところでは、集合住宅にエレベーターやスロープがないのは同和地区だけですか。

以上2点、再質問をいたします。

- 老人障害福祉課長（金谷宗守君） まず、高齢化の状況でございますが、小学校区別に見ました場合、幸小学校区と南横山校区がほぼ拮抗しております。どちらも17%台であります。それ以外の校区は、それよりも低い状況です。

それと、中層住宅にエレベーターやスロープがないというのは、特に全市的に民間に多うございます。

以上です。

- 27番（早乙女実君） 大変嫌みたらしい質問をしたかもしれませんが、校区でおっしゃると多分そうだと思います。もう少しデータを区分する必要があるだろうと思い、「統計いずみ」を引っ張り出しました。平成3年度版ですから、今年3月に出されたものです。残念ながら、町別で65歳以上の人口のいわゆる高齢化率が出るのが古いやつしかありませんので、あえて企画にお尋ねして出していただきました。次の4年度版に国勢調査の分が載るわけですが、これは他の議員さんもぜひ聞いて今後の参考にさせていただきたいんです。

これは校区ではありません。ただども、それぞれの町で65歳以上のお年寄りが何人住んでいるか、その町の人口に対して何%を占めているかというデータです。ちなみにベスト10あたりまで紹介しますと、第一番目は槇尾山町です。これは全体の人口が少なく、老人の数そのものが10人、55.6%です。これは論外だろうと思います。第二位は父鬼町21.9%、次が九鬼町21.1%、肥子町20.9%、繁和町20.9%、やっと6番目で幸町19.5%、久井町が幸と同じ19.5%、内田町18.5%、坪井町18.2%、善正町17.4%、伯太町三丁目17.1%、北田中町16.9%、12番目で旭町16.9%、府中町三丁目16.8%、唐国町15.8%、小野田町15.7%、若樫町15.2%、山手町が18番目で15.2%、芦部町14.8%、25位で国分町の14.1%なんです。

校区に直せば幸、旭、山手ということで、確かに幸小学校区は高くなります。確かに南横山校区も高いとおっしゃるんですが、ブロック的に取れば、肥子町や繁和町、昨日の大谷議員さ

んではないが、阪和線の西側地域も高齢化率が高いんです。ましてや、池田下町も含めまして大変高いところが出てくる。このことを取り上げて、同和地域に平成11年までさらに事業を上乗せする必要があるのかどうか。殊さら、老人福祉計画の中で同和と一般の区別をする必要があるのかという点です。

もう1つは、絶対数で言います。これは老人の数の多い順に並べてあります。第一位は伏屋町691人、第二位が唐国町502人、三位池田下町489人、四位黒鳥町423人、五位太町348人、六位青葉台306、七位内田町305、八番目王子町303、同和地域で王子町ははっきりしませんが、旭町は明確に入ってますから第九位で250人、10位は伯太五丁目240、11位鶴山台二丁目234という、絶対数から言ってもこういう数字が出てきます。

今、御答弁があったとりわけ同和地区の高齢化率が高いということについて、本当に校区単位だけで見ていいのかどうか。それから、独居老人の問題も言われましたが、そういう町をつくったのがあなた方なんです。そうした責任も含めまして、今回、改めて大阪府がこの同和問題を言い出した背景には、平成11年まで基本法が制定されなくても、同和事業を延々と続けることができるという観点が入っているのではないかと思います。

私は、もうそういう時代ではないと思います。明確にこういう高齢化の問題というのは、和泉市全域で起こっています。町によっては、伏屋町のように691人もいらっしゃることもあります。この間の話では、デイサービスセンターの論議では、多分、送迎バスはここまで行かないと思います。そうした点を考えると、全くナンセンスな同和指針として大阪府が出してきた視点というのは、和泉市の場合は検討する必要がないと思います。同和と一般を区別するのではなく、明確に老人全体、地域全体も対象に入れて計画をつくるべきだと考えます。この点について、最後の御見解をもう一度お願いします。これは市長、答えてもらえますか。

○ 市長（池田忠雄君） いろいろデータの御質問をいただいておりますが、もちろん、福祉計画あるいはゴールドプランに載っております老人福祉計画をこれから策定をしていく中で、御指摘のとおり、いずれも高齢化が進んでいいる中、これからも進んでいくことに相なります。いずれのお年寄りにつきましても、市や府あるいは国を挙げて明治、大正、昭和、平成の4代を生きてこられたお年寄りのことを考え、あるいはまた、市を挙げ、国を挙げて大事にしていかなければならない。だれしものが年をとっていきますので、これは大きな課題だと思います。老人福祉計画につきましても、可能な限り配慮しながら進めてまいらなければならない、このような決意でございます。

ただ、大阪府の福祉部長の見解に対する御答弁といたしましては、そうし たどのお年寄りも大事にしなければならない。あるいはこれから5～6年の間に同和行政というもの一般行

政に移行していかなければならないので、今さら区別をする必要はないのではないか、という御指摘だと思います。私から私見を申し上げますならば、やはり同和問題は歴史的な所産でございまして、日本の歴史の発生とともにあったものでございます。普通の福祉問題とは違い、同和問題に対する特別措置法ができ、差別をなくしていかなければならないということで進めてきております。おかげさまでだんだん環境改善も進んでまいりましたが、まだまだ心理的なものは残っております。これからもきれいごとでなく啓蒙啓発を進め、市民の御理解を深めていただかなければならない、このように存じております。

ただ、その中で一番差別で苦しんでこられたのはお年寄りではないか。実感として、あるいは実態としてそう思っております。その意味合いでは、お年寄りを大事にする中で、とりわけ、同和差別で苦しんでこられたお年寄りに対する考え方というものは、今なお、何とか大事にしていきたい、このような気持ちを持っております。そういう観点からいたしまして、ただいま担当より御答弁をさせていただいたわけでございます。一般のお年寄りと、とりわけ、差別で苦しんでこられた同和地区のお年寄りに対しましては、どのように今後の調整の中でとらせていただくか、こういう点でいろいろ考えてまいりたい、このように存じております。

以上でございます。

- 27番（早乙女実君） 見解は全く異にし、平行線だと思いますが、一言だけお伺いをしておきます。

同和地域のお年寄りの言葉の中に「孫の代に同和で暮らす時代ではなくしてほしい」、この意味合いというのは同和そのものであり、いわゆる自立をしていく方向ではなく、同和でないと生きていけないような人格をつくってきている、あるいは生活実態になってしまっていることに対する痛烈な批判だと思っています。こうした点を考え合わせ、平成11年までの老人福祉計画を本当の意味ですべてのお年寄りに対して平等に、地域の人たちあるいは和泉市民が交流のできる福祉計画にさせていただくよう要望しておきます。

2問目に移らせていただきます。ひまわり保育園の廃園も含め幸青少年センターの移転問題ですが、あえて同和委員会でお聞きした同じ内容の点をもう少し詳しく聞かせていただきました。本会議できっちりとした答弁を残しておきたかったからです。議事録に残りますのでね。末代まで悔いを残さない御答弁にしてほしいと思います。同和の委員会でも言いましたが、1969年、同和对策特別措置法がつくられ23年近く続いてきています。その計画全体の中では、当然、地域の実態を調べ、そして、いわゆる人間回復の町づくりあるいは市の総合計画の位置付けも含めきちんとした全体計画を出し、あるいは途中で見直し等もやってこられわけです。

その中で今回の移転の理由になっている岸和田南海線による分断であるとか、市の北部にあ

るとか、山手中学の建物を使ったために老朽化が起こるという理由というのは、はっきり言って10年、20年前からわかっていた話ではないか。その点を考えあわせると、本当の意味でしっかりした町づくりの観点あるいは同和問題の解決、部落差別をなくしていくという観点で今まで事業をやられてきたかどうかという問題については、今回の新しい事態を見ましても疑問に思います。

さらに、大変な問題になっているのは、両方で3億1,000万円余の残高というか、それを返さなくてはいけない。ただ、それについては今後、返さなくてもいいような努力をしていきたいということです。もし、返せ、と言われたら返さなくてはだめなのでしょう。それは一般財源、とおっしゃる。市の税金をまたそこへ注ぎ込むわけです。総事業費もそれぞれ数億円かけているのに、一方はつぶしてしまう。これだけの税金のむだ遣いをして、本当に差別解消に役立つのなら市民は許してくれるかもしれません。しかし、その結果は、いろんな見直しを含めてやるとはおっしゃいませんので、これまた二重、三重の税金のむだ遣いになるのではないかと思います。

そこで1点、お聞きをしたいのは、こういう財政執行というのが、本当に一般の市の財政のあり方として許されていくのかどうか。返さなくてもいいように努力する、とおっしゃってますが、ごく一般の予算のあり方、財政の執行の問題でこうしたことが正常だと思っておられるのか、不正常だと考えるのか、その辺について、ひとつ財政当局の御見解を聞いておきたいと思います。

○ 総務部次長（阪 豊光君） 財政課阪より行政運営の全般にわたっての御質問に対しまして、御答弁をさせていただきます。

先ほど来、議員さんからいろいろな観点からの御質問を受けた経過は別といたしまして、一般的な行政運営をしていく中では、広く地域ごとの要望なり、あるいは当然、行政がやらなければならない義務的な施設なり、そういうものが地域的にあるのは御承知のとおりだと思います。ただ、本市におきましては、現時点では中央丘陵開発を含めまして人口動態が年々、増加している傾向にございます。先ほど、高齢化率を示されましたように、地域ごとには、社会の変化によって市民の実態や要望が変わってこようかと思えます。

そういう時点でわれわれが行政運営をやっていく中では、その行政目的に基づき国、府の補助金などの財源を確保しながら、その地域に対する行政運営をやっていかなければなりません。一定の社会的な変化によってそれぞれの使途目的は、時代の変化がある時点では、その情勢に合った行政運営をしなければならないと考えております。したがって、補助金をいただいでつくった施設が、そのまま永久に存続していくかという点については、行政運営の効率化と

という観点からは、一定の疑問を感じます。そういう1つの事態が起こった中では、そういうことは当然あってしかるべきだと考えております。よろしく御理解を賜りたいと存じます。

- 27番（早乙女実君） その答弁は、効率的にやる、という意味でそのとおり聞かせていただきます。そういう立場に基づきまして、以下、移転、廃園に関連して、今後の対応について立ち入って質問をさせていただきます。

その1つは、この青少年センターの事業についてです。どういうことをやっているかということ、なかなか現場を見に行けばいいのですが、まだ見に行っていないので、少し教えていただきたいんです。青少年センターはよく児童館と対比されているんですが、低学年、高学年に分けどのようなカリキュラムで週間的に運営をされているのか。

それと、青少年センターそのものではないんですが、いわゆる子供会としてやられているんですが、幸学習会とか幸補習会という言葉をよく聞きますが、これはどういうものかをお聞きしたい。

2番目に、ひまわり保育園の件ですが、ちょうど12月で来年度の入園募集をしています。当然、ひまわり保育園に対する希望者は、在園児はもとより、新規に入ってくる方もあると思いますが、そういう子供の保護者に対して、当然、今回の事態についても説明をされていると思います。ゼロ歳で入った赤ちゃんがひまわりで卒園できないわけですから、説明をしておかないとおかしくなります。そういったことについて、現場の先生の話では、平成9年に廃園になるようなら来年からほかに変わりたい、と言っている親もいらっしゃるそうです。こうしたことが全部の親に行き渡りますと、雪崩現象的に来年度からすぐに他園への希望が出てしまい、ごく少数の保育園になってしまう可能性もあります。

さきの同和の特別委員会あるいは先ほどの答弁でも、信太第一保育園や和泉保育園などの改修と同和3園で受け入れていくという周辺整備の問題が出ていました。そういう外的な条件整備が前提になっているわけです。今回、親御さんの意向を少し聞きますと、前提ががらっと変わってしまうのではないかと。即3園に切り替えるということにはならないとは思いますが、そういうことが起こるかも知れません。もし、3園に全部取ってしまう事態になると可能かどうか。ただ、全体の人数としては入ると言われていますが、特に大変なのはゼロ歳、1歳、2歳の未満児の赤ちゃんの関係です。部屋の大きさ、職員の配置の問題もあります。同和4園での措置数をそれぞれ過去5年間さかのぼって年次的に示していただき、そしてまた、5年間の平均人数をお示しいただき、その上で3園で入所措置が可能になるのかどうか、お答えを願いたいと思います。

また、こうした事態の変化が前提なんです、来年度4月以降のことを考えましてひまわり

の措置数が減少した場合、当然、職員の配置数も変わってくるだろうと思いますが、その場合、職員の配置も変えるのかどうかという点についてもお聞かせください。

以上です。

- 幸青少年センター所長（北橋 励君） 青少年センターの事業内容と幸学習会、幸補修会等について御説明を申し上げます。少し長くなるかと存じますが、お許し願います。

まず、低学年部は、子供たちの集いを通して身体の発育、運動、情緒などを側面から育むことを目標に週間スケジュールを組み、日常活動を実践しております。低学年部の週間スケジュールは次のようになっております。

いずれも、学校下校時からでございますが、月曜日は、学年活動。各学年により絵、作文などを書いたり、工作などがございます。火曜日は、地域活動として1年生から3年生までを縦割りにし、主にスポーツ活動を行っています。ドッジボール、キックベースボール、サッカーなどがございます。水曜日は、学年活動として月曜日と同じ内容で、他に読書、ビデオ観賞等があります。木曜日は、地域活動として火曜日と同じくスポーツ活動を中心に行っております。金曜日は、学年活動として月曜日、水曜日と同じ内容でございます。土曜日は、全体活動として野外活動、誕生会と、月1回の廃品回収などがございます。

以上が、週間スケジュールですが、1日の流れとしては、月曜日から土曜日までの週間スケジュールをこなし、大体、午後5時ごろに終わります。年間を通したものとしては、親と子のコミュニティーを図る目的で親子野外活動、親と子の集い、親子餅つき大会、耐寒登山などを実施しております。地域との交流としましては、町民文化祭への参加、身障会館、保育園など各施設との交流を行っております。

次に、高学年部は、集団生活の中で活動や自発性を育み、家庭教育の補完を行い、自学自習の自主性を育てることを目標に実施しております。

高学年部の週間スケジュールとしましては、月曜日は、学年活動として作文、絵画、読書などがございます。火曜日は、午後は、子供によるリーダー会議、夜は、地区別学習会を3集会所で午後7時から8時半ごろまで行っております。水曜日は、全体活動として4年生から6年生まで合同でスポーツ活動、サッカー、キックベースボールなどがございます。木曜日は、地区別学習会のみで夕方5時から6時まで、火曜日と同じく3集会所で実施をしております。金曜日は、つくる活動ということで工作として竹細工やトランプをつくったり、おやつなどをつくっております。土曜日は、多目的活動として野外活動をしています。例を挙げますと、近くの公園へ行ったりでございます。また、月に1回は低学年と同様、合同で廃品回収も行っております。その他日常的にはクラブ活動を行っておりますが、男子野球部で水、木、土曜日の週3

回練習を行い、日曜日に対外試合などを行っております。女子はバレー部で水曜日と土曜日の2日間練習を行い、2～3週間に1回程度の対外試合を行っております。また、年間行事としては、親子の活動を低学年と同様実施しています。ほかには、中学生部との合同キャンプもあります。

以上が、低学年部と高学年部の週間及び年間のスケジュールでございます。

次に、幸学習会と幸補習会の目的、体制、対象者についてであります。目的は、双方とも地域の子供たちの基礎学力の補充促進、自主的な学習意欲の向上を目的に実施しております。

幸学習会は、先ほど、高学年部の週間スケジュールの中で説明させていただきました地区別学習会がこれに当たります。対象者は小学校の4年生から6年生まで、毎週2回火曜日と木曜日に地区内3集会所で実施しています。この学習会の講師には、幸小学校の先生方8名が当たっております。

次に、幸補習会は、中学生を対象にした学習会であり、火曜日は、高学年と同じく3集会所で行っています。また、木曜日は、当青少年センターで午後7時から8時半まで実施しています。この学習会の講師には、富秋中学校から延べ16名の先生方が参加してくれております。

以上でございます。

- 児童福祉課参事（橋本敏雄君） それでは、同和4園での乳児の措置数でございますが、63年度におきましてはゼロ歳15名、1歳42名、2歳69名、計126名でございます。元年度はゼロ歳17名、1歳51名、2歳61名、計129名。2年度はゼロ歳16名、1歳43名、2歳73名、計132名。3年度はゼロ歳15名、1歳51名、2歳73名、計139名。4年度はゼロ歳12名、1歳54名、2歳65名、計131名となっております。

次に、過去5年間の平均人数でございますが、今、申し上げました数字を平均いたしますと、ゼロ歳15.0人、1歳48.2名、2歳68.2名、計131.4名となっております。

また、先生が御指摘の件につきましては、ひまわり保育園の措置児童が単年度で極端に少ない数になることはなく、年々、減少していくものと考えてございます。

次に、ひまわり保育園の措置児童が減少した場合の職員配置の御質問でございますが、職員配置につきましては、措置児童数に見合った配置を考えてございます。

以上、よろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

- 27番（早乙女実君） 先に青少年センターの件ですが、皆さんが退屈だったかもしれませんが、あえて聞いたのは、大変な過密カリキュラムというか、放課後びっちり入っています。さらには、学校の先生方まで来られて低学力を補う補習会をやられている。それは部落の子供たちを対象に一般の子供たちとは別の形で別のところでやられている。こういう事業を実施して、

果たして子供たちの発達にとって本当にいいのかと言いたい。保育園、小学校、青少年センターいわゆる児童館、それと、集会所での学習会をやられています。そういう部落の子供たちをその地区に閉じ込め、生活経験を逆に狭めています。子供たちは自由に伸び伸びと、地域の子供もそうでない子供も学校で遊び、地域でもどろんどろん遊んでいけばいいと思います。逆に行政側がこういう形できっちり組むことで、かえって閉じ込めてしまっているのではないかという気がします。

こういうことに関していろいろ教育実践の本などを読みますと、子供たちの一番大事な学齢期にこういうことをしてしまうと、抽象概念が出てくる中学校の時代に入ると逆に学力が伸びなくなる。そこにこういった背景があるんだと指摘をする学校教育論の先生もいらっしゃいます。

何よりもこれは和泉市の事例が出てくればいいんですが、そこまで収集能力がないので、大阪市の中学校で皆さんがよく御存じの狭山学習に関する学校の先生がたまたま最後の授業で、こういった授業を1年間してきたが、本当にいいのだろうか、ということで全員を対象に意見を述べさせたそうです。そこで出た意見を少し紹介します。多分、これは部落の子供だと思えますが、「小学校3年生のときは副会長で狭山のプリントを刷ったり書いたりしていた。心の中の一部では、なぜこんなせなあかんねんと思っていた。でも、口では第2の石川さんをつくらないため、といつも答えていた。アンケートでも皆本心で書かない。なぜか、後で先生にごちゃごちゃ言われるのがいややから、先生の気に入ることばかり並べとった。簡単に済むからだと思う。9年間、私はうそでごまかすことを狭山から学んだ」。

もう1件は、これは部落の子供ではないんだろうと思いますが、「前からずっと思っていたことがある。地区の子だけを特別扱いにすることや、受験はテストの前の勉強、先生がたくさん子供会の子供だけ教えに行く。受験で1点でも取りたいのは私らから同じや。促進（促進学級と言いまして、学校の中でおくれている子供たちを別の部屋に集めて勉強会をするもの。和泉市でもしています）かてそうや。私らから同じ学校の生徒。先生らも同じ学校の先生や。部落差別反対と主張している人が、反対に私らを差別しているようです。先生も同じです。あの地区だけよけい別の世界をつくっていくみたいです」。

これが大阪市の中学校での話を教育研究集会で先生がしゃべっている文から引用させていただきました。これが和泉市の事例でないのが大変残念です。たまた、和泉市でも後で事実関係を確認したところ、「それはたまたまです」という報告を教育委員会から受けたんです。放課後、子供会へ行くために校内放送で生徒を呼び出して先生が引率をして行きますが、ほかの生徒がそれを見てどのように思うかということにはわかつていないと思います。さきに御紹介をした大阪市の中

学生と同じだろうと思います。逆に、呼び出されて集められた子供たちは、どういう気持ちで集まって来るかということです。他の子供たちは、まだ学校に残っていて校庭などで遊んでいるわけでしょう。その中でわざわざ先生が集めて車に乗せて連れて行く。こういうことが和泉市でも起こっています。

いわゆる地対協の意見具申もそうですし、いろんなこれまで私たちも指摘をしてきた一般地域との逆格差問題や、あるいは子供たちの一番大事な時期に、行政側が、全く新しい差別を持ち込んでしまっているということなんです。先ほど、財政の方は効率化の観点で取り組むこともある、とおっしゃいました。そうであれば、今回、改めて場所を移すのなら、先ほど申し述べたように子供たち心にくさびを打ち込むような今の同和教育のあり方、幸青少年センターのあり方について、移転に伴って事業見直しを行うべきであると思いますが、この点についてはどのようにお考えですか、お聞かせください。

○ 教育長（杉本弘文君） 私からお答えさせていただきます。

青少年センターは、御承知いただいておりますように条例で示されておりますように、同和地域の青少年の健全な育成を図り、同和問題の速やかな解決に資するための施設として、昭和54年から設置されてまいりました。先ほど来、お答え申し上げておりますように、事業内容として文化活動あるいはスポーツ活動等遊びを通じての仲間づくり、自分たちで活動計画を立てながらみずから学習に取り組むという習慣づくり、あるいは自主自立の精神を養う等、今日までその目的達成のために鋭意努力をいたしてまいっております。それなりの効果を得てきたものと考えております。

今回、移転という中での施設の内容、規模等も変わってまいります。その点も踏まえまして、運営面について、また、事業内容についても検討を加え、改善すべきは改善しながらより一層効果が上がるよう、所期の目的が達成されるよう努力をしまいたいと存じております。御了承いただきたいと思います。

○ 27番（早乙女実君） どの程度の見直しになるかわかりませんが、その点は、今後、見させていたきたいと思います。

関連してお聞きしておきたいんですが、財政的には3億の問題であるとか、総事業費が数億かかっているものをつぶすとか、そういう問題の極には、先ほどの老人ではないんですが、対照的なものとしては、学童保育があります。一般の学童保育を見ますと、空き教室を使っているのはまだいいんですが、この寒空でプレハブでやっているところがまだいくつも残っています。冬場は、子供たちが走り歩けばそれで済みますが、夏場は、どういう状態になるかは明らかです。確かに大変老朽化したプレハブが残っているのは現実に見えますし、それと、保育

園では大分減りましたが、プレハブにはすべてクーラーが付いています。青少年センターと対比される一般の学童保育の不十分さを改善していく気があるのかどうか。とりわけ、老朽のプレハブ対策をどのように考えておられるか。これは関連で要望もしたいので、聞いておきます。

○ 社会教育課長（田丸勝之君） 一般に実施しております留守家庭児童会につきまして、社会教育課田丸よりお答え申し上げます。

現在、留守家庭児童会につきましては、学校での空き教室を利用してございますが、プレハブ教室で対応を願っている学校もございます。プレハブづくりの中には、御指摘のように老朽化が著しい教室もありますので、その改修並びに夏場にプレハブ教室で過ごすことにつきましては、クーラーの設置等施設改善について十分検討してまいりたいと思いますので、御理解願いたいと存じます。

○ 27番（早乙女実君） これは要望をしておきます。

次に、移転先のひまわり保育園についてなんですが、先ほど、いろんな数字を出してもらったのは漠然とお答えを願ったのではなく、具体的な部屋の問題を考えますと、大変な無理が生じるということは、現場の先生からも聞いてます。なだらかに減少していくと考えているので対応できる、という御回答ですが、そうならなければいいのですが、大変な事態も予想されると思います。その辺については、今回の事態の中で市当局の姿勢が本当に問われているだろうと思います。

これもこの問題だけにとどまらず、青少年センターと同じ考えですが、この際、同和の保育園が4園から3園になるということで行政見直しをやるかどうか、ちょっと質していきたいと思えます。

現在、同和保育園では、簡易保育ということではいわゆる預けたいという親は全部子供を見るという体制になってます。保育料も、一般行政で行っている保育園の未満児の最高額が4万9,800円、同和の保育料は、どれほど所得があっても最高額は8,400円です。給食も、同和園では幼児も未満児もすべて完全自家給食でやっていますが、一般園では、幼児のみの自家給食であったり、すべて委託というところもあります。今回の事態の中では、現状の格差を改善するある面では絶好のチャンスかもしれません。これを本当にやるかどうかについてお聞きをしたい。

同和4園で昭和63年度から平成4年度までの各年度ごとに、地区内に居住をしている方一般保育料の適用者、いわゆる同和減免を受けていない方が事実としてある、ということはこの間の同和特別委員会で聞きました。その方々の人数と率はどうなっているのか。また、地区内居住者であっても、あえて高い一般保育料を払っておられるという事態になっている事実も踏

まえ、同和保育そのものを見直していくお考えがあるかどうか、この点についてもお聞きをしたい。

また、完全自家給食についても、今回の事態の中で職員の配置自体見直さざるを得ないと考えますが、その点も踏まえ、設備の整った保育園から実施していくお考えはないかどうか。

以上、2点についてお聞きをいたします。

- 児童福祉課参事（橋本敏雄君） 同和4園の昭和63年度から平成4年度までの各年度ごとの地区内に居住する一般保育料適用者の数と率ということでございます。63年度は、地区内の児童数が152名、一般保育料適用者は31名、率にして20%でございます。元年度は、地区内児童155名に対し一般保育料適用者は28名、率にして18%。2年度は、地区内児童154名に対して一般保育料適用者25名、16%。3年度は、地区内児童165名に対して一般保育料適用者232名、16%。4年度は、地区内児童196名に対して一般保育料適用者41名、20%となっております。

次に、同和保育料の見直しを考えているのか、との御質問でございますが、同和保育料につきましては、現行どおりで御理解を賜りたいと思います。

次に、完全自家給食につきましては、今後の検討課題と考えておりますので、よろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

- 27番（早乙女実君） 今回の事態の中で見直す時期だと主張しているわけですが、今、数字で示していただいたように、これは「乳幼児を守る会」に入らなければ一般保育料になるわけです。そういう方々が、毎年、何人かいらっしゃる。何世帯になるかわかりませんが、いわゆる同和行政の個人給付的な意味合いの中では、こういう安い保育料でなく、一般の保育料が適正かどうかは意見がありますが、一般の保育料を払ってでも自立をしていくんだ、という人たちが増えてきているわけです。この辺をどう見ていくかという点があるだろうと思います。現行のままで行きたいというお考えなんです、本当に部落差別をなくしていくという観点あるいは21世紀に部落差別を持ち越さないというあり方について真剣に考えておられるのかどうか、問い質したい気持ちなんです。

一般抽象論で部落の生活が向上しているからとか、それだけでは不十分だと思いますので、時間がまだ少しあるので、御紹介だけしておきます。これは皆さん方が調査段階では大変秘密裏にされましたが、結果を平成3年12月にいただきました「同和対策事業地域住民生活実態調査報告書」というものです。多分、管理職の皆さんも持ってはるだろうし、議員さんもお持ちだろうと思います。新人議員さんでお持ちがない方は同対部で残っているかどうか知りませんが、ぜひもらってください。大変参考になります。

この中で唯一148ページに所得が載っています。総数で1,839世帯。これを100万円未満から最高900万円以上までの階層別に分け、何パーセントかというのを全世帯の分を出しています。一番多いのは、全体では100万円から200万円未満というところが20.8%、382世帯です。これだけ見ていると全くわからないんです。本当に部落の人たちの生活の向上が過去に比べてどうか、という点は出てこない。なぜそれをちゃんとやらないのかというのは不思議なんです。

ただ、面白いことにこの所得階層でクロス集計をしたのが94ページ、保護者の進路希望別民間世帯総収入の6歳から15歳未満人口が出ています。つまり小学生、中学生の親たちがどの程度年間所得があるか、というものが載っています。これを見ますと、先ほど100万円から200万円未満が20%で最高値だと言いましたが、いわゆる小学生や中学生のお子さんを持っている家庭、ちょうど僕らぐらいの若年層ですが、そういう家庭を100万円未満から900万円以上で分類しますと、一番所得が多いのは300万円から400万円未満の21.3%なんです。全体の累計で言いますと11.6%でかなり低い。これは数字で管理職の皆さんに必要な方に差し上げますが、自分でやってみてください。パーセンテージは出ていませんが、子供たちの総数が441ですから、それぞれの子供の分で割りますと割合が出ます。これを集計しますと、グラフが全くずれ、高い方にスライドします。折れ線グラフをつくれればはっきりします。

つまり、部落の高齢者を含めた全体集計の中では、分布数ではかなり低所得のように見えますが、子供たちを小学校や中学校に預けている家庭の所得はかなり高くずれています。これはある面では当然だと思います。市の公務員に採用されたり、いろんなところに働きに出たりして就業が安定し、一定の改善があるわけです。そういう点をきっちり押さえて保育園そのものも考えていかないとおかしいと思います。

もちろん、家賃の問題も含めてね。今回は、このひまわり保育園の廃園と言うことですから保育料に絞っていますがね。この観点というのは、全事業につながってくると思います。昨日、原議員が個人給付問題をやりましたが、多分、皆さん方が大阪府に言われてお調べになったんでしょうが、ここでは、クロス集計の不十分なものしか出していませんが、お手元にバックデータを全部お持ちですから、もう一度年齢別に若年層あるいは中間的な層も含めてクロス集計をすれば、今の生活実態がどれほど改善してきているか、明確にすべて出るはずですよ。

一般の保育料の最高が4万9,800円、同和の最高が8,400円という現状で推移すると本当に言い切れるのかどうか。現状で推移するとすれば、全部同和保育料に合わせなさい。幼稚園の保育料は低額です。なぜ保育園だけが、こうした階層別の所得の割合に応じて保育料を払わなければならない。これについては多分議論はあると思いますが、こちらの一方的な意見を言わせてもらえばね。その点も考え合わせるならば、過渡期的に言えば、低い方を上げて高い方を

下げれば、一般行政への移行が可能なはずで、それを考えるのは、行政の皆さん方の責任だと思います。

こうした点を指摘した上で、同和行政、とりわけ、同和保育のあり方について、今後、見直していく上でどのように考えておられるか。これも最後に市長に一言、御見解をお伺いして終わります。

- 市長（池田忠雄君） 先ほどは高齢者、今度は子供さんに関する御質問であるわけでございます。先ほども申し上げましたように、低位性のある歴史的な所産としての同和問題は、一般の福祉とは基本的に違います。何百年の歴史の中で同和地区住民に対するかさ上げ行政としての特別措置法でございます。その意味合いで一般と同じようにやっていると、いつまでも低位性が残る。一定の時期に特別措置法でかさ上げをする中で一般と同じようになってくるという意味合いでございます。

そのかさ上げを逆差別と言うならば、また、そういう面もあろうかと思いますが、一定の時期の中における特別の措置としての同和行政でございます。いろいろとこの20年間の推移の中では、確かに環境改善は進んでまいりましたし、また、所得の面におきましても、同和行政の積み重ねの中で同和地区住民の所得が増えてきているのは当然の御指摘だと思います。

その中で所得が増えてきているんだから、この辺で見直すべきだという御論議は、一面で御指摘があろうかと思いますが。従来の積み重ねと、同和地区住民の所得も含め低位性が克服されてきた。これは皆さん方の御協力のたまものだと存じております。その上に立って今後、同和地区住民に対してどのような見直しをしていくのかという面につきましては、今までの積み重ねと、現在の実態の上に立っていろいろと考えていかなければならない点もあろうかと思えます。その中で今の御指摘をいただいきたいと思えます。

- 27番（早乙女実君） 以上で終わります。

-
- 議長（竹下義章君） 終わりました。

次に、21番・辻 正治君。

（21番・辻 正治君登壇）

- 21番（辻 正治君） 21番公明党の辻 正治でございます。第1番目に、福祉についてお伺いをいたします。

ある老人が、私にしみじみと語ったことがある。「自分が老いていくことは、そんなに辛いことはない。しかし、同じ町内の若い人にすれ違っても、会釈ひとつせずに通り過ぎるとき、何とも言えない寂しさ、悲しさに思われる」と話しておられました。高齢者がその社会

的存在を無視されたとき、生きる意欲を根底から奪われる思いがするであろう。

福祉社会を目指す福祉計画の案が策定されました。私は、大変結構なことだと存じております。しかし問題は、いかに立派な計画ができましたも、その中身をどのように実現していくかであります。年の瀬を迎え、今年もまた心寂しく正月を迎える一人暮らしのお年寄り、病の床で不安と諦めの中で1日、1日を送る御老人の方々、若い者の邪魔にならないようにと辛抱を重ねて細々とその日その日を過ごすお年寄りに、温かい心の通った手を差し伸べる福祉の町づくりのための原点は何でありましょうか。私は他人のことではない。だれもが人間として確実に通る道、行く道との共通の認識が最も大切に思うのであります。和泉市の福祉は、近隣各市と比べて劣っていることは残念ですが、懸命な御努力を強く要望します。せめて府下平均値を市長さんの任期中に達成してください。

今回は、端的に幾つかの問題に絞ってお尋ねをいたします。

先ほども申し上げましたが、病気のお年寄りのための緊急通報体制の確立、福祉電話、友愛訪問体制の充実を図っていただきたいのであります。現在、市では、ペンダント69個、友愛訪問年1回老人クラブ等で実施されていると伺っておりますが、不十分であります。寝たきり老人251人、一人暮らし老人1,322人、お年寄り夫婦1,998人のすべてに福祉電話の設定や友愛訪問の拡大を図るべきである。

次に、デイサービスの展開の充実のためには、福祉バスの運行がぜひとも必要であります。既に各市町村では、具体的に実施しているところもありますが、ほとんどが調査検討に入っていると仄聞しております。本市におきましても早急に御検討をお願いしたいのでありますが、前向きのお答えをお聞かせください。

また、福祉農園の設定についてであります。お年寄りや障害者（児）の皆さんが土と交わり、野菜や草花を育み、収穫の喜びや育てる楽しみの中から生きがいや心の励みが培われることは、極めて意義のあることでもあります。既に市民の中では、休耕田や遊休の畑を賃貸して家庭菜園などが行われています。地権者の財産管理上の心配や懸念がありますことから市が仲介する立場に立ち、一定の基本やルールを策定し、あっせんを行うことは有意義であります。既に忠岡町や泉佐野市でも、数年前より実施されております。前向きで対処されるよう思いますが、お答えをお願いいたします。

次に、百人百撰頭彰について提案し、質問をいたします。

長年の人生経験やこの道一筋の名人芸、達人技などとよく聞くところですが、すたれ行く貴重な技能や卓越した名物づくりを後世に伝えることは、だれしもが共有させていただける宝となるものと存じます。そして、それ自体、郷土和泉の文化でもあると存じます。教育委員会を

中心にお取り組みいただき、歌舞、絵画、芸能を初め民芸品、ふるさとの民話や伝説、作物づくりや仲人名人など、名人百撰のイベントを広く市民に参加を呼びかけ、開催してはいかがでしょうか。チャリティーショーの開催と連動させ福祉基金の一助と成長させていくことは、地域福祉を支えるためぜひ御検討、実施していただきたいのであります。御所見をお尋ねをいたします。

次に、町づくりの諸問題についてお伺いをいたします。私は、10月定例会におきましても道路、マンション建設、公園、下水道等について質問をさせていただきましたが、余りにも問題が多く、その内容も複雑でありますので、さらに、今回も続けてお伺いをいたします。

まず第1点は、府中町五丁目森田紡績跡地における長谷川工務店のマンション建設についてであります。市当局は、隣接住民の数々にわたる環境悪化や道路交通問題などの懸念からの陳情や要望に対して極めて対応がおざなりであり、周辺住民が非常に不安と不満に思っているのが実態でございます。市は、本年1月の地元自治会の陳情に対し、排水問題や進入道路の用地買収が解決したので開発が可能となった。後は、開発行為の申請書類が提出されれば大阪府の方へ回すだけだ。地元の直近の自治会が反対しても、市は、法的に問題がない限り許可するのは当然だ。それでも反対なら訴訟しさない。受託金が何億もかかるし、法律上の勝ち目は薄い。賠償金も取られかねませんよ、と説教して追い払われ、打ちのめすような対応であったと訴えているのであります。

当地元自治会は、昭和59年に日の出建設により164軒建設分譲され、振興住宅群が購入時に織布工場が操業されており、将来展望に不確実なもの比較的閑静な住宅地であり、JR和泉府中駅にも近く、住民の方々には安心して住まわれてきました。市に対する陳情も必ずしも「マンション建設絶対反対」のみの立場でなく、少しでも良好な住宅環境の保持を目標にいたしましてのものと聞いております。

そこで、お尋ねいたします。

1つは、道路問題です。当該チェリータウン住宅内道路は、建設後8年を経ているのに市に移管を受けていないのはなぜですか。その事由についてお答えください。

第2には、マンション建設における取り付け道路は、建設地の東南に新設予定の岸和田南海線と聞いていますが、マンション住民の予測される生活実態を考えれば極めて不自然だと思いますが、御見解をお伺いしたい。

第3に、既存隣接のチェリータウンとの一体性を図るべき町づくりの視点からもチェリータウン内道路の市道認定を行い、マンションとの整合性を図る必要があるのではないのでしょうか。マンション業者への面的整備条件を初め市が積極的な役割を果たすべきと考えるが、どの

ように対処されるのか、お伺いをいたします。

第4に、高層マンション500余軒の一挙建設は、就学区域の変更、周辺の交通混雑、朝夕の危険度の倍加などに対する交通安全施策、さらには、電波障害、風害、風紀悪化による防犯問題、また、高層建築のもたらす日照、通風、プライバシーの侵害等極めて大きな内容も複雑であります。和気町のサダンパーク等問題が多い事例がございますので、市当局は、ぜひ地域住民の立場に立ってその役割を責任を持って果たしていただきたい。市長が地元住民でもありませんので、田中助役より御所見をお伺いをいたしたいと思っております。

次に、公園整備についてであります。

古い公園、新しい公園は、安心と憩いの場として非常に大切なものであることは論を待ちません。公園課の皆さん、大変御苦労様でございます。今、市内には、大小合わせて144カ所の公園があると伺っております。私も、何箇所かの公園を歩かせていただきました。そして、そこに憩う市民の方々と会話をしてまいりました。いろいろと気付いたことや教えていただいております。一番多かったのは、トイレがほとんどないということでした。それから、手洗いの水道が設置をされていないこと。また、秋から冬場には夕暮れが早く、夏場は夜間も安心できるように照明の明るさを増してほしい。中には、夜は真っ暗闇、街灯1つないところもあり、1つでも付けてもらったら、という声がたくさんありました。

一例を挙げますと、府中町四丁目の御館山公園は、昔、トイレがあったのにいつの間にか壊れて放ったらかし、草引きを年一度、地元の人々が奉仕で行っているということです。高齢化社会を迎え、昼間や夜間の散歩や憩いが求められてまいります。より快適な身近な公園で市民が憩えますよう、整備が進みますよう、しっかりとした整備計画を立てて予算を付ける御努力を心から要望します。①公園のトイレ、上水道の設置計画②公園の夜間照明の倍加計画③御館山公園のトイレ、水道、遊具についての整備一のお答えを求めます。

次に、墓地問題について質問いたします。

和泉市の過去20年の人口増は約4万7,000人、世帯数も約1万8,000世帯の増加をしてまいりました。今また、中央丘陵におけるトリヴェール和泉を初めとした予測される人口増加は、市の総合計画にも21世紀を迎える8年後には、市の人口18万人と予測をされております。

墓地の確保をしたいという願いが強く持たれているのであります。しかるに、公設の墓地の供給は極めて少なく、わずかに観音寺町における市設墓苑を有するのみであります。自治体に課せられた義務的な行政責任ではないという意見も聞いておりますが、和泉市をふるさとと定めた皆さんや、旧来からの市民の方々さえも子々孫々安心し、居住の根を張り下ろすためにも、墓地の供給は絶対に必要であると存じます。今後、早急に目標を設定し、年次的に市民の憩い

と安らぎの場としてのとらえ方を基本にした墓地公園計画を策定すべきと存じますが、御所見をお伺いをしたいと思います。

また、せっかくの市設墓苑の完全整備を促進し、百数十えい地の墓地確保を来年度中にぜひ図っていただきたいと存じますが、御決意と見通しについてお伺いをいたします。

第3に、観音寺の市設墓苑につきましては、昭和32年当時、既に35年の前になりますが、当時の火葬場設置に伴う地元調整の中で、当時の市長さんの立場で地元住民の代表である当時の町会長さんに対し、契約書を交付しておられるわけですが、この内容について、今日に至るまでも完全に履行されていないとのことで、先ほど来、お伺いをしております市設墓苑の完全整備が進行しないと聞いているのであります。これが根本的な解決のため、誠心誠意を尽くされての御努力が不可欠と存じますが、今後の問題解決に向けてどのように対処されるのか、具体的な御答弁をお願いいたします。

以上、墓地関係について3点の質問をいたします。市長初め理事者各位の誠意と熱意ある御答弁を期待し、私の質問趣旨の説明を終わります。御答弁の内容いかんによりましては、再質問の権利を留保しておきます。御清聴、ありがとうございました。

- 議長（竹下義章君） それでは、理事者の答弁は午後をお願いをいたしまして、ここで、お昼のため1時まで休憩をいたします。

（午前11時48分休憩）

（午後1時00分再開）

- 議長（竹下義章君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

辻議員の質問に対する理事者の答弁を願います。

- 老人障害福祉課長（金谷宗守君） 老人障害福祉課金谷から、1点目の緊急通報体制並びに福祉バスの運行につきましてお答え申し上げます。

まず、緊急通報体制の関係でございますが、高齢者の友愛訪問あるいはこの友愛訪問と類似する制度といたしまして、現在、行っておりますのは全部で6種類でございます。地域ボランティア活動の一環として和泉市社会福祉協議会が行う友愛訪問、同じく地域ボランティア活動の一環としての社協による電話訪問、同じく社協が各校区社協ごとに実施する果物サービス、老人クラブ連合会が実施する友愛訪問、民生・児童委員協議会が行う手づくり弁当給食サービス、同じく民生・児童委員協議会が行う独居老人家庭訪問でございます。

また、議員さんの御質問にございました老人緊急通報装置設置事業は、ただいま申し上げました高齢者友愛訪問等では、一人暮らし老人の安否を確認するには不十分でありますため、そ

のような高齢者に万一の事態が発生した場合における対応を速やかに行うため、簡単な操作で対象となる高齢者宅での緊急事態の発生を受信センターで把握できるような装置を設置し、運用するものでございまして、低所得者を対象として市の費用で実施しております。現在、69台が稼動中でございます。

本制度につきましては、従来から民生委員さんや市の広報誌等を通じて広報に努めているところでございますが、まだなお周知徹底していない状況も見受けられますので、今後、なお一層、PRに努めてまいりたく存じます。

次に、デイサービス事業に係るバスの運行の関係でございまして、送迎サービスがデイサービス事業の必須事業になってございますことから、寝たきりの方あるいは車椅子の方も利用ができますように、リフト付きのバスを配置してデイサービス事業の利用者の送迎を行ってまいりたく存じます。

以上でございます。

○ 議長（竹下義章君） 次。

○ 産業部次長（松林 保君） 2番目の市民農園、福祉農園につきまして、農林課松林よりお答えをいたします。

本件につきましては、平成4年度予算委員会並びに第2回定例会でも御指摘をいただいているところでございます。現在の市民農園関係制度では、農業振興地域に対しましては、国、府の市民農園法等により施設費等の助成がございまして、また、市単独の市民農園事業要綱による町内会、自治会農園の実施ができますが、地権者との貸借契約並びに維持管理等も町内会、自治会でやるようになっており、現在まで2件程度の実施にとどまっておりますが、特定農園の実施はできないものの、市民全体の利用を対象にした農園が実施できるよう、また、平成4年度の生産緑地法の改正に伴い、当和泉市民農園事業要綱の抜本的な見直しをいたし、近年の傾向として、みずから土地に親しみ、野菜などの手づくりの農産物を育てたいと考えておられる市民の方が多いことにかんがみ、農家との交流を深めていただくため、農協等団体の協力を得て制度の啓発、普及を図りたいと存じております。

また、現在の要綱の町内会、自治会等の運営を農協等の団体に委託し、地権者との貸借契約も市との契約とすべく、庁内部局と協議を重ねているところであります。今後、早急な原案調整を行い、平成5年度より実施を目途に対処いたしたく存じますので、よろしく願いをいたします。

○ 議長（竹下義章君） 次。

○ 老人障害福祉課長（金谷宗守君） 続きまして、シルバー人材「名人百撰」の関係につきま

して、老人障害福祉課金谷からお答え申し上げます。

市内には、一芸に秀でた方がいろいろいらっしゃるということは、われわれもお聞きをいたしているところでございます。ただいま議員さんから御提言をいただいた内容をお聞きをいたしますと、その名人芸を大勢の市民の方々に御覧いただくイベントを開催、なおかつ、その収益をチャリティーの基金にしてはどうか、というまことにユニークに発想の御提言でございます。

そのようなユニークな発想でありますだけに、ただいま御提言をいただいた件を実施する可否につきまして、ここでは、即答をいたしかねるところでございます。今後、福祉事務所、教育委員会その他広報等関係部局間で十分協議検討をしてみたいと存じますので、御了承賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（竹下義章君） 次。

○ 環境整備課長（西垣宏高君） 環境整備課西垣より墓地問題についてお答えをさせていただきます。

第1点目の墓地公園計画策定について、議員さん御指摘のとおり、近年の急激な宅地開発による人口増加に伴いまして、既に墓地の供給不足が深刻化している状態につきまして、一致した認識を持っているところでございます。墓地計画を推進していく過程として、本市の恵まれた自然環境、緑のオープンスペースを十分に生かし、公園としての機能をも兼ね備えた墓地公園の設定という考え方を基本として、長年、懸案としているところでございます。

しかし、緑地系統としての位置付け、都市計画法等の関係法令を考え合わせますと、市街化の進行などによりまして用地の確保がますます困難な状況の中、候補地選びに相当苦慮し、決定については大きな問題となるところでございます。十分な調査検討の上、鋭意努力してまいる所存でございます。合わせて市民に対しましても、機会あるごとに御理解を求めてまいりたいと考えておりますので、今後、議員皆様方におかれましても、御協力、お力添えを賜りたいとお願いを申し上げたいと存じます。

次に、2点目の観音寺町の市設墓苑の中ほどにあります空き地の件かと思われまます。この件につきましましては、昭和30年、旧和泉町が設置した火葬場及び墓地の使用を和泉市全域に拡大するに当たり、地元観音寺町と昭和32年12月26日付で取り交わした契約に基づき、昭和36年3月14日に無償で引き渡したものでございます。

その後、市が造成し、市営墓地第3次計画に基づき市が設置した場所、すなわち空き地となっている部分111カ所に移動していただくべく同意を依頼いたしましたところ、11の同意が得られなかった経過がございます。その後において同意をいただくべく協力を求めてまいりま

したが、現時点で7件の同意が得られてございません。その間、市に払い下げをお願いいたしました。が、応じられない、とのことで現況のような状態になっておるものでございます。

続いて、第3点目でございますが、昭和32年のことであり、相当の年月が経過しており、締結に至った事情等がはっきりしない中、市として道義的な考えの中で何とか対応してまいる必要性があるかと存じ、苦慮してまいったところであります。まだ、現時点での対応策といたしまして、確たるものを持っているわけでもございませんので、事情御賢察を賜りたいと存じます。よろしく御理解のほどをいただきますようお願いを申し上げます。

○ 議長（竹下義章君） 次。

○ 開発調整課長（上出 卓君） 町づくりの諸問題のうち森田跡地のマンションに関連いたします何点かの問題につきまして、都市整備部開発調整課上出より御答弁申し上げます。

まず、府中チェリータウン内の道路が開発者管理となっている点でございます。開発許可によって設置されました道路、公園等の公共施設は、基本的には、すべて市町村が移管を受けることとなっておりますが、この道路につきましては、開発許可当時、当該道路を利用しての開発が見込まれるなどの事情から当分の間、開発者で維持管理をしたい、との開発者の意向により、現在も開発者でございます日の出建設が所有管理をしているものでございます。

次に、マンション開発の取り付け道路の件でございますが、当初の計画では、チェリータウン内の道路からだけの進入となっていたものでございますが、やはり開発規模等の観点から岸和田南海線側を含めた二方向の道路が必要であろうとの判断から変更申請をしてきたものでございます。市といたしましては、マンションへの自動車の進入は、岸和田南海線側をメイン道路とし、チェリータウン内の道路については、府中駅方面への徒歩での通勤通学道路とするのが望ましいと考えてございまして、今後、当該道路の管理者である日の出建設との協議が必要であると考えてございます。

3点目のチェリータウン内の市道認定につきましては、現在、市で協議検討中のマンションの開発協議と合わせまして、地元自治会や関係者と十分調整を図ってまいりたいと存じますので、よろしく願いを申し上げます。

なお、先生が御指摘の市民の方の陳情への対応方につきまして、私どもの説明の一部に行き届かなかった点があったようでございます。常々、注意はいたしておりますが、今後とも一層配慮いたしてまいりたいと思っておりますので、御了承のほどをお願い申し上げます。

以上、3点についての御答弁とさせていただきます。

○ 議長（竹下義章君） 次。

○ 助役（田中昭一君） 辻議員さんからの町づくりの質問の中の4点目につきまして、市長さ

んが地元住民であるということから、私から答弁せよ、という御指名をいただいておりますので、お答えを申し上げたいと存じます。

議員さんよりの御指摘のとおり、近年の開発、特に高層マンションをめぐる諸問題は複雑多岐にわたってまいりまして、現在の開発許可制度等の体系等で対応していくことは、非常に難しくなっているのが実態でございます。幸いにしまして、本市におきましては市条例と宅地開発指導要綱を制定し、これの運用を図っているところでございます。議員さん御指摘の問題につきましては、十分承知をいたしているところでございますが、今後とも一層関係する職員とともども慎重に検討を重ねてまいりたいと存じますので、よろしくお願いを申し上げたいと存じます。

○ 議長（竹下義章君） 次。

○ 都市整備部長次（田中武郎君） 町づくりの公園問題につきまして、公園課田中より御答弁申し上げます。

まず1点目、公園のトイレ、上水道の設置計画でございますが、公園施設の管理状況ですが、現在、市の管理公園は、市内144公園でございます。管理実態といたしましては、財団法人和泉市公園緑化協会に委託し、公園内の遊具、樹木、砂場、トイレ等を管理いたしております。市内全体の公園整備につきましては、国、府の補助または民間開発に合わせて整備を行っているのが現状でございます。

御質問のトイレ、上水道の設置計画ですが、市内管理公園144公園の開設公園には、トイレ10公園16カ所、上水道37公園43mを設置しております。平成4年10月議会でも御答弁申し上げましたとおり、公園内の砂場の利用者に対する手洗い設置も含め今後、計画的な考え方で取り組んでまいりたいと思います。また、トイレについては、公園の規模、内容等を勘案しながら改修、設置等も検討いたしたく思いますので、よろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

2点目の公園の夜間照明の倍加計画についてですが、市内の市管理公園144公園のうち公園灯の設置状況、場所等を勘案した中で、41公園に155灯を設置しています。それ以外に小規模な公園については、周辺の防犯灯などを併用しています。先生が御指摘の最近の公園利用については、ジョギング等も含めいろいろ利用いただいているのが現状です。市に対しても、地元住民から夜の防犯上も含め夜間照明の要望もいただいております。今後、現場の利用状況、また、財源等も考慮しながら、一定、検討いたしたく思いますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、3点目の御館山公園のトイレ、水道、遊具の整備についての考え方を御答弁申し上げます。トイレにつきましては、もともと地元によって設置されたものを昭和63年度、児童公園

として土地所有者との話し合いもでき、市が引き続き管理をしておりましたが、地元から撤去の要望もあり、平成元年度、撤去いたしましたものでございます。また、水道、遊具等の設置につきましては、本公園の施設は未整備の現状であります。今後、土地所有者の協力をいただき整備を検討いたしたく考えておりますので、御理解のほどをお願い申し上げます。

○ 21番(辻 正治君) まず第1点目、友愛訪問についての理事者の御答弁によると、友愛訪問や友愛訪問に似た制度が6種類もあるということですが、これだけを聞くと、一人暮らし老人などへの訪問が大変多く、毎日ほど行われているように承ります。しかし、私の感じからすると、実際には、どうもそんなに何回も訪問していただいているとは思いません。今、回答のあった訪問はどれぐらいやっているのか。また、訪問回数や対象者などの内容をもう少し詳しく御説明願いたいと思います。

それともう1点、6種類もの訪問があって、果たしてお互いに連携して実施されているのか。訪問が重複したり、間隔が空いたりしていないのか、合わせて御答弁をお願いしたいと思います。

次に、市民農園の件でございますが、今、御答弁をいただきました中に、平成5年度より実施をめどに、という回答をいただいてまことに喜んでおります。この件につきましては、実施していただければ1反、900㎡ぐらいをめどに、校区別に見ますと国府校区、和気校区とか、黒鳥等、比較的下手の校区単位ごとに1号、2号、3号と年度別の計画をつくりながら実施していただきたいと思っております。

今日、御承知のように宅地化が進む中で、残された農地を住民の交流の場としていただきたい。また、家庭菜園という目玉によって、住民の方々がわが緑豊かな和泉に、とたくさんの方々を恐らく誘われて来たり、また、他地域、他都市との交流がなされ、地域の活性化が図られるのではなからうか、このようにも考えております。また、続いて農家の第一線から退かれた高齢の方々に対しても、また、そういう菜園づくりに対して町のお年寄りの指導を入れてあげれば、その方々にも生きがいを生んでいくのではなからうか、このようにも思っております。

全国的に見ても、先日の日経新聞の14面の記事にもございましたが、このたび、私が質問をさせていただいている家庭菜園というタイトルで、大東京、埼玉、長野はもちろん、全国的にも話題を呼んだ記事が掲載されておりました。どうか2点目の家庭菜園、福祉農園等については、来年度から実施の運びをお願いして、この件については終わらせていただきます。

3点目に、名人百撰の再質問でお願いをしたいことは、今後、福祉や教育委員会で検討する、という答弁をいただきました。私の提案をもう少し説明をすると、名人を広報「いずみ」で紹介し、イベントを組んで大勢の人に来ていただいて文化の振興に役立てていただく。そこでは、

若い世代と高齢者の交流が深まっていくものであります。実際には、そこまでやっていないけれども、学校では、既に地元の年配者や老人たちにお越しいただき、それに似たようなことを行っているということも聞き及んでおりますが、実際にどのようなことをどのような形でなされ、どのような効果があるのかという点について御答弁をお願いしたいと思います。

続いて、町づくりの件ですが、森田紡績跡地のマンション建設に関する問題でございますが、先ほど、田中助役さんよりも御答弁をいただきましたけれども、チェリータウン内の道路管理については、やはり一企業の所有管理になっているのは、将来に対して不安を与えるものであると感じるものであります。地元自治会を初めとする住民皆さんの声をよく聞いた上で、適切な対応をなされるよう要望しておきたいと思っております。

また、マンション開発に関連しての道路整備については、岸和田南海線の道路を整備することですが、実際のマンション入居者の足としては、府中駅前への通行等で日常、チェリータウン内の道路を利用することになるのは当然でございます。聞くところによりますと、開発者と地元住民の協議は、それなりにはあるように伺っていますが、まだ、十分に尽くされたとは聞いておりませんし、また、思っておりません。つきましては、担当課長の答弁にもありましたが、特に道路通行問題につきましては、関係住民の意向を尊重した指導をされるよう強く要望しておきたいと思っております。

なお、確かな工法のものについては建築を許可せざるを得ない、という役所の立場も一面で理解はしておりますけれども、何よりも市行政であることの観点に立って住民に支持される行政をしていただくよう、また、開発指導の条例についても、常に時代の流れに沿った形で住民参加の行政をしていただくようお願いをし、この問題についてもよく理解をさせていただきましたので、終わらせていただきます。

続きまして、墓地問題であります。非常に大変だというお話も聞かせていただきました。1点目の墓地公園については、精一杯、原課が努力をしておられることは総合的にも考えられますし、必要であるようにも思いますので、全市挙げて大事な事業だという認識の上に立って今後、計画を進めていただきたいと思います。思っております。

2点目の観音寺町に対して無償譲渡されております111カ所のえい地の件でございますが、1日も早く地元の同意を得られるよう、市としても町会にも力を貸してもらい積極的に取り組んでいただき、長き検討の上早期整備に取り組まれるようお願いをしたい。

3点目には、市として善処されておりますように強く要望するわけでございますが、すべて相当難儀な事柄であるという実態もわかりましたが、何としましても、市民皆さんに対してどうして対処されるかの件について、本日、このような議会を通じて質問をさせていただきました。

原課が苦慮されていることはよく理解はできますが、何分、墓地問題が問われる昨今でございますので、市民の永住という立場に立って本日、お尋ねを申し上げましたが、よくわかるようになりました。1日も早からんことを切望しておきたいと思えます。

最後に、公園のトイレと上水道の設置計画について、公園課の公園の管理数から見れば、トイレとか上水道の設置数が非常に少ないという実態も聞かせていただきました。いろいろ公園の規模、内容によって難しいということは理解はできますが、利用者の立場に立ち、また、利用者も非常に多いということをお考えになり、一定の年次計画を立てながら予算化をしていただけるよう要望しておきます。

2点目の公園の夜間照明の倍加計画でございますが、高齢の利用者のため、また、青少年の非行の温床の場所にもならないよう、必要な個所を早く確認しながら設置の計画に対応していただくようお願いをしておきたいと思えます。

3点目に、御館山公園のトイレ、上水道、遊具でございますが、公園の設置経過も含め理解をするところでございます。トイレについては、以前、地元とお話し合いがあり、撤去した経過については私も聞き及んでおりますが、地域住民の中にも公園利用上必要だという声もございます。今後、十分地元とお話し合いの上で進めていただきたいことを強く要望させていただきます。水道についても、でき得れば、明年度に何とか手洗い場所として設置をしていただきたいことを要望して、この公園問題も終わらせていただきます。

以上です。

- 老人障害福祉課長（金谷宗守君） 1番の件につきまして、老人障害福祉課金谷からお答えを申し上げます。

まず、友愛訪問の種類と内容ということでございます。まず、社会福祉協議会の地域ボランティア活動の一環としての友愛訪問は、65歳以上の一人暮らし老人と寝たきり老人を対象といたしまして、年1回、粗品を持って訪問をいたしております。平成3年度の実績は、寝たきり老人281件、一人暮らし老人1,128件でございます。

次に、同じく社協の地域ボランティア活動の一環として行っております電話訪問は、校区ボランティアが一人暮らし老人家庭に月1回、電話をかけて安否を問うたり、話し相手になって高齢者との触れ合いを図ったりするものでございまして、平成3年7月から開始をいたしましたのでございます。事業開始当初は80歳以上といたしておりましたが、ちょうど1年を経過した本年7月からは、年齢要件を77歳以上に拡大して実施をいたしております。平成3年度の実訪問件数は延べ618件、1カ月当たり平均訪問件数は約56件でございますが、対象範囲を広げたことによりまして、現在の訪問対象者は271名となっております。

次に、同じく社協が実施している果物サービスでございますが、校区ボランティアの協力を得て校区ごとに実施をいたしている事業でございますが、80歳以上の一人暮らし老人に月1回、果物を持って訪問いたしております。平成3年度の実績は、延べ2,015件、1回平均168件でございますが、本年11月は、217件と増加をいたしております。

老人クラブ友愛訪問は、和泉市老人クラブ連合会が校区ごとに実施をしているものでございまして、年1回、一人暮らしと寝たきりの老人クラブ会員を対象として行っておりまして、平成3年度は、一人暮らし老人735件、寝たきり老人245件の訪問を行いました。

次に、民生・児童委員協議会による手づくり弁当給食サービスは、4月と11月の年2回、民生・児童委員協議会の婦人部がつくった手づくり弁当を持って77歳以上の一人暮らし老人を訪問しているものでございます。平成3年度の実績は、1回平均327件でございます。

最後に、同じく民生・児童委員協議会の独居老人家庭訪問は、同協議会婦人部が77歳以上の一人暮らし老人家庭を訪問するものでございまして、月1回訪問を目標として実施をいたしておりますが、婦人民生委員が少ない等の理由によりまして、毎月訪問ができていない校区もございまして。

以上が、高齢者友愛訪問関係の実施状況でございます。

2点目にお尋ねの各事業間で連携が取れているか、という点でございますが、事業実施主体が社会福祉協議会、老人クラブ、民生・児童委員協議会と多岐にわたっておりますし、また、実際に訪問に行ったり、電話をかけるのが、主に校区ボランティアを初めボランティアの方々が中心でありますので、現在のところ、必ずしも連携が取れているとは言えない状況でございます。御理解賜りますようお願い申し上げます。

○ 指導部次長(西川義憲君) 第3点目の御質問につきまして、学校、園での状況を指導課西川よりお答えを申し上げます。

本市の学校教育におきましては、小学校を中心といたしまして、クラブ活動、特別活動、社会科等の中で、地域のお年寄りをお願いをいたしまして、わら草履づくりあるいはおじゃみや竹筒の鉄砲、ふきだま鉄砲、あやとりなど昔の遊び道具づくり、戦時中の食べ物づくりや炭焼、ゲートボールの指導、また、昔の学校の様子のお話などを教えていただいている学校、園もかなりございます。また、国際化の中、海外で勤務をされた方をお願いをいたしまして、外国の様子についてもお話をいただいている学校、園もございまして。

このように地域の有能な人材の活用を図ることが、新学習指導要領にも提唱されております開かれた学校づくりあるいは教育の国際化を進める上で1つの効果的な指導法であると考えておりますので、どうぞよろしくをお願いをいたします。

○ 21番(辻 正治君) 今の答弁を聞きますと、友愛訪問の種類が6種類であっても年1回とか月1回とか、やはり私が思っていたとおりの訪問回数しか対応されておりません。今のお答えから単純に計算をしますと、電話訪問を入れて最大限に見積もっても、年間365日のうちわずか40日ほどしか訪問されていません。特に76歳以下ならば、ほとんど訪問してもらえていないという実態がわかりました。しかも、各制度の連携がちゃんと取れていないので、場合によっては重複したり間隔が空いたりしているという、とても一人暮らしの高齢者が安心して生活ができる状態ではありません。

また、緊急通報装置についても、1,300人以上の一人暮らし老人がいるのにわずか69台しか付いていません。低所得者が対象ということですので、1,300台という数字は無理としても、「そんなものがあるんやったら付けてほしい」という人が、私の知っているだけでもまだまだ大勢おられます。もっとしっかり宣伝をし、必要な人にはきちんと付けるようにしていただきたい。

また、友愛訪問にしてももっと制度を充実し、少なくとも独居老人が部屋の中でお亡くなりになっているのに1カ月もわからなかった、ということのないよう、安心してお年寄りが暮らせるよう緊急通報装置も友愛訪問ももっと充実されるよう強く要望し、この件については終わります。

次に、デイサービスのバスの件ですが、デイサービスを実施する際、送迎もしなければならぬので、リフトバスですか、車椅子や寝たままでも行けるバスを配置する、という答弁がありました。これは結構なことですので、精一杯、そのバスを利用して遠くの寝たきりのお年寄りも送迎してデイサービスが利用できるようお願いをいたします。同時に、市内に1カ所では利用する人数も限られますので、早急に第2、第3のデイサービスセンターも設置していただけるよう合わせて要望し、この件を終わります。

第3点目の名人百撰について、再質問の最終の要望としてお願いしておきますが、目的こそ違えども、高齢者の豊かな経験を若い世代に伝え、伝統文化を継承させようとする事業でございます。教育委員会では既に取り組まれているわけでございますが、私の提言は、学校にとらわれずさらに発展をさせて広く市民を対象に取り組み、しかも、その作品を御提供いただいてチャリティーオークションを催し、その売上金の一部を福祉基金に御寄付をいただいたら福祉の財源の充実にもなるという考えでもございます。ぜひとも早急に御検討いただき、実現されるよう要望しておきます。未永く繁栄させるため、収益の成る木を植えることが大事な施策ではなかるうかと思えます。このことを早急に対処していただくことを強くお願いをして、私の質問を終わらせていただきます。本当にありがとうございました。

○ 議長（竹下義章君） 終わりました。

次に、20番・並河道雄君。

（20番・並河道雄君登壇）

○ 20番（並河道雄君） 20番・並河道雄です。通告順に従って、質問の要旨を述べさせていただきます。

1点目に道路行政について。

最初に、市道の舗装率であります。まず、何パーセントか、お伺いをしたい。そして、これは府平均と比較してどうか。

また、市道舗装後の管理保全体制はどのようになっているのか。また、国道、府道においても路面の破損、歩道の凹凸等放置されている箇所が見受けられます。もちろん、国道、府道は市に管理責任はありませんが、住民の安全な交通を確保する見地から、国、府に早急に補修するよう要求すべきと考えますが、この面の通報体制はどのようになっているのか、お尋ねをいたします。

次に、私道いわゆる生活道路の問題であります。道路課の内規として減免基準があるように聞き及んでおりますが、内容を明らかにしていただきたい。また、この要綱については、議会に何らかの機会に説明をされたかどうか、お伺いをいたします。また、平成2年度、3年度、年度途中ではありますが平成4年度について、現在までの減免をされた総件数、各金額、場所等をお示しを願いたい。

次に、救急医療体制の充実について。

救急医療体制の充実については、本年第2回定例議会において説明を求め、また、さきの決算特別委員会においてもわが党の穴瀬議員から関連質問が行われましたが、何物にも代え難い人の命の尊さ、その命を救う救急救命ということから、今回も何点かをお尋ねをいたします。

まず、現在、何名の救急救命士がおるのか、お答え願いたい。

また、救急救命士が乗った高規格救急車が既に走っている市町村があるやに聞いておりますが、その現状と本市の状況について説明願いたい。

次に、市民に対するPRの状況と、救急車の出動から現場到着までに要する時間についてお教え願いたい。

3点目に、住民本位の行政サービスについて。

最初に、北信太府営住宅建て替えについては、当初の計画では1期から3期に分けての建て替え計画であり、住民もそれなりの心づもりもし、合意もしておりましたが、1期、2期同じ

時期に立ち退きを明示、来年3月までの期限という一方的な通告に住民も不安と行政不信を起こしております。府の単独事業とは言え、市としてもかかわりのある問題ですので、担当窓口部局の御答弁をお願いいたします。

次に、建て替えによる地域整備の件であります。地元町会より要望等が出ておりますが、その1つ、余熱利用についてであります。この件については、私も一般質問で要望した経緯もございますが、現在までの状況を説明願いたい。

次に、駐車場問題であります。

この件については、本年7月の一般質問でも取り上げましたが、今、大きな社会問題にもなりつつあります。国、府の補助金体制も具体化しつつある現在、本市においても公共駐車場建設については検討の段階に入っておりますが、この点の御所見をお伺いをしたい。また、民間の駐車場建設については、本市においても公的助成が必要と考えますが、いかがお考えか。また、開発指導における駐車場確保の義務付けはどのように指導されているのか、お答えを願いたい。

次に、今般、上伯太線と泉大津松原線の接点、上町にスーパーの進出が決まっているようですが、この点について掌握をしておられるかどうか、まず、お伺いをしておきたい。

最後に、土曜完全閉庁による窓口業務について。

平成5年4月より土曜日完全閉庁が予測されますが、市民にとってますます不便になることは否めない事実であります。そこでまず、出張所の処理件数を平成2年、3年分についてお示しを願いたい。でき得れば、本年分も合わせお示しを願いたい。また、土曜日との対比がわかれば、御説明を願いたい。

一般住民が日常生活をする上において市役所を訪れることは余りありませんが、では、役所は住民にとって無縁な存在か、と言え、決してそうではありません。住民票、戸籍謄抄本がほしい、印鑑証明が必要になった、といことは、再々ではありませんが、必ずあることであります。こうしたときにどうするか。自分の出勤前に用件を済まそうと思っても窓口は開いていない。勤務が終わってからでは窓口も終わっている。そのため勤務を休んで出かけなければなりません。小さな用件でわずかの時間がないために勤務に支障を生じることは、精神的に大きな重圧になっているのであります。

そこで私は、休日にせめて月2回ぐらいは、午前中、窓口を開設することを提言したい。この点については過去、一般質問で取り上げた経過がございます。しかし、前向きな御答弁をいただいておりますので、土曜日完全閉庁という当時と条件を全く異にしておりますので、再度、御提言をし、理事者のお考えをお聞きしたい。

自席での再質問の権利を留保して趣旨説明に代えたいと思います。

○ 議長（竹下義章君） 理事者答弁。

○ 建設部次長（谷 俊雄君） 道路行政について数点ございましたが、道路課谷よりお答えさせていただきます。

まず、1点目の和泉市の道路の舗装率は何パーセントか、また、府の平均との比較はどうか、ということでございますが、本市の道路の舗装率は95.5%。また、府平均は、平成3年3月31日現在の資料では93.8%となっております。

それから、2点目の市道における舗装後の管理保全体制はどのようになっているか、ということでございますが、現在、市道は延長にして257kmほどございますが、これらの管理につきましては、2名のパトロール員が巡回をしております。穴が開いているような小さな場合につきましては応急措置を行い、後日、維持管理員が現地に行って調査検討し、対処しているといったところでございます。

3点目の国道、府道関係の補修を要する場合の通報体制はどのようになっているか、ということでございますが、この件につきましては、職員の日常業務を通じて発見した場合、また、住民からの連絡を受けた場合等、その都度、各道路管理者に電話連絡をいたしまして対処を願っているところでございます。

4点目の生活道路の舗装工事に対する減免基準の内容を明らかにしていただきたい。それから、議会に何らかの機会に説明をされたか、という御質問でございます。生活道路の整備につきましては、昭和53年度より地元から負担金をいただきながら実施をしているところでございます。また、昭和63年度より一定要件のもとで免除措置を講じております。その免除要件は、公道から公道に通じ、沿線住民の利用よりはるかに一般車両、歩行者等の通行の多い場合となっております。

また、免除を実施するに当たり議会に対する説明につきましては、記憶が定かでなくまことに恐縮なんです。当時、各会派に行きまして、おられた方に説明をさせていただき、また、他の方によろしく願います、と回らせていただいたと記憶してございます。

また、平成2年度、3年度、4年度の各減免した件数、金額、場所はどこか、ということでございますが、平成2年度は1件、事業費35万4,922円、免除額は10万6,000円、場所は春木町でございます。平成3年度につきましては3件、事業費が254万6,021円、免除額は66万4,400円となっております。場所は太町、府中町、伯太町となっております。平成4年度につきましては、10月末現在2件、事業費は327万9,784円、免除額は98万3,300円でございます。場所は王子町と府中町であります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○ 議長（竹下義章君） 次。

○ 消防本部次長（池野 透君） 救急医療体制に係る3点の御質問に対し、消防本部池野よりお答え申し上げます。

まず、1点目の救急救命士の現在数でございますが、2名でございます。

次に、救急救命士が乗った高規格救急車の運用の状況でございますが、昨年度来、国が年間25団体をモデル指定し、救急高度化推進整備事業を推し進めており、本年7月1日現在、全国27都市に高規格救急車が配置されております。しかし、そのいずれもが救急救命士が十分に充足されていないことから、部分的運用をしているのが実情でございます。

なお、本市につきましては、本年第2回定例議会においてもお答えさせていただきましたとおり、平成6年度後期を目途に運用してまいりたいと考えてございます。

3点目の御質問は、市民が積極的に応急処置に取り組める救急啓発活動の状況についての御質問であろうかと考えます。このことにつきましては、救急高度化の3本柱の1つでもあることから、本年度は消防団員を初めとし、各関係部局の協力をいただきながら連合町会、連合婦人会の会議、老人大学等の場をお借りし、また、町会単位ごとにも出向き、啓発活動に努めてまいりました。今後とも重要施策として推進してまいりたいと存じております。

なお、救急車の現場到着までに要する時間については、出動要請時における諸条件、例えば南池田地区に救急事案が発生し、池田分署配置の救急車が出動した後、同じ池田分署の管轄エリアでございます横山地区において救急車の出動要請があったとすれば本署から出動させねばならない、等のいろんなケースがありまして、時には遅いこともあろうかと存じますが、現場到着までの平均所要時間は、約6分でございます。

以上、御理解くださいますようお願い申し上げます。

○ 議長（竹下義章君） 次。

○ 開発調整課長（上出 卓君） 3点目の住民本位の行政サービスのうち北信太府営住宅の建て替えにつきまして、都市整備部開発調整課上出よりお答え申し上げます。

この建て替え事業の窓口は、大阪府建築部住宅建設課でございますが、ここで聞いてございます入居者への対応の内容につきまして御説明を申し上げます。

まず、平成元年3月付で入居者の方々に組織されております建て替え問題対策委員会と大阪府知事との間で建て替えについての基本的な合意の覚書が交わされてございますが、本年の夏になりまして、この対策委員会を通じまして、第1期建て替えに伴う仮移転対象者62戸に対し平成5年3月末までに仮移転をしてほしい、旨の通知がされたそうでございます。また、12月

になりましてから仮住居の敷金、家賃の補助等の条件の提示がされているとのことでもあります。大阪府の事業ではございますが、いずれにしましても、入居者の方々の御不安は当然でございますので、今後とも十分に説明等を行い納得をいただいた上で事業を進めるよう、大阪府の担当課に伝えたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○ 議長（竹下義章君） 次。

○ 企画調整部次長（井阪和充君） 続きまして、余熱利用施設につきまして、施策推進室の井阪よりお答え申し上げます。

余熱利用施設につきましては、以前より先生を初め議員皆様方、また、地元住民の方々より御意見、御要望がございました。そのような御要望がある中で平成3年、泉北環境整備施設組合においてごみ焼却炉新5号炉が建設されましたことは、御承知のとおりでございます。この建設に伴いまして、御要望の余熱利用施設である温水プールの建設に泉北環境整備施設組合及び本市といたしまして、鋭意建設に向けて取り組んでいるところでございます。

建設場所につきましては、大阪府の御高配によりまして府営北信太住宅の敷地の一部を借用して建設をすることになっております。したがって、府営北信太住宅建て替え全体計画に合わせまして進めなければならないものでございます。大阪府との協議の中で平成7年度からの工事着手になる予定でございます。

施設の内容につきましては、温水プールと集会機能を備えたものを考えております。何分、この事業は、泉北環境整備施設組合の事業でございまして、3市の負担になるわけでございます。よって今後、規模、内容等につきまして、泉北環境整備施設組合が中心となりまして3市で調整を図っていくものであります。

なお、この事業は、泉北環境整備施設組合のごみ焼却場の周辺対策の一環事業としての意味合いから当然、泉北環境整備施設組合の事業であり、事業費も泉北環境整備施設組合が負担するものであります。ただ、泉北環境整備施設組合の事業ではありますが、補助金申請並びに大阪府との借地等の関係から、「和泉市に事業主体になっていただきたい」との御要請がございました。本市といたしましても、今後、この事業を円滑に進めていくため、この御要請にこたえていかなければならないと考えているところでございます。

いずれにいたしましても、府営住宅の建て替え工事に合わせまして、泉北環境整備施設組合と連携を十分に図りながら調整をいたしてまいりたいと考えているところでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○ 議長（竹下義章君） 次。

○ 交通公害課参事（黒川一成君） 駐車場問題につきまして、交通公害課黒川より御回答申し上げます。

近年、都市化、モータリゼーションの進展により駐車需要が大きく増加しております。他方、駐車場整備につきましては、用地の取得難、採算性の悪化等により整備が進んでいないことから、路上駐車が増えているのが現状でございます。こうした路上駐車が交通渋滞を激化し、交通事故の要因にもなり、さらには、都市機能の低下を招いております。本市ではこのような事態を踏まえ、路上駐車等の実態を調査し方策を検討するため、現在、基礎調査を実施しているところでございます。引き続きこの調査等を踏まえ、道路交通の円滑化や都市機能の維持増進、交通安全の推進を図るため、駐車場整備の基本指針を策定する計画でございます。

それから、2点目の民間駐車場建設に対する公的助成の必要性についてでございます。駐車場整備につきましては、民間駐車場の整備促進は重要な役割を果たすものと考えております。また、本年7月、大阪府において民間駐車場の建設に対する助成制度が創設され、民間駐車場の積極的な整備促進を図っております。これは駐車場建設には多額の事業費を要することからその負担を軽減するため、金融機関からの借入れ資金に対する利子助成を行い、駐車場建設を促進しようとする趣旨でございます。本市でもこれを受け次年度に実施いたしたく、その補助要綱等の策定を現在、進めているところであります。

続きまして、3点目の開発指導における駐車場確保の義務付けについてでございますが、開発指導における駐車場確保については、住宅については、1戸につき1台を確保するよう指導しているところでございます。また、店舗については一定の基準がなく、事前協議において駐車場計画を提出させ、その根拠等を聴取し、路上駐車、交通安全上問題がないよう適切な駐車場を確保するよう指導しているところでございます。

以上、交通公害課から3点について御回答申し上げます。

○ 議長（竹下義章君） 次。

○ 商工課長（山本茂樹君） 駐車場問題の中の上町に進出を予定しておりますスーパーにつきまして、商工課山本よりお答え申し上げます。

御質問のスーパーは、（仮称）「トリオト鶴山台店」と申しまして、大店法に言います第2種大型店で、管轄は大阪府となっております。

私どもが入手いたしました出店計画の資料によりますと、設置場所は、上町437番地。敷地面積2,648㎡、建築面積は1,136㎡、延べ床面積は4,218㎡、店舗面積につきましては2,112㎡。建物の構造は、鉄骨鉄筋コンクリート造り3階建て、地上3階、地下1階の大型店となっております。商品構成といたしましては、生鮮食料品を主力商品として衣料品あるいは家庭日用

雑貨等でございます。

現在までの大店法上の進捗状況は、平成4年7月24日に3条の届け出、いわゆる建物設置者の届け出がなされており、平成4年11月16日に大阪府の指定いたします商店連合会並びに消費者の会の2団体に対しての地元説明が完了した、旨の報告を受けております。

また、開店予定日につきましては、平成5年7月ごろと伺っております。

以上でございます。

- 議長（竹下義章君） 次。
- 市民課長（辻 勲君） 土曜日完全閉庁による窓口業務についてのうち処理件数について、市民課辻よりお答えいたします。

まず初めに、市内に4カ所のサービスセンターを設置し、住民票、戸籍の謄抄本、印鑑証明書、年金の現況証明等の発行及び母子健康手帳の交付等9種類の業務に加え、本年6月より新たに税関係のうち所得証明書、納税証明書の交付を実施し、市民サービスの向上に努めてまいりました。

まず、お尋ねのサービスセンターでの取り扱い量でございますが、市民課全体の取り扱い交付枚数のうちサービスセンター4カ所の扱いは、平成2年度では16.61%、枚数で申しますと4万60枚、平成3年度では19.47%、枚数では4万6,325枚となっております。平成4年度では、4月から11月まで8カ月の集計を見ますと21.2%、枚数では3万1,661枚となっております。

これとは別に6月より実施しております所得証明書、納税証明書の取り扱い量といたしましては、本年6月より11月末までの6カ月間、所得証明関係及び納税証明関係を合わせまして4カ所合計で1,455通となっております。

また、土曜日との対比でございますが、平成3年度サービスセンターも含め市民課全体で平日1日平均約9,20枚、土曜日の平均は約4,40枚であり、土曜日の扱いは、平日の扱いの約48.58%となっております。平成4年10月、11月の2カ月分の集計から見ますと、平日1日平均約8,91枚、土曜日の平均は約3,55枚であり、土曜日の扱いは、平日の扱いの約39%となっております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

- 議長（竹下義章君） 次。
- 企画調整課長（油谷 巧君） 続きまして、会社、事業所等に勤務しておられ、市に来られるのに休まなければならないという市民の方に利用していただける方法について、企画調整課油谷からお答えいたします。

まず、市役所の近くに勤務されている方につきましては、会社のお昼休みに来ていただいても対応できるよう、昭和52年から昼休みの窓口を開設いたしております、また、代理の方をお願いいただける場合は、代理の請求につきましても許す限り実施しております。

しかし、それらの方法で請求するのが難しい人の場合につきましては、住民票、戸籍の謄抄本等につきましては、郵便によります請求もできることとなっております。現在、週休2日制の実施をにらむ中で、この郵送による請求の方法につきまして、より多くの市民の方に利用していただくため郵便局に協力をお願いし、郵便局に住民票、戸籍等の請求用紙を配備できるよう調整を行っているところでございます。

この郵送による請求につきましては、証明手数料を郵便局の定額小為替で、また、送付用切手、返送用切手も必要であり、これらが郵便局で賄われますことから、郵便局に請求用紙、送付用封筒、返送用封筒を配備することによりまして郵送による請求が容易にできるものと考えております。この方法によりまして、会社等に勤務されている方を初めとする多くの市民の住民票等の請求につきまして、多少、時間がかかるところでありますが、一定、利便を図ってまいりたいと考えております。よろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

○ 20番(並河道雄君) それでは、再質問をさせていただきます。端的に質問をしますので、簡単にお答えを願いたいと思います。

最初に、道路行政で生活道路の減免のことなんですが、議会へ報告があったか、という質問に対しまして、各会派を回り、そこにおられた方に言うとききました。後の方については、会われたときに言うといってください、と言うたように思います、という答弁でしたが、これでは全く説明したというようは受け取れません。このような大事な減免基準の内規があるのでしたら、きちんと書類で報告をするなりしないと、それがあって今回の質問が入ってきたんです。この点は強く指摘をしておきます。決算委員会では、何か会うといってください、ということです。それも記憶がはっきりしないということです。国会の証人喚問みたいなわけのわからない答弁ですが、その辺はきつく指摘をしておきます。こういう大事な案件については、きちんと議会に書類で出すなり説明をしてほしいと思います。

市内の道路の舗装率でございますが95.5%、これは非常に高率だと思いますが、当然、市の道路ですので100%でもおかしくないわけです。あと残った4.5%は、どういう理由で未舗装になっているのか、その場所はどこか、お答えを願いたいと思います。

それから、市道における舗装後の管理保全体制ですが、市道の延長が257kmあるそうですが、今、道路をパトロールしていただいています。これは議会から要請があって囑託員が回っておられるようですが、最近、これは私の動物的な勘ですが、余り見かけないように思います。どの

ようなスケジュールで巡回をされているのか、明らかにしていただきたいと思います。

また、国道や府道については、おっしゃるとおり管理責任はありませんが、地元の業者等が入札に参加されて工事をし、また、私たちの知らないところで工事が再開されているケースが多々あります。急な段差があるようなところもあります。ガードマンなりの適正な配置とか、応急処置が必要なところは市民からの通報だけでなく、きちんとした通報制度を組んで国、府に要請をしていただきたい。これは要望に終わっておきます。

それから、生活道路でございますが、減免をされている個所が平成2年度は1件、平成3年度については3件、平成4年度は2件、町名も含めて言っていただきました。今の御説明によりますと減免基準というのは、公道から公道につながり、沿線住民よりはるかに一般車両や歩行者の通行が多い場合について、3割の地元負担なしに無償で道路舗装をしている、という御答弁でございました。しからは、あえてもう1点お聞きしますが、平成2年には春木町の1件、3年には府中町、太町、伯太町の3件、4年には王子町、府中町の生活道路で無償で工事をされているということです。この中で今、言いました減免基準に相当しないものがあるのではないかと思います、その辺の御答弁を再度、お願いしたいと思います。

○ 建設部長次長（谷 俊雄君） 道路課谷よりお答えを申し上げます。

1点目の未舗装の件でございますが、市内に4.5%ほど残っているわけです。この理由等でございますが、市内には、周辺に人家がない全く農道の役割だけの市道という道路がまだかなりございます。あるいはまた、一定の幅員はあるんですが、個人地が未登記のまま残っていると、こうした場所で個人の方の御理解がいただけず、現在まで未舗装のまま残っているなどが原因でございます。

場所的にはたくさんあるんですが、例えば小田町16号線の岸和田南海線から南側の方に軽部池という大きな池がございますが、あの筋も500mほど未舗装で残っております。また、北池田1号線の馬事公苑のところから和泉富田林線に通じている道ですが、これも350mほどの未舗装がございます。他にもありますが、主なものはそういうところでございます。

そうした場合の措置でございますが、例えば小田16号線につきましては、このたび、一定の6m道路に拡幅をすることになったという経過がございますが、そのときに合わせて舗装をしまいたいと考えてございます。

それから、パトロールの件でございますが、現在、2名の嘱託員で専属に市内の道路を巡回をさせていただいております。スケジュールとしては、1週間から10日ぐらいで一巡をしているところでございます。

それから、減免につきましては2年度、3年度、4年度とございますが、減免基準に合わな

いものがあるのではないか、というお尋ねでございます。減免基準については、幅員が4m以上とか延長が幾らとか、数字的なものであらわしたものでなく、抽象的な表現ですが、公道から公道に通じ、沿線住民の利用よりはるかに一般車両とか歩行者が多い場合などですが、こちらの取り扱いにつきましては、担当者あるいは係長段階で現地を調査した上でわれわれもその中身を聞かせていただき、最終的には部長である参与に報告をし、いろいろと検討を加えて実施しておりますので、基準に合わないことはないということで実施をさせていただいているところでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○ 20番(並河道雄君) もっと端的に質問をしますので、端的に答えてください。この中に減免基準に合わないものがあるのと違うか、と聞いてますので、あったら、あると答えてほしいんです。

○ 議長(竹下義章君) ちゃんと答えなさい。

○ 建設部次長(谷 俊雄君) 基準どおり実施をしております。

○ 20番(並河道雄君) そしたら、あえて質問しますが、平成4年度に実施をした王子町というのは、場所はどこですか。

○ 建設部次長(谷 俊雄君) 王子町につきましては、ちょうど通称「あかつち」と言われている道路で、岸和田南海線の南側筋になるところでございます。

○ 20番(並河道雄君) これは公道から公道に面しているのですか。

○ 建設部次長(谷 俊雄君) この路線につきましては、ちょうど環境改善整備事業で新しく整備をした地区内4号線という道路がございますが、その道路のところから上に行きますと縦溝線という市道がございます。こういった公道から公道に通抜けをしているということで、今回、工事をしたところは、そのうちの一部区間を施行したものでございます。

○ 20番(並河道雄君) 地区内4号線は、まだ市道認定はされてないと思います。

○ 建設部次長(谷 俊雄君) 地区内4号線は、市が事業主体で施行したのですが、認定はまだでございます。

○ 20番(並河道雄君) あの件については、公道から公道へ、という解釈は成り立てへん。

○ 建設部次長(谷 俊雄君) 地区内4号線は、認定はしてありませんが、市の管理道路となっております。

○ 20番(並河道雄君) それでは、あえて底を割って全部言いますが、生活道路については内規があるのですが、条例は、議会で承認をしますのでわかりますが、内規というのはそちらで決めたものですから、うちでこうしました、というのが内規でしょう。それを守るのはそちらですわ。しかし、全部それを破っているわけです。

一例を言いますと、今、言いましたように認定道路になっていないか知りませんが、これについてはいろいろ経過があります。7年ぐらい前に舗装の要望もしたが、無理や、ということでした。この舗装がされる数カ月前に確認も取りました。ここは里道なので舗装は全く無理、という答弁がありました。それから1カ月か2カ月たたんうちに急に舗装されたんです。そういうことがあってええのかどうかと思うので、質問をしているわけです。

また、その内容たるや、業者に対して特急工事でやってくれ、と工期を迫られました。これはどういう理由で急がれたんですか。急ぐところは、ほかにもたくさんあるやないですか。私の資料によりますと、里道を舗装すること自体問題やと思いますが、3割負担も取らず、これの総事業費が278万1,000円、契約した翌日に即舗装されました。なぜこれに関しては、それほど急がなくてはいけないのか。私が言いたいのは、舗装されたら何人かの方々は非常に喜んでおられます。これはいいことですが、行政の公平性という点で言えば、他にも3割をきちんと負担をして舗装している個所がたくさんあります。

私の資料で言うときますと、生活道路の整備事業については平成2年度で20件、1,300万円。平成3年度も20件、2,300万円、平成4年度では18件、1,500万円あります。減免については、今、御答弁をいただいたように平成2年度1件、3年度3件、4年度に2件ありまして、全く無償で道路工事をされました。これについては、議会として余り知らない人が多かったんで、冒頭に質問したわけです。今のこの件についてはどうも納得できません。この件は、278万1,000円という非常に高額です。内規も調べましたら1件の最高300万円が限度、その限度にすれすれです。私の考えでは、これは全く生活道路にも値しないと思います。それと、完工検査をされました。工事費も大きいのでされたと思いますが、この内規では、生活道路については簡易舗装ということになっています。

また、平成3年度の決算に出ましたが、富秋町で2カ所、400万円ずつの工事をされました。世帯数が250そこそこですが、1万円ずつ全部おカネを取られたが、なかなか工事にかからなかった。住民からも「いつ、工事にかかるんや」と非常に苦情も出てきました。これは掌握されていると思います。たくさん議員さんが入れ、いろんな問題もあったようです。こういうところは、おカネを取っていないながらなかなか工事にかからないのに、今、言ったところは、なぜそのように急がなければならないのか。

また、普通、生活道路の舗装については、先におカネをもらうようになっているのに、なぜ、そこを急いだのか。それに同じ課中で「ここはできません」と言ったのに工事をしています。係長が現地調査をし、参与の決裁をもらって舗装をするということですが、おたくの係長クラスに聞いたら「こういうところは、ただで絶対にしていません、カネをもらってますよ」「い

や、もろうてへん、調べよ」という結果になったんです。その点、きちんと答えてください。

○ 建設部次長（谷 俊雄君） 再度、谷よりお答え申し上げます。

御指摘の王子町の現場の急がれた理由ということでございますが、この生活道路にかかわらず、市の道路工事を通じて要望なりを受けたときには、工事を急がれているのは全般的な話でございます。その場合、職員の残業等を通じて1日も早く整備をするという方針でやっております。

王子町の場合につきましては、5月ごろに地元からお聞きをしまして、5月末に職員が現地を確認をいたしました。したがって、できるだけ早くしてほしいというのはどの現場も同じことでございますが、設計書の準備が7月末ごろにできましたので、8月に入って入札等を行い、できるだけ早くしてあげようという気持ちから、急いでさせていただいたものでございます。

それから、3カ月ほど前に確認の電話があった、ということでございますが、私自身がちょっと伝達を受けいなかったために、職員に聞くと、そういう通報があり、行き違いがあったように思います。今後、こういうことのないよう十分職員に指導を徹底してまいりたいと思いますので、よろしく御了解を賜りたいと思います。

○ 20番（並河道雄君） 私は優しい方ですので、余り突っ込みませんが、行政の公平性を欠くということと、富秋の件では、内規が300万円が限度ということなのに400万円を超えています。そして、おカネを先にとっておきながらなかなか工事にかからなかったとか、いろんな問題があります。決算委員会で天堀議員さんもおっしゃってました。われわれは選挙という関門があるので、非常に無理をお願いするケースも多い。私も大概無理を言うてますし、また、お願いをしなくてはあきませんのでね。立場としてはわかりますが、やはり議会というところは、公平性を欠いたり、納得がいかんところを攻めていくのが議会ですので、今後、こういうことがないようにお願いをしておきたいと思います。「どないなっているんや」と一目瞭然にわかりますからね。道路位置指定もない里道を舗装されている。舗装すること自体は住民が喜んでますからええが、優先順位とか公平性とかいろんな立場がありますので、強く指摘をしておきたいと思います。

時間がありませんので、道路については以上で終わります。

次に、救急救命士の件でございますが、非常に努力をされておられます。議会でわが党も取り上げまして要望した結果、救急救命士の教育に派遣をしていただきまして、現在、2名の救急救命士がおられるということです。決算委員会で穴瀬議員もいろいろ聞かれまして、わが党としても、これについては大きく力を入れていきたいと思っております。

先ほどの御答弁では、27都市が高規格救急車を配置している、ということですが、本市も2

名の救急救命士ができたことによって高規格救急車が運用できるのではないかと考えております。平成6年度後期が運用開始の目途ということでございますが、なぜ同一歩調でスタートできないのか。それまでの間の救急体制というか、非常に難儀をして入れた救急救命士の高規格車の対応について再度、お伺いをしたいと思います。人的な組織力による理由からか、事、命に関して行政の地域差を生じるのではないかと思いますので、合わせてお答えを願いたいと思います。

○ 消防本部次長（池野 透君） ただいまの再質問に対しまして、消防本部池野よりお答え申し上げます。

先ほど、高規格車の運用をしているのが27都市と答弁させていただきましたが、救急救命士が24時間全日体制で稼働しているのは、東京、横浜、名古屋、大阪の4政令指定都市だけでございます。これらは、いずれも救急救命士の養成期間である国が設置した振興財団に頼ることなく、自己の所有している消防学校において一度に50名程度の救命士を養成できたからこそ、本年7月より運用できているという実情でございます。残る23都市につきましては、先ほど、答弁させていただきましたとおり、救命士が乗っているときもあれば、乗っておらないときもあるという部分的な運用をしているのが実情でございます。

本市におきましては、救命士が24時間全日体制で高規格救急車に乗って稼働できる基本的な考え方を崩すことなく救急車1台を運用するには、絶対数4名の救急救命士の養成をもちろんのこととして、高規格救急車並びにそれらに積載をすべき最新の救急資器材の整備と合わせて、救急救命士が活動するには、医師の指示が絶対的な条件とされておりますところから、大阪府医療対策審議会の審議経過並びに地元医師会の協力を仰ぎながらその確保に努め、くどいようではございますけれども、平成6年度後期より救急救命士が乗った高規格救急車の運用をしてまいりたい、かように存じております。

先生が御指摘のように地域差が全くないか、ということでございますけれども、既に全日体制がやっているところ、部分的にやっているところ、また、私どものように平成6年度後期からやるところというように、地域差が全くないとは言いきれませんが、国の施策そのものが全国的に波及できるのは、平成10年を指標としております。今議会においても定数条例の改正をお願いしておりますが、組織力の強化に努め、これにおくれることのないよう努力してまいりたい、かように存じております。

また、高規格救急車の運用までの間の対応という問題でございますが、現行救急隊員に115時間の再教育を上乗せしまして、経鼻エアウェイによる気道確保等9項目の応急処置の拡大により対応し、合わせて市民による応急処置の確立を図ってまいりたい、かように存じております。

最後に、救急救命士の対応でございますけれども、資格取得研修についてのお尋ねだと存じます。決算審査特別委員会で穴瀬先生の方からも御指示がありましたように、現在、府中病院の方へ1名研修に送っておりますが、救急病院、市立病院等管内病院の御協力をいただきながら積極的に研修を続けてまいりたい、かように存じておりますので、御理解くださいますようお願い申し上げます。

○ 20番（並河道雄君） 救急車の到着時間につきましては、先ほども言いましたように、市民から救急車を呼んでもなかなか来なかった、非常に遅いということをお聞きをしました。平均所要時間が6分ということですが、待つ者の気持ちとしては、6分が10分にも15分にも感じることになると思います。そのときの事情があるとは思いますが、一刻も早く到着ができるよう努力していただきたいようお願い申し上げます。

また、啓発活動につきましては、積極的に展開をしてくれているようですが、今後も一層積極的に努めていただきたいと思います。合わせて、救急車の到着所要時間などの実情や高規格救急車の運用の実態などについても、このような機会にどんどん広報していくことも大事だろうと思います。

最後に、人の命の尊さについては、いつも言っていることであります。「人間1人の生命は地球よりも重い」とも言われますが、救急高度化については、ヒトもカネもかかることは間違いないことではございますが、1日も早く実施できるよう要望しておきたいと思っております。

先日、この質問に備えまして消防署の現場を見学させていただき、いろいろ説明も受けました。高規格救急車というものもを見せていただき、人形もを見せていただきました。柳瀬議長さんのときにいろいろ救急の人形を使ってやりましたが、ああいう人形ではなく、1つ400万円かかるということです。皆さんにも知っていただきたいので言うんですが、仮死状態になっているのを救急のマッサージをするわけですが、データの中で血圧が順番に上がっていき、脈も動き出す。意識が戻ったとき顔を叩くと目が開くとかの人形です。その中のいろんな設備も見せていただきました。非常に立派なものでして、救命士さんがそれを使って活動していただく。もちろん、先ほどもありましたように病院での研修もあります。それでやっていただいているのを見せていただき、非常に感動を覚えた次第でございます。

将来、救急救命士の増員もしてもらわなくてはなりません。そのときの市長さんを初め幹部の方の説明によりますと、やはり高規格救急車を4台、あと3台ほしいというような説明も受けました。つきましては、今般の定数の改正によりまして増員の議案が出ております。予算措置も必要かと思いますが、この点、将来の救急活動についての人員配置あるいはそういう高規格者の導入について、1台1,800万円するらしいですが、1台はあるが、あと3台ほしいとい

う要望がございます。人員配置とかいろいろ問題はあろうとは思いますが、うちの方も予算要望も兼ねて力を入れていきたいと思えます。人の命にかかわる大切なことですので、それを実現するため、わが党も飛び切りバックアップして頑張っていきたいと思えますので、最後に、市長さんの御所見をお伺いをしたいと思えます。

- 市長（池田忠雄君） 「人命は宇宙よりも重し」という言葉は、全く同感でございます。その観点から高規格救急車は非常に高いものだとお聞きをしておりますが、今後、人的な体制と高規格救急車の整備をさせていただきたい。ちょっと申し上げますが、今、御覧いただいたのは高規格救急車ではございません。あれは、その走りみたいなおもでございます。
- 20番（並河道雄君） もっといいやつですか。ぜひ買ってください。
- 市長（池田忠雄君） そうです。あれよりもずっとすばらしい機器が設備されたものが、国で言う高規格救急車だと聞いております。その意味では、これからの整備でございます、平成6年後期となるとスローテンポだと思われませんが、やはりそれだけの人的な体制とすばらしい機器を入れなければなりません。平成10年までに国が整備せよ、ということでございまして、平成6年というのは遅いのではないかと、私も指示をいたしました、大体、それでよその自治体よりは早い目だと聞いております。そうした点もございまして、全力を挙げて整備に邁進をいたしてまいりたい。このように存じますので、よろしく御支援のほどをお願い申し上げます。
- 20番（並河道雄君） 次に、3点目について再質問をいたします。
北信太府営住宅の建て替えの件でございますが、これは地元でございますので、住民さんからもいろいろな要望を聞いております。その1点は、質問というよりは、冒頭、趣旨説明で言いましたが、1期、2期、3期と分けて工事をする予定だったそうです。だから、1期目の方は引っ越しをする心づもりもしておられたんですが、2期目の方については、建て替えが終わった後に移れるという感じだったんですが、今回、1期と2期を一緒くたに工事をするから出て行け、ということがございまして、2期目に出る予定の人にとっては全く寝耳に水で非常に不満を持っておられます。移る家も探さなくてはいかん、それも3月までにね。内部で非常に混乱しております。うちの地元の校区でございますので、地元議員ということでいろんな苦情が入ってまいっております。その都度、府とかにいろんな折衝はしてきました。事業主体は府ですが和泉市民でありますので、全く関係がないわけでもないということで質問をさせていただきました。

これについて府の答弁では、早く工事をしたい。工事がおくれると補助金も出ないという理由らしいんです。どうも全体の戸数計画の面で、他の地域のおくれがこちらへかぶってきたみ

たいです。そういう御答弁を原課の方からいただいたんです。そういった面も含め、先ほどの御答弁のように窓口になっていただき、われわれとの話し合いあるいは府との折衝等にこれからも入っていただきたい、このように思う次第であります。

そこで、今後の事業の進捗はどうなるのか、わかりましたら御答弁をいただきたいと思いません。

○ 開発調整課長（上出 卓君） 今後の進捗につきまして、開発調整課上出よりお答え申し上げます。

ただいま、市内部で関係課と事前協議をいたしております。第1期工事といたしましては、来年3月中に62戸の移転をし、4月からこの公営住宅を解体、撤去いたしまして、その後、7月になってから建設工事に着手、まず、基礎の杭打ち工事から開始いたします。平成7年春に183戸が完成、同時に先ほど申し上げました62戸の移転の方々が当然、優先的に入っていただける。その後、残りの60戸ほどでございますが、その方々も追って入っていただけるということでございます。平成7年春に第1期工事が完成、それ以降、第2期工事にかかっていくと聞いております。

○ 20番（並河道雄君） この工事については府の事業でございますので、余り市の方を責めることはないのですが、そういった情報をわれわれも早く知りたいし、こちらも府と直接折衝しているんな形で情報を収集したいわけです。また、そちらの方で窓口になっていただき、いろんな話を事前に知らしておいてあげることも必要だと思います。今度は2期工事の方が残っておりますが、この方々もでき上がれば入れる、待機はないとは思いますが、いろいろ不安があります。今、御答弁をいただいたような内容でこれからも府との折衝を綿密にさせていただき、私たちも一生懸命に努力をしていきたいと思っておりますので、この点については終わっておきたいと思えます。

次に、余熱利用の件についてお願いしたい。先ほど説明しましたように昭和62年3月議会で要望、質問をしました。このときは市民生活部長の中西さんから答弁をいただいております。当局に対し強く要望した結果、「62年度当初予算におきまして、旧炉代替炉建設に伴う設計委託料として200万円が計上された経過がございます。当市といたしましても、実現に向け今後とも働きかけていきたいと存じますので、御了解を賜りたいと思えます」ということです。この62年3月の時点で設計委託料を当初予算で計上し、積極的に取り組むということになっております。

今、御答弁をいただきましたが、要請にこたえていかなければいかんということです。泉北環境の議員さんも寄られているみたいで、いろいろ教えてくれ、しっかりやらなくてはいか

ん、となっているようです。先日も高石の関係の議員さんが寄られ、いろいろと余熱利用について協議をされたと教えていただきました。そのときに出た話が、3市の関係なんですが、やはり和泉市が事業主体になってもらわんとあかんと違うか、というように意見がまとまったみたいです。

そこで大事なことは、どういう意味かは具体的なことまで詰めなかったんですが、もちろん、肝心の財源の問題、管理の問題も含めてと思います。大事なことは、うちの市長が泉北環境の管理者になっておられまして、この条例そのものが、ごみ焼却に対する条例になっておりまして、この温水プールに関する条項は何もないわけです。まず、それを考えないかんということも1つあります。現時点でそのときもいろいろ話が出たそうです。岸和田南海線とかいろんな道路工事ができないと1kmぐらいの配管が難しい。それに温水ではどうも温度が足らんので蒸気を送らなあかんとか、いろいろ議員レベルでは真剣にやる方向で細かいところまで詰めがきているらしいです。先ほどの府営住宅の建て替えの中での用地も、ほぼ府は納得していただいているみたいですので、後は細かい詰め、3市の話し合いです。和泉市が事業主体になれるのかどうか、また、ならなければいかんのではないかと思います。

もう1つ大事なことは、一部の議員だけではなく、信太にはたくさんの新人の議員さんを含め以前からの議員さんもおられますし、あるいは府会議員も入っているいろいろ検討していただいていると聞いておりますので、ある程度煮詰った段階で説明会等を持っていただき、建設に向けて皆が力を合わせてやっていきたい、このようにも思っておりますので、市長さんの御所見をお伺いして、この件は終わっておきたいとおもいます。

- 市長（池田忠雄君） 余熱利用に伴います温水プールの件であります。和泉市長であると同時に泉北環境整備施設組合の管理者という立場もございますので、合わせて御答弁を申し上げて御理解を深めていただき、また、全議員さん挙げての御支援、御協力をお願い申し上げます。

長い経過がございます。一口に申し上げまして、温水プールを焼却炉から出る余熱を利用してつくる必要があるか、ということが前々から議員さんを初め各般から御指摘をいただいているわけでありまして。それに合わせまして、泉北環境の5号炉の入れ替えに伴いまして地元の方でいろんな御意見がございまして、反対運動が激化した経過も2、3年前にございました。当時、私は泉北環境の副管理者として、また、3市の施設ですが和泉市内にございますので、町会の方々の御陳情を受け、意見も交換をさせていただいたところでございます。

その中でいろんな点がございましたけれども、最終的に温水プールで地元の便宜を図らせていただき、できれば集会的な施設もそこへはめ込んでほしいということで地元の御了解を得た

経過がございます。3市の住民にとっては、欠くことのできないごみの焼却場であるとともに、御近所の方々にとっては迷惑な施設である。したがって、その迷惑な施設を御了解をいただくためにも、この施設をつくっていかなければならないということに相なった経過があるわけがございます。

されば、これは泉北環境整備施設組合にとっては、迷惑施設の代替施設であります。これは3市の住民のごみを焼却するものでありますので、3市の泉北環境でやるのが当然だというのが、実は、今でも私の論理であるわけでありまして。ただし、場所が和泉市でございますし、幾ら地元住民の御要望が強いとはいえ、土地を買ってまでこの温水プールをつくるほどゆとりもないわけがございます。そこに、ちょうど府営北信太住宅建て替えの話が軌を一にしてありましたので、大阪府さんに御無理をお願い申し上げまして、建て替えの中に温水プールをはめ込んでいただくということで、やっと大阪府の御了解を得たわけでございます。「この敷地は和泉市に貸与いたします」という話でございまして、泉北環境に対する貸与ではございません。3市ですので、話がぼやけますから。「地元の和泉市にこの土地をお貸ししましょう」ということになっております。

されば、泉北環境の事業でありますごみの処理あるいは尿の処理あるいは下水を処理するという建前からいたしまして、そういう迷惑施設の代替施設とはいえ、温水プールをつくって管理運営をするという使命を泉北環境は持っているわけではございません。そういうものはめ込むとなりますと、3市とも条例の改正が必要となるという面もございまして。敷地は和泉市、場所の提供は、大阪府が和泉市に貸していただき、しかも、泉北環境としてはそういう機能を持ち合わせておらない。やろうとすれば、3市ひっくるめて条例の改正が必要となります。

そういういろんな物事がございますので、3市長が寄りましたとき、「これは泉北環境の事業ですよ」と申し上げましたところ、「それはよくわかった。しかし、和泉市にできるものなので、建てていくには、補助金をもらったりいろいろありますので泉北環境というわけにはいかん。ひとつ和泉市さんで事業主体になってくれへんか」ということで、両市長さんから私が頼まれた経過がございます。和泉市から5人の議員さんを派遣いただいている過般の泉北環境の議会でも、私からその経過を御説明をさせていただきました。

泉大津、高石におかれては、議員総会等も経ておられるようでございます。いろんな御意見はあろうかと思えます。また、泉北環境整備施設組合議会としての機能もあるわけでございます。基本的なことについては、3管理者と泉北環境の議会とで煮詰めていくということになるわけでございます。

ちょっとくどくなりましたが、新しい議員さんもお見えでございます。大事なことでござい

ますので、今の考え方と経過を申し上げさせていただきました。こういうことを通じまして、ぜひこの余熱利用に伴います温水プールを府営住宅建て替えの1階部分に大阪府の御了解を得てはめ込ませていただきたい、こういう考え方でございます。

したがいまして、これからその煮詰めに入っていくわけでございます。3市の事業でありますとともに、和泉市の地元住民の意向でもございますので、どうか派遣議員の皆さん方を初め、母市の和泉市の議会皆様方の御理解を得ながら実現に向け邁進をいたしてまいりたいと存じますので、なお一層の御支援のほどをお願い申し上げ、御答弁に代えさせていただきたいと存じます。

- 20番（並河道雄君） よろしくお願ひしたいと思います。新炉についてはいろいろありました。やっと公害防止協定を結んで操業できるようになりましたが、その経過の中での地元の1つの要望であったようにも思います。

ただ1点、大事なことは、煙突の煙の代償というだけでなく、市民のニーズの中でお温水プールあるいは植物園等いろんな形のものを見学した各自治体でもやっているようです。財源などいろいろ難しい問題については、議会も協力しなくてはあかん面も出てきますし、3市にまたがっているということで非常に難しい面もあると思います。やはり平成7年には府営住宅の建て替えも終わりますし、土地まで確保できたという中では、実現に向けて前向きに議会、行政とも力を合わせて検討していかなければならないと思っておりますので、どうかよろしくお願ひを申し上げます。

次に、駐車場問題ですが、スーパーについてはいろいろ答弁をいただきました。時間も余らないので2、3点に絞りたいんですが、公的な駐車場の建設あるいは民間駐車場に対する助成についても前向きのお答えをいただきました。基本指針の策定を考えている、ということですが、いつごろを目途にされているのか端的にお伺ひをしたいのと、現状、どういう状態でやっているのか、再度、お答えを願ひしたいと思います。

また、仮称ですが、スーパー「トリオト」が来年7月ごろに来るということですが、あの地域は非常に道の狭いところでして、先般も駐車禁止をお願いしましたが、やっと警察の同意をもらって一部地域の信太2号線を駐車禁止にしてもらいました。そこへスーパーが進出してくるということですが、私の入手した資料によりますと、駐車場は100台だけの確保となっております。これでは、従業員だけで半分ぐらい占めてしまうのではないかと思いますので、路上駐車等に不安を感じるわけです。この点についての再度のお答えを願ひしたいと思います。

- 交通公害課参事（黒川一成君） 1点目の基本指針の策定のめどにつきまして、交通公害課黒川よりお答えを申し上げます。

本年度に基礎調査を終えまして、予定といたしましては、平成5年4月から秋までに実態調査を行いたいと思います。これをもとに指針策定に入るわけですが、大体、1年ぐらにかけて策定をしまいたいと考えてございます。時期といたしましては、平成6年中には策定を完了したいと考えてございます。

それから、取り組みの現状でございますが、現在、コンサルに委託して基礎調査を実施しているところございまして、これらを踏まえまして、関係課とも十分に協議をしながら実態調査に向けて取り組んでまいりたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

○ 商工課長（山本茂樹君） スーパーの駐車場に関しまして、商工課山本よりお答えいたします。

店内駐車場につきましては先生がお説のとおり、計画書では、来客用100台となっております。従業員用の駐車場につきましては、別途、確保する旨の方向であると聞いております。また、この来客用の駐車場で対応できなくなったときには、近隣の遊休地にて対応できるよう検討している、とのことであります。今後とも、この大型店の出店を管轄しております大阪府と連絡を取りまして、問題が生じないよう働きかけてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○ 20番（並河道雄君） 私もこの100台ということについていろいろ勉強したんですが、そういうスーパーについては、駐車場の網掛けはないということで、非常に残念に思いました。法の盲点かなとも思いました。極端な話、駐車場がゼロでも、市は文句を言えないということです。向こうの説明では100台でいけるということです。今の答弁では、先方と折衝していただき、不足の場合は、別の土地を借りて駐車場を確保するということですので、これは一応、了解しておきたいと思っております。まだ、開発申請は出ておりませんので、そういった点も頭に置いていただき、忘れずに開発関係当局でこの駐車場問題を検討していただくよう要望しておきたいと思っております。

それから、土曜閉庁による窓口業務でございますが、いろいろ答弁をいただきました。郵便の方法については、これは可能だと思います。

もう1点、郵便で請求する場合、会社などに勤務している方にとっては、どのような便利、利点があるのかということ。執務時間外とか朝の出勤前とかの対応をもう少し詳しくお願いしたい。

というのは、本来、私たちの党で言っているのは、この4人が話し合って、予算要望も含め力を入れようとなりました。私が代表して質問をしておりますが、党としての質問ということで聞いていただきたいんですが、土曜閉庁で公務員さんも休んでいただく、市民も休んでいた

だけばいいんですが、総理府の統計では、6割の奥さん方が働いているという中で、全く市民課窓口では、そのニーズに対応できないのではないかと。

そういう心配から、以前、日曜日でもええから月に2日間ぐらい、午前中に出ていただき窓口を開けたらどうか、と質問しましたが、前の坂田さんの答弁では、組合がうるさいとか職員さんがオーバー労働になる、ということで一蹴されました。私も新米の議員でしたのでよう追及せず、そうですか、と引き下がらして、今日までできました。

そういった中では、現状は全く違ってきます。土曜日が完全に閉まってしまうというように状況が変わりますので、会社勤めの人たちが、何とか会社を休まずに住民票などを取れる方法はないものかということで考えてまいりました。こういう出張所でも時間を早く済ますということで、今、数字を見るとかなりの件数が出ています。そういった中での要望について、再度、御質問をしますので、お答えを願いたいと思います。

- 企画調整課長（油谷 巧君） 2点にわたる再度のお尋ねに対しまして、企画調整課油谷からお答え申し上げます。

まず1点目は、郵送による利点はどのようなことがあるか、ということでございます。郵送による請求については、市内には20の郵便局がございまして、そのうちの18の郵便局については、土曜日、日曜日、休日、年末年始を除く日につきまして、午前9時から午後5時まで取り扱うと聞いております。

なお、和泉郵便局と和泉南郵便局の2局につきましては、取り扱いができないのは日曜日だけでございまして、土曜日、休日、祝日についても取り扱いができると聞いております。また、その2カ所の郵便局につきましては、平日は午前9時から午後7時まで、土曜日は午前9時から午後3時まで、日曜日を除く休日につきましては、午前9時から午後零時30分までと聞いております。これらのことによりまして市民に対する利便は一定、向上するのではないかと考えております。

2点目の執務時間外、例えば朝の出勤前の対応ということでございますが、郵送の請求とよく似た形態ではございますが、市役所の前に郵便ポストのような休日、夜間申請受け付けボックスの設置につきまして、現在、検討を進めているところでございます。これは受け付けボックスに住民票等の申請書、返信用封筒等を備え付け、備え付け申請書と証明手数料を投函していただいた後、郵送によりまして住民票等を送付しようとするものでございます。郵便局による郵送の請求と比較いたしますと、申請のときの郵送料が不要でございますし、また、休日や夜間だけでなく朝の出勤前でも御利用いただけ、有効であると考えます。

ただ、警備等の関係からどこへでも設置できるものでもなく、市役所の前だけという条件が

あるのではないかと考えるものでございます。このボックスの設置につきましては、現在、市民課とともに検討中ということでございますので、よろしくお願い申し上げます。

○ 20番（並河道雄君） そのボックスにつきましては、郵送料も要りませんし、そこへおカネと一緒に入れたら出してもらえるということですので、実現に向けて頑張ってくださいと思います。

しかし、わが党としては、それもさることながら、一步前進ではございますが、何とか休日に市民のために開けていただきたいというのが本来の要望でございまして、また、予算要望等も含めましていろんな要求をしまいたい。機会があれば、また、議会で要望、発言をしたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

議長、どうもありがとうございました。これで終わります。

○ 議長（竹下義章君） 終わりました。

以上をもちまして、一般質問は全部終了いたしました。

お諮りいたします。本日はこれにて散会をいたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

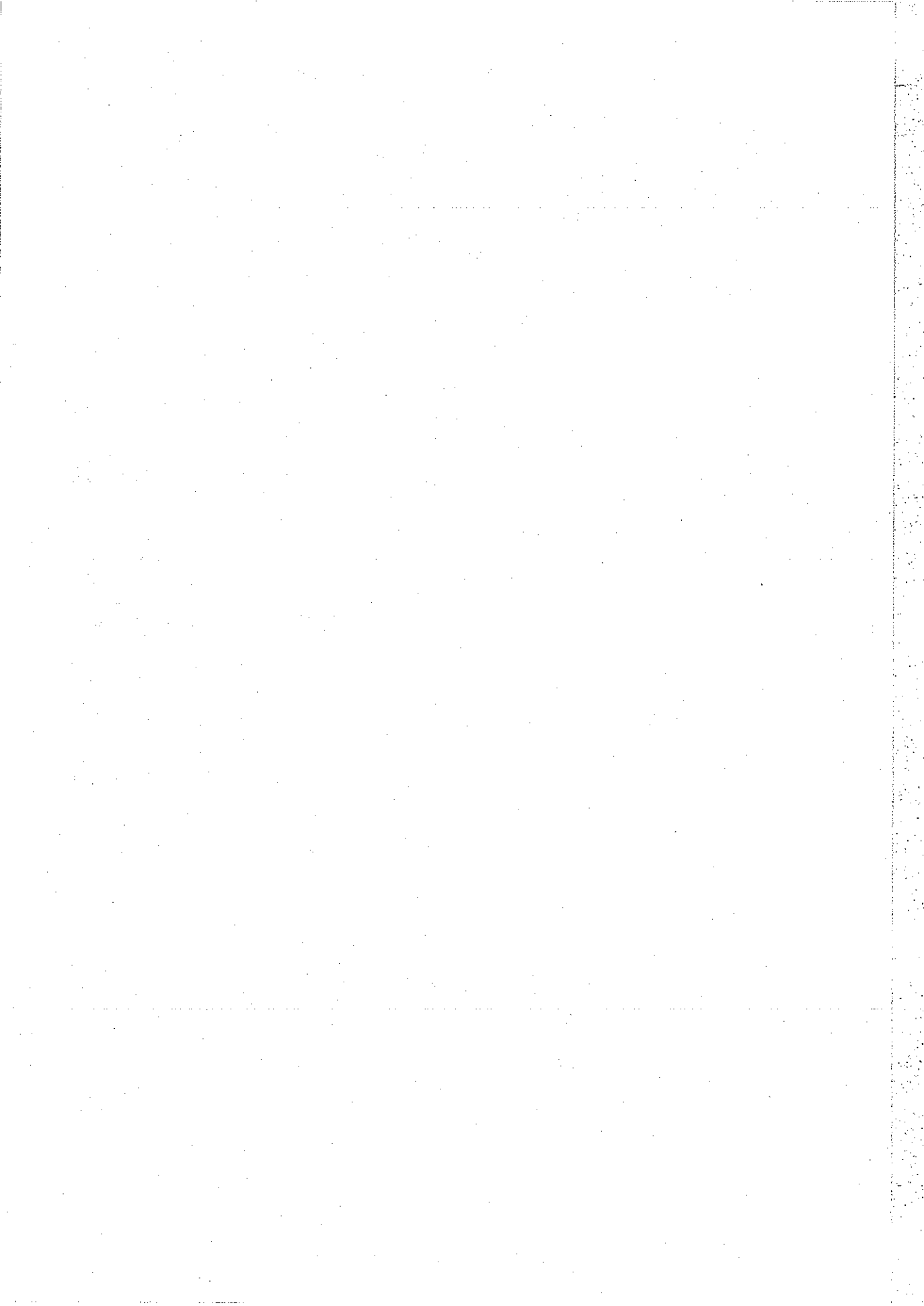
御異議ないものと認めます。

なお、過日の議会運営委員会で御了解を賜っておりますので、引き続き、明日より議案審議を行いますので、定刻御参集くださるようお願いをいたします。

それでは、本日はこれにて散会をいたします。ありがとうございました。

（午後3時05分散会）

最 終 日



平成4年12月17日午前10時和泉市議会第4回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(26名)

1番	友田博文君	16番	竹下義章君
2番	森悦造君	17番	須藤洋之進君
3番	若浜記久男君	18番	赤阪和見君
5番	上田育子君	19番	穴瀬克己君
6番	田代一男君	20番	並河道雄君
7番	松尾孝明君	21番	辻正治君
8番	中塚新治君	22番	西口秀光君
9番	讃岐一太郎君	23番	柳瀬美樹君
10番	池田秀夫君	25番	天堀博君
11番	井坂善行君	26番	原重樹君
12番	大谷昌幸君	27番	早乙女実君
13番	柏富久蔵君	28番	猪尾伸子君
15番	木村静雄君	29番	勝部津喜枝君



本日の会議に出席報告のあった者の職、氏名は次のとおりである。

記

市長	池田忠雄	同次長兼総務課長	池辺功
助役	坂口禮之助	同次長兼財政課長	阪豊光
助役	田中昭一	同次長兼資産税課長	加久本良一
収入役	中塚白	同和对策部長	森利治
市長公室長	堀宏行	同次長兼総合調整課長	門林良治
同理事(人事担当)	鹿島賢昌	解放総合センター所長 兼総務課長	戸口泰明
同理事兼人権啓発室長	亀山学	福祉事務所長	中川鉄也
同次長兼広報広聴課長	池辺一三	同理事兼児童福祉課長	坂田平之
同次長兼人事課長	石本博信	同次長兼総合福祉館長	松尾守
同秘書課長	木寺正次	市民生活部長	麻生和義
企画調整部長	逢野博之	同理事(環境整備・ ごみ減量対策担当)	岸田秀仁
同理事(施策推進室担当)	三井義秋	同次長兼健康課長	池辺修次
同副理事 (施策推進第二担当)	吉祇利朗	同次長兼保険年金課長	長岡敏晃
同企画室長	今村堅太郎	産業部長	大塚孝之
同施策推進室長	井阪和充	同理事	白樫通有
同企画室企画調整課長	油谷巧	同次長兼農林課長	松林保
総務部長	神藤恒治	参与兼建設部長	浅井隆介

同理事兼用地室長	奥村 富彦	病院事務局長	橋本 昭夫
同次長兼道路課長	谷 俊雄	同 理 事	谷上 徹
同次長兼建築課長	藤本 仁	同次長兼総務課長	梅山 世紀
同次長兼住宅課長	西岡 政徳	消防長兼消防署長	高宮 武男
都市整備部長	萩本 啓介	同次長兼総務課長	一ノ瀬 喜広
同 理 事	中野 義裕	同次長兼消防署副署長	池野 透
同理事(コスモポリス担当)	中辻 寿夫	土地開発公社事務局長	中西 淳富
同理事(コスモポリス担当)	尾崎 秀忠	同次長兼総務課長	大宅 清臣
同次長兼都市計画課長	中屋 正彦	教 育 委 員 長	藤井 謹市
同次長兼公園課長	田中 武郎	教 育 長	杉本 弘文
同 次 長	山下 喬三	教育次長兼管理部長	稲田 順三
下水道部長	藤原 清司	指 導 部 長	木村 吉男
同 理 事	緒方 和夫	同次長兼指導課長	西川 義徳
同 次 長	山崎 精二	社会教育部長	生田 稔
同次長兼下水道工務課長	中野 英二	同 次 長	明坂 文嘉
同副理事(ふるさと 急傾斜対策事業担当)	岸本 孝二	同次長兼図書館長	北野 喜平
改良事業部長	富田 宏之	同次長兼社会体育課長	山本 襄
同 次 長	席田 嗣夫	収 入 役 室 長	藤木 意継
同次長兼用地課長	藤本 英夫	選挙管理委員会委員長	高橋 正道
水道事業管理者	田中 稔	同 事 務 局 長	着本 善夫
水道部理事	仲田 博文	監 査 委 員	庄司 清三
同次長兼総務課長	城前 伊佐雄	同 事 務 局 長	吉田 陽忠
同次長兼工務課長	西尾 浩	農業委員会会長	森口 義一
病 院 長	竹林 淳	同 事 務 局 長	農 端 小

※備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。



本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市囑託速記士 中野 満 男



本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長 北野 敦雄
次 長 河原 茂隆
議事係長 田中 康弘
調査係長 井之上 光一
議事係員 田村 隆宏

本日の議事日程は次のとおりである。

平成4年和泉市議会第4回定例会議事日程

(12月17日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1	監査報告 第33号	例月出納検査結果報告 (収入役扱 平成4年7月分)	別冊 P. 1
2	監査報告 第34号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 平成4年7月分)	別冊 P. 11
3	監査報告 第35号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 平成4年7月分)	別冊 P. 17
4	監査報告 第36号	例月出納検査結果報告 (収入役扱 平成4年8月分)	別冊 P. 22
5	監査報告 第37号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 平成4年8月分)	別冊 P. 32
6	監査報告 第38号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 平成4年8月分)	別冊 P. 38
7	認定 第1号	平成3年度和泉市一般会計及び特別会計決算認定について (決算審査特別委員長報告)	
8	認定 第2号	平成3年度和泉市水道事業会計決算認定について (決算審査特別委員長報告)	
9	認定 第3号	平成3年度和泉市病院事業会計決算認定について (決算審査特別委員長報告)	
10	報告 第20号	専決処分の報告について (交通事故に係る損害賠償の額の決定と和解)	P. 1
11	議案 第58号	工事請負契約締結について (公共下水道一条院10-0-④号線管布設工事)	P. 4
12	議案 第59号	工事請負契約締結について (公共下水道肥子2-9-①号線管布設工事)	P. 6
13	議案 第60号	財産処分について (土地の売却)	P. 8
14	議案 第61号	財産取得について (教育用パーソナルコンピューター)	P. 11
15	議案 第67号	財産取得について (いしたちはら公園用地)	追加 P. 1
16	議案 第62号	市道路線の認定について (いぶき野1号線ほか17路線)	P. 13
17	議案 第63号	市道路線の認定について (寺田町3号線)	P. 15

日程	種別及び番号	件名	摘要
18	議案 第64号	和泉市職員定数条例の一部を改正する条例制定について	P. 17
19	議案 第65号	和泉市の休日を定める条例の一部を改正する条例制定について	P. 20
20	議案 第66号	和泉市職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 24
21	議案 第68号	和泉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について	追加 P. 2
22	議案 第69号	平成4年12月支給分の期末手当の額の特例に関する条例制定について	追加 P. 22
23	議案 第70号	平成4年度和泉市一般会計補正予算 (第3号)	追加 P. 27
24	議案 第71号	平成4年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第2号)	追加 P. 72
25	議案 第72号	平成4年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算 (第2号)	追加 P. 82
26	議案 第73号	平成4年度和泉市水道事業特別会計補正予算 (第2号)	追加 P. 98
27	議案 第74号	平成4年度和泉市病院事業会計補正予算 (第2号)	追加 P. 120
28	議員提案 議案 第17号	生産緑地地区の保全及び育成に関する要望決議	別紙
29	議員提案 議案 第18号	国民の祝日「海の日」制定を求める意見書	別紙
30	議員提案 議案 第19号	義歯(入れ歯)の健康保険適用範囲拡大と診療報酬引き上げを求める意見書	別紙
31	議員提案 議案 第20号	「国連・障害者の十年」最終年にあたっての意見書	別紙
32	議員提案 議案 第21号	2兆円規模の所得減税を求める意見書	別紙
33	議員提案 議案 第22号	乳幼児医療の充実に関する意見書	別紙
34	議員提案 議案 第23号	保育所「最低基準」職員配置の改善と保育所職員の労働条件の改善を求める意見書	別紙
35	請願 第2号	乳幼児医療費、無料化を求める請願	別紙

(午前10時00分開議)

- 議長(竹下義章君) おはようございます。議員各位には、年末何かとお忙しい中連日にわたり御出席賜り、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市議会事務局長報告)

- 市議会事務局長(北野敦雄君) 御報告申し上げます。

ただいま御出席の議員さんは22名でございます。欠席並びに遅刻の届け出の議員さんはございません。その他の議員さんにつきましては、ほどなくお見えになることと思います。現在、22名でございます。

- 議長(竹下義章君) ただいまの報告どおりであります。よって、議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○

- 議長(竹下義章君) 本日の議事日程は、お手元に印刷・配付してあるとおりでありますので、よろしく御了解願います。

- 議長(竹下義章君) それでは、日程審議に入ります。

日程第1より第6までは、いずれも例月出納検査結果報告でありますので、これを一括議題といたします。

例 月 出 納 検 査 結 果 報 告 書

監査報告第33号 例月出納検査 収 入 役 扱 平成4年7月分 P. 1

監査報告第34号 例月出納検査 水道部企業出納員扱 平成4年7月分 P. 11

監査報告第35号 例月出納検査 市立病院企業出納員扱 平成4年7月分 P. 17

監査報告第36号 例月出納検査 収 入 役 扱 平成4年8月分 P. 22

監査報告第37号 例月出納検査 水道部企業出納員扱 平成4年8月分 P. 32

監査報告第38号 例月出納検査 市立病院企業出納員扱 平成4年8月分 P. 38

- 議長(竹下義章君) 本件について質疑、御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑、御意見ないものと認め、監査報告第33号より第38号までの報告を終わります。

○

- 議長（竹下義章君） 日程第7「平成3年度和泉市一般会計及び特別会計決算認定について」と日程第8「平成3年度和泉市水道事業会計決算認定について」並びに日程第9「平成3年度和泉市病院事業会計決算認定について」を一括議題といたします。

本3件については、去る10月第3回定例会におきまして決算審査特別委員会に付託となっておりますので、審査の経過並びに結果の報告を若浜委員長にお願いいたします。

（決算審査特別委員長登壇、報告）

- 決算審査特別委員長（若浜記久男君） 平成4年10月開会の第3回定例市議会に上程された平成3年度一般会計、特別会計並びに企業会計決算については、その審査を決算審査特別委員会に付託となり、去る11月4日、委員会を招集し、一般会計、国民健康保険事業特別会計、老人保健事業特別会計、公共用地先行取得事業特別会計、公共下水道事業特別会計、水道事業会計、病院事業会計の順に2日間にわたり慎重審議いたしました。その経過並びに結果につきまして、概要を取りまとめ御報告いたします。

なお、報告の内容については、要望、意見、指摘事項にとどめ、また、審議内容の詳細につきましては、既に各会派に委員会録を配付させていただいておりますので、御了承賜りたいと存じます。

まず、一般会計におきましては、決算資料として「主要施策の成果説明書」が配付されているが、内容等を具体的につかむため、審査に入る前に施設を視察する機会を検討されたい、との要望がありました。

次に、固定資産の納税通知書に課税明細書の添付については、平成5年度より実施するよう、要望がありました。

次に、「広報いずみ」において、議会活動をもっと具体的に報道するよう基本的な考え方を検討願いたい。また、市民会館の改修については、活発に利用しやすい、さらには、市民の文化に寄与できるような施設に改修をすべきである、との指摘がありました。

次に、視覚障害者に市から発送する公文書については、差出人の名前を点字で表記することを検討されたい。

また、ホームヘルパー活動用車両整備事業補助を受けて購入した自動車は、本来の目的どおり、ヘルパーが本当に使えるような体制にすべきである、との意見がありました。

次に、商工祭、緑化フェア、農業祭の合同開催について、今後、人的、予算的な問題を含めて、合同で各代表の話し合いの場を持っていただき、市の大きなイベントとして取り組んでもらいたい、との要望がありました。

次に、道路行政については、スタッフも含めて集中的な取り組みの中で、より効果のある体

制、計画を、また、生活道路舗装については、住民負担を軽減すべく一定の財源確保について検討されたい、との要望がありました。

次に、消防の救急救命士の今後の教育については、病院での体験実習を通じて実践されたい、との意見がありました。

また、公園整備については、市民の立場に立って本当に喜んでもらえるようなユニークな公園づくりを進めるべきである、との指摘がありました。

次に、一般市営住宅の建て替え構想については、早急に実施計画策定の上取り組むよう、要望がありました。

また、学校5日制については、学校を開放し学校教育そのままではなしに、学校、地域社会、さらには、家庭が一体となって、子供たちの健全育成を目指して取り組まねばならない。

その上には、それぞれの役割等について、PRを含めた冊子を発行する等により理解を深めていかねばならない、との意見がありました。

次に、平成9年度に国体の馬術競技が本市で開催されるが、その周辺整備を本格的に早急に取り組んでいくべきである、との指摘があり、本決算を認定するについてお諮りいたしましたところ、不公正な同和事業、また、「緑のマスタープラン」の見直しに象徴されるように、自然環境保全が後回しになっている現状、さらには、阪南各市と比べても低い福祉水準等、以前より指摘していることがまだまだ不十分である。よって、この会計の認定については反対である、との意見があり、採決の結果、賛成多数で認定を可とすることに決しました。

次に、国民健康保険事業特別会計では、保険料の3.6%の伸び、また、同和減免は地区協を通じフリーパスになっている。逆に一般減免は受けにくい状況になってきている。さらに、一般会計からの繰入金については、阪南各市の中でも相当低い。よって、この会計の認定については反対である、との意見があり、採決の結果、賛成多数で認定を可とすることに決しました。

次に、老人保健事業特別会計では、老人保健法が制定されて医療費の有料化とともに、引き続き、福祉医療の切り捨てに一連の医療制度改悪の突破になった会計である。よって、この会計の認定については反対である、との意見があり、採決の結果、賛成多数で認定を可とすることに決しました。

次に、公共用地先行取得事業特別会計については、お諮りいたしましたところ、別に異議なく認定するに決しました。

次に、公共下水道事業特別会計については、お諮りいたしましたところ、別に異議なく認定するに決しました。

次に、水道事業会計については、お諮りいたしましたところ、別に異議なく認定するに決し

ました。

次に、病院事業会計については、一般会計からの繰入金の考慮をする中で、病院の健全化を図っていくとともに、医療サービスの低下にならないよう配慮していただきたい、との意見があり、お諮りいたしましたところ、別に異議なく認定することに決しました。

以上で本委員会の報告を終わります。

- 議長（竹下義章君） ただいま決算委員長より審査の経過並びに結果の報告がありました。委員長報告に対する質疑を省略し、これより討論を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

それでは、これより討論を行います。

まず、反対討論からお願いいたします。

- 29番（勝部津喜枝君） 29番・勝部でございます。日本共産党議員団を代表いたしまして、ただいまの委員長報告に対する討論を行います。

まず、一般会計決算であります。第1に、同和事業についてであります。平成3年度は、地対特別法最終年度ということで可能性の追求、府の事業実施に期待する、という理事者答弁ですが、結果的には用地取得ができず、かなりの不用額を出しています。当議員団が一貫して主張してまいりましたこの時期での見直しの必要性が改めて浮き彫りになったと考えます。

さらに、丸笠団地風呂設置補助金、住宅センター事務所問題、同和保育基本方針、年々利用者が減少している技能習得費、民生関係では重複支給し、教育関係では、他の制度と併用されないよう差額支給している給付の実態等々、審査を通じて行政の主体的見通しのなさ、議会や委員会に報告のないまま進めていく政治姿勢、改善されない個人給付事業など、不公正な同和行政が進められております。

第2に、低い行政水準であります。図書費市民1人当たり年間85円に見られるように、阪南各市の中でも福祉、教育など市民の要望の強い、また、暮らしに欠かせない部分での水準はかなり低い状態です。また、ホームヘルパー活動用車両整備事業補助金に見られるように、府の補助目的に合致しない実態も明らかとなり、福祉充実に体制強化が望まれるところであります。

第3に、町づくりに関して緑のマスタープラン見直しに示されるように、大規模開発、民間開発などを優先させる中で、つじつま合わせのプラン見直し、緑を守り、自然を守るという観点なしの町づくり推進と言わざるを得ません。

以上、細部にわたる問題点はありますが、基本点で住民本位、公正民主が貫かれていないと

いう点で、一般会計決算認定に反対をいたします。

次に、国民健康保険事業特別会計ですが、例えば基金保有高に見られるように、予算立案の時点で見通しといったことが果たしてどうなのか。もっと深く検討されなければならないと思います。

また、同和減免は、地区協の推薦を受けなければすべて承認なし。一般減免は、申請すらなかなかできないという状況にあります。一般会計からの繰り入れも、阪南各市の中ではかなり低い状態です。本会計は、国の方針や制度も大きくかかわってくるのではありますが、こうした点を踏まえて、本会計決算認定に反対をいたします。

次に、老人保健事業特別会計決算であります。本会計の根本が福祉切り捨ての突破口になったという出発点の問題、さらに、平成3年度は、入院1日400円が600円に、外来1カ月800円が900円にと、ますます老人いじめの実態はひどくなってきております。従来から申し上げてきておりますように、分離してこのような会計にしてくること自体問題であります。本会計決算認定には、反対であります。

次に、公共用地先行取得事業特別会計決算認定、公共下水道事業特別会計決算認定には、賛成いたします。

次に、水道事業会計につきましては、福祉料金減免制度の老人世帯等への充実を要望し、賛成いたします。

次に、病院事業会計につきましては、一般会計からの繰り入れを努力し、健全経営を図るとともに、地域医療の根幹としての医療サービスを低下させないよう、要望、意見を申し上げ、決算認定に賛成いたします。

以上です。

○ 議長（竹下義章君） 次に、賛成討論をお願いいたします。

○ 22番（西口秀光君） 22番・西口でございます。私は、平成3年度和泉市一般会計及び国民健康保険事業特別会計を初めとする4特別会計並びに2企業会計の決算認定に当たりまして、賛成の立場から意見を申し上げたいと思います。

まず、一般会計についてですが、市税収入等若干の自主財源の増加があったものの、依然として続く国の高率補助金の削減、バブル経済の崩壊等による景気の低迷などにより財政基盤の脆弱な本市における行財政運営は、非常に苦慮されたものであろうかと思われま。

このような状況のもと、今後、ますます進展する高齢化社会への対応として、ホームヘルパーの増員やショートステイ事業など在宅福祉施策の充実を初め、老人や身体障害者に対するきめ細かな各種福祉施策の実施、さらには、児童福祉においても、保育園での長時間保育や南松

尾保育園等の大規模修繕、北松尾保育園の移転新築並びに同園での未満児保育の実施など、保育環境の整備及び充実に努められております。

また、都市基盤整備については、伏屋唐国線、黒鳥観音寺線、和泉中央線等の道路網整備を初め、いしたちはら公園、放光池1号公園、小田公園、黒鳥山公園等公園整備、また、和泉府中駅前ロータリー等の整備及び和泉府中駅前地区市街地再開発事業での準備組合の設立など、積極的に事業を推進されておられます。

さらに、教育面では、いぶき野小学校及び北池田中学校の平成4年4月開校に向けた校舎建設並びに黒鳥小学校ほか2校の大規模改造など学校教育施設の充実等を図るとともに、社会教育面でも槇尾山青少年の家、森林浴コース整備事業の着手や女性フォーラムの実施等、青少年から婦人まで各般にわたり積極的に取り組まれていることが伺い知ることができます。その他市内4カ所に設置している市民サービスセンターの充実や国際交流事業など、住民ニーズに対応した施策を実施されています。

以上のように福祉、教育、都市基盤整備などを積極的に推進され、住民福祉の向上と市民サービスの充実に努められていること等々を評価するものであります。今後、より一層現在の社会経済情勢を的確にとらえ、本格的な高齢化社会の到来等に対処すべき在宅福祉施策の推進や、地球環境の保全による快適な環境づくりへの取り組み及び将来を展望した和泉の町づくりを目指し、都市基盤整備を国、府及び地元住民の協力のもと、より積極的に推進されることを望むものであります。

一方、財政運営においては、土地価格の変動やバブル経済の崩壊等社会経済情勢の変化に富んだ年でありましたが、実質収支で3億2,700余万円の黒字を計上されています。しかし、今後の地方財政は、景気の低迷等による税収不足や地方交付税の減額等が予想され、ますます厳しい状況になろうかと思われます。

そのような状況のもと、本市の財政運営に当たっては、財源の強化とその獲得に向かって努力をされるとともに、自主財源の拡充を図り、健全な財政運営に努められることを望むものであります。

次に、国民健康保険事業特別会計、老人保健事業特別会計については、今日の高齢化社会の進展とともに、受診率の上昇等による医療費の増高が予想され、年々、厳しい状況になろうかと思われます。

このような状況のもと、財政基盤の確立を国、府に対し強く要望し、健全な運営を堅持できるよう期待をするものであります。

次に、公共用地先行取得事業特別会計並びに公共下水道事業特別会計については、事業目的

に向かって適切に遂行されているものと評価し、とりわけ、公共下水道事業については、特に汚水整備を積極的に推進し、普及率の向上に努め、快適な生活環境の実現を期待するものであります。

なお、水道事業会計並びに病院事業会計につきましても、厳しい財政環境にありますが、企業目的の推進に努力され、住民サービスの向上に努められることを望むものであります。

以上、各会計について意見を申し上げ、本決算認定については、委員長報告どおり賛成するものであります。

終わります。

○ 議長（竹下義章君） 以上で討論を終わります。

反対意見がありますので、これより個々に採決を行います。

お諮りいたします。認定第1号「平成3年度和泉市一般会計及び特別会計決算認定について」の委員長の報告は、認定とするものであります。本決算を原案どおり認定するに賛成の方は挙手を願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。よって、認定第1号は、認定することに決しました。

次に、認定第2号「平成3年度和泉市水道事業会計決算認定について」の委員長の報告は、認定とするものであります。本決算を原案どおり認定するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、認定第2号は、認定することに決しました。

次に、認定第3号「平成3年度和泉市病院事業会計決算認定について」の委員長の報告は、認定とするものであります。本決算を原案どおり認定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、認定第3号は、認定することに決しました。

決算委員の皆さんには大変御苦労さんでございました。厚く御礼を申し上げます。

○

○ 議長（竹下義章君） 日程第10「専決処分の報告について」（交通事故に係る損害賠償の額の決定と和解）を議題といたします。

報告第20号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したの

で、同条第2項の規定により、これを報告する。

平成4年12月15日 提出

和泉市長 池田 忠雄

専決第7号

交通事故に係る損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び市長の専決処分事項に関する条例（昭和44年和泉市条例第9号）の規定に基づき、交通事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について、次のとおり専決処分する。

平成4年11月2日 専決

和泉市長 池田 忠雄

市は、交通事故に係る損害賠償につき、次のとおりその額を決定し和解する。

- 1 損害賠償及び和解の相手方 和泉市伯太町四丁目6番9号 赤井 弘治
- 2 損害賠償の額 126,780円
- 3 和解の要旨

市は、相手方との間に起こした交通事故に係る損害賠償については、当該損害賠償の額を支払うことで和解する。

- 議長（竹下義章君） 提案理由の説明を願います。
- 消防長（高宮武男君） それでは、お許しをいただきまして自席より、ただいま御上程をいただきました報告第20号「専決処分の報告について」、消防長から報告内容を御説明を申し上げます。2ページでございます。

本件につきましては、地方自治法第180条第1項及び市長の専決処分に関する条例の規定に基づき、交通事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について、平成4年11月2日付専決第7号をもって、次のとおり専決処分をさせていただいたものであります。

損害賠償及び和解の相手方につきましては、和泉市伯太町四丁目6番9号赤井弘治氏であります。

損害賠償の額につきましては12万6,780円で、これを相手方に支払うことで和解したものであります。

なお、この損害賠償等の原因になりました交通事故の概要であります。平成4年9月1日14時30分ごろ、和泉市伯太町6番9号先、市道伯太伏屋線路上におきまして、はしご自動車が

新築マンションの消防活動スペースの検査を終え、同マンションの市道から市道伯太伏屋線に左折しようとしたとき、はしご自動車のタラップ部分が赤井宅の植木（カイツカイブキ）の枝と接触し、一枝を損傷させたものであります。

次に、損害賠償額の内訳であります。植木補修額2万6,780円、植木補償額10万円であります。

なお、これらの金額12万6,780円は、全国市有物件災害共済会自動車損害共済保険によりすべてでん補されることとなっております。

以上が、専決処分の報告に係る概要でございますが、今後、この種の事故を再び起こさぬよう、消防用車両の運行に際しましては、交通事故の防止と安全の確保に一層の注意を払ってまいりますので、何とぞよろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（竹下義章君） 本件について質疑、御意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、報告第20号を終わります。

○ 議長（竹下義章君） 日程第11「工事請負契約締結について」（公共下水道一条院10-0-④号線管布設工事）を議題といたします。

議案第58号

工事請負契約締結について

公共下水道一条院10-0-④号線管布設工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14号）第2条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求めらる。

平成4年12月15日 提出

和泉市長 池田 忠雄

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 公共下水道一条院10-0-④号線管布設工事 |
| 2 契約者 | 和泉市長 池田 忠雄 |
| 3 入札の方法 | 指名競争入札 |
| 4 契約金額 | 266,770,000円 |
| 5 契約の相手方 | 和泉市和気町一丁目24番15号
辻作建設 株式会社
代表取締役 辻 秀雄 |

- 議長（竹下義章君） 提案理由の説明をお願いします。
- 総務部長（神藤恒治君） お許しをいただきまして自席から、ただいま御上程をいただきました議案第58号の提案理由並びにその内容につきまして、総務部神藤より御説明を申し上げます。

まず、提案理由でございますが、本件は、南大阪湾岸北部流域関連公共下水道の一環として施行するもので、工事請負契約を締結するに当たり、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の御議決をお願いしようとするものでございます。

その内容でございますが、契約の目的は、公共下水道一条院10-0-④号線管布設工事で、契約金額は、2億6,677万円。契約の相手方は、和泉市和気町一丁目24番15号 辻作建設株式会社代表取締役辻 秀雄と契約しようとするものであります。

工事の概要でございますが、参考資料及び別添図面にお示しいたしましたとおり、起点 和泉市一条院町123番地の1先から終点 一条院町143番地の1先まで、市道黒鳥観音寺線の一部に延長315.02m、管径1800mmで96.40m、管径2200mmで218.62mの雨水管を推進工法により布設するもので、他にマンホール設置工2箇所、舗装工及び附帯工一式を施行いたすものであります。

なお、工期につきましては、御議決をいただきました日から平成5年7月30日を予定いたしてございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第58号「工事請負契約締結について」御説明申し上げます。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長（竹下義章君） 本件について質疑、御意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第58号は、原案どおり可決されました。

-
- 議長（竹下義章君） 日程第12「工事請負契約締結について」（公共下水道肥子2-9-①号線管布設工事）を議題といたします。

議案第59号

工事請負契約締結について

公共下水道肥子2-9-①号線管布設工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14号）第2条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

平成4年12月15日 提出

和泉市長 池田 忠雄

- 1 契約の目的 公共下水道肥子2-9-①号線管布設工事
- 2 契約者 和泉市長 池田 忠雄
- 3 入札の方法 指名競争入札
- 4 契約金額 94,245,000円
- 5 契約の相手方 和泉市旭町429番地の3
株式会社 竹内建設
代表取締役 竹内 博文

- 議長（竹下義章君） 提案理由の説明を願います。
- 総務部長（神藤恒治君） お許しをいただきまして自席から、ただいま御上程をいただきました議案第59号の提案理由並びにその内容につきまして、御説明を申し上げます。

まず、提案理由でございますが、本件は、南大阪湾岸北部流域関連公共下水道の一環として施行するもので、工事請負契約を締結するに当たり、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の御議決をお願いしようとするものでございます。

その内容でございますが、契約の目的は、公共下水道肥子2-9-①号線管布設工事で、契約金額は、9,424万5,000円。契約の相手方は、和泉市旭町429番地の3 株式会社竹内建設代表取締役竹内博文と契約しようとするものであります。

工事の概要でございますが、参考資料及び別添図面にお示いたしましたとおり、起点 和泉市肥子町一丁目68番地の7先から終点 同町一丁目35番地先まで、府道泉大津粉河線の一部及び肥子町地内の一部に延長199.90m、管径350mmで93.80m 及び管径800mmで106.10mの污水管を推進工法により布設するもので、他にマンホール設置工3箇所、舗装工及び附帯工一式を施行いたすものであります。

なお、工期につきましては、御議決をいただきました日から平成5年5月31日を予定いたし

てございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第69号「工事請負契約締結について」御説明申し上げました。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長（竹下義章君） 本件について質疑、御意見ございませんか。
- 18番（赤阪和見君） この工事請負契約締結の内容については別はないのですが、この際でするので若干、お聞きをしたいと思います。

この污水管の本管を入れるということですが、こら辺の面的整備について若干、御説明願いたいと思います。

- 議長（竹下義章君） 理事者答弁。
- 下水総務課長（中野裕幸君） 面整備の件につきまして、下水総務課中野からお答え申し上げます。

この肥子町の面整備につきましては、ただいまの4年度から6年度ぐらいにかけて幹線の污水管を整備していきたいと考えております。その後において、ある程度面整備に進んでいきたいと考えております。

- 18番（赤阪和見君） 幹線を4年度から6年度にかけて、ということでございますが、それでは、現実に使える、供用開始をするという年月は大体、どれぐらいですか。

- 下水総務課長（中野裕幸君） 今の計画では、6年以降になると思います。

- 18番（赤阪和見君） 6年以降ということはわかるんですが、この周辺については、大体、どれぐらいかかるかということですね。この一角だけでも結構ですが、今回、L字型に入れるわけですが、受益者にとっては、これは本管ですから余り関係がない。来年から6年にかけてされるということですが、実際に供用開始ができるのは、大体、どれぐらいになるのか。そのスパンが長いんですよ。これが入ったらすぐいけるように思っているんですが、そうではないんだ、ということを確認しておきたい。

それからもう一步、実際に市民の用に供することができるのが、大体、6年から、と言われると、余りにも時間の経過が長すぎるので、大体の目標だということをお示し願いたいと思います。

- 下水総務課長（中野裕幸君） 今、入れている幹線は6～7m下に入ってますので、面整備には、サービス管という管を入れなければなりません。これは面整備に備えての幹線污水管でございますので、6年ごろまでに幹線を整備し、もう1年ぐらいに面整備と合わせて7年ごろから整備していきたいと考えております。

- 18番（赤阪和見君） そうではなく、やはり見通しというものを立てていると思うんです。6年から面整備に入っていきたい、というような見通しではなく、大ざっぱでもでも結構ですから、この周辺の一角は、大体、どれぐらいかかってくるのかということです。というのは、本管がどんどん進んでいくのは結構なんです。予算の関係もあろうかと思いますが、しかし、相当離れたところの投資であり、現実にそこが受益するまでにはなかなかいかない。3年後の7年からと言いますが、3年後からやっと民間のところの手を付けていくということですからね。それであれば、大体、どれぐらいでこの一角が面整備がされるのか、その点でもう少し突っ込んだ話を伺いたい。
- 下水道部長（藤原清司君） 下水道部長の藤原よりお答えいたします。御指摘の面整備でございますが、本年度、下水道部ができて、まず、事業認可を受けたところの認可区域につきまして幹線管渠の布設ということで、肥子町を初め全体を進めてまいっているわけでございます。御指摘の今の分につきましては、管布設後の面整備につきましては、2～3年後を目標にして実施してまいりたい、かように存じております。
- 18番（赤阪和見君） 本管、幹線を布設後、2～3年を目途にその周辺は供用開始ができるということですが、まず、これはどこでも本管が入り、それから幹線が入りますね。本管布設後からでしたら、大体、どのぐらいになりますか。今、言うているのは幹線ですからね。本管布設後5年なら5年、6年なら6年という見通しはどのように立ててますか、ということです。
- 下水道部長（藤原清司君） 今回でしたら、肥子町に集中すればもう少し早くなりますが、かなり広範囲で実施していますので、基本的には、今、申し上げましたように、本管を入れた2～3年後は面整備にかかると思います。
- 18番（赤阪和見君） そう理解していいんですか。本管を入れて2～3年後には面整備にかかると理解していいんですか。本管入れ、その上にもう1つ幹線を入れ、そこから家庭につながるという3段階ぐらいの作業が要ると理解します。今の部長の答弁では、本管を入れて2～3年後と言われますと、すぐサービス管に入ってくると理解していいんですか。
- 下水道部長（藤原清司君） 工程といたしましては、先生が御指摘のとおりでございます。ただ、われわれとしては2～3年後、事業認可区域については、本管を布設後幹線、また、サービス管を布設、それから、柵を設置して収集したいという努力目標を持ってやっております。
- 18番（赤阪和見君） 平成元年に入れられた本管で既につないであるという、今、部長が「2～3年後を努力目標」と言われた例があれば教えていただきたい。これは民間デベロッパのやつをごぼと取ったという以外でそういうところがあればね。

○ 参与兼建設部長（浅井隆介君） 浅井よりお答え申し上げます。

まず、先生が言われるように3つの段階に分かれます。最初は、幹線である本管を入れます。これは非常に深くございまして、取り入れができません。その次に、そのエリアの準幹線が入ります。その場合、そこに面するところは、直接取り込みが一部可能になります。というのは、かなり浅い状態です。その次に、その周辺を面的整備をするためのサービス管が入っていくという段階になります。

元年当時に入れたのは、大体、エリア的に言いますと、小田から和気にかけて管を入れてございまして、先ほど、部長が申しましたことで面整備が進められております。ただし、あくまでも市道という公的部分に入るものに限られてきます。その次に、私道に対しては、その地区の住民の方々の要望によりまして特設排水管整備、これは100%市が負担するサービス管を入れます。こういうことで面整備が進んでいくわけでございます。

したがって、先ほどの3年以降というのは、まず、幹線を入れて次に準幹線を入れる。その段階で一部の取り込みが始まりまして処理区域が拡大されていく。その次に面的整備をし、さらに、細かいメッシュで取り込んでいく、こういう形で進められております。その1つの例としては、小田地区でそういう段階で進めております。もちろん、流域幹線が上がってくる前に先行投資はやっておりましたけれども、そういうステップでやっております。

○ 議長（竹下義章君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第59号は、原案どおり可決されました。

○

○ 議長（竹下義章君） 日程第13「財産処分について」（土地の売却）を議題といたします。

議案第60号

財産処分について

次の土地を売却するについて、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

平成4年12月15日 提出

和泉市長 池田 忠雄

1 土地の所在、種別、数量

和泉市松尾寺町1876番地

雑種地 2,634㎡

和泉市松尾寺町1883番地の1	雑種地	366㎡
和泉市松尾寺町1883番地の2	雑種地	188㎡
和泉市松尾寺町2164番地の72	雑種地	1,804㎡
和泉市松尾寺町2164番地の73	雑種地	5,936㎡
和泉市松尾寺町2164番地の74	雑種地	1,814㎡
和泉市松尾寺町2164番地の76	雑種地	2,064㎡
和泉市松尾寺町2164番地の77	雑種地	2,419㎡
和泉市松尾寺町2164番地の78	雑種地	1,814㎡
和泉市松尾寺町2164番地の80	雑種地	1,818㎡
和泉市松尾寺町2164番地の81	雑種地	5,514㎡
和泉市松尾寺町2164番地の82	雑種地	2,571㎡
和泉市松尾寺町2164番地の83	雑種地	1,814㎡
和泉市松尾寺町2164番地の144	雑種地	3,274㎡
和泉市松尾寺町2164番地の153	雑種地	1,985㎡
和泉市松尾寺町2164番地の167	雑種地	6,964㎡
和泉市松尾寺町2164番地の168	雑種地	1,983㎡
和泉市松尾寺町2164番地の208	雑種地	428㎡
計		45,390㎡

2 売却の方法

随意契約

3 売却の相手方

高石市高師浜丁11番地

泉北環境整備施設組合

管理者 池田忠雄

4 売却予定価格

1,335,625,000円

- 議長（竹下義章君） 提案理由の説明を願います。
- 総務部長（神藤恒治君） ただいま御上程いただきました議案第60号「財産処分について」の提案の理由並びにその内容につきまして、総務部神藤から御説明申し上げます。

本物件は、旧不燃焼物処理場用地でございましたが、平成4年4月1日付をもって用途廃止

し、現在、普通財産として管理しております市有地でございます。場所は、和泉市松尾寺町に所在し、国道170号線、農免道路の交差点の北約350mに位置してございます。今般、売却先が決定いたしましたので、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、御提案を申し上げた次第でございます。

処分の内容でございますが、本物件は、議案書の8ページから9ページに表示してございますとおり、和泉市松尾寺町1876番地ほか17筆、いずれも雑種地でございます。合計18筆、面積で4万5,390㎡でございます。

次に、10ページでございますが、売却の方法は随意契約。売却の相手方は、高石市高師浜丁11番地、泉北環境整備施設組合でございます。売却の予定価格でございますが、平方メートル当たり2万9,425円、総額13億3,562万5,000円となっております。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第60号「財産処分について」の提案の理由並びに内容の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長（竹下義章君） 本件について質疑、御意見ございませんか。
- 18番（赤阪和見君） 売却云々の話は、私どもも承認をするわけですが、内容についてちょっとお聞きをしたいと思います。

この取得価格が幾らで、今までの金利、事務経費その他で幾らか、それが1点。

それと、あの土地を見ますと、今、ゴムシートで覆われています。一体、何年かかって灰を満杯にし、跡地をどのようなことに使われるのか。

それから、何年かかかるわけですが、既に農免道路のところまでゴムシートを張ってますけれども、実際にこういう工法というのがいいのか悪いのか、御見解をお示し願いたいと思います。

これはあくまでも泉北環境の問題であろうと思いますが、私たち和泉市の地域にございますし、今、自然環境が問われている中、売る以上は、当局としてもしっかりと基本的な後々のことを考え、後顧の憂いのないようにとの思いの質問でございますので、よろしく願いをいたします。

- 議長（竹下義章君） 理事者答弁。
- 市民生活部理事（岸田秀仁君） 財産処分について、市民生活部岸田からお答えさせていただきます。

面積につきましては、先ほど申し上げましたように4万5,390㎡でございます。取得価格は4億9,408万10円、利子相当分5,284万4,568円、付帯事務費4,302万5,688円、市への譲渡価格が5

億8,995万266円でございます。それから、地益権設定についての補償費が1,356万3,880円、利子相当分89万4,062円、付帯事務費49万1,792円、市への譲渡価格1,494万9,734円、合計で6億490万円でございます。

それから、埋め立ての期間はどのぐらいか、ということでございますが、われわれが聞いておりますのは、約20年間の埋め立ては可能だと聞いております。

それから、跡地利用につきましては、今のところ、健全なスポーツ施設の利用ということで泉北環境に要望をしております。

それから、ゴムシート云々についてですが、今まで裸で置いて何年ぐらい持つかという経過もあるかと思いますが、以前、黒石町で埋め立てをしたときも、同じようにシートを敷いていまだに腐敗はしていないという経過もございますので、何とか埋め立て期間中の20年は持つであろうという泉北環境の考え方でございます。

以上でございます。

- 18番（赤阪和見君） この原価は6億490万円ということですか。
- 市民生活部理事（岸田秀仁君） そうです。
- 18番（赤阪和見君） それを13億円で売るとということですか。
- 市民生活部理事（岸田秀仁君） はい。
- 18番（赤阪和見君） それは泉北環境も御了解をいただいている。
- 市民生活部理事（岸田秀仁君） はい。
- 18番（赤阪和見君） その点を確認だけしておきます。

それから、ゴムシートの件ですが、現実にゴムシート自体がまだ20年経過していないわけですね。どれだけの耐用力があるか。幾らさらのものを仮に18年たってそこへ灰を埋めていくとき、基本的にそれだけの強度があって持つとは思えない。この工事のやり方は、予算の関係があるからずぼっとやらなくてはならない。これだけの予算を取ったやんから、これを使わなければならない、という考え方のもとにそれをしているんじゃないかと思うわけです。

というのは、僕は、本会議の席上でも提案もしました。10年間、いや5年間おさめられるだけの部分をゴムシートをきちんとして整備をしていく。その間、5年も10年も15年も使わないところには緑を残しておく。そのような形の中で、降った自然の雨が地面へしみ込むような形を守っていくのが環境であるという提案もしました。

しかし、悲しいかな、20年間の灰を待つべくその容器をつくれれば、風雨にさらしたゴムシートが劣化していくのは当然であります。それをしゃーしゃーと20年持つんだ、と言われてます。黒石山がどうのこうのと言われても、結局、行政のむだ遣いというのがそこにあるのでは

ないか。その点をしっかりと私たちが監視をしていかなければ、劣化した上へ灰を捨てていくわけです。さらのゴムシートの上へ捨てれば、それだけ強力なゴムシートの値打ちはありますけれども、しかし、15年間、風雨にさらされたゴムシートに当初のゴムの力があるとお考えなのか。その点をしっかりと御答弁を願いたいと思います。

○ 市民生活部理事（岸田秀仁君） シート云々について専門的なデータは持っていませんが、一応、泉北環境の素案といたしまして、府とも十分協議した中で対応は可能だ、という指導も受け、判断をしているように聞いておりますので、よろしく願いをいたします。

○ 18番（赤阪和見君） 結局は、環境に対して何も優しくない、というのが僕の基本的な考え方です。市行政として、本当に20年間の灰をそこに埋めていくなれば、きちんとした方向でやりなさい。20年間、何も使わず、そして、降った雨が一時に流れていくので川を改修するんだ、というような方向であります。

この前の雨水管の布設もそうです。すべて三方をコンクリートにし、雨水管を埋め、地球上のわれわれの住むところに降った雨はその面に触れず、土に浸透せず、そのまま川へ流れて増水する。だから、川を改修するんだという、追っかけごっこをしている感じです。だから、そういうゴムシートを埋め、10年間の部分は地中に浸透し、草木を養い、川の水を美しくするような方向性を今後、基本的に考えていただきたい。

そうでなければ、本当にあの真っ黒の地肌が見えない、そこに降った雨がすぐ松尾川に流れ氾濫を起こすという方向性があるのです。だから、自然環境と共生できるような行政をしていただきたいというのが、以前から言っている私の提案でもあり、皆さん方の考え方を基本的に変えてほしいという願いであります。その点、しっかりとやっていただきたい。

○ 議長（竹下義章君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第60号は、原案どおり可決されました。

○

○ 議長（竹下義章君） 日程第14「財産取得について」（教育用パーソナルコンピューター）を議題といたします。

議案第61号

財産取得について

次のとおり財産を取得することについて、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又

は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成4年12月15日 提出

和泉市長 池田 忠雄

- | | |
|----------|--|
| 1 取得する財産 | 教育用パーソナルコンピューター |
| 2 取得の方法 | 指名競争入札 |
| 3 取得予定価格 | 128,663,480円 |
| 4 取得の相手方 | 大阪市中央区城見一丁目4番24号
日本電気オフィスシステム株式会社関西支店
支店長 三好成忠 |

- 議長（竹下義章君） 提案理由の説明をお願いします。
- 総務部長（神藤恒治君） ただいま御上程をいただきました議案第61号「財産取得について」、提案の理由並びにその内容につきまして、総務部神藤から御説明申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、本件は、平成5年度より実施されます中学校新指導要領におきまして、情報教育が取り入れられてございます。これに対応すべく、教育用パーソナルコンピューターを取得しようとするものでございます。取得に当たり機種選定につきましては、本市の情報教育を進める上で必要な機能を満たしていること等精査を行った結果、3社を決定の上、指名競争入札を行ったところでございます。つきましては、その取得に当たり、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の御議決をお願いしようとするものでございます。

次に、その内容でございますが、取得する財産は、教育用パーソナルコンピューターで、取得予定価格は、1億2,866万3,480円。取得の相手方は、大阪市中央区城見一丁目4番24号、日本電気オフィスシステム株式会社関西支店支店長三好成忠と契約しようとするものでございます。

取得の概要でございますが、12ページの参考資料にお示いたしましたとおり、納入場所は、市立中学校10校。納入期限は、平成5年3月31日を予定いたしております。取得内容としては、ハードウェアとして、パソコン本体206台、ディスプレイ206台、ページプリンター10台、プリンター98台、その他附属機器一式でございます。また、ソフトウェアでは、教材作成支援ソフトといたしまして、スタディタイムほか11種類を取得しようとするものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第61号「財産取得について」御説明申し上げます。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

○ 議長（竹下義章君） 本件について質疑、御意見ございませんか。

○ 12番（大谷昌幸君） 12番・大谷です。2、3点、お伺いいたします。

まず、この1億余万円の中には工事費が含まれているかどうか。

それから、これは生徒1人当たり何台で計算し、10校の合計が206台になったのかどうか。

それから、もし、今後、生徒数が増加した場合、どのようなぐあいに補助していくのかという点。

それから、耐用年数ですが、この教育用パソコンをNECと契約をするわけですが、現在、日進月歩と言われるぐらいこの業界は内容的に進歩しているわけです。業界では、購入するよりもリースした方がいいと聞いていますが、耐用年数と関連して今後、何年間ぐらいこの機械でいけるのか。遅まきながら、国の指導もあって教育現場にこれを取り入れられるわけですが、一般の経済社会がどんどん進んでいるのに、学校がおくれた機械を使っているのでは、実社会に出てから間に合わないということが起こってくるのではないかという懸念があるため、この耐用年数をお聞きするわけです。

以上です。

○ 議長（竹下義章君） 理事者答弁。

○ 教育研究所長（藤原武久君） 教育研究所の藤原より答弁させていただきます。

まず、第1点目の工事についてでございますが、工事については、別に予算的に認められております。あくまでも、これは本体だけであります。

第2点目の生徒1人当たりの台数でございますが、基本的には、文部省の指示どおり生徒2人に1台、一応、市内の8中学校40人学級につきまして21台、同推校の35人学級の信太中学校、富秋中学校につきましては19台、計206台でございます。

第3点目の生徒数の増加についてであります。これについても一応、学級で使うということでございますので、その点、40人学級を超えるということはありませんので、現在のところ、21台で十分賄えると考えております。

第4点目の耐用年数でございますが、これは国の補助事業でありまして、一応、国の方では7年と決めてございます。先ほど、御指摘のことでございますが、当初、リースについても考えましたが、2点で問題があります。第1点は、リースにすると文部省からの補助対象にならないということ。2点目は、割高である、という観点からリースにはできなかったという点と、特に中学生が基礎的に学習するものでありまして、最新の機器は必要ないのではないかと。これほど広がった中では、現在のソフト関係で恐らくこれを越えて発展するということは今のところ考えられないということで、一応、こういう形でしたものでございます。

以上です。

- 12番（大谷昌幸君） それで結構ですが、もう1点、念のためお知らせ願いたいんですが、3社の見積もりを取ったということですが、NEC以外にどういうところをこれに参加をさせたのか。それから、このNECは、阪南地区でも結構ですが、シェアが高いのか低いのか。もし、わかっておれば、その点も念のためお聞かせくださいませんか。
- 教育研究所長（藤原武久君） 藤原より答弁いたします。
まず、3社でございますが、日本電気、富士通、松下電器の3メーカーでございます。
それから、阪南各市におけるシェアでございますが、堺、高石が富士通、岸和田、貝塚はNECと聞いております。
- 議長（竹下義章君） 他に。
- 18番（赤阪和見君） 3社ということで答弁がありましたので、それは結構でございます。
ただ、値段の開きはどんなものであったか。この機材は、後の使うソフトとか、使う部分ということで“1円入札”とかが過去にあったと思います。この価格は妥当なので出てきているわけですので了解しますが、3社の値段の開きは、参考までにどんなものであったかという点をお聞きをしたいと思います。
それから、これはパーソナルコンピューターの基本的な仕組みを教えるのか、あるいはそれを使って何らかの形を生むのか、その点、教育効果の方向性の中でどのようなお考えであろうかということです。
- 議長（竹下義章君） 理事者答弁。
- 契約課長（北橋輝博君） 定価の問題につきまして、契約課北橋よりお答えいたします。
今回、NECと決まったわけですが、NECを1とした場合富士通が約0.8、松下電器の方が1.5強というぐあいになっております。
- 議長（竹下義章君） 次。
- 教育研究所長（藤原武久君） コンピューターの使用方法ですが、一応、先ほどもお話をさせていただきましたように、平成5年度から技術の中に情報基礎という学科が設けられました。その中で基本的な使い方、特にワープロとして、または表計算とかの機械的なものとして使いますし、その他の教科についても、できるだけ教育効果の上げられるような指導方法の中で使っていきたいと考えております。
- 18番（赤阪和見君） 先ほどの値段の件ですが、これは中を取ったということでしょうか。
契約課長（北橋輝博君） これは指名競争入札で行っておりますので、低価格の落札業者ということになっております。

- 18番（赤阪和見君） 先ほどの0.8というのは……。
- 契約課長（北橋輝博君） 定価ベースということです。入札は、各業者が定価を持っておりませんが、実際に入れる価格は、それぞれ各社が判断をした上で入札を行います。その結果としてNECとなっております。定価ベースの段階でいきますと、先ほど御説明をもう少し言いますと富士通が低く、若干高いところにNECがあるという順になってございます。
- 18番（赤阪和見君） いやいや、そういうことは聞いていない。実際に指名競争入札があったということで、NECが1であれば、富士通の定価が0.8であろうが何であろうが、ナショナルが1.15やったとか、そういうことを教えてほしい。できれば、金額で教えてもらえればありがたい。情報公開であれば、そういう金額は出てくるんですよ。その点だけ。
- 契約課長（北橋輝博君） まことに申しわけございません。入札結果の金額については、落札者の分は報告しておりますが、その他の分は、入札の会場におきましても報告しておりませんので、報告することはできません。もし、報告しておったならば、改めて議長さんと相談の上、報告するというで御了解願いたいと思います。
- 議長（竹下義章君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。
お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議ないものと認めます。よって、議案第61号は、原案どおり可決されました。

○

- 議長（竹下義章君） 日程第15「財産取得について」（いしたちはら公園用地）を議題いたします。

議案第67号

財産取得について

和泉都市計画公園（いしたちはら公園）敷地として次の用地を取得することについて、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成4年12月15日 提出

和泉市長 池田忠雄

- | | |
|---------|-------------------------|
| 1 場 所 | 和泉市箕形町969番地及び池田下町3499番地 |
| 2 面 積 | 7,667.68㎡ |
| 3 取得の方法 | 随意契約 |

- 4 取得予定価格 300,573,056円
- 5 取得の相手方 大阪市城東区森之宮一丁目6番85号
住宅・都市整備公団 関西支社
理事・支社長 山 根 林

○ 議長（竹下義章君） 提案理由の説明を願います。

○ 都市整備部長（萩本啓介君） お許しをいただきまして自席から、ただいま御上程をいただきました議案第67号「財産取得について」の提案の理由並びにその内容につきまして、都市整備部長萩本から御説明申し上げます。追加議案書1ページでございます。また、別冊として追加議案参考資料を添付しておりますので、合わせて御参照賜りたいと存じます。

まず、提案の理由でございますが、本年4月に施設整備を完了し、広く市民に利用されているいはら公園であります。今回、同公園用地を住宅・都市整備公団より取得するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

本公園は、施設整備を町開きに合わせて平成3年度で実施し、用地買収については、平成元年度より継続的に事業を進めており、今年度で新住事業区域内の用地買収については、すべて完了を見るものでございます。

次に、内容であります。同公園の場所は、和泉市箕形町9番地及び和泉市池田下町3499番地。面積7,667.68㎡。取得予定単価1㎡当たり3万9,200円、取得予定価格3億57万3,056円で住宅・都市整備公団より取得しようとするものであります。

また、取得に係る財源といたしましては、国庫補助金1億50万円、住宅・都市整備公団負担金2億7万3,056円を予定しております。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第67号の提案の理由並びにその内容の説明を終わります。よろしく御審議いただきまして、原案どおり可決、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（竹下義章君） 本件について質疑、御意見ございませんか。

○ 18番（赤阪和見君） 今、この公園は、広く供用しているということですか、管理はどちらでされておられるのか。

○ 議長（竹下義章君） 理事者答弁。

○ 都市整備部次長（田中武郎君） 公園課田中より御答弁申し上げます。

最終的に市の方に引き取りますが、現在は、まだ住宅公団の方で管理をしております。

○ 18番（赤阪和見君） これはいい公園です。時々、僕らもそばを通ると利用されている方がたくさんおられますが、このトイレが最初からつぶれているというか、つぶされているんですね。うちの辻議員の御館山公園の質問で、撤去してほしいという願いがあって撤去したんだ、という答弁がございましたが、つぶれた便所なら撤去してほしい、というのが市民の願いなんです。しかしその前に、もっとしっかり管理してほしい、という願いがあったはずなんです。それを放置して、放置して、危険だということで撤去した。市としては、撤去してくれという市民の願いだ、というような答弁をしておりましたが、私たち議員にとっては、もってのほかの答弁なんです。管理して、管理して、管理し抜いてきたが、それでも地域周辺の住民が、というのならともかくとしてね。

今回、この用地取得に異議はございませんが、さらの公園からしてトイレの管理を怠っているという点を公団に強く要望してきちんとしていただかなければ、こういう議案が出てくるたびに同じことを質問していかなければならない。ひとつ心してやってほしいと思います。

○ 議長（竹下義章君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第67号は、原案どおり可決されました。

○

○ 議長（竹下義章君） 日程第16「市道路線の認定について」（いぶき野1号線ほか17路線）を議題といたします。

議案第62号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定により、次のとおり市道の路線を認定する。

平成4年12月15日 提出

和泉市長 池田忠雄

路線名	延長(m)	幅員(m)	起 点	終 点	重要な経過地
いぶき野1号線	177.90	6.00 ～8.00	いぶき野一丁目 6番地の14先	いぶき野一丁目 13番地の7先	
いぶき野2号線	236.90	6.00	いぶき野一丁目 7番地の16先	いぶき野一丁目 14番地の3先	
いぶき野3号線	247.90	6.00	いぶき野一丁目 8番地の18先	いぶき野一丁目 11番地の11先	

路線名	延長(m)	幅員(m)	起 点	終 点	重要な経過地
いぶき野 4 号線	386.20	6.00 ~10.00	いぶき野一丁目 1 番地先	いぶき野一丁目 14番地の 1 先	
いぶき野 5 号線	73.50	8.00	いぶき野一丁目 12番地の 1 先	いぶき野一丁目 11番地の 20先	
いぶき野 6 号線	185.90	6.00	いぶき野一丁目 21番地の 24先	いぶき野一丁目 21番地の 13先	
いぶき野 7 号線	225.90	6.00 ~8.00	いぶき野一丁目 20番地の 23先	いぶき野一丁目 18番地の 1 先	
いぶき野 8 号線	142.90	8.00 ~25.00	いぶき野一丁目 17番地の 22先	いぶき野一丁目 17番地の 12先	
いぶき野 9 号線	178.40	6.00	いぶき野一丁目 16番地の 23先	いぶき野一丁目 18番地の 6 先	
いぶき野 10号線	428.10	6.00 ~8.00	いぶき野一丁目 10番地先	いぶき野一丁目 22番地先	
いぶき野 11号線	272.50	6.00 ~8.00	いぶき野三丁目 3 番地の 1 先	いぶき野三丁目 2 番地先	
いぶき野 12号線	297.20	9.50	いぶき野三丁目 24番地先	いぶき野三丁目 24番地先	
いぶき野箕形線	312.50	9.50	箕形町 854番地先	箕形町 349番地の 1 先	
いぶき野歩 1 号線	32.90	4.00	いぶき野一丁目 13番地の 1 先	いぶき野一丁目 13番地の 12先	
いぶき野歩 2 号線	17.00	9.00	いぶき野一丁目 9 番地先	いぶき野一丁目 9 番地先	
いぶき野歩 3 号線	40.40	4.00	いぶき野一丁目 5 番地先	いぶき野一丁目 5 番地先	
いぶき野歩 4 号線	34.00	4.00	いぶき野一丁目 19番地の 4 先	いぶき野一丁目 19番地の 3 先	
いぶき野歩 5 号線	27.50	4.00	いぶき野一丁目 19番地の 1 先	いぶき野一丁目 19番地の 1 先	

- 議長（竹下義章君） 提案理由の説明をお願いします。
- 参与兼建設部長（浅井隆介君） お許しを得まして自席より、ただいま御上程をいただきました議案第62号「市道路線の認定について」、建設部浅井より提案の理由並びにその内容について御説明を申し上げます。別添参考資料4ページも合わせて御参照をお願い申し上げます。
本件は、新住宅市街地開発事業として住宅・都市整備公団が昭和50年12月8日、事業承認を

得て開発を進めておりますトリヴェール和泉の北部地区において本年5月、町開きを行い、いぶき野一丁目及び三丁目地区の入居も行われましたので、その道路の一部の移管を受けるものでございます。

まず、場所でございますが、いぶき野一丁目及び三丁目の一部と市道と泉台唐国内田線までの進入路でございます。

次に、その内容であります。路線名いぶき野1号線 起点 いぶき野一丁目6番地の14先から終点 いぶき野一丁目13番地の7先までの延長177.90m、幅員6.00mから8.00mほかいぶき野12号線まで並びにいぶき野箕形線の計13路線、総延長3,165.80m及び歩行者専用道路としたしましてのいぶき野歩1号線 起点 いぶき野一丁目13番地の1先から終点 いぶき野一丁目13番地の12先までの延長 32.90m、幅員4.00mほかいぶき野歩5号線までの計5路線、延長151.80mを道路法第8条の規定に基づき、認定をお願いいたすものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、提案の理由並びにその内容について御説明を終わらせていただきます。何とぞよろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定くださいますようお願いを申し上げます。

- 議長（竹下義章君） 本件について質疑、御意見ございませんか。
- 19番（穴瀬克己君） この市道認定については異存はないわけですが、昨日の質問にもありましたが、市道認定についての基準と、認定をしなければならない理由を述べていただきたいと思えます。
- 議長（竹下義章君） 理事者答弁。
- 道路課参事（関 和直君） ただいまの御質問に対しまして、道路課関よりお答え申し上げます。

市道の認定基準につきましては、先般よりいろいろ説明申し上げますように、一定、4mの幅員を有する公道から公道に通り抜けます道路につきましては、市の議会の同意をいただきまして認定を行うという基準を設けております。今回の認定基準につきましては、新住宅市街地開発事業で整備されました道路のうち、機能がきちんとできた部分につきましては認定を行うものでございます。

それから、認定を行う理由ということにつきましても、今、申し上げましたように、新住宅市街地開発事業に伴いまして、道路管理者を一定、決めました部分について認定を行うという理由でございます。

以上でございます。

- 19番（穴瀬克己君） 市道という形で認定をすることによって、公の道路として住民全体が

供用する意味があるかと思います。ところが片方では、市道認定をしなければならない道路であっても、認定をしない道路があります。こういう形について、行政が市道認定に当たる基本的な考え方をお聞かせ願いたいわけです。

例えば昨日、問題になりましたチェリータウン内の道路が認定をされ、市に移管をされておられません。この道路は、そもそも認定をしないのか、市が引き取らないのかという問題です。また、山荘町の労住が開発した道路、これも4 m以上あります。この道路も市に移管させず、労住管理のままにしております。チェリータウンの道路も、業者の個人道路のままにしております。こういった形のままで開発を進めているのか。どういう基本的な考え方で道路整備を図っていかれているのか。

特に市は、区画整理法等を用いず、開発に伴う道路によって都市基盤の新設道路の推進を行っているのが現状であります。そのような中では、この道路を市道として移管をさせていかない中で、さまざまな問題が起こっております。片方では、スムーズに出てくる市道認定の部分がありますが、他方では、放置された部分がありますが、どういう考え方で対処されているのか、お聞かせを願いたいと思います。今、具体的に2例を挙げましたが、それについて御答弁を願ったら結構です。

- 道路課参事（関 和直君） 今のお話でございますが、過去に開発されました道路の移管の件につきましては、従来、底地の権限が市に移管されていませんので、特に認定をかける場合には、当然、権原の取得をするということが最大限の条件になります。過去に開発されました道路につきましてはかなり古うございますので、地主さんの帰属という問題が解決されましたら、私どもといたしましては、地元と協力して認定を行う作業をしております。

ただ、新しい時期に入って開発されました道路につきましては、開発段階で帰属を明記しておりますので、それらの物件につきましては、当然、道路認定の量もありますので、一定の時期を待ちまして、そういった調査をして認定をかけていきたいと思っております。

- 19番（穴瀬克己君） それでは、新しい方で問題を取り上げます。

山荘町のチェリータウン、室堂のチェリータウンの道路は、市に移管していますか。

- 道路課参事（関 和直君） 山荘町のチェリータウンにつきましては、認定は行っておりません。それから、室堂町につきましては、現在、帰属が済みまして、一定の時期がくれば認定をかけてまいりたいと思っております。

- 19番（穴瀬克己君） 業者によって、業者の権利をそのまま残しておるということを許しております。業者個々によって、ミニ開発の短い部分でも市に移管をさせているという部分がたくさんあります。

1つの都市基盤整備の考え方からいけば、こういうアンバランスな形で推進をされることは、非常に町づくりの面でおくれる部分も出てきます。業者エゴとか地域エゴが出てきて、市街化区域の中にあっても開発をされていかない部分がたくさん残ってまいります。市が開発を許す中では、道路整備が根幹になってくるわけですから、この辺についての考え方は一定してもらわないといけない。片方では、すぐに市に移管をさせながら、他方では、業者の権利をそのまま残して放置している。そのことによって新たな道路から接続する地域での開発がされていないという部分があります。こういう部分においては、地域エゴや業者エゴによるトラブルが後を絶たない。

これはどこに問題があるか、市の開発指導に問題があります。こういった部分が1つも整備されていない。過去において市に移管をされず、土地の権利をそのまま放置している部分がある。それが新しく変わって、一定の道路幅員、市の指導に基づいた中でしか開発を許さないという形になりまして、以前の部分についてどう対応していくのか、の結論を付けずに新しい対応をしている。だから、過去の部分は放置したままである。それに対して市道認定をしているのか、市に移管をさせていくのか、どのように整備をしていくのか。その開発に対して許可を与えたのは行政であります。その行政が、今になって欠陥道路だからいただけないという形は許されない。これについての検討が全然されていない。

当時、開発が急ピッチで進んだ時期がありました。こういった中では、並河議員さんからの質問でもありましたが、これは市道認定はしておりません。でも、その道路は市に移管されているという状況です。そのような中途半端な形で放置され、なかなか道路整備をやっていただけないという状況です。労住の中も労住の持ち物になっているので、そこから先の開発は、地域住民や労住の許可を得ないといけないという状況です。まだまだその裏に開発できる地域がありながら、道路が個人管理になっているので、その地域が整備されていないという問題があります。チェリータウンの問題にしても、長谷工の開発に係るトラブルがどんどん出てきています。

こういったものについては、市道認定に当たっては、その以前の開発指導の段階で和泉市の市街化区域の新設道路をどのように推進をしていくのか。行政が主体になった区画整理法を用いた新設道路をつくらず、開発に頼っている都市基盤の道路網ですから、それに対しては、厳然たる開発指導の段階できちんとした基準を設けてもらわないと、ばらばらの形で道路整備がされていく。個人や業者の権利が主張され、開発が進まない。地域住民が多大な迷惑を被るという結果になっております。これについては道路課に聞いてもわからないので、開発指導の担当からこの辺の基本的な考え方を聞かせていただきたいと思います。

- 都市整備部長（萩本啓介君） 私からお答え申し上げます。

確かに先生が言われておりますように古いものにつきましては、私ども、労任の件等について、地元調整で苦慮した経験がありますが、結果としては、成功しなかったということもございます。最近の新しいものにつきましては、道路課の方からも答弁がございましたように、事前協議の段階できちんと整備をしていくので、比較的順調にしているんじゃないかと思いません。一面、地元住民等の協力も得ながら、できるだけそういったことを円滑に処理していきたいと考えております。

- 19番（穴瀬克己君） 特にここは市長が住んでいるところですからね。まして、和泉市で割合大型の個人開発が3カ所行われました。日の出建設がやったんです。それよりも小さな新しい開発の中でも、まだ市道認定はしていなくても、市に移管している道路がたくさんあります。ところが、新しい開発の中でも、こういった古いままの形で個人権利を残すような開発を許しているという部分があるんです。和泉市がもっと積極的に区画整理法で道路をきめ細かくつくってあげれば、このような問題は起こらないでしょうが、今、和泉市のとっている方法は、開発による道路づくりです。開発に伴う道路づくりをしているんなら、きちんと基準を定めておかないと大衆の道路とならないわけです。

いつまでもこのようなことを許しているところに、市の主体性、市の計画性でもって一体どのような町をつかっていくのか、地域の住民が理解に苦しむわけです。これに対しては、一貫した姿勢をとってもらいたい。そうでないと、行政と業者ぐるみの町づくりになってしまいます。業者の権利を誘導するような運営になってしまいます。こんなことがあっていいわけがない。そこに住んだ住民が巻き込まれてしまいます。

過去、行政が許可してつくられた道路部分は、行政が責任を持って道路整備や改修、補修をやっていかなければならないと思いますが、新しい部分でまだこういう形を残していつている。このような不公平な形を残しては、業者との癒着がいろいろ問題視される昨今ですので、行政や業者ぐるみで開発がされ、問題を残していくようなことがあってはならないと思います。今、抱えている問題の対応と、今後の開発に伴う道路の移管手続、方向の問題について御答弁を願いたいと思います。

- 都市整備部長（萩本啓介君） 先ほども少し触れさせていただきましたが、住宅開発に伴ういわゆる宅地開発の分野における条例と指導要綱でもって、それなりに指導をしている状況であります。その中では、道路等についてもきちんと指導を引き続いてやっていきたい、かように考えます。

- 19番（穴瀬克己君） 認定することには異存はないんです。どんどんこういう形で本当に大

衆の市道として地域が発展するためには、速やかに認定をしていくべきだと思います。しかし、それ以前の問題が、きちんとした基準で整備されなければならない。指導要綱が甘ければ、厳しくして町づくりをしていかなければならない。財政が困難な中で一生懸命に道路をつくってくれているわけですからね。開発者に負担をかけてやっているわけですからね。このようなことでは、市街化区域の都市基盤整備が進められないような状況になってしまいますので、きちんとした対応をお願いをしたいと思います。

○ 議長（竹下義章君） 他に。

○ 18番（赤阪和見君） この認定道路に付帯する照明施設は何基ぐらいあるのか、お聞かせ願いたい。

それから、この認定をするという行為によって、この管理は、いつから引き取るのか、その点をお聞かせ願いたい。

まず、この2点から先をお願いしたいと思います。

○ 議長（竹下義章君） 理事者答弁。

○ 道路課参事（関 和直君） 今の御質問ですが、今回、引き取る道路の中には、照明灯は1灯もございません。

それから、管理の問題でございますが、市道認定即管理ということではございません。基本的には、新住宅市街地開発事業の工事の完了公告が済みました後、一定の区域、一定の時期を待ちまして、住宅・都市整備公団から市の方に管理引き継ぎを行うことになっております。

○ 18番（赤阪和見君） 中央線についても、まだ管理は向こうというように理解をすればいいんですか。

○ 道路課参事（関 和直君） そのとおりでございます。

○ 18番（赤阪和見君） そうすると、道路照明の電気代もすべ向こうが持っているということですか。

○ 道路課参事（関 和直君） そのとおりでございます。

○ 18番（赤阪和見君） これだけの市道が認定されますが、この場所は、一部分譲住宅ということになっています。しかし、1号、2号、3号といういぶき野一丁目の府中寄りの方は、宅地分譲が中心であります。今、20戸ほど建っておりますが、道路照明がなくて真っ暗なんです。もちろん、町会もないので防犯灯も付けられない。こういう状態の中、買った人たちが、3年という猶予を持ちながら住宅を張り付けていくわけですね。“陸の孤島”とは申しませんが、ぼつんとしてどうも手が付けられない。また、そこに住んでも自分の家の街灯だけで、道路照明が1カ所もないというところが、今、非常に問題になっているわけです。

その点で私も提案をしました。最終5本付くやつを2本ぐらい、5分の2ぐらいの間隔で、先に家が建っていようが建ってなかりうが、四つ角には道路照明であり、住宅地内には防犯灯という形で先に付けていただいでおく。その間、3年という猶予がありますので、3年後には地元引き継ぐ。この例が、御館山公園の向こうにある公団が開発した道路照明です。あの道路照明は防犯灯であるけれども、町会が負担をしております。市がやってもせんね。ちょっと小さい水銀灯ですがね。ここら辺の話もあります。

そういう点をきちんとしていただかなければ、何と和泉市は心がないな、住んだけれども真っ暗や、2件、3件ぼつんぼつんや、これやったら田舎やないか、という感覚で、実際に生活に困っている人がたくさんおります。ここは最初ですから、どういう方向で次のところへどう移っていくのか。全体的なトリヴェール和泉の開発の中で、道路照明という形をどのようにされようとしているのか、その点だけお答え願いたい。

- 建設部次長（谷 俊雄君） 道路課谷よりお答え申し上げます。

この水銀灯につきましては、一定の基準に基づいて設置しておりますので、この街区の中は該当しないということで、1基もございません。先生が御指摘の防犯灯については、これは関係課が私どもと違いますので、今後、関係課あるいは住宅公団とも十分協議しながら推進を図ってまいりたい、このように考えてございます。

- 18番（赤阪和見君） それでは、関係のあるところから答えてください。関係がない、ということでは、答えになってない。

- 企画調整部理事（三井義秋君） 防犯灯の件につきまして、企画調整部三井からお答えいたします。

常々、議員さんの御指摘にありますように、また、地元からもいろいろ要望をいただいております。現在、何らかの方法で前向きに設置するよう、また、今後の問題もございまして、一定の整理をしながら進めてまいりたいと考えております。

- 18番（赤阪和見君） 最初に、これは人が入る前にきちんとしておくべき問題なんです。今日は、防犯灯云々の話で質問をしているわけではありません。道路認定でやっているんです。ここに道路があるということは、すなわち人が住むということです。とすれば、夜暗ければどうするのか、となるわけですよ。ましてや、トリヴェール和泉は、“三つの森”というきれいな名前が付いてますが、全くの暗い森の中に住むような方針でされたというんなら、それで結構ですが、その点、ひとつよろしく願いたいします。

もう1点、いぶき野9号線と中央線の間で違う開発をされて持ち分のある道路がありますね。すなわち私道、組合の道路ということです。この場合、幹線から幹線へというつながりがありま

す。ここへ入ってはだめだという規約はありません。だれでも入れる道路です。もし、この道路が痛んで補修をすれば、市は、認定はしていませんが、幹線から幹線であれば、減免申請の中で整備はされるかどうか、その点だけお願いいたします。

○ 建設部次長（谷 俊雄君） 道路課谷よりお答えいたします。

昨日から生活道路の減免の件でいろいろと御指摘もいただいております。生活道路の減免については、まず、公道から公道へつないでいるという要件と、さらに重要なことは、その沿線の利用者よりはるかに他の人や車の通過交通の役割を果たしているという実態からして、沿線の人にも負担をしていただくというのはなかなか御理解がいただけない、という趣旨で行っているものでございます。単に公道から公道へつないでいるだけではこの要件を満足させませんので、その事例の場合は、そういう通過交通の役割を果たしていなければ難しいと思います。

○ 18番（赤阪和見君） ちょっとついでに防犯灯の件ですが、この9号線と中央線の間の道路については、これはあの形態であれば防犯灯になるかどうか、その点だけです。防犯灯の申請があれば、2分の1を補助するかどうかです。

○ 市長公室次長（池辺一三君） 防犯灯の補助基準につきましては、町会、自治会、それに準ずる団体等より申請があれば、2分の1の補助をさせていただくという予定でございます。

○ 18番（赤阪和見君） あの場所を御存じの上で答弁をいただいているわけですね。

○ 市長公室次長（池辺一三君） ちょっと場所については……。

○ 18番（赤阪和見君） 防犯灯も非常に種類が増えまして、あの上が付いている蛍光灯だけで防犯灯ではない、ということをしかりと認識した上での答弁ということで理解をしておきます。

○ 議長（竹下義章君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第62号は、原案どおり可決されました。

○

○ 議長（竹下義章君） 日程第17「市道路線の認定について」（寺田町3号線）を議題といたします。

議案第63号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定により、次のとおり市道の路線を認定する。

平成4年12月15日 提出

和泉市長 池田忠雄

路線名	延長(m)	幅員(m)	起 点	終 点	重要な経過地
寺田町3号線	216.20	6.60 ～7.90	寺田町 86番地の1先	寺田町 58番地の1先	

- 議長（竹下義章君） 提案理由の説明をお願いします。

参与兼建設部長（浅井隆介君） お許しを得まして自席より、ただいま御上程をいただきました議案第63号「市道路線の認定について」、建設部浅井より提案の理由並びにその内容につきまして御説明を申し上げます。別添参考資料5ページから6ページも合わせて御参照をお願いいたします。

本件は、大阪府が府営寺田住宅として昭和39年に建設され、現在に至っております住宅内道路のうち、府道父鬼和気線から市道寺田町1号線に通じる道路であります。一方が民有地に接しているため、その後、住宅、店舗等が建築され、また、通過交通も増加してまいっております。こうした状況から大阪府から市に移管の申し出があり、現状を調査検討の結果、整備工事の完了後移管を受けることとしたもので、その完了に伴い移管を受けるものであります。

次に、その内容であります。起点 寺田町86番地の1先から終点 寺田町58番地の1先までの延長216.20m、幅員6.60m～7.90mを寺田町3号線として道路法第8条の規定に基づき、認定をお願いいたしますのでございます。

以上、まことに簡単であります。提案の理由並びにその内容について御説明を終わらせていただきます。何とぞよろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定くださいますようお願いを申し上げます。

- 議長（竹下義章君） 本件について質疑、御意見ございませんか。
- 19番（穴瀬克己君） これは住宅の一番端っこの道路ですね。府営住宅内の道路というのは、もともとずっと移管をされてないですね。今まで和泉市にある公団や府住という形の住宅内道路につきましては、基本的には、市に移管されないという考え方があるのかどうか、その辺について御答弁を願いたいと思います。
- 議長（竹下義章君） 理事者答弁。

- 建設部次長（谷 俊雄君） 道路課谷よりお答え申し上げます。

この府営住宅も、市営住宅もそうですが、住宅内道路は、基本的には、その住宅の管理者が管理していただくということでございます。

- 19番（穴瀬克己君） その住宅内道路の片方が市道に移管をされるということですが、この寺田住宅というのは、割合通り抜けの部分がないわけです。住宅によっては、通り抜けの部分がたくさんあるんですがね。住宅の住民が住宅内を守るためには、住宅内道路として管理するのがよからうと思いますが、逆に住宅の人は、そこから市道に出てくるわけです。その地域との整合性の問題で車などを通らさないという形がたくさんあります。非常に地域の道路形態がスムーズに進まないというか、普通一般の開発でありますと、基本的な考え方としては、すべて移管をさせていくわけですね。しかし、公団や府住、市営住宅もそうですが、そこだけ住宅内管理におさめて独立をさせていくという発想は、これでは地域住民と一体化しない。これは一定、考え直さなければならないと思います。

住宅内道路でも生活道路的なものでなく、通過交通できる道路という意味も含め考えていかなければならないとも思うわけです。今の和泉市で割合中規模、大規模に民間開発された部分はすべて移管をされていますが、府住などでは、後に建て替えになるとそういった部分が残っていくのであろうかと思いますが、地域住民の構成から考えますと、もっと地域との整合性を取っていくため、あるいは町づくりのためにも、府営住宅や公団だけが、公団管理や府住管理あるいは市営住宅の管理という面では、マイナス部分もかなりあるのではないかと。そういう従来の考え方については、改めて検討をしていくべきだろうとも思います。

一例を挙げますと、サントリー横の公社の土地のところ信号が付いています。あそこに分譲のマンションが建っておりまして、そこから府営住宅に抜ける道があります。こういったところも個人管理、住宅内管理がされておりまして、1つも通り抜けができない形になっています。幾ら道路を新しくつくらせていっても、こういう形を残していくと、地域の生活圏の流れが周辺となじまない。私もそこに住んでいましたので、そう感じるわけです。

今回の府営住宅の道路などについても、基本的にその地域と整合できるような道路にしていくべきだと考えております。住宅管理という発想になりますと、その地域が周辺と整合性が取れない形の道路をつくってしまう。地域と整合性が取れるような形で道路をつくれるわけですからね。特に端っこのところだけを市に移管をし、住宅内の真ん中の道路は府住の管理のままです。この際、基本的な考え方の見直しをすべきではないかと思しますので、その辺についての考え方をお聞かせ願いたいと思います。

- 建設部次長（谷 俊雄君） 道路課の谷からお答え申し上げます。

こうした公的な住宅地の取り扱いでございますが、基本的には、管理者が道路も含め管理していただくということを考えております。御指摘の周辺との状況も非常に町づくりの面では大事なわけですので、私も十分に理解をさせていただくところでございます。したがって、公的な住宅が建てられました場合、周辺の土地利用とか道路の役割によって市の方が管理をすべきかどうか。いろいろこれから住宅ができた場合、そうした面についても総合的に検討を加えてまいりたい、このように考えてございますので、よろしく願いを申し上げます。

- 19番（穴瀬克己君） この件についても、先ほどの業者管理と一緒になんです。同じ発想になります。もっと町づくりの面からいって、公営住宅が建てられれば、周辺地域との接点を道路計画の上で考えていかなければならない。そうでないと、住宅内だけが孤立したような道路形態になり、生活形態になってしまう。周辺地域との接点を持っていく中で、初めていい町づくりができていくわけです。

今、問題になっている府中のチェリータウンもそうです。業者管理のままに置いてある。だから、周辺の開発をしようにも、そこがうんと言わないとできない形になってしまいます。このチェリータウンの場合は、公道から公道へ抜けていますから、とっくに移管をされていなければならないので、業者エゴがはっきり見えています。市行政と本来の町づくりを一体化させないといけない。まず、そのためには、市営住宅の建て替えなどから取り組んでいかなければならないと思います。

府営や公団あるいは大規模開発のトリヴェール和泉も同じです。周辺との道路接点が非常に悪いという形です。公営の住宅は、住宅内道路は住宅管理道路だ、公団の住宅内道路だから公団管理や、と決めていると、民間開発も同じ形になってしまいます。だから、和泉市の町づくりが非常に阻害されてしまう。一般のミニ開発という弱いところに対しては、あんたらでは管理ができない、ということですから市に移管をさせているのに、大規模なところに対しては、住宅内管理にとどめてしまっています。

だから、今回の問題にしても、都合のええところだけ市に移管をしてきよるな、という見方をせざるを得ないわけです。市道に移管をさせていけるような町づくりをしていかなければならないと思います。特に公営のところから率先した、調和の取れた道路形態で市に移管をさせていけるような方法をとっていかないといけないと思います。都合のいいところだけ市に渡しまっさ、中はわれわれで守ります、建て替えでどないにも変えていきたいしな、というような管理形態は、町づくりの面から問題があろうかと思えます。公営住宅の部分であっても、開発、建設の段階で在来の周辺道路などとの整合性について、市がもっと協議をしていかなければならない。でき上がってからのいただく、ということではなく、特に公的な立場のところには、

単独の市道がなかなか入っていかないという悪癖が残っているように思います。今後、きちんとした体制で取り組んでいただかないと、ある部分だけ市道認定ということでは非常に困ります。

これは先ほどの質問と同じようなところに入ってまいりますが、特に公営住宅の一部分の道路移管という立場から、公的な府営住宅内道路に対する考え方を改めるような形で御検討を願いたい。これは町づくりの基本になる問題であります。民間にもっともっと言うていけるためには、公的なところから考え方を直していかないと整備がされていきませんので、その点を強く要望いたします。

○ 議長（竹下義章君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第63号は、原案どおり可決されました。

○ 議長（竹下義章君） ここで、お昼のため1時まで休憩をいたします。

（正午休憩）

○

（午後1時00分再開）

○ 議長（竹下義章君） 午前に引き続き、会議を開きます。

日程第18「和泉市職員定数条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案第64号

和泉市職員定数条例の一部を改正する条例制定について

和泉市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成4年12月15日 提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市職員定数条例の一部を改正する条例（案）

和泉市職員定数条例（昭和47年和泉市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号エ中「20人」を「30人」に改め、同条第9号中「113人」を「125人」に改める。

附 則

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

理由

本市の都市基盤の重点事業である公共下水道において、今後の公共下水道の整備を促進していくうえで必要な定数といたすべく、また、消防職員についても消防体制及び救急救助活動の充実、救急救命士の養成等を図るためのその定数改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長（竹下義章君） 提案理由の説明をお願いします。
- 市長公室理事（鹿島賢昌君） それでは、お許しを得まして自席より、ただいま御上程をいただきました議案第64号「和泉市職員定数条例の一部を改正する条例制定について」、市長公室鹿島から提案の理由並びにその内容につきまして説明を申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、本市の都市基盤の重点事業であります公共下水道におきましては、中長期計画を策定するなどその整備を積極的に進めており、今後の公共下水道を促進していく上で必要な定数といたすべく、公共下水道の業務に従事する職員の定数を改正しようとするものでございます。また、消防職員につきましては、現行消防体制及び救急救助活動の充実、救急救命士の養成等を図るため、その定数改正を行おうとするものであります。

その内容でございますが、議案書18ページの改正は、さきに申し上げましたとおり、公共下水道で支弁する職員につきましては、今後の公共下水道の整備促進のため現行20人を30人に改めるとともに、消防職員につきましても、現行の消防体制及び救急救助活動の充実等から、現行の113人を125人に改めようとするものであります。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第64号につきましての提案の理由並びに内容の説明を終わらせていただきます。19ページに記載いたしております新旧対照表を御参照の上、よろしく御審議いただきまして、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（竹下義章君） 本件について質疑、御意見ございませんか。
- 18番（赤阪和見君） 純粹に消防職員の場合は増やすということですね。それから、公共下水道事業特別会計で給与を支弁する職員ということで10人プラス30人。これは職員総数は変わらないということに、この文章だけでは理解できると思います。それでは、総数が変わらない中、ということであれば、実態としては、本庁の職員の数が減って、そちらへ行く。それで、こちらは支障がないのかどうか。
- 議長（竹下義章君） 理事者答弁。
- 市長公室次長（石本博信君） ただいまの御質問に対しまして、石本からお答えさせていただきます。

まず、定数の総数でございますが、定数総数そのものについては、変わります。現在の定数総数が1,778名ですが、今回の改正で10名と12名の22名が増え、定数総数が1,800人となるものでございます。市長部局の一般会計、国保、下水道等の特別会計を入れまして1,800ということでございますので、ひとつ御理解のほどをお願い申し上げます。

- 18番（赤阪和見君） 今、現在は何名ですか。
- 市長公室次長（石本博信君） 1,778人です。
- 18番（赤阪和見君） いやいや、それは総数でしょう。定数総数1,778人の中で実際の職員が何名いるか、ということです。
- 市長公室次長（石本博信君） 4月1日現在、1,745名です。
- 18番（赤阪和見君） その1,745名のうち、来年度の採用あるいは退職予定の中で、来年度4月1日の総数はどうなりますか。
- 市長公室次長（石本博信君） 来年度の退職者数、採用数を含めまして1,789名になります。退職者数は、あくまでも現在出ている数字ということでございます。
- 18番（赤阪和見君） そうではなく、今回の改正で増えるという条例が出ているわけですから、来年度1,789名になるということですが、退職予定者と採用予定者はそれぞれ何名ですか。
- 市長公室次長（石本博信君） 退職予定者が35名、採用数は66名です。
- 18番（赤阪和見君） それでは、1,789名から35名引いたらいいんですか。
- 市長公室次長（石本博信君） 平成4年4月1日の実数が1,745名。それと、採用が消防職員の7名を含め66名、退職者が35名です。それから、一般質問でも出ておりましたが、教育委員会の遺跡管理の仕事が終わるということで、3名の職員が教育委員会の方で受け入れることになりますので、全部で66名ということです。
- 18番（赤阪和見君） そうすると、出向している場合は職員数に入れないんですか。
- 市長公室次長（石本博信君） 診療所とか土地開発公社で休職で発令している職員は、定数外にしております。
- 18番（赤阪和見君） そちら辺をきっちりしておかないと、そういう形の中で10人も20人も帰って来る。しかし、1,778人の定数をオーバーする形になれば、身分の関係で難しい問題があると思います。ですから、何もかも入れた中での総枠を決めておくべきです。最終的には、市行政が責任を持ってその人の職をきちんとしているわけですから、外へ出ている人は、この総数に入らないとなれば、その責任はなくなってきますよね。その点をきちんと整理しておいてもらわんといかん。

ここで、20名から30名に増やしてありますが、今回の採用予定というよりは、平成5年4月1日

付をもって30名、それを下回る程度の人員張り付けになると理解してよろしいでしょうか。

- 市長公室次長（石本博信君） そのとおりです。
- 18番（赤阪和見君） ここでの問題点は出向している部分、また、採用していこうという中で、総数は幾らの職員か、ということはあるわけですから、今回の改正条例が通らんことには、採用予定の数が入ればオーバーするわけでしょう。その点、総務の方できちんとした職員配置と、今後の計画を前もってきちんとしておかなければ、もし、これが否決されるようであれば職員採用ができないという事態になりますね、数から言えばね。そういう点をきちんと整理をしてください。
- 議長（竹下義章君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。
お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議ないものと認めます。よって、議案第64号は、原案どおり可決されました。

-
- 議長（竹下義章君） 日程第19「和泉市の休日を定める条例の一部を改正する条例制定について」及び日程第20「和泉市職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例制定について」の2件を一括議題といたします。

議案第65号

和泉市の休日を定める条例の一部を改正する条例制定について

和泉市の休日を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成4年12月15日 提出

和泉市長 池田 忠雄

和泉市条例第 号

和泉市の休日を定める条例の一部を改正する条例（案）

和泉市の休日を定める条例（平成2年和泉市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「並びに毎月の第2土曜日及び第4土曜日」を「及び土曜日」に改める。

附 則

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

理 由

地方自治法の一部を改正する法律（平成4年法律第29号）が、去る5月1日に施行され、全て

の土曜日が休日となり、自治体においても早期の実現を図ることとされた。本市においても、同法の改正趣旨及び府下各市の状況を勘案し、所要の措置を講じる必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議案第66号

和泉市職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例制定について

和泉市職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成4年12月15日 提出

和泉市長 池田 忠雄

和泉市条例第 号

和泉市職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例（案）

和泉市職員の勤務時間等に関する条例（昭和32年和泉市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「週休土曜日（毎月の第2土曜日及び第4土曜日並びに規則の定めるところによりこれらの土曜日と合わせて毎4週間につき2となるように任命権者が職員ごとに指定するこれらの土曜日以外の土曜日をいう。以下同じ。）」を「土曜日」に改める。

第5条中「、週休土曜日のある週にあっては」及び「、それ以外の週にあっては月曜日から土曜日までの6日間」を削る。

第6条本文中「変更し、」を「変更して」に改め、「ある日に」の次に「割り振り、又は当該期間内にある勤務日のうち半日勤務時間（同条本文の規定により勤務時間が割り振られた日の勤務時間の2分の1に相当する勤務時間として規則で定める勤務時間をいう。以下同じ。）を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に」を加え、同条ただし書を削る。

附 則

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

理 由

国及び府並びに府下各市の完全週休二日制の導入に伴い、本市においてもこれを実施すべく職員の勤務条件について所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

○ 議長（竹下義章君） 提案理由の説明をお願いします。

○ 市長公室理事（鹿島賢昌君） お許しをいただきまして自席より、ただいま御上程をいただきました議案第65号、議案第66号につきまして、提案の理由並びにその内容につきまして御説明申し上げます。

まず、議案第65号「和泉市の休日を定める条例の一部を改正する条例制定について」、提案の理由でございますが、既に国におきましては、平成4年5月1日からすべての土曜日を休日とし、その執務を行わないとする完全週休2日制が実施されているところでございます。また、地方公共団体におきましても、完全週休2日制を導入するに当たっては、条例でその市の休日を定めるよう地方自治法が改正されているところであります。本市におきましても、来年4月1日から完全週休2日制を導入しようとするに当たりまして、これまで毎月第2、第4土曜日を休日としていたものを、すべての土曜日を本市の休日としようとするものでございます。

その内容でございますが、議案書21ページ、和泉市の休日を定める条例第2条第1項第1号の規定中「毎月の第2土曜日及び第4土曜日」を「土曜日」に改め、すべての土曜日が市の休日となるようにするものでございます。

22ページに記載いたしております新旧対照表を御参照の上、よろしく御審議いただきまして、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。引き続きまして、議案第66号「和泉市職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例制定について」御説明申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、国におきましては、平成4年5月1日から、府におきましては、平成4年8月1日から完全週休2日制を実施しているところでございます。本市におきましても、完全週休2日制を導入いたすべく、今回、和泉市の休日を定める条例の一部改正と合わせまして、職員の勤務時間についても、所要の改正を行おうとするものでございます。

その内容でございますが、議案書25ページの改正は、第4条については、市の休日に合わせてすべての土曜日を勤務を要しない日と定めようとするものでございます。

次に、第5条の改正は、職員の1週間の勤務時間を月曜日から金曜日までの5日間で割り振るよう規定することとし、第6条の改正は、振り替え規定の文言の整備を行うものでございます。

また、本条例案は、平成5年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第65号、議案第66号につきまして、提案の理由並びに内容の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議いただきまして、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（竹下義章君） 本2件について質疑、御意見ございませんか。

○ 19番（穴瀬克己君） 完全週休2日制導入に対して、全体的な国自体の流れの中で、これに対してはやぶさかではございません。けれども、和泉市の市役所行政は一体、だれのためにあるんだ、公務員は一体、だれのために働いているんだ、という点を考えて見ますと、やはり住民のための行政でなければならないし、市民のための公務員でなければならない。こういう観点から考えますと、土曜日、日曜日の閉庁につきまして、一定の住民サービス、市民サービスといった点をいろいろ検討していかなければならない。

全体的に週休2日制というのは、官公庁並びに大企業が行ってきていますが、まだまだその週休2日制に浴さない労働者の皆さんがたくさんいらっしゃいます。こういう中、公務員の週休2日制を完全実施をしていくという点では、市民感情的にはやはりいろいろ問題があるかと思えます。現実に休みの日に市役所が閉まっている。用事に来ようとしても、来られない。この土曜日、日曜日の取り扱いについて、昨日からの一般質問でもあらゆる検討がされている内容が出てまいりましたが、まだまだ小手先の問題であり、本当に市民のための市役所窓口、また、公務員のあり方について、いろいろと各行政の中、全国の中でもいろいろ御検討された市があります。

その意味では、何も完全に休むことで庁舎をシャットアウトするのではなく、市民の期待にこたえられるような行政内部の改革が必要ではなかろうかと思う次第でございます。そういった点で今後、市民の期待にこたえられるような行政という観点から、土曜日、日曜日についての考え方を検討していただきたい、このように思う次第であります。

また、特に土曜日、日曜日の週休2日制になりますと、これから開放が求められる社会教育施設などは、関係各所における土曜日、日曜日の対応等もオープン化していかなければならないことになってまいろうかと思えます。その意味では、市民にこたえるべき市民本位の中での公務員のあり方、市行政のあり方というものを一定、見直すべき時期にきているのではなかろうか、このように思いますので、その辺についての御所見をお伺いをしたいと思います。

○ 議長（竹下義章君） 理事者答弁。

○ 企画調整課長（油谷 巧君） ただいまの穴瀬議員さんの御質問につきまして、企画調整課油谷から御答弁申し上げます。

今回の完全土曜の閉庁に伴います市民サービスの低下防止策につきましては、昨日の並河議員さんの一般質問の折にもお答え申し上げましたが、現在、調整中であります郵便局への住民票等の請求用紙の配置、それから、ただいま検討中であります休日、夜間申請受け付けボックスの設置という2つの方法が、現時点对応可能な市民サービス低下防止策の1つであると思えます。

ただいま御提案いただきました休日の窓口の開設という点につきましては、全国でも幾つかの先進都市において導入されている事例もございます。われわれとしても、研究を行っていくことも必要であると考えます。今後、関係課ともども事例調査を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

- 19番（穴瀬克己君） 特に出雲市や五色町とか土曜日、日曜日に完全オープンをしている市や町もあります。その中で労働者の権利も守られ、土曜日、日曜日も十二分に休みを取っていただいているところもあります。全体の大きなサイクルの中で住民にこたえていこうという努力のあらわれで実施をしようとするところが今、数多く出てきております。病院もそうでございますし、社会教育施設もそうでございます。

本庁における公務員労働者の皆さんの土曜日、日曜日の取り扱いについて十分理解をすることでありますけれども、やはり行政の目的は市民のため、市民の生活のすべてが、私たちの行政の運営いかににかかっております。市民皆さん方のためにある市役所という観点から、住民本位の運営の方法というものを今後、鋭意検討していただきまして、先進の市や町の取り組みについて研究をしていただきたい、このことを要望しておきます。

- 議長（竹下義章君） 他に。
- 5番（上田育子君） 5番・上田育子です。職員の勤務時間について、ゆとりを求めて完全週休2日制になっていくことは、基本的には、歓迎すべきことだと思いますが、議案書27ページにあります新旧対照表の新旧両方にあるんですが、議案第66号第5条では「ただし、特別の勤務に従事する職員の勤務時間については、別に割り振ることができる」とあります。この特別の勤務というのは、今、検討課題になっている土、日曜の住民サービスを含めてあると思いますが、具体的な内容についてはどのような勤務であるかということです。

それから、この条例は、どのような形で非常勤職員の労働条件にかかわっていくのか、という質問なんです。前回の本会議だったと思いますが、正職員が完全週休2日制を取っていく中で、パート職員は日給計算や時間給計算で行われている場合、結局、土曜日の休みが増えて、家計に必要な毎月の収入が減っていくという、パート職員が月給制ではないというところから不利益な形になっておりますが、今後、そういうことに対してどうするのか、と言いましたら、そのことによって不合理が起きない方向で検討する、というお答えをいただいたと思います。

今回、公務員の問題ですが、民間の場合は、いろんな形で規制が難しいと思いますが、考え方としては、やはりパートの非常勤職員というのは、女性の方が多いと思います。国の方でも女性差別撤廃条約の中では、家庭責任を女子労働者がより多く負うことによってパートないしは非常勤ということで不利益な扱いを受けていくことも含め、それが女性差別撤廃条約の

大きな目標の1つとして、いろんな形で国のパート指針も含めて改善の方向になってきています。

ところで、この制度の適用によって例えば市立病院の看護婦さんの場合には、今まで週33時間働いていた非常勤職員と、この完全週5日制ということで常勤職員の労働時間が短くなり、5時間ぐらいの差しかないようになってきますが、労働条件は大きく異なっています。その上、おまけに土曜日の分の正規職員は休みが増え、賃金や労働条件は変わらない。一方、パート職員も、その休みが増えて賃金や労働条件が変わらないという均衡待遇であればいいと思いますが、その点では、どのような均衡待遇をとろうとされているのか。あるいはパート保母とか給食等非常勤職員がいる場合、この完全週休2日制に関連する土曜日問題と、正職との均衡待遇をどのようにとろうとされているのか、考え方を教えていただきたいと思います。

○ 議長（竹下義章君） 理事者答弁。

○ 市長公室次長（石本博信君） 何点かの御質問につきまして、人事課石本からお答え申し上げます。

まず、第5条のただし書きの特別の勤務に従事する職員ですが、これについては、病院に勤務する職員または水道の浄水場とかで変則的に交替で勤務する職員あるいは社会教育施設等で日曜日に出て他の日に代わりの休みを取るといった勤務形態になっている職員のことでございます。

それと、週休2日制に伴う非常勤職員の待遇等の問題につきましては、非常勤職員の位置付け等の中で、勤務時間等については正規職員の4分の3以内ということでございます。当然、正規職員の勤務時間が変わってきますので、非常勤の職員の勤務時間についても短くなっていくということでございます。

以上でございます。

○ 5番（上田育子君） 勤務時間が短くなり、その他の労働条件に関してはどのようになるんでしょうか。

○ 市長公室次長（石本博信君） その他というのは、具体的にわかりにくいんですけど。

○ 5番（上田育子君） 先ほど言いましたように時間給計算とか日給計算でやられている場合、1カ月当たりの収入がそれで減るようなことがあるのかないのか、ということなんです。

○ 市長公室次長（石本博信君） その分については、変わりません。

○ 議長（竹下義章君） 日給やから、下がるがな。

○ 市長公室理事（鹿島賢昌君） 鹿島がお答えいたします。

臨時職員の場合は、日給という分で決定をしておりますので、変わりません。

○ 市長公室次長（石本博信君） 日給そのものについては、変わりません。

○ 人事課参事（山本 晃君） 人事課の山本よりお答えいたします。

日給については、固定1日についての日額でございますので、それは変わりません。ただ、勤務条件についての上田先生がおっしゃる点については、日数が減りますので、1カ月の収入については減るのではないかと考えております。

○ 5番（上田育子君） 後の病院の非常勤職員については、週33時間と週29時間の二本立てで、一応、月給制という形になっていますが、正職の労働時間が何時間から何時間になり、非常勤の場合何時間から何時間になって、賃金収入がそれぞれ現状維持なのか、あるいはダウンするのか、その辺のところを教えてください。

○ 病院事務局理事（谷上 徹君） 病院事務局谷上からお答えさせていただきます。これは病院の部分に限ってのお答えとさせていただきます。

先ほどから先生が御指摘のように、正職員の勤務時間が短くなれば、当然、非常勤職員の勤務時間も少なくなってまいります。そういうことから、実際の月額の手取り額においては、その時間に応じた下がりということはお出てまいります。

勤務の時間でございますが、現行1週間の勤務時間は33時間及び29時間の勤務体制をとってありますが、現在、われわれの方で検討いたしまして、この時間をどのような形にするか、30時間あるいは28時間にするかについては、その人の勤務の実態が異なってまいります。1日の3時間で終わる職員さんであれば5日間勤務していただいたら何時間、4時までの人は何時間という計算を今までもしておりますので、今後もそういうことで計算をしてまいりたいと存じております。

○ 5番（上田育子君） 正職が何時間から何時間になるという答弁をお願いします。

○ 病院事務局理事（谷上 徹君） 現在、朝9時から夕方5時15分まで、週39時間勤務しております。

○ 5番（上田育子君） それが何時間になるんですか。

○ 人事課参事（山本 晃君） 人事の山本より再度、お答えいたします。

1週間の勤務時間については、38時間45分になります。1日の勤務時間については、現行の9時から5時15分は変わりございません。これについては、市長会の完全週休2日制についての基本的な考え方及び職員団体との調整の結果、こういう勤務時間形態となっております。

○ 5番（上田育子君） 現在、病院に限定して言いますと、非常勤職員が33時間、正規職員は、もちろん、夜勤はしておられるんですが、週38時間45分。そうすると、週にならしたら労働時間は5時間ほどしか変わりません。もともと非常勤職員は、家庭の責任があるということですから

ので、やむを得ずその時間しか働けないというゆとりを持った時間帯で働き、正職の方もゆとりということでどんどん労働時間が短縮されてきたら、正職の4分の3ということではなく、労働時間はほとんど変わらないような実態になるにもかかわらず、大きな労働条件の格差が出てきています。

それを是正をしていこうという方向でこの間、いろいろお願いもし、答弁もありましたが、今回、正規職員がゆとりを持った労働時間に近づく。非常勤職員は、毎月、これだけの収入が必要だということで一定の収入を得て、しかも、1年限りでなく、2年、3年あるいは5年、7年という、非常勤という名の常勤として働いてきています。そこで、この人たちも含めて労働時間を短縮していく。そして、非常勤職員のみ短縮分は有給でなく、無給で1カ月分の手取りが少なくなりますよ、というような今回の条例の一部改正に伴う、はっきり言って待遇の改悪が行われようとしているのは非常に残念に思います。

その点に関しては十分考えていただき、常勤職員の条例が改正されることによって非常勤が損をしない、むしろ、正職と同じように有給で休日が増えていくような均衡待遇をぜひともとっていただけないものかどうか1つ。

それから、先ほどから出ておりました日給計算あるいは時間計算でやっている臨時職員やパート職員に関しましても、正職の場合は、有給で休日が増えゆとりにつながりますが、そうではなく、1カ月分の収入にならせば、賃金だけが少なくなって損をするような状態になっていく、という方向性の答弁がありました。その点に関して、本当に忙しい人手が要るんだ、安上がりで人手が要るということで、随分非常勤職員にお世話になっているんですから、ゆとりという以上は、非常勤職員にしわ寄せがいかないような待遇の是正をぜひ検討していただきたいと思いますが、その辺の考え方についていかがでしょうか。

- 市長公室次長（石本博信君） 本年4月1日、非常勤職員に対する一定の制度化を図りまして、かねがね御要望もいただいている労働条件の改善等も行いました。その中では、新たに年次有給休暇制度、特別有給休暇制度等も設けてございます。御要望につきましては、一定の改善をさせていただきましたところでございますが、今後とも御要望として受けとめさせていただきます、労働省指針等も出ておりますことから、十分検討を重ねていきたいと思っております。
- 5番（上田育子君） ぜひとも単価を上げていただくか、休日を増やすか、均衡待遇を実現をし、今、ある格差を是正をするということで、来年度予算に関しては、その点で不利益のないよう、ぜひとも検討を願いたいことをお願いして終わります。
- 議長（竹下義章君） 他に。
- 18番（赤阪和見君） 若干、余暇利用の仕方というものについて、市長公室長は、職員厚生

会の会長でもございます。市職員の余暇の利用の仕方あるいは日本人は余暇利用が下手な国民でして、特におカネがなければよう遊ばない。最近の傾向ではパチンコや通いが非常に多い。何もプライバシーの分野にまで入っていこうとはしませんが、何とも寂しい余暇の利用であると思います。

今回の完全週休2日制の導入について、職員さんの余暇の利用の仕方について、意見を取ったのかどうか。また、今後、どうしようとしているのか、その点について。

○ 議長（竹下義章君） 理事者答弁。

○ 市長公室長（堀 宏行君） 赤阪議員さんの御指摘につきましては、私もかなり古い人間でございまして、余暇の利用に関しましては、家でごろ寝、テレビということが非常に多かったところでございます。ましてや、今回の週休2日制になって、おカネがなくてどう遊ぶか、ということでございます。確かに厚生会におきましても、また、人事課、われわれも含めまして、いかに有意義な余暇を過ごすか、という検討は十分にしているところでございます。検討と申しましても話し合いでございしますが……。

例えば趣味として山登り、魚釣り、これは私も好きな方ですが、その他もろもろのことがあります。おカネを使って遊ぶのもその1つではございますが、私どもは公務員でございまして、月給に限度がございまして。これからは職員ともども、どのように有意義な余暇を過ごし方ができるか、さらに詰めていきたいと思っております。与えられた余暇、休暇が悪い方に影響しないよう、これは私自身も一番危うしているところでございます。よろしくお願い申し上げます。

○ 18番（赤阪和見君） 1週間か10日前ですか、長年、アメリカのフォードのボランティア組織の事務局をやってきた人の話、また、アメリカのスリーMのボランティアに取り組む姿勢等に関するシンポジウムに行って来ました。海外では、余暇の利用でボランティアが1つのステイタスシンボルである。会合が5時までと決まっておれば、その時間が1分たりとも延びれば、すぐ帰ってしまう。なぜか、5時からボランティアの時間という形なんです。また、幹部職員になればなるほど、ボランティアをできるという喜びの中、地域福祉に大きく貢献するという意味で取り組んでおられるそうです。ボランティアが1つの社会の大きな仕組みに組み込まれていると聞いております。

また、ヨーロッパの老人ホームでは、下の世話からすべて他人のボランティアに頼らざるを得ないお年寄り自身がボランティアをしている。身動きもできない人が何がボランティアか、例えば、その国の国境を守る警備隊の人たちの無事安穩を1日2回、お祈りをしている。それが、その人たちのボランティアになっているんです。動けない人、植物人間の方は別にして、思考がある人は、すべてボランティアに取り組むことができる。こういう喜びを地球上の人類

の中でステイシMBOLとしながら社会の貢献をしているわけです。

今、「企業市民」という言葉があります。和泉市の市役所を1つの企業と考えるならば、そこで働く職員の皆さん、私たち選ばれた議員の皆さんも、どれだけ社会に貢献していくことができるか、それが1つの大きな時代の流れであります、そのような基本を考えていただき、なるほど市職員だな、と言われるような休暇が増えることによる方向性になるようにお願いします。それと、理由の中で「国及び府並びに府下各市の完全週休2日制の導入に伴い本市においても……」とありますが、よそが決めたから和泉市も決めるという姿勢は全くなっていないと指摘をしておきます。

○ 議長（竹下義章君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第65号及び議案第66号は、原案どおり可決されました。

○ 議長（竹下義章君） 日程第21「和泉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案第68号

和泉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について
和泉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成4年12月15日 提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）

（和泉市職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 和泉市職員の給与に関する条例（昭和38年和泉市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項第2号及び第4号中「満18歳」を「満22歳」に改める。

第14条の3第1項中「30,500円」を「33,500円」に改める。

第18条第3項中「（昭和32年和泉市条例第29号）」を削り、「第1項」を「第2項」に、「

毎日曜日以外の日を勤務を要しない日とさだめられている職員」を「毎日曜日を勤務を要しない日と定められている職員以外の職員」に改める。

第20条中「調整手当の月額」の次に「並びに特殊勤務手当のうち市長が定めるものの額」を加え、「乗じたもので除した額」を「乗じたものから和泉市職員の勤務時間等に関する条例第7条第2項に規定する休日に係る勤務時間数を減じたもので除して得た額」に改める。

第23条中「2,900円」を「3,200円」に、「土曜日の日直勤務」を「半日直勤務」に、「1,450円」を「1,600円」に改める。

第40条第2項中「22日」を「18日」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 行政職給料表

職務の 等級	1 等 級		2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
	甲	乙				
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円
1	—	—	—	175,300	—	—
2	279,500	240,900	205,000	181,200	161,400	—
3	288,900	249,400	212,800	187,300	167,800	127,800
4	298,500	257,900	220,700	196,200	175,300	131,900
5	312,500	268,700	230,800	205,000	181,200	136,200
6	324,200	279,500	240,900	212,800	187,300	141,000
7	336,000	288,900	249,400	220,700	196,200	146,600
8	347,800	298,500	257,900	230,800	205,000	154,000
9	359,600	312,500	268,700	240,900	212,800	161,400
10	371,500	324,200	279,500	249,400	220,700	167,800
11	385,100	336,000	288,900	257,900	229,000	175,300
12	399,100	347,800	298,500	266,500	237,400	181,200
13	413,300	359,600	308,500	275,200	245,600	187,300
14	427,900	371,500	318,600	283,900	253,500	193,600
15	443,000	383,700	328,600	292,700	261,400	200,300
16	458,200	395,900	338,700	301,900	269,200	207,800
17	472,000	408,000	348,800	311,100	277,000	215,000
18	485,200	419,600	358,800	320,700	284,700	222,100
19	497,500	430,800	368,800	330,500	292,300	228,200
20	509,400	441,900	378,800	340,200	299,700	234,200
21	520,500	451,300	388,800	349,900	307,100	240,100
22	530,800	459,200	398,600	359,700	313,800	245,800
23	536,700	466,800	408,100	369,100	320,200	251,300
24	541,400	472,200	415,800	377,900	324,900	256,500
25		476,800	423,000	386,400	329,000	261,500
26		481,100	427,800	394,000	333,100	266,400
27			432,400	400,500	336,100	270,900
28			436,800	406,600	339,000	274,800
29			440,700	411,300	341,800	278,400
30			444,500	415,700	344,800	281,300
31			448,300	419,900	347,900	284,100
32			452,100	423,700	350,800	286,800
33				427,500	353,600	289,500
34				431,300	356,000	292,000
35				435,100	358,400	294,500
36				438,900		296,900
37				442,700		299,300
38				446,400		301,700
39						304,100
40						306,400
41						308,600
42						310,800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2 医療職給料表

ア 医療職給料表(一)

職務の等級	特1等級	1等級	2等級	3等級	4等級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	539,100 ^円	403,300 ^円	314,600 ^円	— ^円	— ^円
2	551,800	415,600	326,200	278,000	—
3	564,300	427,800	338,100	289,500	222,800
4	577,800	439,800	350,000	301,000	232,000
5	590,900	451,800	361,900	312,500	242,100
6	604,300	463,800	373,800	324,000	252,300
7	618,400	475,400	386,000	335,800	263,400
8	632,900	486,900	398,600	347,600	274,700
9	647,900	498,200	410,800	359,500	286,100
10	663,000	509,300	423,000	371,400	297,400
11	678,000	520,400	435,000	383,500	308,400
12	692,700	531,000	446,600	394,400	317,900
13	707,000	541,600	458,100	404,700	326,900
14	720,900	552,200	469,400	414,800	335,900
15	734,500	562,100	480,600	424,600	344,900
16	747,300	571,500	491,600	434,400	353,800
17	759,600	580,200	502,200	444,000	362,700
18	770,100	587,200	512,700	453,600	371,500
19	779,300	592,400	523,000	463,200	379,500
20		597,200	531,100	470,800	384,900
21			538,900	478,000	390,300
22			544,300	484,500	393,400
23			549,600	489,200	
24			554,700	493,900	
25			559,200	498,400	
26			563,500	502,800	
27				506,500	

備考 この表は、医師で規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表 (二)

職務の等級	特 1 等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
1	—	—	175,300	—	—
2	240,900	200,400	181,200	161,400	—
3	249,400	207,200	187,300	167,800	127,800
4	257,900	214,000	193,600	175,300	131,900
5	268,700	220,700	200,400	181,200	136,200
6	279,500	230,800	207,200	187,300	141,000
7	288,900	240,900	214,000	193,600	146,600
8	298,500	249,400	220,700	200,400	154,000
9	312,500	257,900	230,800	207,200	161,400
10	324,200	268,700	240,900	214,000	167,800
11	336,000	279,500	249,400	220,700	175,300
12	347,800	288,900	257,900	229,000	181,200
13	359,600	298,500	266,500	237,400	187,300
14	371,500	308,500	275,200	245,600	193,600
15	383,700	318,600	283,900	253,500	199,000
16	395,900	328,600	292,700	261,400	204,400
17	408,000	338,700	301,900	269,200	209,700
18	419,600	348,800	311,100	277,000	215,000
19	430,800	358,800	320,700	284,700	222,100
20	441,900	368,800	330,500	292,300	228,200
21	451,300	378,800	340,200	299,700	234,200
22	459,200	388,800	349,900	307,100	240,100
23	466,800	398,600	359,700	313,800	245,800
24	472,200	408,100	369,100	320,200	251,300
25	476,800	415,800	377,900	324,900	256,500
26	481,100	423,000	386,400	329,000	261,500
27		427,800	394,000	333,100	266,400
28		432,400	400,500	336,100	270,900
29		436,800	406,600	339,000	274,800
30		440,700	411,300	341,800	278,400
31		444,500	415,700	344,800	281,300
32		448,300	419,900	347,900	284,100
33		452,100	423,700	350,800	286,800
34			427,500	353,600	289,500
35			431,300	356,000	292,000
36			435,100	358,400	294,500
37			438,900		296,900
38			442,700		299,300
39			446,400		301,700
40					304,100
41					306,400
42					308,600
43					310,800

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士、検査技師、保健婦、助産婦、看護婦等で規則で定めるものに適用する。

(和泉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 和泉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和44年和泉市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号及び第4号中「満18歳」を「満22歳」に改める。

附 則

(施工期日等)

- 1 この条例は、公布の日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第1条中和泉市職員の給与に関する条例第20条及び第23条の改正規定は、平成5年1月1日から、第18条及び第40条の改正規定は、同年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定(前項ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正後の和泉市職員の給与に関する条例(以下「改正後の職員給与条例」という。)及び第2条の規定による改正後の和泉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(以下「改正後の企業職員給与条例」という。)の規定は、平成4年4月1日(以下「切替日」という。)から適用する。

(最高号給等の切替等)

- 3 切替日の前日において、職務の等級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給または給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、市長が別に定める。

(切替期間における異動者の号給等)

- 4 切替日から施行日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、第1条の規定による改正前の和泉市職員の給与に関する条例(以下「改正前の職員給与条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、市長の定める職員の改正後の職員給与条例の規定による当該適用又は異動の日における職務の等級及び号給又は給料月額並びにこれらを受けることとなる期間は、市長の定めるところによる。

(扶養手当に関する経過措置)

- 5 次の各号の一に該当する者は、速やかにその旨(第1号に該当する者にあつてはその者が職員となった日において、第2号に該当する者にあつては切替日において、第3号に該当する者にあつてはその者が同号に該当する者となった日において、これらの者に配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)がなく、かつ、改正前の職員給与条例第13条第2項第2号から第5号まで及び改正前の和泉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(以下「改正前の企業職員給与条例」という。)第5条第2項第2号から第5

号までの扶養親族がなくなったときは、配偶者がなかった旨を含む。)を任命権者に届け出なければならぬ。

(1) 切替期間において新たに職員となった者であつて、その者が職員となった日に、昭和49年4月1日以前に生まれた者で改正後の職員給与条例第13条第2項第2号又は第4号及び改正後の企業職員給与条例第5条第2項第2号又は第4号の扶養親族たる要件を具備するもの(以下「新規扶養親族たる子等」という。)を有していたもの

(2) 切替日において、その前日から引き続き、新規扶養親族たる子等がある職員であつた者

(3) 切替期間において、新たに新規扶養親族たる子等を有する職員となった者

(4) 切替期間において、新規扶養親族たる子等で扶養親族たる要件を欠くに至つたものがある職員であつた者

(5) 新規扶養親族たる子等があり、かつ、配偶者(改正前の職員給与条例第14条第1項の規定による届出がされた扶養親族たる配偶者を除く。)があつた職員であつて、切替期間において配偶者がない職員となり、かつ、その配偶者がない職員となった日に改正前の職員給与条例第13条第2項第2号から第5号まで及び改正前の企業職員給与条例第5条第2項第2号から第5号までの扶養親族がなかつたもの

(6) 新規扶養親族たる子等があり、かつ、配偶者がなかつた職員であつて、切替期間において扶養親族でない配偶者がある職員となり、かつ、その配偶者がある職員になった日に改正前の職員給与条例第13条第2項第2号から第5号まで及び改正前の企業職員給与条例第5条第2項第2号から第5号までの扶養親族がなかつたもの

6 前項の規定による届出を行った者に対する改正後の職員給与条例第14条第2項及び第3項の規定の適用については、同条第2項中「同項の規定による届出に」とあるのは「同項又は和泉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成4年和泉市条例第 号。以下「改正条例」という。)附則第5項の規定による届出に」と、「同項第2号」とあるのは「前項第2号」と、「届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その」とあるのは「届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたとき、又は改正条例附則第5項の規定による届出が改正条例の施行の日から30日を経過した後にされたときは、それぞれその」とし、同条第3項中「扶養親族で同項」とあるのは「扶養親族で同項又は改正条例附則第5項」と、「同項第2号」とあるのは「第1項第2号」と、「(配偶者以外の扶養親族で同項」とあるのは「(配偶者以外の扶養親族で同項又は改正条例附則第5項」と、「のうち配偶者以外の扶養親族で同項」とあるのは「のうち配偶者以外の扶養親族で第1項又は改正条例附則第5項」とする。

7 職員に次の各号の一に該当する事実が生じた場合に関する改正後の職員給与条例第14条第2項ただし書（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条第2項ただし書中「これに係る事実の生じた日から15日」とあるのは、「和泉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成4年和泉市条例第 号）の施行の日から30日」とする。

- (1) 施行日から15日以内に新たに職員となった者に新規扶養親族たる子等がある場合
- (2) 施行日から15日以内に新たに新規扶養親族たる子等を有するに至った場合
- (3) 施行日から15日以内に新規扶養親族たる子等がある職員が配偶者のない職員となり、かつ、その配偶者のない職員となった日に改正前の職員給与条例第13条第2項第2号から第5号まで及び改正前の企業職員給与条例第5条第2項第2号から第5号までの扶養親族がない場合（給与の内払）

8 改正前の職員給与条例又は改正前の企業職員給与条例に基づいて切替日から施工日の前日までに支払われた給与は、改正後の職員給与条例又は改正後の企業職員給与条例の規定による給与の内払いとみなす。

（委 任）

9 前各項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

理 由

人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定の趣旨並びに諸般の情勢を考慮し、本市の職員の給与について所要の改正をする必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長（竹下義章君） 提案理由の説明をお願いします。
- 市長公室理事（鹿島賢昌君） お許しをいただきまして自席より、ただいま御上程をいただきました議案第68号「和泉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について」、提案の理由並びに内容につきまして御説明申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、本年8月7日付の国家公務員の人事院勧告の趣旨並びに諸般の情勢を考慮いたしまして、本市の一般職員及び企業職員の給与について、その改正を行おうとするものでございます。

その内容でございますが、追加議案書3ページの第1条は、和泉市職員の給与に関する条例の一部改正でございまして、同条例第13条第2項の改正は、扶養手当の支給対象のうち、子、孫及び弟妹について、現行「満18歳」に達する日の属する年度末を「満22歳」に達する日の属する年度末まで期間延長し、扶養親族とする旨の改正でございます。

次に、同条第14条の3第1項は、住居手当の改正でございまして、借家居住者等についての最高支給限度額「3万500円」を「3万3,500円」に改めようとするものでございます。

次に、第18条第3項の改正は、完全週休2日制に關しての文言の整備でございまして、第20条の改正は、勤務1時間当たりの給与額の算出方法の改正でございまして、時間単価について、特殊勤務手当の一部を含め、また、勤務日数から祝日や年末年始等の休日を除算しようとするものでございます。

次に、第23条の改正は、宿日直手当の改正でございまして、主として市立病院における職員の宿直または日直した場合、その勤務1回につきまして、「2,900円」を「3,200円」に改めようとするものでございます。また、土曜日の「日直勤務」を「半日直勤務」と改め、その額についても、「1,450円」から「1,600円」に改めようとするものでございます。

次に、第40条第2項の改正でございしますが、週休2日制の導入に伴い退職手当の支給要件のうち、1カ月の基準勤務日数を準則どおりに改めようとするものでございます。

また、別表第1及び別表第2の改正は、行政職及び医療職の給料表を改めるものでございまして、追加議案書4ページから6ページのとおりでございます。

追加議案書7ページ第2条は、和泉市企業職員の給与の種類及び基準に關する条例の一部改正でございまして、企業職員についても、第1条の和泉市職員の給与に關する条例第13条第2項の扶養手当の支給対象に係るものと同様の改正を行うものでございます。

次に、附則第1項及び第2項は、施行期日、適用日に関する規定でございまして、このうち宿日直及び時間単価に係る規定は平成5年1月1日から、完全週休2日制に係る改正規定は、平成5年4月1日から施行しようとするもので、その他の改正規定は、本年4月にさかのぼり適用しようとするものでございます。

また、附則第5項におきましては、扶養手当の改正に伴い届け出期間等の経過措置に關する規定を設けようとするものでございます。

その他の附則につきましては、本条例案の施行に伴い、所要の規定整備を図るためのものであります。

以上、まことに簡単ではございますが議案第68号につきまして、提案の理由並びに内容の説明を終わらせていただきます。12ページ以降に記載しております新旧対照表を御参照の上、よろしく御審議いただきまして、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（竹下義章君） 本件について質疑、御意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議案第68号は、原案どおり可決されました。

- 議長(竹下義章君) 日程第22「平成4年12月支給分の期末手当の額の特例に関する条例制定について」を議題といたします。

議案第69号

平成4年12月支給分の期末手当の額の特例に関する条例制定について
平成4年12月支給分の期末手当の額の特例に関する条例を次のように制定する。

平成4年12月15日 提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

平成4年12月支給分の期末手当の額の特例に関する条例(案)

(目的)

第1条 この条例は、平成4年12月支給分の期末手当の額の特例に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(特例)

第2条 平成4年12月支給分の期末手当に限り、和泉市職員の給与に関する条例(昭和38年和泉市条例第16号)第25条の規定の適用については、同条第2項中「割合を乗じて得た額」とあるのは「割合を乗じて得た額に20,000円を加えて得た額」とする。

2 平成4年12月支給分の期末手当に限り、和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年和泉市条例第20号)第5条の規定の適用については、同条第2項中「割合を乗じて得た額」とあるのは「割合を乗じて得た額に20,000円を加えて得た額」とする。

附則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 平成4年12月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に和泉市職員の給与に関する条例並びに和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給した期末手当は、これらの条例及びこの条例の規定による期末手当の内払いとみなす。

理由

府下各市の状況その他諸事情にかんがみ、本年12月支給分の期末手当の額を特例的に増額する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

○ 議長（竹下義章君） 提案理由の説明をお願いします。

○ 市長公室理事（鹿島賢昌君） お許しをいただきまして自席より、ただいま御上程をいただきました議案第69号「平成4年12月支給分の期末手当の額の特例に関する条例制定について」、提案の理由並びにその内容につきまして御説明を申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、職員の勤労意欲並びに府下各市の状況等を勘案する中で、平成4年12月支給分の期末手当に限り、特例的に増額をしようとするものでございます。

次に、その内容でございますが、追加議案書23ページ本条例案第2条第1項は、和泉市職員の給与に関する条例第25条を適用するに当たり、所定の読み替えを行うものでございまして、同条第2項中「割合を乗じて得た額」とあるのを「割合を乗じて得た額に2万円を加えて得た額」とし、2万円を上積みしようとするものでございます。

また、本条例案第2条第2項は、和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例第5条第2項中「割合を乗じて得た額」とあるのを「割合を乗じて得た額に2万円を加えて得た額」とし、2万円を上積みしようとするものでございます。

なお、本条例案は、公布の日から施行しようとするものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第69号につきまして、提案の理由並びに内容の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（竹下義章君） 本件について質疑、御意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第69号は、原案どおり可決されました。

○

○ 議長（竹下義章君） 日程第23「平成4年度和泉市一般会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

議案第70号

平成4年和泉市一般会計補正予算（第3号）

平成4年度和泉市一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,274,008千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43,215,927千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 既定の債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 既定の地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成4年12月15日 提出

和泉市長 池田 忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 市 税		17,295,631	359,348	17,654,979
	2. 固定資産税	5,905,267	169,145	6,074,412
	5. 特別土地保有税	69,300	163,557	232,857
	6. 都市計画税	1,423,993	26,646	1,450,639
7. 地方交付金		4,710,000	348,064	5,058,064
	1. 地方交付金	4,710,000	348,064	5,058,064
9. 分担金及び負担金		1,055,465	20,310	1,075,775
	1. 分 担 金	32,009	810	32,819
	2. 負 担 金	1,023,456	19,500	1,042,956
11. 国庫支出金		4,064,452	68,807	4,133,259
	1. 国庫負担金	2,741,772	12,279	2,754,051
	2. 国庫補助金	1,249,654	56,528	1,306,182

12. 府 支 出 金		3,181,961	36,279	3,218,240
	1. 府 負 担 金	326,884	1,398	328,282
	2. 府 補 助 金	1,917,515	34,229	1,951,744
	3. 府 委 託 金	921,874	652	922,526
14. 寄 附 金		243,300	17,000	260,300
	1. 寄 附 金	243,300	17,000	260,300
17. 市 債		1,676,160	424,200	2,100,360
	1. 市 債	1,676,160	424,200	2,100,360
歳 入 合 計		41,941,919	1,274,008	43,215,927

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議 会 費		370,190	4,800	374,990
	1. 議 会 費	370,190	4,800	374,990
2. 総 務 費		4,729,837	26,947	4,756,784
	1. 総 務 管 理 費	3,217,671	58,021	3,275,692
	2. 徴 税 費	658,756	△ 8,947	649,809
	3. 戸籍住民基本台帳費	309,379	△ 10,639	298,740
	4. 選 挙 費	110,213	288	110,501
	5. 統 計 調 査 費	24,029	△ 1,110	22,919
	6. 監 査 委 員 費	31,811	1,087	32,898
	7. 同 和 対 策 費	377,978	△ 11,753	366,225
3. 民 生 費		11,369,660	188,594	11,558,254
	1. 社 会 福 祉 費	4,842,152	62,538	4,904,690
	2. 児 童 福 祉 費	4,070,754	111,620	4,182,374
	3. 生 活 保 護 費	2,446,929	14,436	2,461,365
4. 衛 生 費		4,781,837	18,041	4,799,878
	1. 予 防 衛 生 費	2,224,132	20,181	2,244,313
	2. 環 境 衛 生 費	2,462,452	△ 3,421	2,459,031

	3. 墓地管理費	81,593	1,281	82,874
5. 農林水産業費		462,876	7,592	470,468
	1. 農業費	457,039	5,708	462,747
	2. 林業費	5,837	1,884	7,721
6. 商工費		252,284	2,408	254,692
	1. 商工費	252,284	2,408	254,692
7. 土木費		7,109,309	281,770	7,391,079
	1. 土木管理費	333,426	△ 29,168	304,258
	2. 道路橋梁費	1,826,701	12,786	1,839,487
	3. 河川水路費	497,691	45,831	543,522
	4. 都市計画費	3,117,008	234,383	3,351,391
	5. 住宅費	1,334,483	17,938	1,352,421
8. 消防費		1,107,759	13,763	1,121,522
	1. 消防費	1,107,759	13,763	1,121,522
9. 教育費		5,289,597	524,093	5,813,690
	1. 教育総務費	509,838	16,231	526,069
	2. 小学校費	1,483,438	49,153	1,532,591
	3. 中学校費	1,175,405	18,605	1,194,010
	4. 幼稚園費	469,443	19,193	488,636
	5. 社会教育費	1,483,390	408,272	1,891,662
	6. 保健体育費	168,083	12,639	180,722
11. 諸支出金		1,076,412	206,000	1,282,412
	2. 基金費	1,069,412	206,000	1,275,412
歳出合計		41,941,919	1,274,008	43,215,927

第2表 債務負担行為補正

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
都市計画事業等用地取得事業	平成4年度 ┆ 平成10年度	1,190,600	平成4年度 ┆ 平成10年度	1,330,600
和泉市土地開発公社に委託し、先行取得する上記用地取得事業資金の元金及びその利子（債務保証）	平成4年度 ┆ 平成10年度	元 金 1,836,333 及びその利子	平成4年度 ┆ 平成10年度	元 金 1,976,333 及びその利子

第3表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後					
	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法	限度	起債の方法	利率	借入先	償還の方法
都市計画事業	272,700	普通貸借 又は 証券発行	年8.0% 以内	政府 銀行 その他	25年以内(内据置5年 以内)ただし、市財政 の都合により据置期間 及び償還期限を短縮し もしくは繰上償還又は 低利に借換えすること ができる。	282,600	普通貸借 又は 証券発行	年8.0% 以内	政府 銀行 その他	25年以内(内据置5年 以内)ただし、市財政 の都合により据置期間 及び償還期限を短縮し もしくは繰上償還又は 低利に借換えすること ができる。
公営住宅 整備事業	400,986	同上	同上	同上	同上	415,286	同上	同上	同上	同上
史跡池上曾根 遺跡整備事業						400,000	同上	同上	同上	同上
計	1,676,160					2,100,360				

- 議長（竹下義章君） 提案理由の説明を願います。
- 総務部長（神藤恒治君） それでは、ただいま御上程をいただきました議案第70号「平成4年度和泉市一般会計補正予算（第3号）」につきまして、総務部神藤より内容の御説明を申し上げます。

今回の補正予算の主な内容は、人事院勧告に伴います給与改定、期末手当特例措置等の人件費、福祉基金と在宅福祉対策費並びに住宅、公園、史跡用地等の整備事業費や債務負担行為の補正などでございます。

それでは、予算書に基づきまして、内容の御説明を申し上げます。27ページでございます。

まず、第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12億7,400万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ432億1,592万7,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

第2条は、債務負担行為の補正でございまして、都市計画事業と用地取得事業において、道路用地買収の進捗に伴い債務負担行為の補正を行うものでございます。内容につきましては、「第2表 債務負担行為補正」のとおりでございます。

第3条は、地方債の補正でございまして、都市計画事業、公営住宅整備事業、史跡池上曾根遺跡整備事業で、内容につきましては、「第3表 地方債補正」のとおりでございます。

それでは、事項別明細書に基づき、歳出予算から御説明を申し上げます。40ページをお願いいたします。

まず、議会費でございますが、職員の給与費の追加として480万円を計上いたしました。

次に、総務費2,694万7,000円の追加計上でございますが、これは給与費のほか、駐車場借上料181万3,000円、臨時職員賃金593万1,000円、町会館等整備費助成金230万円、防犯灯設置費補助金33万円、市税過誤納還付金830万円、統計調査員報酬等65万2,000円をそれぞれ追加計上いたしましたものでございます。

民生費1億8,859万4,000円の追加計上は、給与費のほか、国民健康保険事業特別会計繰入金98万2,000円、老人施設入所措置費2,958万8,000円、老人デイサービスセンター用備品購入費1,100万円、保育所臨時保母等賃金5,745万2,000円をそれぞれ追加計上いたしましたものでございます。

衛生費では、給与費のほか、受診者数の増加に伴い健康診査委託料として835万1,000円、和泉診療所備品購入費329万9,000円、合わせて1,804万1,000円を追加計上いたしました。

農林水産業費では、759万2,000円を追加計上いたしました。内容としては、給与費のほか、測量委託料360万円の追加、造林促進事業費補助金等152万4,000円の追加、甫場整備事業費270万円の計上でございます。

商工費では、給与費として240万8,000円を追加計上いたしました。

土木費では、2億8,177万円の追加計上でございますが、給与費並びに公共下水道事業特別会計繰出金3,340万5,000円、いしたちはら公園整備事業費1,812万3,000円をそれぞれ追加計上し、また、旭公園整備事業費として7,528万6,000円、既設改良住宅改善事業費として6,760万円をそれぞれ計上いたしましたものでございます。

消防費1,376万3,000円は、給与費の追加計上でございます。

教育費では、5億2,409万3,000円を計上いたしました。内容につきましては、給与費及び臨時用務員等の賃金、小学校、中学校の校舎等営繕工事費、国府幼稚園仮設園用地借上料84万3,000円、史跡池上曾根遺跡用地購入費4億100万円を計上いたしましたものでございます。

最後に、諸支出金では、福祉基金積立金として2億600万円を追加計上いたしました。

以上が、歳出予算の内容でございます。

次に、これらに充当いたします歳入予算の内容について御説明申し上げます。35ページをお願いいたします。

市税3億5,934万8,000円、地方交付税3億4,806万4,000円につきましては、実績等を勘案し、追加計上いたしましたものでございます。

次に、分担金81万円、負担金1,950万円、国庫支出金6,880万7,000円、府支出金3,627万9,000円、寄附金1,700万円は、歳出予算に関連する特定財源でございます。

最後に、市債4億2,420万円でございますが、これは旭公園整備事業債及び既設改良住宅整備事業債、史跡池上曾根遺跡用地取得事業債を計上いたしましたものでございます。

以上が、議案第70号「平成4年度和泉市一般会計補正予算（第3号）」の内容でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（竹下義章君） 本件について質疑、御意見ございませんか。
- 18番（赤阪和見君） 54ページの歳出で池田下万町線の整備事業費ですが、これはどこら辺なのか、その点をお聞きしたい。

それから、62ページの文化財保護費ですが、これは池上曾根遺跡用地購入費ということですが、府全体の話と、以前から出ているトリヴェール和泉の中の遺跡ということで、今の遺跡の重要なものが出てきた個所に公園的なもの、そして、遺跡の上を樹脂で加工し、遺跡がそのまま残るようなところ、また、床を上げて上に収蔵庫、公園という構想もあったし、また、僕か

らも提案もした形があったと思います。

しかし、昨日、一昨日の一般質問を聞いてますと、そういうものが何もなくなっている。昨日の夕方のニュースによりますと、立命館大学が移転をする中で、校庭の部分にたくさんの遺跡が出てきた。それを立命館がどうしたかと言いますと、8 mの高さでそれを地下にし、ビニール樹脂ですべて覆い、その上に運動場をつくるという、そういう方法もあるわけですね。

土地を買うとか買わんとかいうよりも、本当に皆さんの住んでいる下にはこのような遺跡があるんです、という方向性を当初から持っておれば、一般質問のような答弁にはならないと思うんです。既に発掘した遺跡が埋没し、記録だけになっているという実態はいかがなものか。池上曾根遺跡の中で弥生博物館ができましたので、そこに全部“おんぶに抱っこ”になってしまい、今まで和泉市で出てきた瓦や遺跡のかけらのすべてが、この市民会館の裏に野積みされているじゃないですか。和泉市のわれわれが住んでいる下に何万年前から営々として先人が築いてきた歴史をしっかりと踏まえていないという現況だと思います。

その点では、この補正予算を通じて池上曾根遺跡だと思いますが、公共用地の購入費も地方債で出ていますが、どのような計画を持って考えられているのか、お答え願いたいと思います。

○ 議長（竹下義章君） 理事者答弁。

○ 建設部次長（谷 俊雄君） 道路課谷よりお答え申し上げます。

池田下万町線につきましては、これは府道泉大津粉河線から槇尾川までの区間の事業でございます。

○ 議長（竹下義章君） 次。

○ 社会教育部次長（明坂文嘉君） 社会教育部明坂から池上曾根遺跡の整備費について御答弁申し上げます。

赤阪議員さんから万町北遺跡の保存方法等について、本会議等で御提案いただいたことについては、よく記憶してございます。現在、トリヴェール和泉の公園内に何か所かの古墳を保存する方法で対応していきたい。具体的に考えているのは、そのような方向でございます。

それから、以前、レプリカという構想も御提案をいただいたと思いますが、当面、史跡内の公園に古墳を保存していきたいという構想を持っております。

以上でございます。

○ 18番（赤阪和見君） 古墳、古墳と言われても、ただ土を盛ってあるだけでしょう。そこに歴史的な遺産に対する意識をどう持つかです。鏡が出てきた鶴山台の下の黄金塚ですか、これもあそこへ置いてあるだけで、何やらわからない。そういう文化遺産をもっと使って勉強しようという、また、新しい市民の方に「これだけの文化遺産があるんですよ」と目に、あるいは

手に触れられるように手を抜くというか、そのような形をとろうとしない。燃えた竪穴式住居の保険代をよその道路を直すのに使ったという実績を見ても、まだ直ってないと理解をします。その点、しっかりともう少し突っ込んだ中で、後へ引き下がれない文化遺産をどのように守り、どう継承していくか、しっかり考えていただきたい。

1つの例を言うならば、貝塚の「善兵衛ランド」があります。小さな望遠鏡をつくった「善兵衛さん」という人をしのんで星空を見、また、町興しの1つの要因にしているわけです。この前、コミセンでやられた成果展のあれだけの貴重な文化遺産を生かすも殺すも、私たち行政の側にある1人ひとりの熱意だと思います。その点をよろしくお願ひしたいと思います。

○ 議長（竹下義章君） 他に。

○ 20番（並河道雄君） 1点、気になりますので、お伺いをいたします。歳出の41ページの市税過誤納還付金につきまして補正前が2,900万円、今回の補正が830万円、約3割近い額が急拠、補正されています。これは市税の取り過ぎに対する払い戻しの分ですが、発覚すれば、すぐ返還するのが筋でございますが、どれぐらいの時期で還付されているのか。今回、年度末が近い時期で急拠、これだけの額が補正されてますが、今まで放置されていたのと違うのか、という懸念もありますので、御答弁をお伺いをしたいと思います。

○ 議長（竹下義章君） 理事者答弁

○ 納税課長（浅井義一君） 納税課浅井よりお答え申し上げます。

市税過誤納還付金につきましては、市税過誤納還付金の一番主なものは、法人市民税でございます。年度途中で前年の決算と合わせまして予定納税をされますが、その決算時で赤字という形になれば、税額自体がゼロとなるわけで、その分の還付金でございます。今回も830万円の補正額のうち、法人市民税が730万円という形で見込んでおります。

また、還付発生から1カ月ほどで還付をしておるのが実態でございます。

○ 20番（並河道雄君） 大体、わかりました。心配していたのは、市民さんの税金の還付は一刻も早くしてあげないかんわけですのに、830万円という3割近くが年度末近くになって補正されていますので、そういう懸念があったのでお聞きをした次第です。そういう法人の予定納税の分が、不景気でそうなったんだと思います。わかりました。

○ 議長（竹下義章君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第70号は、原案どおり可決されました。

○

- 議長（竹下義章君） 日程第24「平成4年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

議案第71号

平成4年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

平成4年度和泉市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ982千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,314,681千円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成4年12月15日 提出

和泉市長 池田 忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
8. 繰入金		782,360	982	783,342
	1. 一般会計繰入金	476,690	982	477,672
歳入合計		7,313,699	982	7,314,681

2 歳 出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		199,384	982	200,366
	1. 総務管理費	65,947	△ 2,838	63,109
	2. 徴収費	131,848	3,820	135,668
歳出合計		7,313,699	982	7,314,681

○ 議長（竹下義章君） 提案理由の説明をお願いします。

○ 総務部長（神藤恒治君） ただいま御上程いただきました議案第71号「平成4年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」につきまして御説明申し上げます。

内容につきましては、給与改定、期末手当特例措置等に伴います人件費の補正でございます。

それでは、予算書に基づきまして、内容の御説明を申し上げます。72ページでございます。

まず、第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ98万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億1,468万1,000円といたすものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

それでは、事項別明細書に基づき、歳出予算より内容の御説明を申し上げます。73ページでございます。

総務管理費では、職員の異動などにより給与費283万8,000円を更正減額いたし、徴収費では、382万円を追加計上いたしました。

また、これらに充当いたします財源としては、一般会計繰入金98万2,000円を追加計上いたしました。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第71号「和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」の内容でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（竹下義章君） 本件について質疑、御意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第71号は、原案どおり可決されました。

○

○ 議長（竹下義章君） 日程第25「平成4年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

議案第72号

平成4年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成4年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ87,089千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,528,575千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 既定の債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 既定の地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成4年12月15日 提出

和泉市長 池田 忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 分担金及び負担金		112,610	15,000	127,610
	1. 負 担 金	112,610	15,000	127,610
2. 使用料及び手数料		198,940	13,684	212,624
	1. 使 用 料	198,930	13,684	212,614
5. 繰 入 金		991,836	33,405	1,025,241
	1. 一般会計繰入金	991,836	33,405	1,025,241
7. 市 債		1,885,500	25,000	1,910,500
	1. 市 債	1,885,500	25,000	1,910,500
歳 入 合 計		3,441,486	87,089	3,528,575

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 下水道事業費		2,925,515	87,089	3,012,604
	1. 下水道総務費	674,396	40,247	714,643
	2. 下水道整備費	2,251,119	46,842	2,297,961
歳 出 合 計		3,441,486	87,089	3,528,575

第2表 債務負担行為補正

(単位：千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
公共下水道整備事業	平成4年度 ┆ 平成5年度	100,000	平成4年度 ┆ 平成5年度	460,000
公共下水道事業 用地取得事業	平成4年度 ┆ 平成5年度	30,000	平成4年度 ┆ 平成5年度	50,000
和泉市土地開発公社に委託し、先行取得する上記用地取得事業資金の元金及びその利子（債務保証）	平成4年度 ┆ 平成5年度	元 金 30,000 及びその利子	平成4年度 ┆ 平成5年度	元 金 50,000 及びその利子

第3表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	補			正			前			補			正			後			
	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法	期限	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法	期限	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法	期限	
公共下水道整備事業	1,885,500	普通貸借 又は 証券発行	年8.0% 以内	政府 銀行 その他	30年以内(内据置5年以内)ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮しもしくは繰上償還又は低利に借換えすることができ。	1,910,500	普通貸借 又は 証券発行	年8.0% 以内	政府 銀行 その他	30年以内(内据置5年以内)ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮しもしくは繰上償還又は低利に借換えすることができ。	1,910,500	普通貸借 又は 証券発行	年8.0% 以内	政府 銀行 その他	30年以内(内据置5年以内)ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮しもしくは繰上償還又は低利に借換えすることができ。	1,910,500	普通貸借 又は 証券発行	年8.0% 以内	政府 銀行 その他

- 議長（竹下義章君） 提案理由の説明を願います。
- 総務部長（神藤恒治君） ただいま御上程いただきました議案第72号「平成4年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」につきまして、内容の御説明を申し上げます。

補正予算の主な内容は、給与改定、期末手当特例措置等に伴います人件費の追加、南大阪湾岸北部流域下水道事業費負担金の追加並びに債務負担行為の補正などでございます。

それでは、予算書に基づきまして、内容の御説明を申し上げます。82ページでございます。

まず、第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,708万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億2,857万5,000円といたすものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

第2条は、債務負担行為の補正でございますが、国庫債務に伴います公共下水道整備事業及び公共下水道事業用地取得事業の追加でございます。内容につきましては、「第2表 債務負担行為補正」のとおりでございます。

第3条は、地方債の補正でございますが、公共下水道事業の追加でございます。内容につきましては、「第3表 地方債補正」のとおりでございます。

続きまして、事項別明細書に基づきまして、内容の御説明を申し上げます。88ページでございます。

まず、歳出予算でございますが、下水道総務費では、職員の異動に伴います給与費を更正減額し、下水道処理業務委託料1,368万4,000円、南大阪湾岸北部流域下水道事業費負担金3,564万6,000円をそれぞれ追加計上いたしましたものでございます。

次に、下水道整備事業費といたしまして、給与費の追加及び設計等委託料500万円、物件補償費2,600万円をそれぞれ追加計上いたしました。

それでは、これらに充当いたします歳入予算でございますが、86ページでございます。

分担金及び負担金1,500万円、使用料及び手数料1,368万4,000円、一般会計繰入金3,340万5,000円、市債2,500万円をそれぞれ追加計上いたしました。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第72号「平成4年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」の内容でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（竹下義章君） 本件について質疑、御意見ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議案第72号は、原案どおり可決されました。

○

○ 議長（竹下義章君） 日程第26「平成4年度和泉市水道事業会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

議案第73号

平成4年度和泉市水道事業会計補正予算（第2号）

第1条 平成4年度和泉市水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成4年度和泉市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第1項第4号中「21,900千円」を「9,930千円」に「351,310千円」を「474,845千円」に改める。

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)		(計)
	収	入	
第1款 水道事業収益	2,353,160千円	130,333千円	2,483,493千円
第1項 営業収益	2,142,236千円	143,788千円	2,286,024千円
第2項 営業外収益	210,914千円	△13,455千円	197,459千円
	支 出		
第1款 水道事業費用	2,428,053千円	108,753千円	2,536,806千円
第1項 営業費用	2,112,250千円	111,672千円	2,223,922千円
第2項 営業外費用	313,803千円	△2,919千円	310,884千円

第4条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「261,892千円」を「266,935千円」に、過年度分損益勘定留保資金「257,980千円」を「260,203千円」に、当年度消費税資本的収支調整額「3,912千円」を「6,732千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)		(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	653,710千円	73,280千円	726,990千円
第1項 企業債	320,000千円	98,000千円	418,000千円

第2項 工事負担金	324,700千円	△24,720千円	299,980千円
	支	出	
第1款 資本的支出	915,602千円	78,323千円	993,925千円
第1項 建設改良費	739,858千円	78,323千円	818,181千円

第5条 予算第5条に定めた起債の限度額、配水管更生事業「18,000千円」を「8,000千円」に
 拡張事業「282,000千円」を「390,000千円」にそれぞれ改める。

第6条 予算第7条中職員給与費「747,125千円」を「717,122千円」に改める。

第7条 予算第9条中たな卸資産の購入限度額を「268,427千円」を「298,287千円」に改める。

平成4年12月15日 提出

和泉市長 池田 忠雄

- 議長（竹下義章君） 提案理由の説明をお願いします。
- 水道部理事（仲田博文君） お許しを得まして自席から、ただいま御上程をいただきました議案第73号「平成4年度和泉市水道事業会計補正予算（第2号）」につきまして、提案の理由並びにその内容につきまして水道部仲田より御説明申し上げます。追加議案書98ページをお願いいたします。

今回、補正いたします主な理由といたしましては、一般会計と同様、先ほど、御議決を賜りました職員給与条例の一部改正に伴う人件費と、決算見込み額に基づき、収益的収支並びに資本的収支についてそれぞれ所要の補正措置を行うものであります。

まず第2条では、業務予定量について、第1項第4号中配水管更生事業2,190万円を993万円に、拡張事業3億5,131万円を4億7,484万5,000円にそれぞれ増減額するものでございます。

次に、第3条の収益的収入及び支出では、第1款 水道事業収益既決予定額に1億3,033万3,000円を増額し、合計24億8,349万3,000円といたすものでございます。

その主な内容は、第1項 営業収益においては、受託工事収益等で1億4,378万8,000円を追加計上し、第2項 営業外収益では、預金利率の低下による減収等により1,345万5,000円を減額いたすものであります。

一方、支出につきましては、水道事業費用既決予定額に1億875万3,000円を増額し、合計25億3,680万6,000円といたすものであります。

その主な内容は、第1項 営業費用では、受託工事及び補修工事の増額等と、給水量の伸び悩みに起因する受水費、薬品費、動力費の減を差し引きいたしまして、1億1,167万2,000円

を追加計上しようとするものであります。

次に、第4条の資本的収入及び支出については、第1款 資本的収入額の既決予定額に7,328万円を増額し、合計7億2,699万円といたすものであります。

その主な内容は、第1項 企業債では、配水管更生事業及び拡張事業の増減措置により差し引き9,800万円を増額し、第2項 工事負担金では、中央丘陵関連工事の一部繰り延べに伴い2,472万円減額するものでございます。

一方、支出につきましては、第1款 資本的支出の既決予定額に7,832万3,000円を増額し、合計9億9,392万5,000円といたすものでございます。

第5条以下は、補正に伴う所要の関連事項及びたな卸し資産購入限度額の変更であります。

以上が、今回、上程させていただきました水道事業会計補正予算の概要でございます。これらの詳細につきましては100ページ以下に記載しておりますので、何とぞよろしく御審議賜りまして、原案どおり可決、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○ 議長（竹下義章君） 本件について質疑、御意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第73号は、原案どおり可決されました。

○

○ 議長（竹下義章君） 日程第27「平成4年度和泉市病院事業会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

議案第74号

平成4年度和泉市病院事業会計補正予算（第2号）

第1条 平成4年度和泉市病院事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成4年度和泉市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第4号中「165,000千円」を「208,000千円」に改める。

第3条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支 出		
第1款 病院事業費用	5,323,577千円	69,814千円	5,393,391千円

第1項 医業費用 5,134,091千円 69,814千円 5,203,905千円
 第4条 予算第4条中「60,276千円」を「60,238千円」に、「144千円」を「182千円」に改め、
 同条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第1款 資本的収入	1,278,340千円	43,000千円	1,321,340千円
第1項 企業債	160,000千円	43,000千円	203,000千円
	支 出		
第1款 資本的支出	1,338,760千円	43,000千円	1,381,760千円
第1項 建設改良費	165,000千円	43,000千円	208,000千円

第5条 予算第5条の表起債の目的の欄中「医療器械購入事業」を「医療機器等整備事業」に、
 限度額の欄中「160,000千円」を「203,000千円」に改める。

第6条 予算第8条第1号中「2,880,606千円」を「2,950,420千円」に改める。

平成4年12月15日 提出

和泉市長 池田 忠雄

平成4年度和泉市病院事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

【収入】

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1. 病院事業収益	1. 医療収益		5,358,687	0	5,358,687	
		1. 入院収益	4,814,076	0	4,814,076	
		2. 外来収益	2,581,556	0	2,581,556	
2. 医療外収益		3. その他医療収益	2,069,420	0	2,069,420	
			163,100	0	163,100	
			544,611	0	544,611	
		1. 受取利息配当金	6,500	0	6,500	
		2. 他会計補助金	515,437	0	515,437	
		3. 国庫(府)補助金	3,516	0	3,516	
		4. 患者外給食収益	15,458	0	15,458	
		5. その他医療外収益	3,700	0	3,700	

【支出】

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1. 病院事業費用	1. 医療費用		5,323,577	69,814	5,393,391	
			5,134,091	69,814	5,203,905	
		1. 給与	2,880,606	69,814	2,950,420	
		2. 材料	1,489,500	0	1,489,500	
		3. 経費	572,160	0	572,160	
		4. 減価償却費	175,418	0	175,418	
2. 医療外費用	2. 医療外費用	5. 資産減耗費	4,507	0	4,507	
		6. 研究研修費	11,900	0	11,900	
			187,486	0	187,486	
		1. 支払利息及び 企業債取扱諸費	172,689	0	172,689	
		2. 患者外給食材料費	13,097	0	13,097	
		3. 消費税	1,700	0	1,700	
3. 予備費	3. 予備費		2,000	0	2,000	
		1. 予備費	2,000	0	2,000	

資本的收入及び支出

【 収 入 】

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考	
1. 資本的收入			1,278,340	43,000	1,321,340		
	1. 企業債		160,000	43,000	203,000		
		1. 企業債		160,000	43,000	203,000	
	2. 出資金		118,340	0	118,340		
		1. 出資金		118,340	0	118,340	
	3. 他会計長期借入金			1,000,000	0	1,000,000	
		1. 他会計長期借入金		1,000,000	0	1,000,000	

【 支 出 】

(單位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1. 資本的支出			1,338,760	43,000	1,381,760	
	1. 建設改良費		165,000	43,000	208,000	
		1. 器械備品購入費	165,000	43,000	208,000	
	2. 企業債償還金		173,760	0	173,760	
		1. 企業債償還金	173,760	0	173,760	
	3. 他會計長期借入金返還金		1,000,000	0	1,000,000	
		他會計長期借入金返還金	1,000,000	0	1,000,000	

- 議長（竹下義章君） 提案理由の説明を願います。
- 病院事務局長（橋本昭夫君） それでは、ただいま御上程いただきました議案第74号「平成4年度和泉市病院事業会計補正予算（第2号）」につきまして、病院事務局長橋本から提案理由並びにその内容を簡潔に説明申し上げます。追加議案書120ページでございます。

今回の補正は、先ほど、御議決いただきました議案第68号、第69号の条例制定に伴う給与費の補正並びにコンピューターの導入等による資本的支出の器械備品購入費の増額補正と、それに伴う資本的収入の企業債の増額補正でございます。

それでは、補正予算各条につきまして、その内容を御説明申し上げます。

まず、第2条でございますが、本条は、予算第2条に定めた業務の予定量を補正するものでございまして、当初予算において磁気共鳴コンピューター断層撮影装置（M. R. I）の新規導入を計画しておりましたが、同装置の設置場所等につきまして再検討したいと考え、本年度の導入を来年度に移行いたしたく存じます。

また、現有のコンピューターは、昭和61年度に導入いたしましたもので、増加する患者あるいは複雑化する診療報酬改定等に容量的に対応できなくなりましたので、上位機種への切り替えが急務となっておりまして。今年中にこの更新を行いたく、器械備品購入費の1億6,000万円を2億800万円に改めるものでございます。

第3条は、収益的支出の予定額の補正でございまして、病院事業費用に給与費の増加分6,981万4,000円を追加するものでございます。

次に、第4条は、当年度分損益勘定留保資金を6,023万8,000円に、また、当年度分消費税資本的収支調整額を18万2,000円に改め、資本的収入は、企業債4,300万円を追加し、13億2,134万円といたします。

なお、資本的支出では、建設改良費に4,300万円を追加し、13億8,176万円といたすものであります。

第5条は、予算第5条の表中の起債の目的「医療器械購入事業」を「医療機器等整備事業」に改め、また、限度額1億6,000万円を2億300万円に改めるものであります。

第6条は、議会の議決を経なければ流用することのできない職員給与費の額を29億5,042万円に改めるものでございます。

なお、これらの説明資料を次ページ以下に添付してございますので、御参照いただきたいと思います。

以上、まことに簡単でございますが、議案第74号の説明を終わります。何とぞよろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定賜りますようお願いいたします。

○ 議長（竹下義章君） 本件について質疑、御意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第74号は、原案どおり可決されました。

○

○ 議長（竹下義章君） 日程第28「生産緑地地区の保全及び育成に関する要望決議」を議題といたします。

決議文を朗読させます。

（事務局朗読）

平成4年12月17日

和泉市議会議長

竹下義章 殿

提出者

和泉市議会議員 天堀 博

同 赤阪 和見

同 須藤 洋之進

同 若浜 記久男

同 西口 秀光

同 中塚 新治

同 松尾 孝明

同 穴瀬 克己

同 大谷 昌幸

同 友田 博文

生産緑地地区の保全及び育成に関する要望決議

標記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出する。

議員提出議案第17号

生産緑地地区の保全及び育成に関する要望決議

新生産緑地法に基づく生産緑地地区の指定は、平成4年11月19日開催の第2回大阪府都市計画地方審議会において確定されたところである。

いうまでもなく新法においては、都市における農地等の適正な保全を図ることにより、良好な都市環境の形成に資することを国及び地方公共団体の責務であると規定している。よって建設省におかれては、関係省庁と十分な連携のもと、生産緑地地区の積極的な保全と育成がなされるよう措置すると共に、生産緑地地区指定の作業が極めて短期間のうちになされたため、小作地等の問題を含め、今日なお多数の関係農家はその対応に苦慮しているところである。

よって、平成5年度以降においても随時指定が行われるよう、その実現方を強く要望する。

以上、決議する。

平成4年12月17日

大阪府和泉市議会

- 議長（竹下義章君） 提案の趣旨説明を願います。
- 25番（天堀 博君） 25番・天堀です。ただいま事務局が朗読しております。ここに書いてありますように、何分にも短期間でその作業が行われましたので、いまだにかなりの農家で生産緑地指定の希望のあるところもございますので、ぜひ皆様方の御賛同をよろしく願いたいと思います。
- 議長（竹下義章君） 本件について質疑、御意見ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。
お諮りいたします。本件を原案どおり決議することに御異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議ないものと認めます。よって、議員提出議案第17号は、原案どおり決議することに決しました。

-
- 議長（竹下義章君） 日程第29『国民の祝日「海の日」制定を求める意見書』を議題といたします。

意見書を朗読させます。

（事務局朗読）

平成4年12月17日

和泉市議会議長

竹下義章 殿

提出者

和泉市議會議員 松尾孝明

同 友田博文

同 若浜記久男

同 須藤洋之進

同 西口秀光

同 天堀博

同 穴瀬克己

同 大谷昌幸

同 中塚新治

国民の祝日「海の日」制定を求める意見書

標記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出する。

(別紙)

議員提出議案第18号

国民の祝日「海の日」制定を求める意見書

我が国は、四面を海に囲まれた海洋国家である。

海は、我々日本人の食生活の多くを占める水産品の調達はもちろん、日常生活に欠くことのできない物資の大半を海上輸送によって確保し、貿易立国としての我が国を支えてきた。

また、海は海水浴や潮干狩りなど、国民の憩いの場として親しまれ、釣りやクルージング等マリレジャーによる余暇活動の場として、新たな役割も期待されている。

このように、我が国と海との歴史的、文化的及び社会的かかわりを考えた場合、国民が海の大切さを理解し、恩恵に感謝し、さらに国際化社会に向けて、これからの海の利用と安全及び環境保全について考えるためにも、海洋国家日本が世界に先がけて、「海の日」を国民の祝日として制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成4年12月17日

大阪府和泉市議会

- 議長（竹下義章君） 提案の趣旨説明を願います。
- 7番（松尾孝明君） ただいまの朗読どおりでございますので、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。
- 議長（竹下義章君） 本件について質疑、御意見ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。
お諮りいたします。本件を原案どおり意見書を提出することに御異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議ないものと認めます。よって、議員提出議案第18号は、原案どおり意見書を提出することに決しました。

○

- 議長（竹下義章君） 日程第30「義歯（入れ歯）の健康保険適用範囲拡大と診療報酬引き上げを求める意見書」を議題といたします。
意見書を朗読させます。
（事務局朗読）

平成4年12月17日

和泉市議会議長

竹下義章 殿

提出者

和泉市議会議員 松尾孝明

同 友田博文

同 若浜記久男

同 須藤洋之進

同 西口秀光

同 天堀博

同 穴瀬克己

同 大谷昌幸

同 中塚新治

義歯（入れ歯）の健康保険適用範囲拡大と診療報酬引き上げを求める意見書
標記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出する。

議員提出議案第18号

義歯（入れ歯）の健康保険適用範囲拡大と診療報酬引き上げを求める意見書

日本の入れ歯人口は、1千万人、10人に1人が入れ歯といわれているが、その半数以上の人は入れ歯が合わなくて悩んでいるといわれている。特に「保険で作った入れ歯は合わない」という声が圧倒的である。それは入れ歯は一つ一つがオーダーメイドの精密さが求められ、その調整が決め手であるが、保険の入れ歯は診察から技工士に払う料金も含め、総義歯上下で5万円で、少なくとも数回の調整が必要であるのに、ほとんど1回ですまされているのが現状である。

また、自費診療になると医師と患者の契約となり20万円、60万円、場合によっては100万円以上かかることも少なくないところであり、その負担は大なるものである。

歯は人の健康と命の保全に大きな役割を担っているものである。

よって政府は、「よい入れ歯を健康保険で」という多くの切実な声にこたえ、健康保険の適用範囲拡大と診療報酬の引き上げを早期に実施するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成4年12月17日

大阪府和泉市議会

- 議長（竹下義章君） 提案の趣旨説明を願います。
- 7番（松尾孝明君） ただいまの朗読とおりでございますので、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。
- 議長（竹下義章君） 本件について質疑、御意見ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。
お諮りいたします。本件を原案どおり意見書を提出することに御異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議ないものと認めます。よって、議員提出議案第19号は、原案どおり意見書を提出することに決しました。

-
- 議長（竹下義章君） 日程第31『「国連・障害者の十年」最終年にあたっての意見書』を議題といたします。
意見書を朗読させます。

(事務局朗読)

平成4年12月17日

和泉市議会議長

竹下義章 殿

提出者

和泉市議会議員 松尾孝明

同 友田博文

同 若浜記久男

同 須藤洋之進

同 西口秀光

同 天堀博

同 穴瀬克己

同 大谷昌幸

同 中塚新治

「国連・障害者の十年」最終年にあたっての意見書

標記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出する。

(別紙)

議員提出議案第20号

「国連・障害者の十年」最終年にあたっての意見書

今年「国連・障害者の十年」の最終年である。

国際障害者年以降、障害者対策は全般的に着実な進展をみせており、国民の障害者問題についての理解と障害者自身の社会参加意識の高まりや自立への努力も目ざましいものがあるものの、なお解決すべき課題が残されていることも事実である。

障害者は、生活全般にわたって国際障害者年の理念である「完全参加と平等」が実現されるよう切実にもとめており、「国連・障害者の十年」に引き続いて、今後も政府を中心として各地方自治体においても地域で障害者が安心して生活できるよう取り組んでいく必要がある。

よって政府におかれては、中央心身障害者対策協議会の意見具申に基づき、今日の状況を踏まえた新たな長期計画を策定し、総合的な視点に立っての障害者対策を協力を推進していくとともに、その必要な財政措置を講じられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成4年12月17日

大阪府和泉市議会

- 議長（竹下義章君） 提案の趣旨説明を願います。
- 7番（松尾孝明君） ただいまの朗読どおりでございますので、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。
- 議長（竹下義章君） 本件について質疑、御意見ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。
お諮りいたします。本件を原案どおり意見書を提出することに御異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議ないものと認めます。よって、議員提出議案第20号は、原案どおり意見書を提出することに決しました。

○

- 議長（竹下義章君） 日程第32「2兆円規模の所得減税を求める意見書」を議題といたします。
意見書を朗読させます。
（事務局朗読）

平成4年12月17日

和泉市議会議長

竹下義章 殿

提出者

和泉市議会議員 西口秀光

同 若浜記久男

同 友田博文

同 天堀博

同 穴瀬克己

同 大谷昌幸

同 中塚新治

同 松尾孝明

同 須藤洋之進

2兆円規模の所得減税を求める意見書

標記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出する。

(別紙)

議員提出議案第21号

2兆円規模の所得減税を求める意見書

ここ数年勤労者の所得減税が実施されていない。そのため勤労者にとって税の負担が年々高まってきている。併せて景気後退にともない、賃金の伸び率低下も加わって、勤労者の可処分所得は完全に低迷状態にある。

したがって今回2兆円規模の所得減税は、勤労者の生活の安定と向上に寄与するだけでなく、不景気が深刻化する中、減税は可処分所得の上昇となって、個人消費を促すことになり、景気回復に大きな役割を果たすはずである。

したがって、政府は各種控除の引き上げや、課税最低限の引き上げ等により、早急に2兆円規模の所得減税を実施すべきであると強く要請する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成4年12月17日

大阪市和泉市議会

- 議長(竹下義章君) 提案の趣旨説明を願います。
- 17番(須藤洋之進君) ただいまの朗読どおりでございますので、議員皆様方の御賛同をよろしくお願いいたします。

- 議長(竹下義章君) 本件について質疑、御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり意見書を提出することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議員提出議案第21号は、原案どおり意見書を提出することに決しました。

○

- 議長（竹下義章君） 日程第33「乳幼児医療の充実に関する意見書」を議題といたします。
意見書を朗読させます。

（事務局朗読）

平成4年12月17日

和泉市議会議長

竹下義章 殿

提出者

和泉市議会議員	穴瀬克己
同	天堀博
同	須藤洋之進
同	大谷昌幸
同	友田博文
同	若浜記久男
同	松尾孝明
同	中塚新治
同	西口秀光

乳幼児医療の充実に関する意見書

標記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出する。

（別紙）

議員提出議案第22号

乳幼児医療の充実に関する意見書

核家族や都市化の進行、女性の社会進出、受験戦争の激化など、子どもや家庭を取り巻く環境は大きく変化している。

21世紀の我が国を担う子どもたちが心身共に健やかに育つための環境づくりを進めることは、高齢化対策と並んで最も重要な課題である。

よって政府は、今後、乳幼児に係わる疾病の予防・早期発見を促進し、あわせて乳幼児医療費負担の軽減を図るために、必要な施策を講じられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成4年12月17日

大阪市和泉市議会

- 議長（竹下義章君） 提案の趣旨説明を願います。
- 19番（穴瀬克己君） ただいまの朗読とおりでございますので、議員皆様方の御賛同をよろしくお願いいたします。

- 議長（竹下義章君） 本件について質疑、御意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案とおり意見書を提出することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議員提出議案第22号は、原案とおり意見書を提出することに決しました。

-
- 議長（竹下義章君） 日程第34『保育所「最低基準」職員配置の改善と保育所職員の労働条件の改善を求める意見書』を議題といたします。

意見書を朗読させます。

（事務局朗読）

平成4年12月17日

和泉市議会議長

竹下義章 殿

提出者

和泉市議会議員	天堀博
同	若浜記久男
同	西口秀光
同	須藤洋之進
同	穴瀬克己
同	友田博文
同	中塚新治
同	松尾孝明

保育所「最低基準」職員配置の改善と保育所職員の労働条件の改善を求める意見書
標記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出する。

議員提出議案第23号

保育所「最低基準」職員配置の改善と保育所職員の労働条件の改善を求める意見書

今日、働く女性が激増するいっぽうで、出生率が低下しつづけ、子どもを健やかに生み育てる環境づくりは大きな社会問題となっている。

子育ての専門施設である保育所は、働く父母にはもとより、家庭で子育てをしている父母にとっても大切な施設として活用がひろがっている。

政府が「保育所の多様化ニーズに応える」として一時的保育事業、夜間延長保育、長時間保育サービス、育児リフレッシュ支援事業、途中入所対策など次々打ち出している新しい施策の費用は保育所運営の基本財政となる措置費に組入れられず、すべて補助金事業によるため、現在の保育所「最低基準」に示されている職員配置では、住民の多様なニーズに応える保育の実施は困難である。また、保育所職員の人手不足は深刻である。

地方自治体の保育施策推進にあたっては、国の職員配置基準の改善、職員の労働条件改善、賃金の引き上げが求められている。よって、当議会は政府に対して下記の事項について、その実現を強く求めるものである。

記

- 1 保育所最低基準の職員配置基準を大幅に改善すること。
- 2 保育所職員の大幅賃上げ、労働時間の短縮、週休二日制を早急に実施すること。必要な財源は国において十分に措置すること。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成4年12月17日

大阪府和泉市議会

- 議長（竹下義章君） 提案の趣旨説明を願います。
- 25番（天堀 博君） ただいまの朗読どおりでございますので、よろしくお願いをしたいと思えます。
- 議長（竹下義章君） 本件について質疑、御意見ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。
お諮りいたします。本件を原案どおり意見書を提出することに御異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議員提出議案第23号は、原案どおり意見書を提出することに決しました。

- 議長（竹下義章君） 日程第35「乳幼児医療費、無料化を求める請願」を議題といたします。
請願を朗読させます。
（事務局朗読）

請願第2号

乳幼児医療費、無料化を求める請願

紹介議員

和泉市議会議員

天堀 博

猪尾 伸子

乳幼児医療費、無料化を求める請願書

〔請願趣旨〕

女性の社会進出が進む昨今、子どもを生き育てながら、働き続けるのは、大変厳しく、そのため条件整備は、切実な願いとなっています。

近年では、出生率が1.53%と低下し、政府も対策に乗り出しています。こうした中、子どもを健康に育てることは、国民的にも大切な課題となっており、特に抵抗力の弱い乳幼児は、医療の面でも助成が、強く望まれます。

現在、5都道府県を除く全国の自治体で、乳幼児の医療費が助成されており、大阪府下でも、9つの自治体が独自に助成しています。

若い親は、経済的にも不安定であり、和泉市でも是非、乳幼児の医療費を、無料化していただきますよう、請願致します。

〔請願項目〕

1. 乳幼児の医療費を無料にして下さい

平成4年12月17日

代表 和泉市王子町970番地の1

寺尾 悦子

他 3,840名

和泉市議会議長

竹下義章 殿

- 議長（竹下義章君） 紹介議員の請願の趣旨説明を願います。
- 25番（天堀 博君） ただいま事務局朗読どおりでありますので、ぜひ所管の委員会に付託をされ、慎重な審査をよろしくお願ひしたいと思います。
- 議長（竹下義章君） 本件について質疑、御意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件については十分調査検討の必要がありますので、所管の厚生病院委員会に付託し、閉会後も審査をお願いしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、本請願を厚生病院委員会に付託することに決めます。委員の皆さんにはまことに御苦勞ではございますが、よろしく御審査をお願いをいたします。

○

- 議長（竹下義章君） 以上をもちまして、本定例会に付議されました諸議案は、すべて議了いたしました。

それでは、閉会に当たり市長のごあいさつを願います。

（市長登壇、閉会あいさつ）

- 市長（池田忠雄君） 一言、御礼のごあいさつを申し上げます。

去る15日、第4回定例会をお願いを申し上げ、多数の重要議案を御提案をさせていただきましたところ、議員皆様方には、年末何かとお忙しい折にもかかわらず慎重御審議を相賜り、御可決、御承認をいただきましたことを衷心より厚く御礼を申し上げる次第であります。

本議会を通じまして種々御指摘をいただきました諸事項、御意見、御要望に対しましては、これを尊重させていただきながら市政運営に遺憾なきを期してまいる所存であります。議員皆様方におかれましても、市政運営につきまして、今後、なお一層の御支援と御協力をお寄せを賜りますようお願いを申し上げます。

いよいよ本年も余すところ半月足らずとなりました。寒さもこれから一段と加わってまいることと存じます。議員皆様方には、くれぐれも御自愛をいただきまして、新しきよきお年をお迎えをいただきますようひたすらお祈りを申し上げまして、はなはだ簡単ではございますが、閉会に当たりましての心を込めての御礼のごあいさつに代えさせていただきたいと存じます。

本当に長時間、ありがとうございました。

(議長登壇、閉会あいさつ)

○ 議長(竹下義章君) 閉会に当たりまして、一言、御礼を申し上げます。

本年最後の定例会も本日をもって閉会の運びとなりましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。

本定例会を通じ議会運営に格段の御協力をいただき、終始円満に終了でき得ましたことは、改めて議員各位の御支援のたまものと衷心より重ねて厚く御礼を申し上げます。

最後に、本年もあとわずかになりました。寒さも一段と厳しくなる折から健康に御留意され、よいお年をお迎えくださるようお祈りを申し上げます。

それでは、これをもって平成4年第4回定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

(午後2時43分閉会)

○

会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

和泉市議会議長

竹下義章

同副議長

木村静雄

同署名議員

上田育子

同署名議員

田代一男

同署名議員

松尾孝明